明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会 参議院会議録追録（その一）

○質問主意書及び答弁書

建設省定員内職員の増加に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十一年十二月二十日　田中　一

参議院議長松野鶴平殿

建設省定員内職員の増加に関する質問主意書

一、建設省に在職する常勤労務者（通称・準職員という）及び常勤的非常勤職員（通称・補助員という）など、その職務内容、勤務状態が、ほぼ定員内職員と同じような職員は何名いるか。

その職種、在職年数の概略の構成区分は、どのようになつているか。

また、これらの職員は、なぜこのように増加したのか、その理由を説明せよ。

二、建設省においては定員内職員と同じような定員外職員が二倍近く在職しているようであるが、現在、公務員制度の改正が研究、調査されている段階の中で、当面、昭和三十二年度の建設省の定員数を決める場合、どのような条件が考慮されるのか。

公務員制度改正の方向のなかに事務、技術と技能、労務を分離する、或は技能、労務を公務員より除外するというような一案があると伝えられているが、建設省のような現業的業務にある省庁においては、このような、分割、除外は不適当と考えるが、どうか。

前項が、いまだ不明確な段階においても、定員内職員と同じような定員外職員の事務、技術については、制度改正に無関係に定員化すべきと考えられるが、どうか。

三、建設省における多数の定員外職員（常勤労務者、常勤的非常勤職員）の給与はすべて事業費支弁であるが、このような恒常的、監督的職務にある職員の給与は、国費の正常な使途の面からも、当然、行政部費から支出されるべきと考えるが、どうか。

内閣参質第一号

昭和三十一年十二月二十八日

内閣総理大臣　石橋　湛山

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員田中一君提出建設省定員内職員の増加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出の建設省定員内職員の増加に関する質問に対する答弁書

一、建設省に雇用されている常勤労務者及び常勤的非常勤職員は、一七、一三四名であるその職種、在職年数の概略の構成区分は、別表のとおりである。

次に、これらの職員の増加した主な理由は、近年相当増加してきている直轄事業を処理させるため、臨時的に多数の常勤労務者及び常勤的非常勤職員を雇用してきたのであるが、これらの事業の多くは、事実上後年度に継続するとともに、総体の事業量においても、年々増加してきているので、これに従事する職員もまた、大部分は継続雇用されてきたからである。

二、昭和三十二年度において、建設省の定員を改正する場合は、当該年度の業務量等をかんあんして定められる。

また、国家公務員の範囲及び分類については、目下検討中であり、具体的成案を得るに至つていない。

なお、建設省は、昭和三十二年度において、一〇、七一二名の定員化の要求をしているが、これについては、目下検討中であり、決定を見ていない。

三、公共事業にたずさわる定員外職員は、本来公共事業の規模等に応じて臨時的に雇用されるべき性質のものであるから、公共事業費の当該科目で支弁されることが適当であると考える。

別表

建設省における常勤労務者及び常勤的非常勤職員の職別勤続年数表

職別		現在員	勤続年数 1年未満	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満	5年以上
常勤労務者	事務員	3,344	220	133	301	424	517	1,749
	技術員	3,021	261	280	463	400	437	1,180
	技能員	4,349	75	89	220	417	514	3,034
	労務員	725	2	14	17	81	103	508
	計	11,439	558	516	1,001	1,322	1,571	6,471
常勤的非常勤職員	事務	1,758	386	466	336	235	60	275
	技術	776	230	210	209	78	20	29
	技能	1,843	181	247	251	242	196	717
	労務	670	62	75	100	75	70	288
	庁務	657	77	117	89	94	93	187
	計	5,695	936	1,115	985	724	439	1,496
合計		17,134	1,494	1,631	1,986	2,046	2,010	7,967

沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年一月十四日　田中　一

参議院議長松野鶴平殿

沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問主意書

沖縄に在る国有財産及びその国土保全に関し左の諸点について政府の答弁を求める。

一、沖縄に在る国有財産に就いて、山林、原野、田、畑、宅地その他を種別に、その所在地市町村別の面積と管理状況はどうなつているか。

二、沖縄に在る国有財産中、一部分は米軍によつて管理されているが、それは政府の了解のもとになされているのか。

三、沖縄の地位を決めたサンフラン

シスコ条約には、同地所在の国有財産に就いて何等明記していないので、国有財産の上に何等かの権利を行使しようとするときは、日本政府の諒解を要すると思うが所見如何。

四、沖縄において米国が条約上の権利として、司法、行政、立法の三権を行使する場合と雖も、領土の保全に就いては、善良なる管理者の義務を怠つてはならないと思う。従つて、米軍の作為に基いて国土の一部が滅失（砂防策を考慮することなく、海岸の砂を採りその為に護岸が破壊されて、田畑が滅失して海に変じた箇所が無数にある）したような場合には、わが国の潜在主権を侵害したことになると思うが所見如何。又このような事態の発生に処して、領土保全上米国に対して意思表示をする考えがあるか。

五、所謂プライス勧告に端を発した沖縄県民の土地買上反対闘争に関する政府と国民に対する援助懇請の要点は『現在のような変形的特殊な状況下で土地が米軍に買上げられるという事は、単なる財産権上の所有権の性質を超えた重大な問題である。日本に復帰した暁と雖も、国土に瑕のつく結果が予想されるから領土権に基いて、政府の取り扱うべき問題である』として訴えている。日本国民としては、至極当然の配慮によるものである。

政府は沖縄県民の陳情をどのように理解し、米国とどのような交渉をしたか。その経過はどうか。

内閣参質第二号

昭和三十二年一月二十二日

内閣総理大臣　石橋　湛山

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員田中一君提出沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出沖縄に在る国有財産と国土保全に関する質問に対する答弁書

一、沖縄に所在する国有財産は、現在琉球列島米国民政府財産管理課が管理しているので現況はつまびらかでない。

二、三、桑港平和条約第三条の規定によりその範囲内において了解が与えられているが、最終的処分については政府の特別の了解を要すると考える。

四、わが国が沖縄において保有しているとされている潜在主権（潜在的の領土主権）は、いわゆる土地に対する私法上の所有権とは性質を異にするものであり、従つて単なる土地の部分的滅失添加の問題を領土主権の観点より論ずることは妥当ではない。

五、土地問題に関し一月四日レムニッツア民政長官は、いかなる形式においても土地の所有権を取得しない旨発表しているので、沖縄住民の土地買上げに対する懸念はなくなつたものと考えている。

政府は四原則に表現された沖縄住民の意向を屢次にわたつて米側に伝え善処を要請した。

なお沖縄において米側が設けた制度は、沖縄が日本に返還される場合日本が容認するような制度に当然切替えられるものと考える。

北洋鮭鱒漁業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年一月二十一日

青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

北洋鮭鱒漁業に関する質問主意書

一、日ソ漁業交渉に関する所謂河野密約「凶漁八万トン、豊漁拾万トン」に対し現政府はこれを継承しているか。

二、北洋鮭鱒漁船の経済安定操業を確保するためには関係業者の一致した見解である「最低基準拾五万トンを相当程度上廻るトン数」を確保する必要ありと思料するが今回の日ソ漁業委員会に対して日本側の主張するトン数如何。

三、政府は北洋独航船一隻当りの採算点を決定するに当つて関係独航船主その他の意向を考慮する必要ありと思料するが、政府のこれに対する見解如何。

四、日ソ漁業委員会において前項の採算を割るトン数決定の際、減船整理を如何なる方法において措置するか。

五、前項の減船整理の場合、国家補償を至当と思料するが、これに対する見解如何。

なお右減船された船の補償金交付に関し免税措置を当然と思料するが、これに対する見解如何。

更に、右被整理船の転換方策を如何に考慮するか。

六、日ソ漁業条約に関し次の改訂措置を必要とするが、これに対する見解如何。

1. 条約附属書

1　さけ（ロ）項

距岸「四十海里」を「河口より二十海里を半径とする範囲」に限定すること。

2. 条約附属書

1　さけ（ハ）項

西オホーツク海域は附属書の規定通りで差支えない。

流網の長さ　十　粁

間　隔　十二粁

東アリューシャン海域において所謂ライン内外の区域を撤廃して全海域にわたり左記の通り改訂する。

流網の長さ　十七粁

間　隔　六　粁

内閣参質第三号

昭和三十二年一月二十九日

内閣総理大臣　石橋　湛山

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鱒漁業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鱒漁業に関する質問に対する答弁書

一、日ソ漁業交渉の過程において、委員会で総漁獲量を決定するに当り、両国の話し合いがつかない場合は、ソ連領域内の漁獲量との見合いを前提とし、凶漁年八万トン豊漁年一〇万トンを基準として決定するという趣意の話し合いが出た経緯もあるが、今後開かれる委員会における交渉に当つてはこれらの経緯をも参照しつつ我方の主張すべき点は主張して出来る限り有利な妥結点を見出して行きたい。

二、条約の本旨に従い、資源の最大の持続的生産性を維持し、北洋漁業の安定した経営が得られるよう、適正な漁獲量を確保することに努める所存であるが、具体的なトン数については、明かにするまでに至つていない。

三、北洋の出漁規模を策定するに当つては、漁業者の経営採算のほか、各般の事情を勘案しなければならないが、政府としては、これに関し業界の実情を充分考慮して措置したいと考えている。

四、五、

委員会において極力適正な漁獲量の確保を図ることに努める所存であるが、その後のことについては、実情に応じ、妥当な処置を講じて遺憾なきを期したい。

六、

一、については科学的根拠に基いて検討することにしている。

二、についても、今後操業の実際に即し、科学的根拠に基いて検討するよう致したい。

北洋鮭鱒漁業に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年二月九日

青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

北洋鮭鱒漁業に関する再質問主意書

昭和三十二年一月二十一日附をもつて提出した北洋鮭鱒漁業に関する質問主意書に対し同月二十九日附の答弁書に接しましたが、左記の諸点に関し重ねて政府の所信を明示せられんことを望む。

一、千九百五十六年においては、制限区域内の島嶼及び大陸沿岸の海岸線から沖合四十海里であつたが、これを今後撤廃するを当然と信ずるが、その見解を承わりたい。

二、独航船の操業は、北洋における悪天候等の実情から見て、漁網の操作に関し種々な制限を加えられることは、徒らに漁船拿捕の危険に陥り易いことが明白であるから、これらの制限を撤廃すべきではないか、見解を承わりたい。

三、北洋漁業（サケ、マス）の独航船従業者としては、最低漁獲総量十八万トンを確保しなくては死活問題といわれているので、日ソ漁業合同委員会においては、飽くま

でこの目的を貫徹すべきであると信ずるが、これに対する見解を承わりたい。

四、日ソ漁業条約附属書において、独航船に関し、漁獲量と漁撈法と二重の制限を加えているのであるが、漁獲量と網目の協定があれば、操業に関する煩雑な制限は撤廃すべきではないか、見解を承わりたい。

内閣参質第四号

昭和三十二年二月十九日

内閣総理大臣
臨時代理
国務大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鱒漁業に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出北洋鮭鱒漁業に関する再質問に対する答弁書

現在日ソ漁業委員会が開催されているときでもあるので御質問の各項目について具体的に見解を述べることは差し控えたいが、今次委員会において政府としては漁業資源の保存と漁業の最大持続的生産性の維持を目的とする。日ソ漁業条約の本旨に従い、それぞれの各項目についての討議に際しては、科学的根拠及び資料に基き、然るべく善処して参りたいと考えている。

漁業調整等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年二月九日　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

漁業調整等に関する質問主意書

現行漁業法において規定せられている漁業調整委員会の制度は、漁業に関する調整問題に極めて重要視すべき機関であるにもかかわらず、その制度そのものにも不備があるばかりでなく、これが運営に関して深い関心が払われていないことは甚だ遺憾である。次の諸点に対する政府の見解を明示せられんことを望む。

一、漁業調整費等国庫の負担補助金の単価引上げ、増額の措置を講じて、該委員会の機能を充分を発揮せしめられたい。

二、漁業調整委員会書記の任免権の確立と身分保障に関し適当の措置を講ずるのでなければ、該委員会の運営は甚だ困難である。

三、漁業調整委員会の指示権は、これに伴う罰則がなくては実効を期し難いのであるが、その期間が短かい場合の如きは有名無実に終るのであるから関係法規を改正強化せられたい。

内閣参質第五号

昭和三十二年二月十九日

内閣総理大臣
臨時代理
国務大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出漁業調整等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出漁業調整等に関する質問に対する答弁書

(1)　漁業調整費等の負担について

漁業調整委員会の運営活動が充分に行われるために必要な経費については、本年度もこれを予算化し有効適切に使用し委員会の機能を発揮せしめるよう指導いたしたい。

なお、昭和三十二年度は、人件費について補助単価の引上げを行うよう予算案に計上している。

(2)　漁業調整委員会の書記について

漁業調整委員会の書記の任免権については現行法には明確な規定はないが、地方自治法第一八〇条の六の規定の反対解釈として書記の任免権は委員会にあると解している。

また、身分保障については、各都道府県の定数条例に書記を含ませ、都道府県職員と同様の身分保障を図るよう指導している。

(3)　漁業調整委員会の指示権について

漁業調整委員会の指示は、これに従わない者に対し十五日以上の催告期間をおいて知事が漁業調整委員会の指示に従うべきことを命令することにより法的強制力を生ずるものであるが、委員会指示に即時強制力を与えることの可否については、慎重に検討致したい。

根室近海漁業の日ソ暫定協定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年二月十三日　青山　正一

参議院議長松野鶴平殿

根室近海漁業の日ソ暫定協定に関する質問主意書

北海道東部における沿岸住民は、終戦後十年有余にわたり領土帰属運動とともに、根室近海（ハボマイ諸島、シコタン島、クナシリ及びエトロフ両島を含む）における漁業の安全操業に関しての保障を求めていたことは周知の通りである。然るに、終戦後の昭和二十一年より昨年末までに、ソ連側に拿捕せられた漁船及び乗組員は延四三三隻、三、五〇〇人の多きに達しており、日ソ共同宣言発効後の今日も依然として領海侵犯を理由として拿捕の危険にさらされている実情は、地方住民の問題として放任し難いのである。これが対策としては、領土帰属問題の如何にかかわらず、この際、速かに両国間において、暫定協定を締結することが甚だ急務であると信ずるのであるが、次の諸点にわたり、政府の所見を明示せられんことを望む。

一、前記海域における拿捕船員は、ソ連の特赦により、事実上殆んど送還せられていたとはいえ、本年春季から、更に領海侵犯事件を引起すの情勢があるので、日ソ国交回復後といえども、何等かの対策が必要であること明かである。

二、前記海域における漁業に関しては、領土帰属問題との関連性ある外交問題として実現せらるべきであるとしても、千九百三十年ロンドンにおいて調印せられた英ソ暫定漁業協定の趣旨に則り、日ソ平和条約発効に至るまでの間、両国間の暫定協定を締結するの他はないこと明かである。

三、右の暫定協定の骨子としてはハボマイ諸島、シコタン島の周辺においては〇海里まで、クナシリ、エトロフ両島については、その干潮線三海里より十二海里の距離の間で、漁撈を行い得るものたることを明確にすべきである。

四、四ソ漁業合同委員会開会中、本件の問題に対しても適当な解決を求める用意があるかを明かにせられたい。

内閣参質第六号

昭和三十二年二月二十二日

内閣総理大臣
臨時代理
国務大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員青山正一君提出根室近海漁業の日ソ暫定協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出根室近海漁業の日ソ暫定協定に関する質問に対する答弁書

一、わが国としては千島及び国後択捉の領土帰属問題が未解決であり又歯舞、色丹についても現実の引渡は平和条約締結の時となつています。従つて領土問題に影響を及ぼす問題については慎重に考究を要するものと考えています。もつともこの近海に発生する漁船のだ捕事件については差し当りその状況に応じてその都度ソ連側と交渉するより外ないと認められます。

二、一九三〇年の北氷洋バレンツ海におけるトロール漁業に関する英ソ間の協定は、ソ連側の英国との通商協定締結希望等の事情の下に成立したものであり、その経緯において日ソ間の問題とは著しく趣を異にするものであります。

三、日ソ漁業委員会の関係については目下開会中であり、これに言及し得る段階にはいたつていません。

沖縄に在る国有財産と国土保全に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年二月二十一日　田中　一

参議院議長松野鶴平殿

沖縄に在る国有財産と国土保全に関する再質問主意書

昭和三十二年一月十四日付質問第二号に対する昭和三十二年一月二十二日付答弁書第二号における内閣の答弁は諒解できないばかりでなく、そのような考えは国の利益を放棄する極めて有害のものということができる。従つて再度左の如く質問する。

一、現在琉球列島米国民政府財産管理課が管理している沖縄に在る国有財産の管理は「桑港条約第三条

の規定によりその範囲内において諒解が与えられている」とする同条解釈の根拠を詳細且つ具体的に答弁を求める。

二、日本がそのような考え方をしているためと思われるが現地米軍は日本の国有財産であれば、土地収用に関して関係者と談合する必要もない現状に照して、終戦前日本軍が使用した土地は国有財産なりと独断して土地の無償取上げの方法をもとりつつあるようである。

勝つためという至上命令によって日本軍に無償で使用された土地がそのために今又米軍に国有財産と断定されて無償取上げが行われているとするならば由々しき問題であり、政府の責任又極めて重大である。

政府は沖縄におけるこのような米軍のやり方を承知しているか、承知しているとすればそれをもなお桑港条約第三条の範囲内の行為と解釈して黙認するのか、承知していないとするならば現地を調査して事実を明確にする意思があるか。

内閣参質第七号

昭和三十二年三月一日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議員松野鶴平殿

参議院議員田中一君提出沖縄に在る国有財産と国土保全に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出沖縄に在る国有財産と国土保全に関する再質問に対する答弁書

一、「桑港条約第三条の規定によりその範囲内において諒解が与えられている」と答えた趣旨は、桑港条約第三条後段に「このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」と規定されているので、その権利の行使の範囲内で米国に国有財産を管理することが認められていることを述べたものである。

二、旧陸海軍が無償で民有地を使用したため、その土地が米軍により国有財産と断定され、米軍に無償で取り上げられているという事実は聞いていない。

御指摘の土地が国有地であれば一において答弁した如くであり、また民有地であれば、その使用等に関しては、米国民政府と所有者間の問題であるわけであるが、近く国会議員及び政府代表からなる視察団がレムニッツアー民政長官の招待により沖縄訪問を行う予定であるからその際、更に御質問の件について事情を確めることと致したい。

朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年四月一日

片岡　文重

参議院議長松野鶴平殿

朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問主意書

日本政府の命令に従い大東亜戦争に従軍し、不具廢疾者となつた朝鮮並びに台湾出身の元日本軍人及び軍属であつた者は終戦後出身国の独立に伴い自動的に外国人としての法的待遇を受けるに至つたため、日本政府より戦傷病者に対する何等の補償も受けられずあまつさえ出身国の政府はこれらの者に対しては、日本の戦争協力者として何等の援護対策もなさず、全く放置している現況である。

従つてこれらの人々は悲惨な困窮生活にあえいでおり、これが援護と救済は焦眉の急を要する。よつて左の諸点につき責任の所在を明かにして政府の所見並びにその対策を詳細かつ具体的に示されたい。

一、政府は朝鮮並びに台湾出身の元傷痍軍人及び軍属であつた者に対して傷病、障害補償の途を講ずる意思なきや。

二、朝鮮並びに台湾出身の元傷痍軍人及び軍属であつた者が日本に帰化することを希望しても、不具廢疾者のため国籍法第四条第四号に該当する者とする事は極めて困難である。

よつて政府においてこれらの人々が日本に帰化する事のできるよう特別の措置を計られたいと思うが所見如何。

三、政府は朝鮮並びに台湾出身の元傷痍軍人及び軍属であつた者に対して傷病、障害補償もせず、又日本に帰化する事も許可しないとすればこれらの人々に対する責任を如何に考えているか明確に示されたい。

内閣参質第八号

昭和三十二年四月九日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員片岡文重君提出朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員片岡文重君提出朝鮮並びに台湾出身の傷痍軍人及び軍属に関する質問に対する答弁書

朝鮮人又は台湾人たる戦傷病者は、現在は日本の国籍を有していないとしても、当時は陸海軍に属して軍務に服し、公務上の傷病により不具廢疾となつたものであるから、日本人同様の処遇を与えようという議もあるが、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて、この問題を解決することは不適当であり、結局日韓、日中両政府間における問題として他の請求権の問題と関連して考慮せざるを得ないのではないかと考えている。

朝鮮及び台湾出身の元傷痍軍人及び軍属であつた者が、日本に帰化することを希望する場合には、国籍法第四条第四号の要件につき、運用上相当の考慮を払う余地はあるが、この要件をかんわする特別の措置を講ずることは相当でないと考える。

なお、日本に在住している台湾人又は朝鮮人で、生活に困窮している者に対しては、生活保護法の取扱に準じて保護している。

八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年四月八日

鈴木　一

参議院議長松野鶴平殿

八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問主意書

東京都知事は、去る三月一日付を以て、農地法第四十四条により、都下八丈町大字中ノ郷の約百町歩の切替畑に対し、強制買収の措置をとつたが、該土地を所有する農民七十八名中、大沢宗次外三十四名は結束して反対し、現在農林大臣に対し訴願中である。本件を仔細に検討するに、明かに違法且つ不適切な行政処分であつて、当然速かに取消されるべきものと思われるが、以下の諸点につき政府の所信を伺いたい。

一、買収に反対する三十五名の農民は悉くが零細農家であり、切替畑以外に所有する熟田熟畑は僅に平均四反強であつて、而もその生産性において本土の二分の一程度にすぎない。三十五名の所有する切替畑は平均二町歩内外であり、その中平均一・三町歩が今回強制買収となり、平均〇・六町歩が残される結果となつた。いずれにせよ離島の困難なる自然的及び経済的条件下にあつては、四反内外の耕地に加えての二町歩の切替畑の農家は、超零細農家というべく、その所有面積は絶対的必要限度以下であつて寸土と雖も削り取る余地のないものであり、この点本件買収は明かに農地法の精神に背馳すると考えられるが、政府の所信如何。

二、対象地は、一様に山林即ち未墾地として買収されているが、全く事実に反する。これら零細農家の所有する平均四反強の熟田熟畑は、本土の標準からすれば僅々二反歩内外に相当するに過ぎず、年間所要食糧の半分の自給すら覚束ない有様であつて、勢い各農家は例外なく所有する切替畑をさまざまに利用して辛うじて生計を維持し得ている。すなわち、各農家にとつて切替畑は薪炭林であり、採草地であり、桑園であり、建築修理用資材の補給源であり、また耕種用或は園芸用の耕地でもある。年間を通じて多目的的に活用せられ、主要な現金収入源である。切替畑なくしてこれら農家の経営も生計も立たないのであつて、貧弱な田畑の所有面積も切替畑と組合わされてこそ有用なものたりうるものであり、切替畑こそ農業経営上主要且つ不可欠の資源である。それにも拘らず、これを未墾地の山林と同一視して買収せんとするは、如何なる法的根拠に基くものであるか。農地法に違反するものと思考せられるが如何。

三、切替畑は、土地利用の方法としては粗放にはちがいない。然し乍ら、八丈島の切替畑は、かつて本土の山間僻地に点在した切替畑とは著しく様相を異にしていると思われる。利用型態が多様であり、重要な現金収入源となつている等、単なる自給自足的な粗放利用ではない。八丈島の場合、市場への農産物の搬出に多大の経費と時間を必要とする。また本土より供給を仰ぐ農業用及び生活用品は著しく高価である。従つて農業経営は市場への適応力なく自給自足的たらざるを得ず、その反面現金収入を図るためには、市場の変化と関係なく収入の安全を確保すべく畜産、養蚕、薪炭製造、園芸、機織等多角的に行つているが、これらはすべて切替畑をその自然的条件の許す限り活用することによ

つて可能となつているのである。すなわち当該切替畑は八丈島の経済的地理的諸条件及び当該地域の土質気候等の自然的条件の双方から必然的に結果しているものであつて、これを山間部に存在した切替畑と同一視して単純な粗放経営と断じ、あえて未墾地とみなして開拓せんとするは甚しい短見、軽率を免れぬと思われるが、政府の所信如何。

四、僅に百町歩足らずの土地が七十八名もの多数の農民に細分所有されている。細分所有されている事実自体この切替畑の各農家にとつての必要性を物語つて余りある、事実現に多数農家が経営上不可欠のものとして活用している土地である。このように複雑な所有関係に在る部落の隣接地を一括買収するとすれば多数農家の経営は忽ち覆滅されること明らかであり、行政当局は如何なる必要と理由があつてわざわざこのような地域を開拓地に指定したか到底了解に苦しむところであるが、その理由、必要性を明示されたい。

五、開拓計画によれば入植者十五戸を予定し、一戸当一町六反を割当てる由であるが、然りとすれば必要な買収地面積は二十四町歩にて十分であるにも拘らず多数農民の反対を押し切つて四倍以上の面積を如何なる必要性があつて買収せんとするのであるか、その止むを得ざる理由を明かにされたい。

六、本件買収については、東京都開拓審議会においても再三再四審議を重ね、大多数の委員は最後まで「農民の大多数が賛成するのみでなく開拓実施に熱意を以て協力する」ことを条件とした由であるが、良識ある当然の態度といわなければならない。然るに当時五十余名の関係農民が反対し、現在なお三十五名が一致抵抗し、強行するにおいては不測の事態の発生すら憂慮される現状である。これを無視し、審議会の上述の慎重態度をも顧みず、如何なる理由があつて強制買収の挙に出でざるを得なかつたか、行政当局の面子上無理無体に買収した疑いが濃厚であるが、この点をも審議会の強制買収を決定した次第を、経過とともに明かにせられたい。

七、強制買収に反対する三十五名中の一人である山下めゆ氏は、過般無形文化財として指定せられた「黄八丈」の染色を代々業とし、古法をそのままに守るべく努力している島内唯一の人物であるが、所有する切替畑及び山林を奪われては、黄八丈特有の染色に必要な多量の薪材の自給が不可能となるのみでなく、媒染に必要な椿及び榊の灰あく製出の資材入手も困難となり、家業の継続は不可能で、引いては部落の有力なる副業である黄八丈の製織も打撃を受ける事になろう。一方において無形文化財の保護奨励に多大の努力が払われ、他方においてこれを無視するは甚しい矛盾である。古来有名な地方特産織物は結城にせよ、大島紬にせよ名のみ残つて実質の失われたもの多く、黄八丈の染色の如き古法が現にそのまま残されている等稀有の事例に属する。政府は開拓のためにこの貴重な文化財の覆滅も顧みないのであるか、また何等か具体的な対策が樹立されているのであるかこの点を明かにされたい。

八、かかる無暴な開拓計画を合理化する唯一の口実は、開墾して集約度を高めた上で旧来の農民に再配分し、実質において「増反」となるということにあると思われる。然らば何カ年計画により、如何なる予算をもつてするか、また立案に当つて当該地の強風、多雨、地味貧弱、然も傾斜度の高い複雑極りない地形を如何に勘考して立案したものであるかその点を具体的に説明されたい。

九、現に経営上の主要な手段として利用せられている土地を一括買収するのであるから、多数農家の営農計画は根底から覆り、忽ち飼育中の役乳牛を手放さざるを得ない事態に当面するのみでなく、概して大家族を擁する各農家共多数の生活困窮者を出すと思われるが、これに対し行政当局は如何なる補償並びに救済措置を用意されているか伺いたい。

十、七十八名の土地所有者の買収土地の実測数値、評価、土地以外の物件の評価の基準及び支払われたる金額を各人別に伺いたい。

十一、政府の開拓政策は一部に成功的事例の見られる反面、無惨な失敗例が余りにも多く重大な反省期にあることが識者によつて指摘せられている。而して、失敗の原因は例外なく当該地の自然的及び経済的条件を無視した計画、立案の粗雑、無暴にあると思われるが如何。

十二、とくに本件の場合、多数農民の経営及び生活に甚大なる影響を及ぼすものであり、従つて事前に十分周到なる計画を立案し、成功の万全を期すべきであるはいう迄もないが、今日なお多数農民の強硬なる反対のあるは、彼等を納得せしめる用意の無いことを暴露したものである。事実農業経営の専門家すら、かかる自然的及び経済的両条件を軽視し、且つ所有関係の複雑且つ零細なること並びに多数農民の反対という社会的条件をも無視し、あらゆる角度から成果の望みなき開拓計画の実施に多大の国費を傾注するの無暴さに一驚しているのである。これまでも関係農民に与えた物質的及び精神的損害は多大のものであるが、今後の無用の摩擦混乱を防ぐために、本買収の件は当然速かに取消さるべきと思うが、政府の所信を伺いたい。

内閣参質第九号

昭和三十二年四月十六日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員鈴木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出の八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する質問に対する答弁書

一、質問一から五まで及び八、九、一一並びに一二について

御承知のとおり国の開拓事業は、自作農を創設し、または経営を安定させるため、開発して農地とすることが適当な土地及びこれらとあわせて開発すべき農地等を農地法の規定により買収して行うものであつて、国土資源の利用に関する総合的見地から行うべきものであります。従つて、一般的に、切替畑が山林として使用されている場合に農地として使用されている部分をもあわせて、これらを開発するために買収することは違法ではありません。

御質問の八丈島中ノ郷における未墾地買収に係る土地は、殆どが切替畑として用いられる土地であり、そのうち現況が山林であるものが大部分であつて、わずかに農地の部分も点在しておりますが、同地域の農業経営は著しく粗放であつて、しかも、その住民はこの在来の農法を固執しており、いまだに数十年前と変らぬ形態の農業が支配的な状態であります。本件の買収は、これら切替畑として利用されている土地を開拓してこれを優良な農地にすると共に、これに開拓道路を設ける等農民の利便を図り、適確な営農指導と相まつて、同地域に、より高度の農業を導入しようとするものでありまして、その必要性は、同地域の自給度の向上という見地からも、決して本土における場合に劣るものではなく、むしろより緊急なものと考えます。

ところで、御質問によれば、本件買収に反対する三五名は、いずれも零細農家で、これらの土地を失えばたちまち営農の手段を欠き、生計の途に窮することとなるものであつて、また、これらの土地は自然的条件の上からも開拓に適しないかの如くでありますが、これらの土地は法令の規定する買収基準に合致した開拓適地として、また既存農家の経営を害することはないものとして東京都知事が本件買収を行つたものと思料します。しかしながら、もしその点についての判断に誤りがあり、法令の規定に違背し、既存農家の経営を崩壊に導くようなことがあれば、農地法の精神からも誠に遺憾に存じますので、御指摘のとおり、本件買収に反対する三五名から農林大臣に対して訴願が提起されておりますから、その裁決に際して慎重に審査いたしたいと考えます。なお、本件の開拓地については、御質問の五で御指摘の一五戸の入植のほか、相当数の地元農民による増反を予定いたしておりますので、同地域の零細な農民の耕地の拡張と農業経営の安定に資するところも大きいと考えられ、被買収者も、自作農として農業に精進する見込があれば、本件土地において増反することにより、その農業経営の安定と生計の維持に役立ちうるものと考えております。

二、質問六について

御質問の東京都開拓審議会の決定の経過については、昭和二十九年二月東京都知事は同審議会に本件買収の適否について諮問し、同審議会は現況調査の上同年七月開拓適地として買収を適当とする旨答申したのであります。その後、所有者の意見書も提出され、都知事から再び開拓審議会に諮問したので、同審議会は、昭和三十年一月二十五日から二月三日まで、昭和三十一年四月三日から同月六日までの二回にわたり現況調査を行うほか、数次にわたつて土地部会を開催し、意見の調整に努めたのでありますが、結局昭和三十一年九月二十六日の開拓審議会において、先の買収決定を適当として可

決答申し、あわせて「中ノ郷地区開拓計画の遂行には融資、営農技術の指導その他の援助は不可欠の要件と思料されるので、これらの点につき充分配慮し、円滑な遂行を期せられたい。」という意見具申書が提出された次第であります。

三、質問一〇について

御質問の買収土地その他の物件の価額の評価は、農地法第五十一条、農地法施行令第六条の規定により算出したものでありますが、なお、その結果は別紙のとおりであります。

四、質問七について

御質問の黄八丈の保存については、現在重要無形文化財の指定はされておりませんが、昭和二十七年三月文化財保護委員会において文化財保護法の規定により助成措置を講ずべきものとして選定し、黄八丈の技術記録が作成されており、その後の改正によつて選定制度は選択制度に改められ、黄八丈は、昭和三十二年三月三十日選択され、その技術の保存・保護についてはは慎重に検討中であります。

従つて、開拓にあたつても、これを考慮すべきことはいうまでもないことであり、本件未墾地買収についてもこの点を調査審議した結果、八丈島の黄八丈の技術保全上重大な支障をきたすものではないとして本件土地を買収したものと思料しますが、本件についても訴願が提起されておりますので、その裁決にあたつて更にじゅうぶん検討いたしたいと考えます。

各人別買収物件及び支払対価

番号	氏名	地目	買収土地面積	対価	樹種	対価	支払額	備考
一	大沢一哲	山林	三〇・一〇〇反	二〇三、〇五四・七五円	杉（幼令）	二三、五五三・九〇円	八四二、〇一七円	
二	大沢宗次	〃	二四・六〇〇	一四四、一八六・五三	雑	五六〇、一九七・八七		
三	佐々木千代子	〃	二・〇〇〇	一三、四四〇・二八	雑	五五、二一〇・六四		
四	菊池昭市	〃	二・八〇〇	一七、五五七・二七	雑	二〇、一八九・五八		
五	山下勝	〃	一六・〇〇〇	一一〇、〇九三・〇四	杉（幼令）	四四、九六〇・六二		
六	佐々木喜平	〃	二九・〇〇〇	二一八、三八九・四八	雑	七一、七四六・五〇		
七	佐々木惣作	〃	三・三〇〇	二〇、六九七・〇三	雑	三二、一七八・五六		
八	佐々木東一郎	山林	六・七〇〇	八二、五九〇・六四	〃	二、四六二・六一		
		畑	五・〇〇〇					
九	米良六左ヱ門	山林	三七・五〇〇	二七四、三四八・七二	〃	一、九二三・二四		
		畑	三・〇〇〇			九三、〇一五・四七		
一〇	菊池慎一郎	山林	六・五〇〇	六六、八八六・三九	〃	一五、七八四・二三		
		畑	一・〇〇〇			八四、三一九・二二		
		宅地	一五〇坪			二〇、六九七・〇九		
一一	広江義秀	山林	四・三〇〇反	二六、九六七・一八	〃	一一、三三四・二〇		
一二	沖山宰一	〃	九・三〇〇	五八、一二一・五七	〃	一〇、七〇九・三八		
一三	沖山政二	〃	三〇・六〇〇	二五六、〇五七・七三	〃	六一、〇八七・〇二		
一四	金田善右ヱ門	〃	九・八〇〇	六一、四五七・七八	雑（幼令）	二七、四三四・一四		
一五	大沢文太郎	〃	六・三〇〇	三九、五一三・二二	〃	二、三一八・九六		
						四、九一九・七六		
一六	大沢三之助	〃	九・八〇〇	六二、八六六・四三	杉（幼令）雑（檜（幼令））	七、七三三・八四		
						四、五六八・九六		
一七	岡野与之助	〃	四・四〇〇	二七、六九二・五四	〃	一、三三四・二七		
一八	岡野与作	〃	四・六〇〇	二八、八五一・八六	〃	一、四三四・九三		
						三、〇七四・八五		
一九	大沢元四郎	〃	五・六〇〇	三五、一二三・七六	雑（杉（幼令））	二、四六二・八八		
						一、四三四・八三		
二〇	斎藤保一	〃	三・三〇〇	二〇、七七九・三五	〃	一八、〇三九・一二		
二一	山下めゆ	〃	一三・〇〇〇	八五、八七三・二七	雑（杉（幼令））	一一、七八二・三〇		
						一八五、一七四三		
二二	山下民平	〃	六一・七〇〇	四七八、三三一・七八	雑（杉（幼令））	一三、一一三・六八		
二三	大沢佐太郎	〃	二・七〇〇	一七、五五二・二五	〃	三二、七五六・〇六		
二四	佐々木晴吉	山林	二八・九〇〇	二九二、六八九・三二	〃	一三、五二九・二四		
		畑	八・五〇〇					
二五	福田富一郎	山林	一六・〇〇〇	一〇〇、四九一・一〇	〃	七九、三三一・一三		
二六	大沢末吉	〃	八・八〇〇	九九、三四五・七二	雑（杉（幼令））	一〇、〇〇一・三八		
						一五一、一九九・八九		
二七	菊池家達	〃	五・八〇〇	三六、三七八・一八		五四、八六八・九九		
二八	菊池作右ヱ門	〃	六・一〇〇	六八、〇七九・一二	杉	三〇六、八四四・三六		
					雑	四〇、八三四・〇一		
二九	沖山栄松	〃	六・三〇〇	五八、六二八・二〇	〃	一七、〇八二・五〇		
三〇	菊池木三	〃	一七・六〇〇	一五二、六七三・〇三		五、一二四・七五		
三一	大沢弥三	〃	一五・〇〇〇	一四八、〇一五・〇九	杉	一〇六、六四六・八七		
					雑	一〇、七二七・八一		
三二	大沢五郎	〃	三・四〇〇	三七、七五六・六八	杉（幼令）雑（ケヤキ）	二五、八〇七・八二		
						一、二七六・三三		
三三	奥山はん	〃	四・二〇〇	四七、一八五・九五	〃	二、九六六・六四		
三四	菊池雄二	〃	六・〇〇〇	五二、八八一・六八	〃	二四、四〇〇・四五		
三五	菊池正一郎	〃	一・七〇〇	一四、七三三・二〇	〃	二一、五三三・九五		
三六	松代秀次	〃	六・四〇〇	五五、四五〇・六八	〃	六、五五九・六八		
三七	大沢辰三郎	〃	四・五〇〇	三八、九五四・二四	〃	四、七八三・一〇		
三八	沖山惣一郎	〃	五・六〇〇	四九、一一一・一四	〃	七、九四四・六一		
三九	菊池道平	〃	六・二〇〇	五四、一七九・二一	〃	二、七三三・二〇		
四〇	大沢益次	〃	一・一〇〇	九七、四一五・二八	〃	一一、九五七・七五		
四一	佐々木亮輔	畑	一・六〇〇	七、六〇三・二〇	〃	一〇九、三七三		
四二	沖山篤司	山林	二・八〇〇	二四、二六六・一一	〃	二、〇四九・九〇		
四三	石田和夫	畑	一九四〇〇反	一九五、六一五・六三	〃	三五、〇五三・二九		
		宅地	五・〇〇〇坪					
四四	村口恒三郎	山林	一二・五〇〇反	一〇九、四七五・八四	〃	一六、九四五・八四		
四五	堀尾敏治	〃	九・一〇〇	七九、九〇六・一八	〃	一二、四三六・〇六		
四六	山下弥之吉	山林	五・一〇〇	五九、六〇六・九一	〃	三、八四四・八三		
		畑	三・〇〇〇					
四七	岡野米司	山林	四・七〇〇	四一、二三三・四六	〃	三、四一六・五〇		
四八	洞口勝正	〃	六・六〇〇	五七、八五四・九九	〃	八四、三七五・三八		
四九	豊島春作	〃	二〇・二〇〇	一六三、四五二・八九	〃	二六、四三七・一九		
五〇	森正道	〃	九・〇〇〇	五五、八八九・〇五	〃	一七〇、八二五		

五一	小坂裕太夫	山林 畑 宅地	三三三〇〇 五四〇〇〇 三〇坪	二〇一、一三五、三一		二〇一、一三五	
五二	佐々木倫太郎	山林	反 八三〇〇	五三、二五五、八三	雑	一二、四三六、〇六	六四、六九一
五三	菊池武	〃	三三、〇〇〇	二五五、一八五、六一	〃	四、六四六、四四	二五九、八三一
五四	金田音作	〃	二、一〇〇	一三、三三七、七八	〃		一三、三三八
五五	大沢留次	〃	二、三〇〇	一四、三六九、六八	〃	七、七八九、六二	三二、一五九
五六	佐々木市平	〃	二、八〇〇	三〇、四八八、六三	〃	六〇、一三〇四	三六、五〇一
五七	菊池喜代三郎	〃	七五〇〇	六五、九三六、三三	〃	八一、九九六	六六、七五六
五八	沖山勘太	〃	一、〇〇〇	六、二七一、七九	〃	六八、三三〇	六、九五五
五九	佐々木周吉	〃	五、二〇〇	三三、四〇九、一五			三、四〇九
六〇	菊池豊蔵	〃	六八〇〇	五九、三六七、三三	〃	一三、九三九、三二	七三、三〇七
六一	広江露子	〃	三、四〇〇	二七、九七九、二七			二七、九七九
六二	小坂勇	〃	一、三〇〇	一三〇、三八、二五			二四、五八六
六三	松代翼	〃	一、八〇〇	一一七、一五三、六三	〃	一一、五四七、七七	一四一、一三七
六四	岡野定市	〃	一三、二〇〇	一三、七七九、四一	〃	三三、九八三、八三	一四五、四四五
六五	大沢象一	〃	四、八〇〇	四七、七五八、七四	〃	一三、六六六、〇〇	六四、五〇〇
六六	菊池武治	〃	六、八〇〇	五一、一〇六、六八		一六、七四〇、八五	五一、一〇七
六七	菊池金八	〃	四六〇〇	四五、九九五、四六	〃	一、九一三、二四	四七、九〇九
六八	菊池信二	山林 畑	七、七〇〇 七、五〇〇	二一、九〇八、五三	〃		
六九	山下松市	山林	一六、五〇〇	一七六、四〇七、六〇	〃		
七〇	大橋弥寿雄	〃	八、三〇〇	八三、二九〇、四二	雑 杉（幼令）		
七一	沖山富一	山林 畑	二〇、七〇〇 五〇、〇〇〇	二三〇、四六七、二九	〃		
七二	秋田計	山林	三、一〇〇	三〇、一七六、九四	〃		
七三	奥山浜一	山林 畑	五三、〇〇〇 四、〇〇〇	五四一、六三三、三九	雑 杉（幼令）		
七四	大沢真平	山林	〇、六〇〇	六、〇〇二、八三	〃		
七五	豊島永充	〃	一、九〇〇	一二、八一七、〇七	雑		
七六	金打光平	畑	二、七〇〇	一三、八三〇、四〇			
七七	菊池要一郎	山林 畑	一二、六〇〇 五、〇〇〇	一三、六三三、六九	〃		
七八	大沢要平	山林	二、九〇〇	一九、五一一、二七	〃		
七九	小宮山俊一郎	〃	二、〇〇〇	八、六九一、八〇	〃		
八〇	矢田与三郎	〃	一、〇〇〇	八、七七七、八〇			
八一	山下末平	〃	七、三〇〇	六三、五一一、九五			
八二	金田節司	〃	二〇、三〇〇	一九、六六一、八六	雑 杉（幼令）		

昭和三十二年五月十九日　参議院会議録追録（その一）　質問主意書及び答弁書

引揚者の福祉厚生に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年四月二十三日　千田　正

参議院議長松野鶴平殿

引揚者の福祉厚生に関する質問主意書

終戦後政府において当然処理すべき事案でありながら、それぞれの理由から処理することのできなかつたものについて、引揚者給付金実施の機において全引揚者の福祉厚生ならびに、その将来への発展の拠点とするような公共施設を作ることによつて解決してはどうかと考えるので、左記により質問をする。

記

一、次に質問する諸懸案の経費はそれぞれ政府において、保留されているか乃至は考慮せらるべきものであると考えられる。

然し、これ等のものは極く一部を除き殆んど全部が特殊な事情にもとづき受領者のないものと考えられるので、この経費を一括支出し、それによつて東京都内に引揚者会館（仮称）を建設し、ここにおいて

(一) 引揚者海外再移民及び引揚者の職業補導

(二) 青年の教育助成

等の公益事業を行うことが適切であり、又在外財産問題審議会の答申による引揚者の職業補導の趣旨にも添うものと考えるが、政府の所信如何。

二、戦前政府が外地に割当をした戦時公債は四億五千万円（三・五分利附）とのことである。これについては昭和二十二年七月三十一日参議院議員北条秀一氏の質問書に対して同年八月八日内閣総理大臣片山哲氏名をもつて答弁書が提出されているので、それによつて明らかなところである。

右の国債の元利はその後の利子を加えて政府において保留されている筈であつて、十二年分の利子計算として元利合計六億三千八百二十万円となる。

三、昭和二十年八月終戦後満洲国政府は、同国の郵政貯金の払戻しを日本政府に依頼し、このため現金一億五千万円を委託した。日本政府は、この委託金でもつて右郵政貯金の払戻し約三千万円を行つたが、G・H・Qの指示により、払戻しを中止し委託金は、そのまま政府が留保し、今日に至つている筈である。

四、戦前台湾において、日本勧業銀行をして、日月潭電源ダム建設のために六千万円の勧業債券を発行せしめたが、これは今日迄払戻しが行われていない筈である。

五、終戦後政府は大蔵省令（昭和二十一年）をもつて、引揚者の在外財産申告を強制した、すべての費用は全部引揚者の負担とし、且つ未申告者に対しては処罰規定さえもうけたものであつた。

右は占領政策による已むを得ないものであつたとしても、当時の引揚者の事情からして甚しい悪政であつたことはいうまでもない。

昭和二十四年末参議院引揚特別委員会において、北條秀一議員がこれを取りあげ、政府の責任を追求したことに対して当時の大蔵次官長沼弘毅氏は政府に責任のあることを認め、申告数四十六万として、これに要した費用を一件百円とし、計四千六百万円程度は将来政府において善処すべき旨弁明した。但し、右については長沼次官の要請により速記を停止したので記録は残つていないが当時委員会出席者によつて立証せられることである。

六、以上二、三、四、五、を合計すると八億六千四百二十万円以上の金額になる、この金額を一、の事業のために支出してはどうか。

七、なお、二、三、四、五、の四項についての具体的事実及びその元利金の処置がいかになつているかの二点について、それぞれ詳細に答弁をして頂きたい。

内閣参質第一〇号

昭和三十二年五月十九日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員千田正君提出引揚者の福祉厚生に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員千田正君提出引揚者の福祉厚生に関する質問に対する答弁書

一、政府は、終戦後今日に至るまで、引揚者に対し、応急援護、定着援護等各種の援護措置を講じてきた。更に今回在外財産問題審議会の答申に基き、引揚者給付金等支給法案を今国会に提出、その成立を見るに至り、これにより、外地における生活の基盤を失つた引揚者等に対し五百億円に及ぶ給付金の支給をすることになつた。

政府は、昭和三十二年度以降五カ年間に百億円程度の生業資金の融資と約二万戸程度の住宅貸与をすることを閣議決定してこれを実施することとしている。

また、従来から引揚者に対する職業紹介については、相当の実績をあげているが、今後も引き続いて実施するとともに、特に職業補導等についても一般施策の中において実施する予定である。

このように政府としてできうる限りの措置はとつている次第で、この際、御質問のような引揚者会

館の建設を政府資金をもつて行うことは賛成いたしかねる。なお、御質問の諸経費といわれるものは以下に説明するように、この計画の引当財源とはなりがたいものである。

二、以下御質問第二項から第五項までの四項についての具体的事実及びその処置について回答する。

(1) 戦前外地割当の戦時公債について

(イ) 戦前政府が外地において郵便局を通じ売出した国債の推定額は、約四億五千万円であるが、この国債は無記名国債であるため転々流通し、所有者が判明しないから、当該国債の外地残存債額及び未払利子額は、不明である。

(ロ) 当該国債の銘柄別内訳が判明しないため、すでに償還期日又は利払期日が到来した金額及び支払済額がどの位あるかは不明であるが、引揚者が持帰つた分で支払期が到来したものについては、国債に関する事務を取り扱つている日本銀行（本店、支店、代理店）において支払を行つており、時効についても一定期間の特例を認めている。従つて、当該国債の未払元利払資金は、一般の無記名国債と同様、証券の呈示があれば、何時でも支払に応じなければならないため、必要なものである。

(2) 日満間郵便為替貯金業務の決済資金として委任された資金について

(イ) 本資金受入による業務取扱の概況

日満間においては、日満郵便条約に基く業務協定により、両国間の郵便為替、郵便貯金および郵便振替貯金の相互支払を実施していたが、終戦に伴い、決済金の受入が困難となり、日本側の貸越高が累積したので、昭和二十年八月二十八日以降この支払を停止した。

ところが、もと満州国大使館から、この決済資金として二億円を貯金保険局に交付し、同金額およびこれより生ずる利子額を引当に支払再開方の申し出があつたので、同年九月十一日東京において通信院ともと満州国大使館との間で協定を締結し、翌十二日から支払を再開した。しかし、連合国最高司令部から発せられた海外金融取引禁止命令に基き、同年十一月十二日以降再び支払を停止した。

ただし、同年十二月四日郵便為替および郵便振替貯金については、同年九月二十三日までに本邦に到着したものに限り、千円を限度として支払うことが司令部から許可されたので、同日からこの特別取扱を開始した。

(ロ) 本資金の処理状況

本資金二億円は、もと満州中央銀行がもと満州国大使館に貸付け、さらに同大使館から貯金保険局長に交付されたものであるが、同銀行は、昭和二十年九月三十日閉鎖機関に指定された結果、閉鎖機関保管人委員会において、同銀行の資産整理を行うこととなり、昭和二十一年十一月同委員会から本資金の残額の返還方を請求してきたので、同年十二月九日残額一億六千四百十七万五千三百八十六円十五銭を利子額二千六百六十円とともに返付したので政府は何等保留していない。

(3) 勧業債券について

日本勧業銀行は、旧日本勧業銀行法に基き、多額の勧業債券を発行したが、その発行に当つては、そのつど同法第五十二条の規定により大蔵大臣の認可を得て貸付資金を公募したのであつて、特定の事業目的のために、公募を行つた事例はない。

なお、戦後実施した金融機関再建整備に際しても、預金債券等の切捨は行わなかつたので元利金の償還は発行条件通り支払期日は全額を支払つている。また、小額の勧業債券については、去る昭和二十八年六月及び同三十二年四月にそれぞれ臨時繰上償還を実施、目下それ等の債券についても現物と引替に額面通り支払つている。

(4) 在外財産報告について

昭和二十年十一月連合国最高司令官の要求に基き、大蔵省令第九十五号により、引揚者から在外財産の報告を求めたことはあつたが、引揚者がこの報告をするために要した費用に関し、御申越のように政府が責任を認めたという事実はない。

参議院大阪府選出議員補欠選挙公報に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年四月三十日

相馬　助治

参議院議長松野鶴平殿

参議院大阪府選出議員補欠選挙公報に関する質問主意書

昭和三十二年四月二十三日執行参議院大阪府選出議員補欠選挙にあたり候補者ふるた覚成氏は、その公報に、

「大阪の幸福相互銀行が内容を云云されるような話を時々聞きます……金融をうけておられる方はともかく、若し万一預金の有るような方は他の銀行に変えておかれた方が安心ではないでしようか」

と掲載し、善意の第三者たる幸福相互銀行に対し、国の費用をもつてする公報を利用して多大の損害を与えた。今後この種事例が頻発するならば、事きわめて重大と言わなければならない。

よつて右に関し次の各項に就き政府の所見をおたずねする。

1　大阪選管の執つた態度は正しいものと認めるか。

但し公職選挙法第一六九条第二項の規定はかかる事例につき善意の第三者の利益が故意に侵害されることをも認める積極的な規定なりと判断するか。又この際、その原稿が客観的に見て、明らかに違法であり、第三者の利益を著しく害し、且つ掲載を拒否しても選挙妨害とならないと認められる場合においても、その掲載を拒否し得ずと思うか。

2　該公報の掲載にあたつて大阪選管は、自治庁の意見を求め、その許可を得たものと言われている。かかる指導は、公職選挙法第五条第二項の規定により指揮監督権を有する自治庁長官として妥当なりや否や見解を問う。

3　かりに①②の質問に対し「妥当なり」内至は「止むを得ず」との見解ありとすれば、次の如き事例発生のおそれがあるが、それに対する政府の見解を問う。

A　刑法によつても当然問題とされる程度の個人或は団体への攻撃、誹謗又はワイセツ文書等を公報に掲載せしめるべく、原稿を提出し選管の注意にも耳をかたむけず、あく迄掲載せよと主張した場合、選管は如何なる態度をとるを妥当とするか。

B　本件の事例の如き場合において、大阪幸福相互銀行が致命的な損害を受けたとする場合、被害者が候補者に対して損害の賠償を求める時、選管にも法的責任内至は道義的責任ありと思惟するや否や。

4　該公報を見た被害者たる幸福銀行は事実無根なる弁明書を得意先に発送せんとしたるところ大阪選管はゞ選挙妨害のおそれありゞとしてその発送の中止を勧告した事実がある。若し事実とすればこれに対する政府の所見如何。

内閣参質第一一号

昭和三十二年五月十日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員相馬助治君提出参議院大阪府選出議員補欠選挙公報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員相馬助治君提出参議院大阪府選出議員補欠選挙公報に関する質問に対する答弁書

一、公職選挙法第百六十九条第二項の「原文のまま掲載しなければならない」との規定は、選挙管理委員会に対し、申請された掲載文の内容を審査してその掲載を拒否する権限を認めることは、選挙の自由公正を確保する見地から妥当でなく、また、掲載を拒否すべきかどうかの判断は、一般に極めて困難であり、これを法律上の義務として選挙管理委員会に課するときは、微妙な判断の誤りから選挙の規定違反、従つて選挙全体の効力に関する問題を起し、選挙の安定を害するおそれが多いとの考え方に基くものと解される。このような見地から、大阪府選挙管理委員会のとつた措置は、妥当なものと考える。

なお、公職選挙法第百六十九条第二項の規定は、選挙管理委員会に対する義務規定であつて、もとより掲載文の申請者に対する特別の免責規定ではないから、それが善意の第三者の利益を侵害し、又は刑罰法規に触れる場合には、申請者は、それぞれの法令によつて、民事上又は刑事上の責任を負わなければならないものである。

二、大阪府選挙管理委員会の質疑に対して、一に述べた見解に基き、自治庁の所見を述べたものである。

三、A　一の後段において述べたように、本人の刑事責任を免れ得

るものでないことを説明し、あくまで訂正を求めるのが妥当であると考える。

B　選挙管理委員会は、責任を負う立場にあるものとは、思わない。

四、大阪府選挙管理委員会につき調査したところ、「選挙妨害のおそれあり」として発送中止を勧告した事実は認められない。

八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年四月三十日　鈴木　一

参議院議長松野鶴平殿

八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する再質問主意書

八丈島中ノ郷における強制土地買収についての政府答弁書は、その内容において甚しく具体性を欠き到底承服し難いところであるが、その後関係農民より提出中の訴願書等につき所管行政庁において詳細検討されたものと思料せられる。よつて以下の諸点につき再度政府の所信を問う次第である。

一、昭和三十二年四月八日付質問主意書の二、五、八、九につき、各項目毎に政府の所信を具体的に説明せられたい。

二、八丈島の経済的諸条件の下において、自作農が熟地僅かに四反内外を保有するに過ぎず、しかもその生産性が本土耕地の半分以下の場合、これを補うべき薪炭林、採草地、桑園等として切替畑乃至山林の保有面積はどの程度が農家経営上理想的であるか、政府の見解如何。

三、自作農が八丈島の如き、生活及び生産資材を可能な限り自給せざるを得ない僻地において僅に二町歩内外の切替畑を保有する場合、これを過分であるとして国が、専断的に強制買収しうるとすれば、多くの農民は到底その業に安堵することを得ないのであつて、かかる措置は明かに農地法の精神に反するのみでなく、憲法上重大な問題であると思われるが、政府の所信如何。

四、被買収土地に対する被買収者各人の農業経営上における依存度につき実態調査が行われたか、調査したとすればその結果につき明らかにせよ。

五、土地の傾斜度、土質、気象条件等政令で定められた買収の客観的条件は十分調査せられたか、調査したとすればその結果を具体的に示されたい。

六、開拓計画を明示せられたい。入植者に対して買収地のどの地域にどれだけの反別を割当てるか、被買収者の増反とはどの地域に予定し、如何なる基準によつて割当てられ、実質において如何に「増反」になるか、また全体としてどれだけの熟地が出来、如何なる諸施設が予定せられているか明示されたい。

七、被買収地を開墾して優良な農地とし、適確な営農指導と相まつて「高度な農業」を導入するというが、その方法及び内容を具体的に示されたい。

八、隣接部落の末吉における既開拓地もほぼ同じ条件と思われるが、どのように優良農地が造成せられ、如何なる高度の農業が導入されているか説明されたい。

内閣参質第一二号

昭和三十二年五月七日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議員松野鶴平殿

参議院議員鈴木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出八丈島中ノ郷における強制土地買収に関する再質問に対する答弁書

一、質問二及び三について

既に、この問題については、前回の質問主意書に対する答弁書においても明らかにしたところでありますが、零細な耕地を補うため本件土地その他切替畑及び山林が薪炭林等として利用されていることは御指摘のとおりであります。しかしながら、このような形態自体が農家経営上合理的なものであるとは考えられませんので、これを開拓し、優良な農地とするため、本件の買収が行われたわけであつて、同地域の農家経営の安定に資する所大きいものと考えております。したがつて、薪炭林、採草地、桑園等として切替畑、山林等がどの程度保有されるべきかということを一般的に申すべきものではないと考えます。

なお、前回にお答えいたしましたとおり、未墾地買収は、農地法第三章第一節の諸規定にしたがい、自作農を創設し、また経営を安定させ、もつて公共の福祉を増進させるため開発して農地とすることが適当な土地等に対して、国土資源の利用に関する総合的見地から行われるべきものでありますから、この諸規定自体憲法上の問題は生じませんが、既存の自作農家の経営を破壊してまで買収を行うことは農地法の規定にも違反することとなりますので、御指摘の関係農民の提起に係る訴願書は、現在東京都において買収処分庁である東京都知事の弁明書を準備中であり、まだ農林大臣においてこれを審議するに至つておりませんが、この訴願の裁決に当つて慎重に検討いたしたい所存であります。

二、質問四及び五について

買収された土地の傾斜度、土質、気象条件等及びこれに対する被買収者の農業経営上の依存度については、東京都においてたびたび現地に係員を派遣して実態調査を行つた上で本件の買収処分が行われたものであつて、法令に違反する点はないものとして買収したものと思料いたしますが、その結果についてはいずれ農林大臣の訴願の裁決に際して、更に検討を加えたいと考えております。

三、質問六及び七について

地区開拓計画は、買収した土地を売り渡すために土地配分計画の基礎として樹立されるものでありますが、前記の訴願が提起中でもあり、目下検討中ではありますが、まだたてられるに至つておりません。

しかし、現在のところ、企画の概要としては、入植者一五戸、その耕地とすべきもの一戸当り平均約一町歩その他をあわせて約一町六反を予定して、おおむねその地方において専業農家として成り立つよう配慮し、また地元の増反者七〇戸を予定し、それぞれその農業経営を安定しうる程度の面積を配分してその平均およそ七反歩となるよう予定いたしております。

いずれにしても、このようにして従来の切替畑による粗放的農業を切り替え、道路等の施設を設けてこれを熟地とし、もつて農業を現在より高度な段階に進めたいと考える次第であります。

四、質問八について

隣接部落の末吉においても、昭和二十五年三月及び同二十六年三月に旧自作農創設特別措置法の規定によつて未墾地を買収し、同二十七年三月及び同年七月にこれを農民に売り渡したのでありますが、同地域は、自然的条件においても気温が低く、立木が密性する等本件の買収地に劣る上、当初別の計画による都道の完成を見込んで酪農を導入したところ、農産物の唯一の搬出路である都道の完成が遅れているため、現在必ずしも良好な成績を挙げえない状態にありますが、本件の地域にあつては、地区のほぼ中央を都道が貫通しており、立地条件も良好であると考えられますので、必ず所期の成果を挙げうるものと信ずる次第であります。

五、質問一について

この問題については、前回お答えいたしましたとおりでありまして、更に右に述べたところを御参考になれば御了解いただけるものと考えますので、重ねてここに申し述べることは省略いたします。

福岡県飯塚市議会歳費脱税事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年五月十三日　吉田　法晴

参議院議長松野鶴平殿

福岡県飯塚市議会歳費脱税事件に関する質問主意書

飯塚市における、昭和二十八年、同二十九年度分、市会議員に対する、源泉所得税徴収が、著しく正当を欠いていると信ずるのであるが、次の諸点にわたり、政府の所見を明示せられんことを望む。

(一)　年度予算に組まれたものが、市政研究、議員共済、行政視察各交付金と費目の変更が行われ支出されたが、飯塚税務署及び福岡国税局においては、その金員は、歳費と同様に当然飯塚市長、平田有造及び前市会議長岡芳太郎外二十九名の課税対象となるものと、認定し、われわれもそのように信ずるが政府の見解如何。

(二)　右につき、飯塚税務署において脱税行為であるとの見解に基き、昭和三十年五月二十七日、三百七十万円の追徴課税を通知したところ、同年十月七日に至り、市長平田有造より、三十一万円を納入し、残余は非課税なりとの事で現在に至る迄、納付されていないと知るが、事実かどうか、又、三十一万円は市議会事務費より支出されているが、その点に就いての政府の見解如何。

(三)　右金額が、税務署認定の通りとするならば、国家公務員法及び国税犯則取締法に従い、鋭意徴収

の義務が、税務官にあるにかかわらず、言を左右にし、あまつさえ、政治的解決をしたかの如き印象を市民に与えるに至つては、真面目な市民に対する侮辱と考えるが、政府の見解如何。

（四）今更いう迄もなく、法の適正なる運用、特に租税徴収に当つては甲乙の差なくする事が、庶民の信を厚くする所以であり、納税意欲の向上に資する所、大なるものありと考え、早急に徴収すべきものと考察するが、政府において、その意思と実行の誠意あるや否やを明かにされたい。

内閣参質第一三号

昭和三十二年五月十九日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員吉田法晴君提出福岡県飯塚市議会歳費脱税事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田法晴君提出福岡県飯塚市議会歳費脱税事件に関する質問に対する答弁書

一、福岡国税局の調査したところによれば、福岡県飯塚市が、昭和二十八、二十九両年度において同市議会議員に支給した市政研究交付金、議員共済交付金及び行政視察費のうち、市政研究交付金及び議員共済交付金は、その名目は交付金となつていても、その支給の形態等からみて、給与所得に該当するものと考えられるが、行政視察費は、実際に公務出張した場合に支給したもので、旅費に該当するから、課税すべきものではないと考える。

二、飯塚税務署及び福岡国税局は、昭和三十年五月飯塚市を監査し、同市の市議会議員に支給していた市政研究交付金及び議員共済交付金に対する源泉所得税の課税もれを発見したので、同市に対しその税額二、九二四、一〇五円の納付方を勧奨したところ、昭和三十年十月そのうちの三一六、五六八円の納付があつた。残余の二、六〇七、五三七円についても、その後再三自発的納付を勧奨してきたのであるが、その勧奨に応じないので、昭和三十二年三月十四日飯塚市に対し徴収決定の処分を行うとともに、その支給を受けた市議会議員に対しても、当該所得につき確定申告する義務がある者に対しては、修正確定申告書の提出方を勧奨し、これに応じなかつた者については更正を行つた。

なお、飯塚市に対して行つた徴収決定の処分及び議員に対して行つた更正に対しては、いずれも再調査の請求があり目下審理中である。

三、福岡国税局の調査したところによれば、飯塚市が昭和三十年十月七日に納付した三一六、五六八円は、同日議員に支給した金員から前記の税額に相当する金額の徴収を行つているので、議員各人から徴収して納付したものと認められ、市議会事務費から納付したものではない。

四、飯塚市に対する徴収決定の処分が本年三月となつたのは、地方自治体としての特殊性を考慮し、極力自主的措置による善処方を期待していたためである。

茨城県下の軍事基地に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年五月十六日　森　元治郎

参議院議長松野鶴平殿

茨城県下の軍事基地に関する質問主意書

一、百里基地予定地について。

1　東茨城郡小川町の町長選挙で「百里原基地反対」の山西きよ女史が、飛行場誘致派の前町長幡谷仙三郎氏を破つて当選した。政府は右に示された現地の空気にもかまわず飽くまで飛行場建設強行の方針であるか。

2　「百里開拓農地の飛行場転用につき農地法第七十三条による農林大臣の許可をとつたが、それはいつのことか。また右許可につき、当局の附帯条件を示されたい。

3　農地転用許可がある前、即ち昨年末防衛庁は土地売渡賛成者に補償料の一部を支払つたが、それは、農地法違反の疑いがあるか如何。

4　飛行場予定地の中央部その他に絶対反対者があつては仮に農地法第七十三条による許可があつても基地計画実施はできないはずである。したがつて、一切の土地売渡し承諾者の分も含めて、基地工事に取りかかることは勿論、土地代金の支払などできないはずであると思うが如何。

二、神ノ池基地予定地について。

当局は反対者が少いと宣伝して、今年こそは現地測量を強行する方針ときくが、如何。

三、友部基地予定地について。

西茨城郡友部町にある旧海軍航空隊跡の一部を自衛隊高射砲訓練学校として使用する計画を進めているが、ここも地元民の総反対をうけているばかりでなく、茨城県当局はここに精神病院を建てるべく大蔵省に払下げを申請中であり、また運輸省は気象観測所用地として使用をもくろんでいるということである。

右に対し、地元の開拓組合、増反組合は「この土地を増反に振り向けよ」と要求しているが、政府はその計画を断念するつもりはないか。

内閣参質第一四号

昭和三十二年五月十九日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議長森元治郎君提出茨城県下の軍事基地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員森元治郎君提出茨城県下の軍事基地に関する質問に対する答弁書

一、百里基地予定地について

1　百里基地予定地については、既に直接関係者大多数の賛成を得て、大部分の土地買収を終了しており、又町議会においても設置につき了承しているので、飛行場建設の方針については、変更はない。

2　農地法第七十三条による農林大臣の許可の日は、昭和三十二年四月三十日であり、本許可については条件はつけられていない。

3　農地法第七十三条の許可以前に物件等の補償料の一部の支払を行つたが、この行為は農地法の違反とはならない。

4　飛行場は農地法第七十三条の許可のあつた地域に設置する。しかしながら、それは自衛隊及び残存未承諾者双方にとつて、使用上の不便をまぬがれないので、早期に残存者の所有地の買収について協議を進めたい。

二、神ノ池基地予定地について

神ノ池については、いまだ全面的賛成を得るに至つていないが、該地取得については、今後なお地元と円満な交渉を継続したい考えである。

三、友部基地予定地について

友部町の旧海軍航空隊跡は、国有財産審議会への諮問その他所要の調整を行つたうえで利用計画を確定する考えである。

わが国石油輸送に対する外国資本の支配力強化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十二年五月十八日　松浦　清一

参議院議長松野鶴平殿

わが国石油輸送に対する外国資本の支配力強化に関する質問主意書

今般わが国石油業界において世界に前例のない八万五千D/W型及び一〇万D/W型の超大型タンカー二隻を十五年の長期にわたつてU・S・M・Cマイナス四五・五％の低レートによる傭船を企図してその許可を関係当局に申請している由である。

右は左記事由によりわが国経済上好ましくないと共にわが国タンカー企業の存立に重大な影響があり、海運業界は一致してこれに反対している。戦争によつて壊滅したわが国海運を建て直し、国際収支改善のために外航船の建造に対してその利子を補給し、多額の財政資金の投入に対してこれを支持してきた国会としても、この事態に重大な関心をもつている。故にこの際政府に対し次の事項について質問する。速かに回答せられるよう取り計らわれたい。

一、緊急事態発生の場合、石油確保が困難になると考えられる。

スエズ紛争の際わが国鉄鋼業者の傭船した外国船が契約を破棄した事実に鑑み、世界のいずこかに緊急事態が生ずれば外国船に依存できず重要エネルギー源である石油の確保が困難となる虞が極めて大である。この事は多額の財政資金の投下によつて計画造船を進めてきた必要条件の一であつたと思うが政府の見解を問う。

二、運賃外貨流出により国際収支の悪化を来すと考えられる。

わが国タンカー船腹は関係会社の新造計画が完成すれば遠からずしてわが国輸入油の全量積取も可能となる見透しである。にも拘らず、手持外貨が減少し国際収支の危機が叫ばれている現在、長期にわたつて運賃外貨流出を是認することは国民経済上悪影響を及ぼすと思うが政府の見解を問う。

三、わが国タンカー企業を圧迫すると考えられる。

わが国タンカー業界に対して重大な圧迫となつて、その存立を危

くするものであり、又わが国石油確保並びに国際収支改善のため、多額の財政資金をもつてする計画造船の主たる目的に反すると思うが政府の見解を問う。

四、巨大な外国資本による石油支配が強化されると考えられる最近、わが国の丸善石油、大協石油等の会社が外国資本と共同して、大型タンカーを建造し、石油の自船輸送を営み、今また出光興産が右の如き超大型タンカーを長期に傭船して自船輸送の完遂を期そうとしている。外国資本との共同によるこの企ては、わが国の燃料油の輸送販売全行程に対する外国資本の支配化と考えられる。わが国としては、これに対して強い抑制策を樹てるか或いはこれに打ち勝つ助成策を講じなければ、わが国タンカー業は自滅すると思うが、政府の見解を問う。

内閣参質第一五号

昭和三十二年五月十九日

内閣総理大臣　岸　信介

参議院議長松野鶴平殿

参議院議員松浦清一君提出わが国石油輸送に対する外国資本の支配化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松浦清一君提出わが国石油輸送に対する外国資本の支配力強化に関する質問に対する答弁書

(一)について　御指摘の如き懸念があるので、日本籍タンカーの利用度向上によるわが国石油輸送の安定を図る所存である。

(二)(三)について　現在計画中の日本籍タンカーの船腹が整備されれば、昭和三十六年頃にはわが国石油輸入量の大半を輸送することができる見透しであるがそれまでの間、外国籍タンカーを用船することはやむをえないものと考える。

しかしながら、余りにも長期にわたる外国船の用船は、日本船主の建造意欲を阻害すると同時に、運賃外貨の流出、国際収支の悪化をきたす虞れがあると考えるので、かかる長期用船は必要最少限度に止めらるべきものと考える。

(四)について　前記(一)に述べた如く、長期にわたる外国船の用船は必要最少限度に抑制すると共に、日本籍タンカーの国際競争力の培養については、長期、低利な財政資金による建造その他の助成策を推進し一層国際競争力の増強となるよう努力したい。

○審査報告書

〔継続案件〕

審査報告書

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、第二十五回国会閉会中の十一月二十九日山手大蔵政務次官より本案提案の趣旨及び内容について説明を聴取したが、本法律案は同国会において内閣より提出された健康保険法等の一部を改正する法律案との関連もあり、会期中審査を結了するに至らず、閉会中も引続き審査を行うべく議決があつたが、今期閉会中は期間が短かかつたため、その審査は行わず、専ら調査室をして資料の収集に当らしめた。

審査報告書

刑法等の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

法務委員長　山本　米治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、この法案が刑罰体系の根幹に影響する画期的かつ重要な内容を有することにかんがみ、専ら調査室をして資料の収集に当らしめたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

幼児誘拐等処置法案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

法務委員長　山本　米治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、この法案が刑法の刑罰体系並びに国民の基本的人権に関連する重要な問題を腹蔵することにかんがみ、専ら調査室をして基礎的資料の収集等に当らしめたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案に関し、第二十五回国会においては、会期末に付託されたため政府より提案理由の説明を聴取したに止まり、閉会中においては、その期間が極めて短期間であり、且つ、予備審査のため、未だ結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案に関し、第二十五回国会においては、会期末に付託されたため、政府より提案理由の説明を聴取したに止まり、閉会中においては、その期間が極めて短期間であり、且つ、予備審査のため、未だ結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

昭和三十一年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案（予備審査）（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案に関し、第二十五回国会においては、発議者より提案理由の説明を聴取し質疑を行う外、資料の提出を求める等審査を行つたが、閉会中においては、閉会期間が極めて短期間であり、且つ、予備審査のため結論を得るに至らなかつた。

審査報告書

食品衛生法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十四回国会に提出され、第二十五回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十五回国会に提出され、同国会においては提案理由の説明を聴取し質疑を行つたのであるが、なお慎重審査を必要としたため、閉会中も継続審査を行うこととしたのであるが、閉会中においては主として資料の収集に努め充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会において引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本法案は第二十二回国会に提出され、第二十五回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（継続案件）

右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月二十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十四回国会に提出され、第二十五回国会において提案理由の説明を聴取したのみで審査を行うことができなかつたため、閉会中も継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
慰老年金法案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
社会労働委員長　千葉　信
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十四回国会に提出され、第二十五回国会において提案理由の説明を聴取したのみで審査を行うことができなかつたため、閉会中も継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
社会福祉事業等の施設に関する措置法案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
社会労働委員長　千葉　信
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十二回国会に提出され、第二十五回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
調理改善法案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
社会労働委員長　千葉　信
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法案は第二十二回国会に提出され、第二十五回国会閉会中まで継続して審査を行つてきたのであるが、主として資料の収集に努め、充分審査をつくすことができなかつたので、次期国会においても引続き審査を行う必要あるものと認める。

審査報告書
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
表記の二法律案は相関連した内容を有するものであるが、第二十四回国会閣法第一六三号については十一月二十日に提案理由につき、又十一月二十九日に内容の詳細につき、それぞれ政府委員から説明を聴き、更に二十九日には若干の基本的な事項について政府委員に対して質疑を行つた。衆法第七号については十二月十一日に発議者から提案理由の説明を聴いた。これらの両法律案は衆議院においてもいずれも会期中に結論に達するに至らない状況にあつたので、両法律案は議院の議決により継続審査に付されたのであるが、閉会中においては、その期間が短かく審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
表記の三法律案はそれぞれ相関連した内容を有するものであるが、第二十四回国会衆法第五七号については十一月二十日に発議者から提案理由の説明を聴き、十一月二十九日に政府委員から内容の詳細について説明を聴いた。又、衆法第三号及び衆法第九号については十二月十一日に発議者から提案理由の説明を聴いた。これらの三法律案は衆議院においてもいずれも会期中に結論に達するに至らない状況にあつたので、三法律案は議院の議決により継続審査に付されたのであるが、閉会中においては、その期間が短かく、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
昭和三十一年の災害による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案（予備審査）（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本法律案については十二月十一日発議者から提案理由の説明を聴いたが、衆議院においても会期中に結論に達するに至らない状況にあつたので、本法律案は議院の議決により継続審査に付されたのであるが、閉会中においては、その期間が短かく、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
建設業法の一部を改正する法律案（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
建設委員長　中山　福藏
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本件は、第二十五回国会の最終日即ち昭和三十一年十二月十三日の本会議において継続審査の決定をされたもので、閉会中においては、本件に関する資料収集にとどまり審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書
昭和二十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和二十九年度政府関係機関決算書（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
決算委員長　三浦　義男
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
第二十五回国会においては、昭和二十九年度決算中、防衛庁、自治庁、大蔵省、文部省及び日本開発銀行関係の審査を行つて来たが、会期中に審査を終了することができなかつた。よつて議院の議決により継続審査に付されたのであるが、今期閉会中はその期間が極めて短かかつたため、審査を行うに至らなかつた。

審査報告書
昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書（継続案件）
昭和二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）
右の件については、審査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。
昭和三十一年十二月二十日
決算委員長　三浦　義男
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要
本二件は、第二十五回国会閉会中は、昭和二十九年度決算と並行して審査を行つて来たが、会期中に審査を終了することができなかつたので、継続審査に付されたのであるが、今期閉会中は期間が極めて短かかつたため、審査を行うに至らなかつた。

〔第十九号参照〕

審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十六日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
鹿島守之助　梶原　茂嘉
森　元治郎　加藤シヅエ
海野　三朗　竹中　勝男
佐野　廣　杉原　荒太
吉田　法晴

要領書
一、委員会の決定の理由
この条約は、日・スウェーデン両国間の経済関係に対して現在の両国の国内税法をそのまま適用した場合に生ずる二重課税の事態を回避するための措置を規定したもので、これにより両国間の二重課

税及び脱税等の問題は有効適切に処理せられ、両国民は安心して経済上、文化上の活動に従事できるようになり、ひいては両国間の経済関係の緊密化が期待されるので、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

鹿島守之助　梶原　茂嘉
加藤シヅエ　森　元治郎
海野　三朗　竹中　勝男
佐野　廣　杉原　荒太
吉田　法晴

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、ネパール外八ケ国に大使館又は公使館を新設し、在ドミニカ公使館外五館の中南米所在の公使館を大使館に昇格せしめ、かつ在ヘルシンキ総領事館を在フィンランド公使館に切換えるため「在外公館の名称及び位置を定める法律」の一部を改正するとともに、これら在外公館（うちポーランド、チェッコスロヴァキア両大使館を除く）及び在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部並びに在ソ連大使館に勤務する外務公務員の在勤俸を定めるため「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の一部を改正するもので、相手国との外交関係の樹立、回復乃至は友好関係増進の観点から妥当な措置と認める。

二、費用

在ソ連大使館の在勤俸については本年度予算に計上済である。その他の在外公館のうち大使館への昇格については費用を要せず、新設乃至切換えの公館については差当り経費を要しないが、必要の場合は予備費から支出する予定である。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十六日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

秋山　長造　田畑　金光
片岡　文重　八木　幸吉
伊藤　顕道　上原　正吉
松村　秀逸　迫水　久常
横川　信夫　松岡　平市
竹下　豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、この度の国際連合加盟及び東欧諸国との国交回復等によるわが国外交の質的量的、変革に即応させるため、現在の欧米局を廃止して新たにアメリカ局及び欧亜局を設置するとともに在ジュネーブ国際機関日本政府代表部を在外公館の一としてスイス国に設置しようとするものであり、その措置は時宜に適した妥当なものと認める。

二、費用

本法の施行に伴い別段費用を要しない。

審査報告書

森林法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十六日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青山　正一　重政　庸徳
下條　康麿　仲原　善一
柴田　栄　雨森　常夫
安部キミ子　清澤　俊英
上林　忠次　東　隆
田中　啓一　鈴木　一
島村　軍次　北村　暢
秋山俊一郎　北條　八
佐藤清一郎　千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行法に対して(一)普通林の広葉樹の立木については、従来行われて来た伐採許可制度を廃止して事前届出制とする、(二)許可を必要とする立木の伐採許可の回数を年二回から四回に改める、(三)公有林については適正な経営計画を樹てるよう措置し、その経営計画に基いて施業を行う地方公共団体の森林については別枠の許容限度を設け、その限度内においては伐採の許可を要しないことにする、(四)林業技術改良関係職員に関する規定を整備する等の改正を加えようとするものであつて、森林法施行の実績及び林産物の需給の動向にかんがみ、妥当の措置と認められる。なお、別紙の通り附帯決議をした。

二、費用

本法施行のため、新たに公有林経営計画樹立費を必要とし、その経費として一千八百二十八万七千円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

林種転換を主体とする造林事業を完遂するためには、次の諸点について政府は遺憾なく措置すべきである。

一、事業の困難性にかんがみ強力なる助長の途を講ずること。

二、薪炭林面積の縮小にともなう原料材の減産防止のため、残存薪炭林の改良の方図を講ずること。

三、造林樹種の選定に誤りなきを期するため適地適木調査を全国的に実施すること。

四、造林成績を向上せしめるため、優良種苗を確保すること。

審査報告書

日本住宅公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十六日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
武藤　常介　北　勝太郎
大谷　瑩潤　大河原一次
内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本住宅公団の造成する宅地が逐次大規模な団地形態をとつている現状から新市街地形成の基盤に必要な学校、病院、商店、工場等各種施設の用に供する宅地を住宅用地にあわせて造成することができるようにするとともに、これらの宅地を水面埋立事業によつて造成すること、その他国際協力にもとづく技術研修等の目的で国内に滞在する外国人のための居住施設を供給する等同公団の業務の範囲を拡張しようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙の通りの附帯決議をした。

二、費用

本法律施行のためには、公団の事業費として昭和三十二年度約十億円が見込まれている。

附帯決議

一、宅地造成については、食糧の確保、農家経済の安定等農地保護の見地から、極力農地の転用をさけるよう配慮すること。

二、本法案により造成さるべき工場用地の譲渡については、わが国の経済発展への寄与を主眼とするとともに、地価の昂騰を来たさざるよう慎重に取扱うこと。

三、技術研修等の目的で国内に滞在する外国人のための居住施設の供給については、その資金措置に関し、今後充分なる検討を加え、適切なる方策を講ずること。

〔第二十号参照〕

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十七日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

土田国太郎　青木　一男
杉山　昌作　苫米地英俊
宮澤　喜一　塩見　俊二
天坊　裕彦　栗山　良夫
椿　繁夫　大矢　正
平林　剛　木内　四郎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を実施するため、スウェーデンの居住者又は法人が支払を受ける使用料等に対する所得税の税率の特例その他所要の事項を定めようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十七日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

天坊　裕彦　塩見　俊二
宮澤　喜一　苫米地英俊
杉山　昌作　青木　一男
土田国太郎　木内　四郎
平林　剛　大矢　正
椿　繁夫　栗山　良夫
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したことに伴い漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十一年度において、必要な資金を一般会計から繰り入れようとするものであつて適当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十一年度特別会計予算補正（特第2号）のこの会計の給与再保険勘定においては、一般会計からの受入金九千四百八十万九千円が計上されている。

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十七日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
土田国太郎　青木　一男
杉山　昌作　下條　康麿
苫米地英俊　稲浦　鹿蔵
宮澤　喜一　塩見　俊二
天坊　裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、補助金等に関する昭和三十一年度までの特別措置を、国立公園法に基く補助金に関するものを除くほか、昭和三十二年度においても引続き講じようとするものであつて、おおむね適当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行のため別に費用を要しないが、昭和三十二年度予算には国立公園法に基く国立公園施設整備費補助金として四千万円が計上されている。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
土田国太郎　高橋進太郎
木暮武太夫　下條　康麿
青木　一男　前田　久吉
塩見　俊二　天坊　裕彦
杉山　昌作　稲浦　鹿蔵
岡崎　眞一　苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における租税負担の現状にかんがみ、所得税の諸控除及び税率に改正を加え、その軽減合理化を図るとともに、高額所得者について一定範囲の親族の資産所得の合算課税を行うほか、簡易税額表の適用範囲を拡大する等税制の簡素化を図ろうとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度減収見込額は一千七十五億三千九百万円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
土田国太郎
高橋進太郎
下條　康麿
青木　一男
天坊　裕彦
杉山　昌作
稲浦　鹿蔵
木暮武太夫
前田　久吉
塩見　俊二
岡崎　眞一
苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、法人税について、中小法人の負担の軽減を図るため軽減税率の適用を受ける所得の範囲を引き上げるとともに、重要物産についての免税制度を合理化し、人格のない社団等で収益事業を営むものについて新たに法人税を課そうとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度減収見込額は十五億二千八百万円である。

審査報告書

租税特別措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
土田国太郎　高橋進太郎
木暮武太夫　下條　康麿
青木　一男　前田　久吉
天坊　裕彦　塩見　俊二
杉山　昌作　岡崎　眞一
稲浦　鹿蔵　苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今次の税制改正の一環として、利子所得について、一定期間、長期預金等の利子所得を非課税とし、その他の利子所得について軽減税率による分離課税を行い、輸出所得について特別控除制度の適用期間を延長し、価格変動準備金制度について現行の繰入限度額を引き下げるほか、概算所得控除等の制度は適用期限をもつて廃止するとともに、現行法の全部について規定を整備しようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度増収見込額は二百二十億四千四百万円である。

審査報告書

国土開発縦貫自動車道建設法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　内村　清次
岩沢　忠恭　石井　桂
重盛　蓊治　西田　信一
稲浦　鹿蔵　中野　文門
大河原一次　北　勝太郎
斎藤　昇　村上　義一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土開発と産業の振興及び国民生活領域の拡大を期するため、国土を縦貫する高速幹線自動車道を建設するための基本計画の策定等について規定するもので、去る第二十四回国会において本院で修正議決され衆議院に送付したものであるが、昭和三十二年度予算において神戸―名古屋間の実施のための予算が計上されているため、実行を可能ならしめるよう小牧市―吹田市間の区間を路線に決定する等の措置を行つたものであつて概ね妥当なるものと認める。

二、費用

本法律施行のために要する経費は、事務費約八十万円、総事業費約六千五百億円の見込みである。昭和三十二年度予算には約三十億円が計上されている。

審査報告書

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
中野　文門　小山邦太郎
北　勝太郎　斎藤　昇
大河原一次　内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市における住宅難の緩和に寄与し、併せて土地の合理的利用、災害の防止に資する中高層耐火建築物の建設に必要な資金の融通並びに災害により滅失し又は損傷した住宅の復興に必要な資金の貸付等新たな措置を講じ、都市の不燃化と住宅建設の促進を図ろうとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

二、費用
本法施行のために、昭和三十二年度予算においては公庫事業資金に約五十八億円が含まれている。

審査報告書
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十八日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
阿具根　登　近藤　信一
大竹平八郎　相馬　助治
白井　勇　青柳　秀夫
大谷　贊雄　小西　英雄
高橋　衛　豊田　雅孝
小幡　治和　西川弥平治

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、商工組合中央金庫の運営の実情にかんがみ、(一)商工組合中央金庫に対する政府からの出資金を昭和三十二年度において、十五億円増額すること、(二)同金庫の取扱う内国為替業務に関する制限を撤廃すること、(三)同金庫が金融機関等の貸付業務を代理したとき所属組合又はその構成員以外の者にも貸付ができるようにすること、(四)同金庫がその余裕金を運用できる範囲を拡張することを内容とするもので、商工組合中央金庫からの貸出金利の引下げに資するとともに、その機能を強化充実することになり妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用
この法律施行のため、昭和三十二年度において、産業投資特別会計から商工組合中央金庫に対し十五億円を出資することになつている。

附帯決議
政府は、商工組合中央金庫の中小企業組織化に果すべき使命にかんがみ、左記の事項につき特段の配慮を加うべきである。
一、商工組合中央金庫の資金源充実に努め、更に金利低下を図るため、資金運用部より直接低利資金の貸付を行い得るよう速かに必要な措置を講ずること。
二、商工組合中央金庫の組合員外者に対する公庫代理業務は、中小企業組織化の目的に背馳せざるよう特に注意すること。
三、信用組合の育成強化に努め、併せて商工組合中央金庫の資金源の拡充と金利引下げに資せしむること。

審査報告書
信用保証協会法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十八日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
阿具根　登　近藤　信一
大竹平八郎　相馬　助治
白井　勇　青柳　秀夫
大谷　贊雄　小西　英雄
高橋　衛　豊田　雅孝
小幡　治和　西川弥平治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、信用保証協会の保証能力を拡大するため、政府が同協会に対して必要な資金を貸付けることが出来るようにするもので、中小企業者の金融の円滑化に関して、妥当な措置と認められる。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用
政府の当該貸付の原資として、昭和三十二年度一般会計予算より、中小企業信用保険特別会計に十億円を繰入れている。

附帯決議
本改正によつて信用保証協会に対し資金貸付を実施するにあたり、政府は零細金融の円滑化を図るため、特に左記の諸点につき配慮すべきである。
一、信用保証協会においては、短期小口保証に重点を置き、長期大口保証は中小企業信用保険に移すよう指導すること。
二、信用保証協会をして、堅実にして物的担保に不足する小企業者の信用補完に徹せしめるよう行政措置を積極化すること。
三、信用保証制度の劃期的拡充強化と自主性の確保を図るため、今後政府資金貸付額の増大、貸付金利の引下げは勿論、適切なる根本的施策を速かに樹立すること。

審査報告書
厚生省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十八日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
井村　徳二　手島　栄
片岡　文重　田畑　金光
伊藤　顕道　松村　秀逸
大谷藤之助　上原　正吉
竹下　豊次　八木　幸吉
秋山　長造

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、官房長の設置及び水道行政に関する権限規定を改正するほか、ろうあ者の更生に必要な治療と訓練を行うため、附属機関として国立ろうあ者更生指導所を、精神薄弱児のうち特に程度の重い者又は盲若しくはろうあの二重の障害を持つ児童を収容し、その保護指導を行うため附属機関として国立精神薄弱児施設をそれぞれ設置しようとするもので、その措置は妥当なものと認める。
二、費用
本法の施行に伴う費用として、一億千五百三十三万七千円が昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十八日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
手島　栄　田畑　金光
泉山　三六　伊藤　顕道
松村　秀逸　大谷藤之助
竹下　豊次　秋山　長造
上原　正吉

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、建設省職員の教育訓練等をつかさどらせるため建設研修所を、河川等に関する重要事項で建設省の所管に係るものを調査審議させるため河川審議会をそれぞれ建設省の附属機関として設置し、水道及び下水道の事務に関する規定を改正し、産業開発青年隊に関する規定を整備し、その他、受託事務の範囲及び部内における事務の所管について若干の改正を加えるものであつて、いずれも妥当な措置と認める。
二、費用
本法の施行に伴う費用として、二千四百八十九万円が昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書
昭和三十一年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年三月二十八日
地方行政委員長　本多　市郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
前田佳都男　大沢　雄一
新谷寅三郎　小柳　牧衛
伊能繁次郎　館　哲二
伊能　芳雄　森　八三一

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、今回の交付税の増額分から、地方財政における公債費の圧迫を緩和するために、法律上当然交付すべき普通交付税の調整減額復活分と昨年末の期末手当の増額支給に伴つて生じた要財源措置額とを除いた残りの額を、三十二年度分の交付税の総額に加算して配分し、地方債の元利償還費の一部に充てることができるようにするものであつて、その趣旨はやむを得ないものと認める。なお、当委員会において、別紙のような附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行に伴う費用として昭和三十一年度予算補正に百十億円が計上済みである。

附帯決議
本特例は深刻な公債費問題の対策としては極めて不明確不十分且不合理であつて到底満足できない。よつて政府は、この際進んで公債費処理の根本的方策を樹立して昭和三十三年度以降地方財政の確立を期すべきである。
右決議する。

審査報告書
国立学校設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十八日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
矢嶋　三義　吉田　萬次
野田　俊作　近藤　鶴代
高田なほ子　安部　清美
松永　忠二　林田　正治
川口爲之助　林屋亀次郎
三浦　義男　野本　品吉
有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、東京水産大学及び商船大学の位置を東京都に移し、商船大学の名称を東京商船大学と改称するとともに、東京大学の附置研究所として、物性研究所を設置しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴う費用として、約七千三百四十七万円が昭和三十二年度予算に計上されている。

〔第二十一号参照〕

審査報告書

資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　青木　一男
木暮武太夫　高橋進太郎
木内　四郎　下條　康麿
天坊　裕彦　大矢　正
椿　繁夫　平林　剛
杉山　昌作　苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由
郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金のうち、約定期間が五年以上七年未満のものに対する特別の利子の利率を昭和三十二年度以降年五厘以下とし、約定期間が七年以上のものに対しては同年度以降特別の利子を附さないこととしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
この法律の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　青木　一男
土田国太郎　木暮武太夫
高橋進太郎　岡崎　眞一
下條　康麿　木内　四郎
栗山　良夫　塩見　俊二
天坊　裕彦　稲浦　鹿蔵
大矢　正　椿　繁夫
前田　久吉　苫米地英俊
杉山　昌作　平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、別途信用保証協会法の改正に伴い、信用保証協会に対する国の融資事業を経理するために、この会計に融資勘定を設け、その原資を一般会計から繰入れることとし、これに伴う所要の改正を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十二年度予算においては、この会計の融資勘定に、歳入として一般会計よりの受入十億円、歳出として貸付に必要な経費十五億円が計上されている。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　青木　一男
木暮武太夫　岡崎　眞一
下條　康麿　栗山　良夫
塩見　俊二　稲浦　鹿蔵
大矢　正　椿　繁夫
平林　剛　杉山　昌作
前田　久吉　苫米地英俊
高橋進太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における貿易の実情等にかんがみ、関税を減免する品目を追加し、課税原料品による製品を輸出した場合のもどし税、その他規定の整備を行うとともに、セラック等の税率を調整しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　青木　一男
木暮武太夫　下條　康麿
岡崎　眞一　塩見　俊二
稲浦　鹿蔵　杉山　昌作
前田　久吉　苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由
最近における経済状況等にかんがみ、鉄鋼について関税を減免することができることとするとともに、昭和三十二年三月三十一日に期限が到来する関税の減免措置について、その期限を一年間延長する等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
左藤　義詮　湯山　勇
常岡　一郎　安部　清美
林田　正治　川口爲之助
松澤　靖介　林屋亀次郎
三浦　義男　野本　品吉
有馬　英二　高田なほ子
松永　忠二　矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由
経済的理由によつて就学困難な小学校の児童のため、その教科用図書の給与に対して行う国の補助を、中学校に就学する生徒で同様の事情にある者に対してもこれを行うよう、その範囲を拡大せんとする本改正案は、義務教育の円滑な実施を期する上において、必要かつ妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行に伴う費用として、約六千万円が、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

学校給食法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
有馬　英二　野本　品吉
三浦　義男　林屋亀次郎
松澤　靖介　川口爲之助
林田　正治　高田なほ子
安部　清美　常岡　一郎
湯山　勇　矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由
学校給食費の負担が困難と認められる公立中学校の生徒の保護者のため、学校給食費に関する国の補助の範囲を公立中学校に拡大することは、学校給食の趣旨の徹底とこれが普及のために妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行に伴う費用として約五百六十万円が昭和三十二年度予算に計上されている。

附帯決議

本委員会は、学校給食法の一部を改正する法律案を可決するに際し、左の附帯決議を附し、政府に対して、その速かな実施を要望する。

一、学校給食の趣旨を達成し、その速かな普及を図るため、十分にして適切な予算措置を講ずること。

二、学校給食の重要性にかんがみ、義務教育諸学校並びに夜間課程を置く高等学校に、栄養士を置くよう所要の措置を講ずるとともに、学校給食に従事する職員の身分の確立と、その給与費国庫補助の方途を講ずること。

審査報告書

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日

商工委員長　松澤　兼人

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

近藤　信一　大竹平八郎
青柳　秀夫　阿部　竹松
小幡　治和　豊田　雅孝
高橋　衛　小西　英雄
西川弥平治　阿具根　登
島　清　白井　勇

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、昭和三十二年三月三十一日をもつて失効する「自転車競技法等の臨時特例に関する法律」の効力を別途審議中の自転車競技法・小型自動車競走法・モーターボート競走法の各一部改正案との関連において、本年九月三十日まで延長しようとするものであつて、一応必要な措置と認める。

二、費用

本法施行に特に費用は要しない。

審査報告書

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　江藤　智
三木與吉郎　植竹　春彦
平島　敏夫　加賀山之雄
横川　信夫　最上　英子
森田　義衛　後藤　義隆
成田　一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国有鉄道の運賃料金を旅客、貨物について概ね一割三分程度引上げようとするものであるが、日本国有鉄道の現状からみて老朽施設の取替による安全度の確保、輸送力の増強及び経営合理化をすすめるためにはやむを得ない措置と認める。

二、費用

本法律の施行には別に費用は要しない。

審査報告書

港湾法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月二十九日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

成田　一郎　後藤　義隆
森田　義衛　最上　英子
横川　信夫　市川　房枝
松浦　清一　中村　正雄
大倉　精一　木島　虎蔵
江藤　智　三木與吉郎
植竹　春彦　平島　敏夫
相澤　重明　柴谷　要
加賀山之雄　岩間　正男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、企業合理化促進法により産業関連港湾施設を整備するため同法に定める受益事業者負担制度を活用する場合において、港湾法に定める港湾工事費用の負担割合に特例を設けて国と港湾管理者との負担の衡平を図ろうとするものであつて、委員会は妥当な措置と認めた。

二、費用

昭和三十二年度における該当工事は工事費約十四億二千六百万円の計画であり、これに対する国庫負担の額は現行法によれば約八億五千五百六十万円であるが、本改正案によれば約四億二千七百八十万円となる。

〔第二十二号参照〕

審査報告書

公営企業金融公庫法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

安井　謙　大沢　雄一
伊能　芳雄　館　哲二
森　八三一　伊能繁次郎
鈴木　万平　小柳　牧衛
久保　等　占部　秀男
鈴木　壽　成瀬　幡治
加瀬　完

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体の経営する公営企業を整備拡充して、住民福祉の増進と地方産業の振興に資するため、公庫を設け、資金の融通を計ろうとするものであつて、その趣旨は妥当なものと認められる。なお、当委員会においては別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、産業投資特別会計出資として、昭和三十二年度特別会計予算に五億円が計上済みである。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意し、その適正且つ、円滑な運営をはかるべきである。

一、公庫の資本金及び政府保証による公庫債の発行限度額は、今後更に増額すること。

二、地方債計画一般会計分については、全額政府資金を以つてあてること。

三、公庫資金の利率は極力引下げ、且つ公庫において既発行の公募地方債につき低利借替を行うよう措置すること。

四、将来、公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

五、公庫の融資にあたつては、貧弱市町村の公営企業を優先せしめること。

右決議する。

審査報告書

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

高橋進太郎　下條　康麿
稲浦　鹿蔵　太暮武太夫
前田　久吉　杉山　昌作
天坊　裕彦　苫米地英俊
土田国太郎　西川甚五郎
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は産業投資特別会計の財源の一部を補足すべき原資の確保を図るため、この会計に資金を設け、一般会計からの繰入金等をもつてこれに充てようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十一年度一般会計予算補正（第一号）に産業投資特別会計資金へ繰入に必要な経費として三百億円が計上されている。

審査報告書

とん税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　高橋進太郎
下條　康麿　稲浦　鹿蔵
太暮武太夫　八木　幸吉
前田　久吉　杉山　昌作
天坊　裕彦　土田国太郎
苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、とん税の税率を引上げるとともに、その納期、非課税の範囲等について所要の規定の整備を図ろうとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特別とん税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　高橋進太郎
下條　康麿　稲浦　鹿蔵
太暮武太夫　八木　幸吉
前田　久吉　杉山　昌作
天坊　裕彦　土田国太郎
苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、開港所在の地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船の開港への入港について新に特別とん税を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　高橋進太郎
下條　康麿　稲浦　鹿蔵
木暮武太夫　八木　幸吉
前田　久吉　杉山　昌作
天坊　裕彦　苫米地英俊
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

政府の日本国有鉄道に対する貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限が本年四月三十日に到来するが、日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、その償還期限をさらに延期し、昭和三十二年度から昭和三十六年度までの五年間に分割して償還させようとするものであつて時宜を得た措置と認める。

二、費用

この法律の施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書

印紙税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　青木　一男
高橋進太郎　下條　康麿
木暮武太夫　杉山　昌作
天坊　裕彦　苫米地英俊
土田国太郎　稲浦　鹿蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、為替手形、約束手形について、一覧払手形等を除き階級別定額税率に改めるとともに、規定の整備をするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

特定多目的ダム法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

建設委員長代理理事　岩沢　忠恭

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

佐野　廣　田中　一
石井　桂　後藤　義隆
中野　文門　稲浦　鹿蔵
斎藤　昇　大河原一次
内村　清次　北　勝太郎
武藤　常介　小山邦太郎
古池　信三　上原　正吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建設大臣の直轄施行に係る多目的ダムの建設及び管理に関し、特別の措置を講ずるとともに、多目的ダムを利用する電気事業者、水道事業者等に対し、ダム使用権を創設し、多目的ダムの効用を速かに且つ十分に発揮させようとするものであつて、妥当な立法と認める。

なお、委員会においては別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十二年度特別会計に六十八億七千六百万円が計上されている。

附帯決議

一、多目的ダムの建設及び管理に当つては、常に基本的に農業生産及び農業者の利害の存在することは自明であるから、建設大臣は、その基本計画、操作規則、水利関係等の決定、策定に際して、農林大臣との協議を緊密に行い、些かも農業生産及び農業者の利益を侵害することのないよう措置すること。

二、多目的ダム建設費のうち農業用負担部分については、その負担額を極力軽減すると共に、将来、これにダム使用権の設定に関し検討すること。

三、多目的ダムの建設及び管理に当つて生ずる農林漁業者への被害については、国において完全に補償すべきこと。

審査報告書

健康保険法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

吉江　勝保　勝俣　稔
谷口弥三郎　紅露　みつ
横山　フク　榊原　亨
近藤　鶴代　寺本　廣作
草葉　隆圓　早川　慎一
森田　義衛　高野　一夫

第三条第一項の表の改正規定中「第二級」、「第三級」、「第四級」、「第五級」、「第六級」、「第七級」、「第八級」、「第九級」、「第一〇級」、「第一一級」、「第一二級」、「第一三級」、「第一五級」、「第一六級」、「第一七級」、「第一八級」、「第一九級」、「第二〇級」、「第二一級」、「第二二級」、「第二三級」及び「第二四級」をそれぞれ「第三級」、「第四級」、「第五級」、「第六級」、「第七級」、「第八級」、「第九級」、「第一〇級」、「第一一級」、「第一二級」、「第一三級」、「第一四級」、「第一五級」、「第一六級」、「第一七級」、「第一八級」、「第一九級」、「第二〇級」、「第二一級」、「第二二級」、「第二三級」、「第二四級」及び「第二五級」に

第一級	四、〇〇〇円	一三〇円	四、五〇〇円未満

を

第一級	三、〇〇〇円	一〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	一三〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満

に改める。

第四十三条ノ二から第四十三条ノ六までの改正規定中第四十三条ノ三に次の一項を加える。

保険医療機関又ハ保険薬局ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ前項ノ規定ニ依リ其ノ指定ノ効力ヲ失フ日前六月ヨリ同日前三月迄ノ間ニ別段ノ申出ナキトキハ第一項ノ申請アリタルモノト看做ス

第四十三条ノ六の次に十条を加える改正規定のうち第四十三条ノ八第二項中「二月」を「一月」に改める。

附則第一条を次のように改める。

（施行期日）

第一条　この法律中健康保険法第七十条ノ三の改正規定は公布の日から、同法第三条の改正規定及び附則第三条の規定は昭和三十二年四月一日から、附則第六条、第七条及び第十条の規定は同年七月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、法律による改正後の健康保険法（以下「新法」という。）第四十三条ノ八並びに第四十三条ノ十六第二項及び第三項の規定は、同年六月三十日までは適用しない。

附則第二条第一号中「この法律の施行（前条後段の規定による施行をいう。以下同じ。）の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、同条第二号中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（標準報酬に関する経過措置）

第三条　昭和三十二年四月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、昭和三十二年三月の標準報酬月額が三万六千円である者の同年四月一日から同年九月三十日までの標準報酬については、その者が同年四月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、新法第三条の規定を適用する。

附則第四条中「この法律の施行の日の属する月前」を「昭和三十二年四月以前」に改める。

附則中第五条の前の見出しを削り、同条中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年七月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に改め、同条を第六条とし、第六条を第七条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の見出し及び一条を加える。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　昭和三十二年五月一日から同年六月三十日までの間において新法第四十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所について療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者は、その給付を受ける際、この法律による改正前の健康保険法（以下「旧法」という。）第四十三条ノ二第二項の規定の例により、当該病院又は診療所に一部負担金を支払わなければならない。この場合において、同条同項ただし書中「組合ノ指定スル者」とあるのは、「第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所」と読み替えるものとする。

繰り下げ後の附則第八条第一項中「この法律の施行の際現にこの法律による改正前の健康保険法（以下「旧法」という。）」を「昭和三十二年五月一日において現に旧法」に、同条第二項、第三項及び第四項中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に、同条第五項中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、「この法律の施行の日から起算して六箇月間（当該期間中に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項の規定による指定が行われたときは、その指定の日までの間）」を「昭和三十二年十月三十一日（同日前に当該病院若しくは診療所又は薬局につき新法第四十三条ノ三第一項の規定による指定が行われたときはその指定の日）まで」に改める。

繰り下げ後の附則第九条中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、「この法律の施行の日から起算して三箇月間」を「昭和三十二年七月三十一日まで」に改める。

繰り下げ後の附則第十条中「この法律の施行前」を「昭和三十二年七月一日前」に改める。

繰り下げ後の附則第十一条中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に改める。

繰り下げ後の附則第十五条中「附則第八条」を「附則第九条」に、「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に改める。

繰り下げ後の附則第十六条中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、健康保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、健康保険事業の執行に要する経費についての国庫の補助を明らかにし、標準報酬の等級区分、一部負担制、保険医療組織等を改めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが別紙の通り修正を行なつた。

二、費用

本法施行に伴う費用は、国庫補助金として、昭和三十一年度及び昭和三十二年度予算に、おのおの三十億円計上しているが、修正により厚生保険特別会計昭和三十二年度において約三億四千万円の増額を必要とする見込である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

神田厚生大臣から修正案に同意する旨発言があつた。

審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

谷口弥三郎　勝俣　稔
吉江　勝保　紅露　みつ
横山　フク　榊原　亨
近藤　鶴代　草葉　隆圓
寺本　廣作　早川　慎一
森田　義衛　高野　一夫

附則第一条を次のように改める。

（施行期日）

第一条　この法律中第五十八条ノ二の改正規定は公布の日から、第四条第一項の表の改正規定、第五十九条第五項の改正規定及び第六十条第一項の改正規定並びに附則第三条及び第十条の規定は昭和三十二年四月一日から、第二十八条ノ七の改正規定、第二十九条ノ三の改正規定及び附則第七条の規定は同年七月一日から、第四条第三項、第四項及び第五項の改正規定並びに第四条ノ二の改正規定は同年八月一日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、昭和二十九年五月一日から適用し、この法律による改正後の第二十八条ノ三及び第二十八条ノ六第二項の規定は、昭和三十二年六月三十日までは適用しない。附則第二条中「この法律の施行（第四条第三項の改正規定、同条同項の次に二項を加える改正規定、第四条ノ二の改正規定及び第五十八条ノ二の改正規定を除く部分の施行をいう。以下同じ。）の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、「第一条第二項の改正規定」を「同条同項の改正規定」に改める。

附則第三条中「この法律の施行の日前」を「昭和三十二年四月一日前」に、「この法律の施行の日まで」を「同日まで」に、「この法律の施行の日の属する月の前月」を「同年三月」に、「この法律の施行の日の属する月から」を「同年四月から」に改める。

附則第四条中「この法律の施行の日の属する月前」を「昭和三十二年四月以前」に改める。

附則第五条中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に改める。

附則第六条中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、「この法律の施行の日から起算して三箇月間」を「同年七月三十一日まで」に改める。

附則第七条中「この法律の施行前」を「昭和三十二年七月一日前」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に、「この法律の施行の際」を「同日において」に改め、同条第三項中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に、「この法律の施行後」を「同日以後」に改め、同条第四項中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に、「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に改める。

附則第九条中「この法律の施行の際」を「昭和三十二年五月一日において」に改める。

附則第十一条中「この法律の施行前」を「昭和三十二年五月一日前」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、船員保険事業の執行に要する経費についての国庫の補助を明らかにするとともに、療養の給付において一部負担金の制度を設け、報酬月額の算定方法、被保険者の資格喪失後の期間に係る保険給付の支給条件、保険料率を改めようとするものであつて概ね妥当と認めるが、別紙の通り修正を行つた。

なお、委員会は次のような附帯決議を行つた。

附帯決議

健康保険の被保険者の標準報酬額を引上げた反面船員保険の被保険者の標準報酬を最高三万六千円に据置き、而も被保険者の一部負担制度をなす事は、船員保険の療養給付の主旨から見て、矛盾を感ぜられるから船員保険法について検討の必要がある。

右決議する。

二、費用

本法施行に伴う費用は、昭和三十一年度及び昭和三十二年度予算において、おのおの国庫補助金として一億円計上されているが、修正により船員保険特別会計において、約一千一百万円の増加を必要とする見込である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

神田厚生大臣から修正案に同意する旨発言があつた。

審査報告書

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

勝俣　稔　吉江　勝保
谷口弥三郎　紅露　みつ
横山　フク　榊原　亨
近藤　鶴代　草葉　隆圓
寺本　廣作　早川　慎一
森田　義衛　高野　一夫

第二十条の表の改正規定を削る。

附則第一項中「公布の日から起算して二箇月をこえない範囲内で政令で定める日」を「昭和三十二年五月一日」に改める。

附則中第二項を削り、第三項中「この法律の施行の日の属する月前」を「昭和三十二年四月以前」に改め、同項を第二項とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、標準報酬の最低額を引き上げ、現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子に対する脱退手当金の支給条件を緩和するとともに、規定の整理をしようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、別紙の通り修正を行つた。

二、費用

本法施行に伴う費用は、修正により昭和三十二年度厚生保険特別会計において、約五千五百万円の増額を必要とする見込である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

神田厚生大臣から修正案に同意する旨発言があつた。

審査報告書

特定多目的ダム建設工事特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十一日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　青木　一男
高橋進太郎　鹿蔵　下條　康麿
稲浦　鹿蔵　木暮武太夫
岡崎　眞一　杉山　昌作
宮澤　喜一　大矢　正
土田国太郎　苫米地英俊
天坊　裕彦　平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国が直轄で施行する特定多目的ダムの建設工事等に関する経理を行うため特定多目的ダム建設工事特別会計を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行により別に費用を要しないが、昭和三十二年度特別会計予算には、特定多目的ダム建設工事特別会計の歳入、歳出として六十八億七千六百万円が計上されている。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十一日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

高野　一夫　勝俣　稔
紅露　みつ　谷口弥三郎
榊原　亨　横山　フク
吉江　勝保　草葉　隆圓
近藤　鶴代　早川　慎一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日雇労働者の賃金水準の上昇に伴い、日雇労働者に対する失業保険の給付内容を改善するとともに、失業保険事業の円滑な運営を図るため、失業保険金額の自動的変更及び日雇労働者の失業保険に関する制度を合理化しようとするものであつて概ね妥当と認めるが、委員会は別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う費用として、国庫負担額約四億七千三百万円は昭和三十二年度予算に計上されている。

附帯決議

政府は、日雇労働者の生活の実情に鑑み、失業保険金日額の増額をはかると共に、待期日数等について善処するよう最善の努力をすべきである。

右決議する。

審査報告書

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十一日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

山下　義信　山本　經勝
藤田藤太郎　木下　友敬
竹中　恒夫　早川　慎一
草葉　隆圓　高野　一夫
勝俣　稔　近藤　鶴代
紅露　みつ　谷口弥三郎
榊原　亨　横山　フク
吉江　勝保

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今なお置かれている健康上の特別な状態にかんがみ、国が健康診断及び医療を行うことにより、その健康の保持及び向上を図ろうとするものであつて、概ね妥当と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用約一億七千五百万円は昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十一日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
青木　一男　下條　康麿
苫米地英俊　木暮武太夫
岡崎　眞一　佐野　廣
稲浦　鹿蔵　高橋進太郎
前田　久吉　土田国太郎
杉山　昌作　宮澤　喜一
天坊　裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、健康保険法の一部改正により、政府管掌健康保険事業の経費の一部を国庫が補助することとなるのに伴い、この会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受入金を加える等の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。なお、昭和三十一年度のこの会計の健康勘定の歳入には、一般会計よりの受入金三十億円が計上されている。

審査報告書

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年三月三十一日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
青木　一男　下條　康麿
苫米地英俊　木暮武太夫
岡崎　眞一　佐野　廣
高橋進太郎　稲浦　鹿蔵
前田　久吉　杉山　昌作
土田国太郎　宮澤　喜一
天坊　裕彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、船員保険法の一部改正により、船員保険事業のうち療養給付部門について国庫が補助することとなつたのに伴い、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正をしようとするものであつて、この際適当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行のため、別に費用を要しない。なお、昭和三十一年度のこの会計の歳入には、今回の措置に伴う一般会計よりの受入金一億円が計上されている。

審査報告書

昭和三十二年度一般会計予算
昭和三十二年度特別会計予算
昭和三十二年度政府関係機関予算

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

二、費用

一般会計予算の総額は、

歳入　一兆一千三百七十四億六千四百八十八万円
歳出　一兆一千三百七十四億六千四百八十八万円

特別会計予算の総額は、

歳入　二兆三千二百五十八億四千七百四十四万九千円
歳出　二兆二千二億四千百五十八万五千円

政府関係機関予算の総額は、

収入　一兆一千四百五十億一千九百二十四万六千円
支出　一兆百六十九億六千二百九十六万七千円

である。

なお、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、

歳入　二兆六千百九十五億二千八百五十三万六千円
歳出　二兆四千九百四十七億二千八百九十一万二千円

となる。

昭和三十二年三月三十一日

予算委員長　苫米地義三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

左藤　義詮　迫水　久常
安井　謙　青柳　秀夫
石坂　豊一　泉山　三六
武藤　常介　成田　一郎
林田　正治　梶原　茂嘉
小林　武治　吉田　萬次
森　八三一　土田国太郎
前田佳都男　佐藤清一郎
新谷寅三郎　柴田　栄
加賀山之雄　木村篤太郎
苫米地英俊　小山邦太郎
仲原　善一　関根　久蔵
野本　品吉　田村　文吉

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十二年度一般会計予算、昭和三十二年度特別会計予算及び昭和三十二年度政府関係機関予算は、最近における経済の実情にかんがみ、一般会計の増加収入の一部をもつて、まず、国民負担の大幅な軽減合理化を図るとともに、他面、収支の均衡を堅持しつつ、重点施策を積極的に推進することを基本方針とし、減税、産業基盤の整備、社会保障の充実、住宅対策、中小企業対策等に、特に重点をおいて編成されたものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

〔第二十三号参照〕

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政　庸徳　秋山俊一郎
仲原　善一　柴田　栄
堀本　宜實　上林　忠次
鈴木　一　北村　暢
清澤　俊英　島村　軍次
東　隆　河野　謙三
藤野　繁雄　田中　啓一
佐藤清一郎　千田　正
小笠原二三男　羽生　三七
下條　康麿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行法に対して、天災による被害農林漁業者のうち特に著しい被害を被つた者に対して行う融資について、年三分五厘以内の低利率を適用する場合の基準を明確にするとともに、国の補助に係る利子補給及び損失補償の対象となる融資の契約の方式の整備単純化その他の改正を加えようとするのがその主な内容であつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律を施行するため、差当つて、衆議院の修正により、利子補給に対する国の補助金として昭和三十二年度以降四年間に約千九百五十万円を必要とすることとなる。

審査報告書

開拓融資保証法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政　庸徳　佐藤清一郎
田中　啓一　仲原　善一
堀本　宜實　東　隆
柴田　栄　雨森　常夫
青山　正一　島村　軍次
千田　正　羽生　三七
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、中央開拓融資保証協会に対する政府からの出資金を三千万円増額しようとするものであつて、開拓融資保証の拡大に資し、開拓融資の促進に寄与し、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律案による、政府からの出資のため必要な三千万円は、昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

開拓営農振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政　庸徳　佐藤清一郎
田中　啓一　仲原　善一
堀本　宜實　東　隆
柴田　栄　雨森　常夫
青山　正一　島村　軍次
千田　正　羽生　三七
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、営農の基礎が不安定な開拓者が協同して自主的にその営農の改善を図ろうとする場合に、これに必要な助成等の措置を講ずることによつて、これらの開拓者に営農の基礎を確立させ、開拓地における農業の健全な発展に資しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律施行のため、利子補給に要する経費に対する補助金として、昭和三十二年度一般会計予算に千四百八十八万六千円が計上されている。

審査報告書

揮発油税法案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月五日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野田　俊作　杉山　昌作
大矢　正　岩間　正男
天田　勝　柴谷　要
天坊　裕彦　市川　房枝
大倉　精一　栗山　良夫
藤田藤太郎　平林　剛

第九条中「一万四千八百円」を「一万四千円」に改める。

附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日の翌日」に改める。

附則第三項中「第二十三条」を「新法第二十三条」に改める。

附則第四項中「第六項」を「第七項」に改める。

附則第六項中「改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）」を「新法」に、「租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項」を「旧租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第二十六条第一項、第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十九条」に改め、同項中「これらの法律の規定」の下に「（第二十三項においてその例によるものとされる第二十二項の規定による改正前の租税特別措置法第九十条の規定を含む。）」を加える。

附則第九項中「第十一項」を「第十二項」に、「三千八百円」を「三千円」に改める。

附則第十項中「三万八千円」を「三万円」に、「七万六千円」を「六万円」に、「二十二万八千円」を「十八万円」に、「三十八万円」を「三十万円」に改める。

附則第十一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第十九項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第　号）」を「租税特別措置法」に、「昭和三十二年四月一日」を「揮発油税法の施行の日」に改める。

附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第二十一項として次の一項を加える。

21　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による」を削る。

附則第十六項から附則第十八項までを二項ずつ繰り下げ、附則第十七項として次の一項を加える。

17　道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「揮発油税法による揮発油税（以下「揮発油税」という。）」を「揮発油税」に改める。

附則第三項から附則第十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　改正後の揮発油税法（以下「新法」という。）第十条第一項の規定の適用については、昭和三十二年四月分の申告書に限り、同項中「毎月」とあるのは、「この法律の施行の日から昭和三十二年四月三十日までに」と読み替えるものとする。

附則に次の一項を加える。

23　前項の規定による改正前の租税特別措置法第八十九条の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税及び地方道路税の徴収又は免除については、第七項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における揮発油の取引状況及び道路整備財源の確保の必要性にかんがみ、税率を引き上げるとともに、移出課税制度を採用する等諸規定の整備を図るため、揮発油税法の全文を改正しようとするものであるが、税率を一竓当り八百円引き下げ一万四千円とするとともに施行期日の延長に伴う所要規定の修正を加えた上でやむを得ない措置と認めた。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、政府案では本年度約百二十八億円の増収が見込まれているが修正による減収見込が政府の課税標準数量を基礎として約二十三億円であり、差引約百五億円の増収が見込まれることとなる。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

修正案中税率の修正に係る部分は、これを実施することにより衆議院議決案の収入見込額に対し約二十三億円の減収を生ずることと見込まれ、既に成立した昭和三十二年度予算の執行に重大な影響を与え、財政の健全化を著しく害するものと考えるので、反対である。

審査報告書

地方道路税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月五日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
杉山　昌作　野田　俊作
大矢　正　岩間　正男
天田　勝正　柴谷　要
天坊　裕彦　市川　房枝
大倉　精一　藤田藤太郎
栗山　良夫　平林　剛

第四条の改正規定中「三千五百円」を「三千二百円」に改める。

第七条第二項の改正規定、第九条の改正規定、第十条の改正規定、第十一条第一項の改正規定並びに第十二条第四項及び第十三条第一項の改正規定中「百八十三分の三十五」を「百七十二分の三十二」に、「百八十三分の百四十八」を「百七十二分の百四十」に改める。

附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日の翌日」に改める。

附則第四項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第五項中「附則第九項」を「附則第十項」に、「三十八分の十五」を「三十分の十二」に、「附則第十項」を「附則第十一項」に改める。

附則第六項中「百八十三分の三十五」を「百七十二分の三十二」に、「五十三分の十五」を「四十二分の十二」に、「百八十三分の百四十八」を「百七十二分の百四十」に、「五十三分の三十八」を「四十二分の三十」に改める。

附則第十二項中「昭和三十二年法律第　号」を「昭和三十二年法律第二十六号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における揮発油の取引状況及び道路整備のための地方財源確保の必要性にかんがみ、税率を引き上げるとともに揮発油税法の改正に即応して諸規定の整備を図ろうとするものであるが、税率も一㍑当り三百円引下げ三千二百円とするとともに、施行期日の延長に伴う所要規定の修正を加えた上でやむを得ない措置と認めた。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、政府案では本年度約四十六億円の増収が見込まれているが、修正による減収見込が政府の課税標準数量を基礎として約九億円であり、差引約三十七億円の増収が見込まれることとなる。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

修正案中税率の修正に係る部分は、これを実施することにより衆議院議決案の収入見込額に対し、約九億円の減収を生することと見込まれ、既に成立した昭和三十二年度予算の施行に重大な影響を与え、財政の健全化を著しく害するものと考えるので反対である。

〔第二十四号参照〕

審査報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月六日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
片岡　文重　常岡　一郎
竹中　勝男　吉江　勝保
榊原　亨　勝俣　稔
紅露　みつ　谷口弥三郎
草葉　隆圓　山下　義信
藤田藤太郎　横川　正市
安部　清美　柴谷　要

附則第一項を次のように改める。

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の母子福祉資金の貸付等に関する法律第十三条第一項の規定は、昭和三十二年四月一日から適用する。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国が母子福祉資金の貸付の財源として都道府県に貸し付ける額の比率を引き上げようとするものであつて概ね妥当と認めるが、委員会は別紙のような修正を行つた。

二、費用

本法施行のために要する費用として、昭和三十二年度予算に約五億九千万円が計上されている。

審査報告書

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月六日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
山下　義信　藤田藤太郎
横川　正市　安部　清美
柴谷　要　常見　一郎
竹中　恒夫　谷口弥三郎
紅露　みつ　勝俣　稔
横山　フク　榊原　亨
吉江　勝保

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、社会福祉法人又は更生保護会が都道府県知事、市町村長又は保護観察所の長の委託を受けて社会福祉事業又は更生保護の事業を行う場合に、その事業が本来公の責任の下に行われるべきものであることにかんがみ、その施設に要する費用を公の負担に帰することができるようにしようとするものであつて、妥当と認める。

二、費用

本法施行に伴い、平年度約五百万円の歳入の減少がある見込である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

中垣厚生政務次官から本法案に同意する旨発言があつた。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月八日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
青柳　秀夫　小林　武治
大沢　雄一　伊能　芳雄
安井　謙　伊能繁次郎
鈴木　万平　館　哲二
成田　一郎　森　八三一
岸　良一

第七百条の七の改正規定中「八千四百円」を「八千円」に改める。

附則第一条中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日の翌日」に、「同年七月一日」を「昭和三十二年七月一日」に改める。

附則第二十三条及び第二十四条中「二千四百円」を「二千円」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税制の現況にかんがみ、(一)住民税については、所得税の減税に伴い自動的に生ずる住民税の減収を回避するとともに、住民税負担の軽減にも留意して標準税率を調整し、併せて課税方式を異にする市町村間の負担の不均衡を是正し、(二)事業税については中小企業者の負担を軽減し、(三)遊興飲食税については、租税負担の合理化、徴税事務の簡素化を図り、(四)固定資産税については、大規模償却資産に対する市町村の課税限度額の引上げを行い、(五)入湯税については、これを目的税に改めて、環境衛生施設その他観光施設の整備に要する費用に充てしめることとし、(六)軽油引取税については、揮発油税の増額に対応して、道路整備促進の財源を充実するため税率を引上げる等の改正を行おうとするものであり、衆議院において軽油引取税率の引上げ三千円を二千四百円と修正、当委員会において は、これを二千円と更に引下げ、施行期日を公布の翌日からと修正をしたもので、その趣旨は概ね妥当と認められる。

なお、当委員会においては別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

地方税制の内容についてはなお、検討の余地があるものと認められる。政府は左の諸点につき検討を加え、昭和三十三年度において適当に措置すべきである。

一、遊興飲食税に関しては、遊興面の徴税に重点をおくとともに普通飲食の免税範囲を更に拡張するほか徴収実績等を勘案して公給領収証制度の検討と負担の合理化、徴収事務の簡素化を図ること。

二、住民税は方式が錯雑し、且つ負担はその居住地域の異同によつて著しく不均衡を生じ、特に給与所得者には苛酷となる場合が多いから、これが軽減につき適当の考慮を加えること。

三、軽油引取税についてはこれが取扱いにつき将来適宜考慮を加えること。

四、冷凍、冷蔵事業に対する電気ガス税の免税は製氷事業に附置せざるもの及び農畜産物等についても将来これを考慮すること。

右決議する。

〔第二十五号参照〕

審査報告書

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月九日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
江藤　智　成田　一郎
後藤　義隆　平島　敏夫
岩間　正男　大倉　精一
相澤　重明　森田　義衛
松浦　清一　植竹　春彦
柴谷　要

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、捕獲審検所の検定の再審査の要請に関する状況にかんがみ、現行法の存続期間を一年延長しようとするものである。本委員会は、連合国の再審査要求について条約上期限が付されていないので、止むを得ない措置と認めた。

二、費用
昭和三十二年度一般会計予算に四百五十四万一千円が計上されている。

審査報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月九日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松村　秀逸　永岡　光治
西岡　ハル　伊藤　顕道
八木　幸吉　田畑　金光
大谷藤之助　上原　正吉
秋山　長造　竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、勤続期間二十五年以上で退職する者等に対し、整理退職の場合と同じ割増の退職手当を支給することとするとともに、日本専売公社又は日本電信電話公社の役員を退職手当暫定措置法の適用から除外し、あわせてその給与及び退職手当について所要の規定の整備を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用
本法施行による退職手当の割増支給に要する増は既定経費の範囲内で賄いうる。

審査報告書

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月九日
逓信委員長代理理事　手島　栄
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
横川　信夫　石坂　豊一
中山　壽彦　最上　英子
奥　むめお　横川　正市
鈴木　強　山田　節男
宮田　重文　長谷部ひろ
新谷寅三郎　前田佳都男
森中　守義

要領書

一、委員会の決定の理由
公衆電気通信設備のうち、単独電話又は共同電話の電話回線に接続する附属機器等について、加入者による設置を認めようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、費用
別に費用を要しない。

〔第二十六号参照〕

審査報告書

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十一日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
平島　敏夫　松村　秀逸
松岡　平市　伊藤　顕道
大谷藤之助　苫米地義三
泉山　三六　上原　正吉
秋山　長造　竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、原子力の研究並びに平和的利用の急速な進展に伴い、放射線医学に関する総合的調査研究等を行うため、科学技術庁の附属機関として放射線医学総合研究所を設置しようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用
本法施行に要する費用一億四千四百万円は、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十一日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
伊藤　顕道　迫水　久常
木村篤太郎　苫米地義三
松岡　平市　大谷藤之助
上原　正吉　秋山　長造
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における諸外国との国交の回復、国際連合加盟等による新事態に対処するため、松江入国管理事務所を廃止して広島入国管理事務所を新設するとともに、稚内市ほか数箇所に入国管理事務所の出張所を設置する等適宜改正を加えようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用
本法の施行に伴う費用として、約九十五万円が昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十一日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
重政　庸徳　佐藤清一郎
秋山俊一郎　仲原　善一
堀本　宜實　下條　康麿
柴田　栄　羽生　三七
上林　忠次　千田　正
島村　軍次　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄
東　隆　青山　正一

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、農業生産力の発展及び農民の地位の強化に寄与するため、農業委員会及び都道府県農業会議の構成及び組織の改正、所掌事務の整備及び農業委員会の職員の身分の安定等に関し、必要な規定を設け、或いは必要な規定の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認められ附帯決議をして可決した。

二、費用
本改正法施行のために、特に経費を予定されていない。

附帯決議
農業団体の在り方如何は、今後わが国農政上極めて重要な課題であるにかんがみ、この法律案による措置にかかわらず、政府は、農業団体の在り方について、根本的な検討を加えその結果に基いて遺憾なく措置すべきである。
右決議する。

審査報告書

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十一日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
藤野　繁雄　清澤　俊英
東　隆　河野　謙三
重政　庸徳　佐藤清一郎
秋山俊一郎　仲原　善一
堀本　宜實　下條　康麿
柴田　栄　羽生　三七
上林　忠次　千田　正
青山　正一　島村　軍次

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正法律案は、現行法に対して（一）再建整備実施期間を二カ年延長して七カ年とする（二）政府から交付を受けた再建整備奨励金の償還を免除することができる途をひらく等の改正を加え、昭和三十一年三月三十一日にさかのぼつて適用することにしようとするものであつて、農林漁業組合の整備の促進に資し、妥当な措置と認められ附帯決議をして可決した。

二、費用
本改正法施行のため特に経費を必要としない。しかし本法施行による減収見込は、仮に現行法施行後昭和三十一年度までに交付された奨励金のすべての償還を免除するとすれば約四十億円であると見込まれている。

附帯決議
農林漁業組合が、今後において健全な経営を持続するため、政府は、この法律制定後、同法第十四条ただし書の運用に当て左記のものは奨励金の納付を免除することとすべきである。

記

一、当該農林漁業組合が全国の区域未満の区域を地区とするもの

二、全国の区域を地区とする農林漁業組合にあつても第四条第一項各号に掲げる再建整備の条件をみたすに至つてから一年を経過した日の属する事業年度の終了の日における第二条第二項に規定する準備金の額が同日における出資金の額の四分の一に達しないもの

審査報告書

土地改良法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十二日

農林水産委員長　堀末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

青山正一　堀本宜實
重政庸徳　下條康麿
雨森常夫　仲原善一
秋山俊一郎　田中啓一　柴田栄
佐藤清一郎　千田正　上林忠次
島村軍次　藤野繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行土地改良法に対し、土地改良事業実施手続の簡素化、土地改良区の管理に関する規定の整備、小面積の換地における金銭による清算、特定土地改良工事の実施、土地改良財産の管理及び処分に関する規定の整備、国営干拓事業による埋立及び干拓地の処置並びに土地改良事業を行う者の協同組織として土地改良事業団体連合会の設置及びこれが運営等のために必要な改正を加えようとするものであつて、妥当な措置と認められ別記の附帯決議を付して可決すべきものと決定した。

二、費用

この法律施行のため、特定土地改良工事の実施に要する経費として、昭和三十二年度特定土地改良工事特別会計に四十二億四千三百五十六万七千円が計上されており、その中、三十一億五千九百二十七万七千円は一般会計から受入れ、八億五千四百九万円は資金運用部特別会計から借入れることになつている。

附帯決議

この法律案が成立し、これが施行に当り、政府は、次のとおり措置すべきである。

一、独り埋立又は干拓に限らず、継続施行中のかんがい排水施設及びその附帯事業についても、速かに、これを特定土地改良工事特別会計で行うことができることとなし、その工事の完了を促進すること。

一、特定土地改良工事の建設利息については、受益者の負担を極力軽減すること。

一、事業費の地元負担分の徴収期間を極力延期し、特に埋立干拓事業については事業完了後二十五年以上とすること。

一、特定土地改良工事について、その完了を極力促進し、七ケ年以内において必ずこれを竣工させること。

右決議する。

審査報告書

建築基準法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十六日

建設委員長　中山福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

石坂豊一　北勝太郎
小山邦太郎　稲浦鹿藏
斎藤昇　田中一
岩沢忠恭　石井桂
中野文門　内村清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市街地における耐火建築物の促進と道路交通の緩和等のため、(一)商業地域内で且つ準防火地域内の耐火構造の建築物の建ぺい率の緩和、(二)都市計画として決定された一団地の住宅経営による建築物について空地地区内の延面積に対する割合の緩和、(三)道路内に建築することができる建築物の範囲の拡張等を図ろうとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十六日

大蔵委員長　廣瀬久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　高橋進太郎
土田国太郎　苫米地英俊
木暮武太夫　岡崎眞一
塩見俊二　稲浦鹿藏
田中茂穂　天坊裕彦
栗山良夫　平林剛
野溝勝　大矢正
天田勝正　杉山昌作
前田久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、食糧管理特別会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金等の限度額を引上げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十二年度以降、食糧証券、借入金等の限度額は九百億円引上げられ四千四百億円となる。

審査報告書

特定土地改良工事特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十六日

大蔵委員長　廣瀬久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　高橋進太郎
土田国太郎　苫米地英俊
木暮武太夫　岡崎眞一
塩見俊二　稲浦鹿藏
田中茂穂　前田久吉
杉山昌作

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、土地改良法に基いて国が施行する特定のかんがい排水施設の建設工事及び埋立又は干拓工事等に関する経理を一般会計と区分して明確にし、あわせてその実施を円滑にするため特定土地改良工事特別会計を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十二年度特別会計予算に特定土地改良工事特別会計の歳入歳出として四十二億四千三百五十六万七千円が計上されている。

〔第二十七号参照〕

審査報告書

日本国とチェッコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日

外務委員長　笹森順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

野村吉三郎　津島壽一
吉田法晴　黒川武雄
石黒忠篤　梶原茂嘉
永野護　海野三朗
竹中勝男　森元治郎
佐野廣

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、わが国とチェッコスロヴァキア共和国との間の戦争状態の終了、外交関係の回復、戦争請求権の相互放棄等を規定し、もつて両国間の最終的平和処理を行つたもので、これにより わが国は、正常関係を有する国に新たにチェッコスロヴァキア共和国を加えることとなり、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日

外務委員長　笹森順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

津島壽一　野村吉三郎
黒川武雄　吉田法晴
梶原茂嘉　石黒忠篤
海野三朗　永野護
森元治郎　竹中勝男
佐野廣

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、わが国とポーランド人民共和国との間の戦争状態の終了、外交関係の回復、戦争請求権の相互放棄等を規定し、もつて両国間の最終的平和処理を行つたもので、これによりわが国は、正常関係を有する国に新たにポーラン

ド人民共和国を加えることとなり、妥当な措置と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定の改正に関する諸議定書の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永野　護　野村吉三郎
津島　壽一　鹿島守之助
梶原　茂嘉　吉田　法晴
海野　三朗　森　元治郎
佐野　廣　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由
本件に含まれている三つの改正議定書は、ガット発足以来の国際情勢の進展にかんがみ、これを全面的に再検討の上作成されたもので、通商障壁の除去及び貿易協力機関の成立に伴つて必要とされる技術的修正を内容としているが、輸出貿易に依存するわが国としては、この改正ガットに基く各国の通商障壁の撤廃によつて益するところは大であるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

貿易協力機関に関する協定の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永野　護　津島　壽一
鹿島守之助　野村吉三郎
梶原　茂寿　吉田　法晴
森　元治郎　海野　三朗
佐野　廣　杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由
この協定によつて設立される貿易協力機関は、ガットの運営を目的とする国際機関であつて、従来のガット締約国団会議、会期間委員会及び事務局は、それぞれ同機関の総会、執行委員会及び事務局に引継がれる。ガット締約国であるわが国としては、この機関に参加することは極めて有益な措置であると考えられるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
分担金として年間一万二千ドル程度を要するが、本年度分については昭和三十二年度予算に計上済である。

審査報告書

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
建設委員長　中山　福蔵
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
村上　義一　北　勝太郎
小山邦太郎　稲浦　鹿蔵
内村　清次　武藤　常介
大河原一次　中野　文門
斎藤　昇　西田　信一
石井　桂　岩沢　忠恭
田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、高速自動車国道法の規定により建設大臣が行う高速自動車国道の建設管理に対する特別措置として、日本道路公団に有料の高速自動車国道の建設、管理を行わせることができるように改正しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
本法施行のために、昭和三十二年度道路公団に約三十一億円が計上されている。

審査報告書

高速自動車国道法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
建設委員長　中山　福蔵
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
武藤　常介　斎藤　昇
大河原一次　中野　文門
内村　清次　稲浦　鹿蔵
小山邦太郎　北　勝太郎
村上　義一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成する道路として新たに国土開発縦貫自動車道建設法による国土開発縦貫自動車道を含む高速自動車国道を設け、その路線の指定、整備計画、管理、構造、保全等について規定し、高速自動車国道の整備を図ろうとするものであつて、妥当なものと認める。
二、費用
本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

特別とん譲与税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
地方行政委員長　大沢　雄一
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
小林　武治　森　八三一
吉江　勝保　館　哲二
成田　一郎　伊能繁次郎
小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、特別とん税法の制定に伴い、特別とん税の収入額に相当する額を特別とん譲与税として開港所在市町村に譲与するために、その譲与についての所要規定を設けたものであつて妥当な措置と認める。
二、費用
本法を施行するために、別に費用を要しないが、昭和三十二年度特別会計予算に特別とん譲与税譲与金に必要な経費として五億八千六百万円を計上済みである。

審査報告書

湿田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
農林水産委員長　堀　末治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
重政　庸徳　青山　正一
秋山俊一郎　柴田　栄
仲原　善一　上林　忠次
雨森　常夫　堀本　宜實
島村　軍次　千田　正
羽生　三七　鈴木　一
北村　暢　清澤　俊英
藤野　繁雄　河野　謙三
小林　孝平　下條　康麿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、湿田単作地域の農業改良促進事業の施行が遅れている状況にかんがみ、現行法の有効期間が昭和三十三年三月三十一日までとなつているのを、昭和三十七年三月三十一日までにしようとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行に要する経費は平年度十九億円、総額七十六億円と見込まれ、その予算的措置は今後に残されている。

〔第二十八号参照〕

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十八日
社会労働委員長　千葉　信
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
山下　義信　山本　経勝
藤田藤太郎　竹中　恒夫
榊原　亨　勝俣　稔
吉江　勝保　鈴木　万平
高野　一夫

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、児童福祉施設として新たに精神薄弱児通園施設を設けるとともに、国の施設する精神薄弱児施設に入所した児童について、その者が社会生活に順応することができるようになるまでこれを在所させることができるようにしようとするものであつて、妥当と認める。
二、費用
本法施行に要する費用として、昭和三十二年度予算に約二千三百万円が計上されている。

審査報告書

自然公園法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十日
社会労働委員長　千葉　信
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
高野　一夫　榊原　亨
勝俣　稔　鈴木　万平
寺本　廣作　竹中　恒夫
早川　慎一　横山　フク
久保　等　片岡　文重
坂本　昭　山本　經勝
山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律は、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の三種の自然公園について、それぞれの段階に応ずる保護と利用の適正を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
土田国太郎　秋山俊一郎
苫米地英俊　木暮武太夫
小柳　牧衛　青木　一男
平林　剛　栗山　良夫
宮澤　喜一　北　勝太郎
西川甚五郎　大矢　正

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、郵政官署が支払う年金又は恩給等の過誤払による返還金債権の管理及びその収納金の処理について必要な特例を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十九日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
田中　茂穂　土田国太郎
秋山俊一郎　苫米地英俊
木暮武太夫　青木　一男
西川甚五郎　平林　剛
大矢　正　栗山　良夫
宮澤　喜一　前田　久吉
北　勝太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における関税犯則事件の状況等にかんがみ、外国貿易船等でない外国往来船等についても入港届の提出を要することとし、外国往来船と陸地との間の交通及び貨物の保税地域への出し入れについての規制並びに輸出入についての虚偽の申告等に対する罰則を強化するとともに、不開港出入の許可手数料について減免規定を設けるほか、所要の規定の整備を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十九日
地方行政委員長　本多　市郎
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
大沢　雄一　館　哲二
成田　一郎　小林　武治
森　八三一　小柳　牧衛
加瀬　完　中田　吉雄
山本　經勝　鈴木　壽

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、離島振興法の実施状況にかんがみ、離島振興実施地域における災害復旧事業について、公共土木災害復旧事業費国庫負担法に基いて算定される国の負担率を、五分の四を下らぬようにするものであり、概ね妥当な措置と認められる。

二、費用
本法の施行により、過年度災害につき約一億円の増が見込まれるが、その内昭和三十二年度に措置すべき約四千万円は、建設省所管、災害復旧等事業費予算の中でまかなわれる。

〔第二十九号参照〕

審査報告書

日本科学技術情報センター法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
大竹平八郎　古池　信三
白川　一雄　阿具根　登
近藤　信一　青柳　秀夫
小幡　治和　白井　勇
高橋　衛　大谷　贊雄
小西　英雄　西川弥平治
豊田　雅孝　相馬　助治
藤田　進　島　清

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、わが国における科学技術振興を図るため、科学技術情報活動の中枢機関として、半官半民の特殊法人である日本科学技術情報センターを設立しようとするものであつて、経済の発展と国民生活水準の向上に資する現下適切な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のため、昭和三十二年度一般会計予算に政府出資金及び補助金として七千万円が計上してある。

附帯決議

政府は本法の施行に当つて左記諸点に留意し、もつて日本科学技術の振興に十分貢献し得るよう配慮すべきである。

一、科学技術情報活動の公共的重要性にかんがみ、これが一層の推進を図るため、情報センターの財政的基礎を確立するよう、今後その積極的助成について特段の配慮をすること。

二、情報センターの業務は政府、大企業に対する情報提供に偏することなく、中小企業等に対する奉仕に格別の注意を払い、公益性を尊重するとともに、能率的且つ効果的なる運営を期すること。

三、情報センターの業務運営は関係諸機関の自主性を尊重しつつこれと緊密なる協力を図り、重複と摩擦を避けるよう極力注意すること。

審査報告書

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十三日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
阿具根　登　白川　一雄
藤田　進　白井　勇
小幡　治和　大谷　贊雄
高橋　衛　小西　英雄
西川弥平治　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由
本改正案は、運輸省所管の造船関連工業の一部及び鉄道車両部品工業等の業種をも本法の対象とするため、現在通商産業大臣の専管となつているのを改めて、運輸大臣も本法を運用することができるよう必要な規定を整備しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行について特に費用を要しない。

審査報告書

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十三日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
雨森　常夫　吉田　萬次
大谷　瑩潤　郡　祐一
青山　正一　西郷吉之助
後藤　文夫　河合　義一
棚橋　小虎　宮城タマヨ
小酒井義男

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、判事補としての職権の制限を受けない判事補に、当分の間高等裁判所の判事の職務を行わせることができることとすることによつて、第一審の充実強化を円滑に行い、もつて裁判の適正と迅速を図ろうとするものであつて、適宜な措置であると認める。

二、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
裁判所法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年四月二十三日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
雨森　常夫　吉田　萬次
大谷　瑩潤　郡　祐一
青山　正一　西郷吉之助
後藤　文夫　河合　義一
棚橋　小虎　宮城タマヨ
小酒井義男

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、家庭裁判所調査官の研究及び修養並びにその養成に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置き、又は裁判所の事件に関する速記の事務をつかさどらせるため、各裁判所に裁判所速記官を置こうとするものであつて、適当な措置であると認める。
二、費用
この法律施行のため、家庭裁判所調査官研修所については、昭和三十二年度において約千六百六十六万円を要するが予算に計上されている。又裁判所速記官については別段の費用を要しない。

審査報告書
地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年四月二十三日
地方行政委員長　本多　市郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
大沢　雄一　小林　武治
吉江　勝保　館　哲二
森　八三一　安井　謙
小柳　牧衛　加瀬　完
鈴木　壽　占部　秀男

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の健全な運営を進めるため、地方財政法については、地方団体はその財政について長期にわたる健全な運営について考慮し、地方公共団体の行う事業のうち、特定のものについては特別会計を設けて経理の明確化を図るべきものとする等、同法の規定を整備するとともに、地方財政再建促進特別措置法については、財政再建団体が財政再建計画の承認を受ける日前に許可を受け、承認を受けた日以後に起した退職手当債を財政再建債とみなして利子補給の対象とする等の所要の改正を行うものであつて、妥当な措置と認められる。
二、費用
本法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
日本放送協会昭和三十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
一、日本放送協会昭和三十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、放送法第四十条の規定により国会に提出されたものであつて、その内容の概要は左の通りである。
1　資産
資産及び負債並びに損益
昭和三十一年三月三十一日における資産総額は八十二億五千百四十五万二千円であつて、これを昭和二十九年度末の資産総額七十五億五千八百三十八万円に比較すると六億九千三百七万二千円の増加となつている。
2　負債
昭和三十一年三月三十一日における負債総額は四十二億六千八百三十六万円であつて、これを昭和二十九年度末の負債総額三十九億六千三百四万九千円に比較すると三億五百三十一万千円の増加となつている。
3　損益
昭和三十年度の損益は
事業収入総額　百六億二千三百九十三万五千円
事業支出総額　百二億六千三百三十万七千円で
差引剰余は　三億六千六十二万八千円であつて、
その内訳は
ラジオ関係差引剰余　八億七千六百六十七万三千円
テレビジョン関係差引欠損　五億千六百四万五千円
となつている。
二、本件を審査した結果
異議がない。
右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。
昭和三十二年四月二十三日
通信委員長　剱木　亨弘
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
新谷寅三郎　石坂　豊一
最上　英子　中山　壽彦
横川　信夫　奥むめお
三木　治朗　横川　正市
鈴木　強　山田　節男
手島　栄

〔第三十号参照〕
審査報告書
滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年四月二十五日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
郡　祐一　雨森　常夫
大谷　瑩潤　吉野　信次
辻　武壽　青山　正一
棚橋　小虎　西郷吉之助
小林　英三　小酒井義男
河合　義一　一松　定吉
田中　啓一

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、租税等の徴集と私債権の実行とが競合する場合における滞納処分と強制執行等との手続を調整することによつて、両手続の円滑な執行をなし得るようにし、もつて租税等の徴集の確保と一般債権の保護との上の障害を除去しようとするものであつて、妥当な措置であると認める。
なお、本委員会においては、私債権行使の保護に遺漏なきを期するため、特に自動車等についても同じく調整措置を講ずる必要を認め、別紙の通り附帯決議を行つた。
二、費用
この法律施行のため別に費用を要しない。

附帯決議
本法制定の目的及び趣旨の徹底を計るため、政府は、すみやかに、最高裁判所とも協議提携の上、国税徴収法その他関係法規の改正につき全面的検討を加え、民事訴訟法以外の強制執行手続による自動車等特にその必要あるものにつき滞納処分と強制執行等との手続を調整し、私債権行使の保護に遺漏なきを期すべきである。
右決議する。

審査報告書
北海道開発公庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年四月二十五日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　西田　信一
土田国太郎　塩見　俊二
前田　久吉　木暮武太夫
小柳　牧衛　青木　一男
田中　茂穂　高橋進太郎
小笠原二三男　大矢　正
椿　繁夫　平林　剛

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、東北地方の産業開発を促進し、かつ、北海道における産業開発を一層強力に推進するため、北海道開発公庫を北海道東北開発公庫に改組し、資本金の増額、業務の範囲の拡大等所要の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため別に費用を要しないが、昭和三十二年度政府関係機関予算に産業投資特別会計からの出資金十五億円が計上されている。

審査報告書
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年四月二十五日
内閣委員長　亀田　得治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
松村　秀逸　成田　一郎
平島　敏夫　迫水　久常
木村篤太郎　竹下　豐次
江藤　智　松岡　平市
木島　虎蔵　上原　正吉
大谷藤之助

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、防衛庁の任務遂行

の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員を改め、その他技術研究所に関する規定を整備せんとするものであつて、いずれも妥当な措置と認める。

二、費用

本法及び自衛隊法の一部を改正する法律の両者を含めてその施行に要する費用は、八億円であり、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十五日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

成田　一郎　松村　秀逸
迫水　久常　平島　敏夫
竹下　豊次　木村篤太郎
木島　虎蔵　江藤　智
松岡　平市　上原　正吉
大谷藤之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、航空集団及び練習隊群を置き、その他所要の規定を整備せんとするものであつて、いずれも妥当な措置と認める。

二、費用

本法及び防衛庁設置法の一部を改正する法律の両者を含めてその施行に要する費用は、八億円であり、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

予算委員長　苫米地義三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

安井　謙　迫水　久常
左藤　義詮　泉山　三六
石坂　豊一　青柳　秀夫
小林　武治　吉田　萬次
森　八三一　木村篤太郎
仲原　善一　久蔵
武藤　常介　関根　隆圓
佐藤清一郎　草葉　隆圓
柴田　栄　大谷　瑩潤
梶原　茂嘉　加賀山之雄
小山邦太郎　林田　正治
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船の受託調達契約の実施に関する経理を一般会計と区分して行うため臨時受託調達特別会計を設置し、右艦船二隻の建造に必要な経費の総額を限度とする国庫債務負担行為につき議決を求めるとともに、艦船の出来高に応じてアメリカ合衆国政府から支払を受ける金額を受け入れ、これをその都度直ちに支払に充てるため所要の歳入歳出を計上したものであつて、必要かつ妥当な措置と認める。

二、費用

昭和三十二年度臨時受託調達特別会計予算は、歳入歳出ともに、十二億七千六十七万六千円である。以上の歳入歳出予算のほか、国庫債務負担行為において、受託調達契約を履行するため、総額六十七億二千四百八十万円を限り、昭和三十二年度以降三ケ年度内において国庫の負担となる契約を、昭和三十二年度において結ぶことができることとしている。

なお、この予算補正により、昭和三十二年度特別会計の数は四十となり、その予算額の合計は、

歳　入　二兆三千二百七十一億一千八百十二万五千円

歳　出　二兆二千十五億一千二百二十六万一千円

となる。

審査報告書

臨時受託調達特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　青木　一男
土田国太郎　塩見　俊二
小柳　牧衛　西田　信一
田中　茂穂　天坊　裕彦
宮澤　喜一　宮田　重文
高橋進太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き、わが国に無償譲渡される予定の艦船の受託調達契約の締結を防衛庁に行わせるとともに、その実施に関する経理をするため特別会計を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。なお、昭和三十二年度特別会計予算補正（特第1号）において、歳入歳出として、十二億六千六十七万六千円が計上されており、又六十七億二千四百八十万円を限り、昭和三十二年度以降三年間の国庫債務負担行為ができることとなつている。

審査報告書

国有財産法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　青木　一男
塩見　俊二　西田　信一
栗山　良夫　天坊　裕彦
高橋進太郎　平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、閣議決定をもつて大蔵本省及び財務局に設けられている国有財産審議会を法制化するとともに、国有財産の境界確定に関する規定を設ける等の改正を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律の施行に伴う経費として昭和三十二年度一般会計予算には、国有財産の調査のため一億一千百三十七万八千円及び国有財産中央審議会、同地方審議会の経費として三百九十一万七千円が計上されている。

審査報告書

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
青木　一男　小柳　牧衛
塩見　俊二　田中　茂穂
西田　信一　椿　繁夫
栗山　良夫　高橋進太郎
天坊　裕彦　平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住民の居住の用に供している普通財産である建物のうち、保安上危険なもの等を取りこわして、その居住者を収容する第二種公営住宅を、その敷地に建設しようとする地方公共団体に対し、その建物を譲与し、又公営住宅の建設に必要な国有の土地を減額して譲渡できることにしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

電子工業振興臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

商工委員長代理理事　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

古池　信三　阿部　竹松
白川　一雄　阿具根　登
青柳　秀夫　小幡　治和
大谷　贊雄　勝俣　稔
豊田　雅孝　西川弥平治
島　清　白井　勇

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化、生産の合理化を促進するため、振興基本計画を策定し、所要資金の確保、合理化カルテルの指示、品質管理確保のため検査設備の基準の公表等の措置を定めるものである。

本措置は、電子工業の振興を図ることにより産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発達のために、妥当な措置であると認める。

二、費用

昭和三十二年度開銀特別融資として五億円が予定されている。

審査報告書

社会教育法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月二十六日

文教委員長　岡　三郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

矢嶋　三義　左藤　義詮
大野木秀次郎　湯山　勇
高田なほ子　加賀山之雄
安部　清美　松永　忠二
関根　久蔵　近藤　鶴代
吉田　萬次　林田　正治
川口爲之助　林屋亀次郎
有馬　英二　野本　品吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする社会教育関係団体に対する国の助成の制限を、当分の間緩和することを目的とするものであつて、妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法の施行に伴う経費一千万円が昭和三十二年度予算に計上済みである。

附帯決議

国民の体位向上と国際親善を図るため、政府は次の事項に関し特段の措置を講じ、その実現を期すべきである。

一、体育行政機構を整備充実すること。

一、国民体育大会の地方持廻り制を維持すること。

一、第三回アジア競技大会の成果を充分に高めるよう必要な措置を講ずること。

一、国際オリンピック大会を東京に招致すること。

右決議する。

〔第三十三号参照〕

審査報告書

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月八日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

小林　武治　森　八三一
白木義一郎　岸　良一
小柳　牧衛　安井　謙
加瀬　完　成瀬　幡治
占部　秀男　鈴木　壽

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、消防団員等公務災害補償の対象となる者の範囲を拡張して、従来の非常勤消防団員及び消防作業に協力援助した者の他に非常勤の水防団長若しくは水防団員又は水防に協力援助した者に係る損害補償に関する市町村その他の水防管理団体の支払責任を消防団員等公務災害補償責任共済基金において共済しようとするもので妥当な措置と認めた。

二、費用

本法施行に伴う経費は、消防団員等公務災害補償責任共済基金によつてまかなわれるが、同基金に対しては昭和三十二年度一般会計予算において補助金四千万円が計上されている。

審査報告書

臨時恩給等調査会設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松岡　平市　松村　秀逸
永岡　光治　八木　幸吉
大谷藤之助　木村篤太郎
上原　正吉　秋山　長造
竹下　豊次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、恩給等に関する重要事項を総合的に調査審議させるため国会議員、行政機関の職員及び学識経験のある者二十五人以内で組織する臨時恩給等調査会を総理府の附属機関として設置しようとするものであり、その措置は妥当なものと認める。なお別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行により別に費用は要しない。

附帯決議

この法律により設置される臨時恩給等調査会においては、現行恩給法に基く各種の不均衡不合理の是正並びに之に伴う戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正及び昭和三十一年法律第百七十七号「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律」の本委員会附帯決議事項の実施等、戦没者遺族その他の処遇の抜本的解決に資するため、速かに調査審議を遂げ、政府はその報告により昭和三十三年一月一日よりこれを実施し、遅くとも昭和三十四年度内に完全実施するよう措置すべきである。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月九日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
稲浦　鹿蔵　斎藤　昇
中野　文門　村上　義一
北　勝太郎　武藤　常介
大河原一次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の建築事情並びに建築士法施行の状況に鑑み、建築士の業務範囲を拡張し且つ臨時に二級建築士について選考による免許の途を開くとともに、建築士会及び建築士会連合会に関する規定を新設し建築物の質の向上と建築士の業務の進歩改善を図らうとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

駐車場法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月九日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

村上　義一　北　勝太郎
武藤　常介　中野　文門
斎藤　昇　田中　一
岩沢　忠恭　石井　桂
西田　信一　稲浦　鹿蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における自動車の交通量の激増に対処するため、駐車場整備地区を指定して、路外駐車場の整備を図るとともに、路外駐車場によつては満たされない駐車需要に応する路上駐車場を設置し、もつて道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進に寄与しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十一日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

大沢　雄一　伊能　芳雄
安井　謙　伊能繁次郎
館　哲二　岸　良一
小柳　牧衛　鈴木　壽
久保　等　加瀬　完
成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由

地方財政の現況にかんがみ、国が所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて、アメリカ合衆国の軍隊に使用させているもの並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供するものが所在する市町村に対し、国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付する制度を創設し、その交付を受ける市町村、交付の基準等について所要の規定を設けたものであつて、その措置は妥当なものと認められる。

なお、当委員会においては別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のために、昭和三十二年度一般会計予算に五億円を計上済みである。

附帯決議

本法の実施に当り政府はその運用の適正を期すると共に、左の諸点につき改善の必要があるものと認める。

一、助成交付金は固定資産税に代る性格のものであるから、なるべく速かに国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度に併合すること。

一、助成交付金の予算計上額は過少であるから少くとも当該資産に対する固定資産税相当額まで増額すること。

右決議する。

審査報告書

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十一日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

伊能　芳雄　大沢　雄一
伊能繁次郎　安井　謙
岸　良一　館　哲二
小柳　牧衛　久保　等
鈴木　壽　加瀬　完
成瀬　幡治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方税法の一部を改正する法律において、大規模の償却資産に対する所在市町村の固定資産税の課税限度額の引上げを行つたので、これに対応して大規模の償却資産に係る市町村の交付金算定標準額又は納付金算定標準額の限度額についてもその引上げを行い、新設の大規模償却資産に係る交付金算定標準額又は納付金算定標準額の特例を設けるとともに、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため借り受けている車両についても、市町村納付金の対象とする等所要の規定の整備をはかろうとするものであつて、その措置は妥当なものと認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十三日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　木暮武太夫
塩見　俊二　宮澤　喜一
島村　軍次　杉山　昌作
田中　茂穂　天坊　裕彦
栗山　良夫　大矢　正
楮　繁夫　野溝　勝
平林　剛　江田　三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における内外の経済情勢にかんがみ、わが国の海外輸出入市場の開拓確保及び外国との経済交流の促進を図るため、日本輸出入銀行の業務範囲を海外投資金融を中心として拡張するとともに、融資の期限についての制限を緩和し、借入金及び債務保証の限度を拡張する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

船舶職員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十三日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木島　虎蔵　江藤　智
三木與吉郎　中野　文門
平島　敏夫　相澤　重明
大倉　精一　柴谷　要
岩間　正男　市川　房枝
森田　義衛　松浦　清一
高良　とみ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における海運業及び遠洋漁業の急激な発展に伴い、現行法を実情に適応させるとともに海上航行の安全を確保するため、

(一)　船舶職員の資格定員表を全面改正し、

(二)　海技従事者の免許の更新制を廃止し、

(三)　航海中に欠員を生じた場合に補充命令を、又補充命令違反等の場合において当該船舶の航行差止をなしうるよう監督規定を強化し、その他通信長制度の新設、乙種及び丙種の船舶通信士の資格の最低免許年令の暫定的引下げ等必要な改正を行おうとするものであつて、委員会は適当な措置と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第2号）

昭和三十二年度政府関係機関予算補正（機第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十三日

予算委員長　苫米地義三

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

左藤　義詮　吉田　萬次
迫水　久常　安井　謙
青柳　秀夫　石坂　豊一
小林　武治　木村篤太郎
小山邦太郎　松　定吉　堀　一郎
前田佳都男　土田國太郎　柴田　栄
加賀山之雄　梶原　茂嘉
田村　文吉　佐藤清一郎
森　八三一　八木　幸吉
武藤　常介　井田　正治
仲原　善一　関根　久蔵
大川　光三　苫米地英俊

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第2号）及び昭和三十二年度政府関係機関予算補正（機第1号）は、いずれも公共企業体等労働委員会の仲裁裁定の実施に伴うものであつて、郵政事業特別会計及び日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の各予算における給与費を追加するとともに、郵政事業特別会計の予算補正に関連して、資金運用部、郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金の三特別会計についても所要の予算補正を行つているのであるが、これに対する財源措置としては、まず既定給与総額内の財源をもつて充当し、なお不足する額については、極力事業の遂行に支障が生じないよう配意しつつ、物件費その他の既定経費から、所要の財源を捻出することとしており、必要かつ妥当な措置と認める。

二、費用

この予算補正の結果、昭和三十二年度特別会計予算の合計額は、歳入歳出ともに、四十四億八千六百二十五万七千円を増加して、

歳入　二兆三千三百三億三千三百七十万六千円
歳出　二兆二千四十七億二千七百八十四万二千円

となり、昭和三十二年度政府関係機関予算の合計額は、収入支出ともに、七億七千七百二十六万円を増加して、

収入　一兆一千四百五十七億九千六百五十万六千円
支出　一兆百七十七億四千二十二万七千円

となる。

〔第三十五号参照〕

審査報告書

千九百四十六年十二月二日にワシントンで署名された国際捕鯨取締条約の議定書の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

永野　護　鶴見　祐輔
津島　壽一　杉原　荒太
重宗　雄三　野村吉三郎
曾祢　益　森　元治郎
佐藤　尚武　石黒　忠篤
梶原　茂嘉　加藤シヅエ
海野　三朗　佐野　廣

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、現行の国際捕鯨取締条約に二つの改正を織込むことを内容としている。即ち、改正の第一は、条約の「捕鯨船」の定義にヘリコプターその他の航空機を加え、将来鯨の捕獲、殺害等に使用される可能性のあるヘリコプター等を条約の規制の下に置くことであり、改正の第二は、母船に従来の自国籍の監督官の外に、第三者としてのオブザーヴァーを乗船させる等の措置を執るため、その前提として国際捕鯨委員会が条約の附表修正権限を有する事項中に「監督の方法」を加えることであつて、何れも時宜に適したもの

と認められるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
黒川　武雄　永野　護
鶴見　祐輔　津島　壽一
杉原　荒太　重宗　雄三
野村吉三郎　曾祢　益
佐藤　尚武　森　元治郎
梶原　茂嘉　石黒　忠篤
加藤シヅエ　佐野　廣
海野　三朗

要領書
一、委員会の決定の理由
この条約は、海上運送における運送人の義務、責任、免責事由等を統一的に規律し、一方において荷主を保護するとともに、他方において海上運送企業の円滑な発展を促進しようとするもので、わが国海運事業の発展に寄与することが大であると考えられるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
日本国とエジプトとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
黒川　武雄　永野　護
鶴見　祐輔　杉原　荒太
重宗　雄三　野村吉三郎
曾祢　益　森　元治郎
佐藤　尚武　梶原　茂嘉
石黒　忠篤　加藤シヅエ
海野　三朗　佐野　廣

要領書
一、委員会の決定の理由
この協定は、わが国とエジプトとの間の文化交流のための諸種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したもので、この協定の締結によりエジプトとの文化関係を通じて両国民間の相互理解が一そう深められ、両国間の親善関係の増進に資することが期待されるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
日本国とイランとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
黒川　武雄　永野　護
鶴見　祐輔　杉原　荒太
重宗　雄三　野村吉三郎
曾祢　益　森　元治郎
佐藤　尚武　梶原　茂嘉
石黒　忠篤　加藤シヅエ
海野　三朗　佐野　廣

要領書
一、委員会の決定の理由
この協定は、わが国とイランとの間の文化交流のための諸種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したもので、この協定の締結によりイランとの文化関係を通じて両国民間の相互理解が一そう深められ、両国間の親善関係の増進に資することが期待されるので、本件承認を妥当と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
南西諸島在住者等に関する在外公館等借入金整理準備審査会法特例法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
黒川　武雄　永野　護
鶴見　祐輔　津島　壽一
杉原　荒太　重宗　雄三
野村吉三郎　曾祢　益
森　元治郎　佐藤　尚武
梶原　茂嘉　石黒　忠篤
加藤シヅエ　海野　三朗
佐野　廣

要領書
一、委員会の決定の理由
この特例法案は、沖縄に在住していたため、「審査会法」に規定する借入金の確認を請求できなかつた者に対し、本法施行の日から百五十日以内に借入金の確認を請求することができるようにするもので、これら該当者を救済する見地から妥当な措置と認める。
二、費用
本法は手続を規定したものであるから、別に費用を要しないが、該当者に対しては約一千万円が国債整理基金特別会計から支払われる見込みである。

審査報告書
国際海上物品運送法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
一松　定吉　大川　光三
青山　正一　小酒井義男
河合　義一　小林　英三
赤松　常子　宮城タマヨ
棚橋　小虎　吉野　信次
後藤　文夫　辻　武壽

要領書
一、委員会の決定の理由
この法案は、千九百二十四年八月二十五日ブラッセルで署名された航荷証券に関するある規則の統一のための国際条約につとり、国際海上物品運送について、海上運送人の責任を軽減し、かつ航荷証券に関する関係人の利害を調整することによつて、現行商法の下で、わが国海運業が国際的に不利な競争状態にあることを是正しようとするものであつて、妥当な措置であると認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
学校教育法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
有馬　英二　林田　正治
左藤　義詮　吉田　萬次
近藤　鶴代　常岡　一郎
湯山　勇　松澤　靖介
安部　清美　松永　忠二
矢嶋　三義

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、当分の間、養護学校における就学を就学義務の履行とみなすことにより、養護学校教育の普及を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。
二、費用
本法施行のためには別に費用を要しない。

審査報告書
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
有馬　英二　林田　正治
左藤　義詮　吉田　萬次
近藤　鶴代　常岡　一郎
湯山　勇　松澤　靖介
安部　清美　松永　忠二
矢嶋　三義

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、市町村立の養護学校の教職員について、その身分取扱、退職年金等の基礎となる在職期間の通算等に関し、市町村立の盲学校又は聾学校の教職員と同様の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当と認めるが、別紙の附帯決議を附した。
二、費用
本法施行のためには特別に費用を要しない。

附帯決議
市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を可決するに際し、本委員会は、政府に対し次の通り要望する。

盲学校、聾学校及び養護学校において特殊教育に携わる寮母については、その勤務の特殊性に鑑み、これに対し時間外勤務手当等を支給すること及びその経費の地方負担を義務教育費国庫負担法の対象とすることについて、速かに適切な措置を講ずること。

審査報告書

国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

文教委員長　岡　三郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

有馬　英二　林田　正治
吉田　萬次　近藤　鶴代
関根　久蔵　常岡　一郎
湯山　勇　松澤　靖介
安部　清美　松永　忠二
矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大学を除く国立又は公立の学校の事務職員が結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職にされた場合の休職期間について特例を設けるとともに、当該休職の期間中は給与の全額を支給しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に伴い、直ちに費用を要しない。

審査報告書

国土調査法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
中野　文門　稲浦　鹿蔵
大河原一次　坂本　昭
村上　義一　小山邦太郎
斎藤　昇　内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土調査法実施の経過にかんがみ、地籍調査を特に促進する必要のある地域については、国が地方公共団体に協議して計画を設定し、かつ、国と地方公共団体との間の費用負担関係を明らかにするとともに地籍調査の成果を登記上明確にする等、国土の総合開発に関する施策に資せんとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行により、特定計画を実施するため（国有地を除き）には約九十億円を要する見込みである。昭和三十二年度予算には、約一億三千万円が地籍調査費として計上されている。

審査報告書

日本道路公団法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　岩沢　忠恭
石井　桂　西田　信一
中野　文門　稲浦　鹿蔵
村上　義一　斎藤　昇
大河原一次　坂本　昭

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本道路公団に、高速自動車国道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、給油所等の施設並びに高架の有料道路の建設と一体として設けることが適当と認められる事務所、倉庫等の施設の建設及び管理を行わせる等、高速自動車国道の効用の確保と有料道路の利用の合理化を図ろうとするものであつて、概ね妥当な措置と認める。

二、費用

昭和三十三年度以降日本道路公団の事業費に計上される予定である。

審査報告書

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

武藤　常介　堀木　鎌三
石原幹市郎　木島　虎蔵
江藤　智　三木與吉郎
成田　一郎　平島　敏夫
森田　義衛　高良　とみ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、モーターボート競走法による国庫納入金制度を全国モーターボート競走会連合会への交付金制度に改めた自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月三十日をもつて失効することとなつているので、この交付金制度を恒久措置とし、運輸大臣の監督の下に連合会をしてモーターボート、船舶用機関及び船舶用品に関する事項の振興のためその運用を行わせることとし、またモーターボート競走運営の適正を図るため競走場の設置を許可制とし、施行者、競走会、連合会及び競走場設置者に対する監督を強化する等の外、競走の健全化のため払戻金の最高限度額を定めることとする等の改正を行うものであつて、本委員会は適切なる措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　苫米地英俊
木暮武太夫　杉山　昌作
平林　剛　宮澤　喜一
田中　茂穂　土田国太郎
天坊　裕彦　島村　軍次
大矢　正　栗山　良夫
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国の庁舎等の使用調整、立体化等を計画的に実施することによつて、公務の能率の向上と公衆の利便の増進に資そうとするものであつて、別紙の附帯決議を附し、適当な措置と認めた。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行に当り、政府は次の事項について必要な措置を講ずべきである。

一、庁舎の使用調整等に当り、中央官庁の出先機関を一箇所に集約せしめることを目標に合同化を図ること。

二、庁舎の使用調整等の結果不用となつた土地・建物の処分については、住宅地その他国民の必需の用に供するよう特段の配慮をすること。

三、庁舎の建設・営繕に当つては、関係各省各庁の連絡調整を図つて、使用調整等に不都合をきたし又は不経済にならないよう厳重に注意すること。

審査報告書

国有財産特殊整理資金特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

平林　剛　栗山　良夫
大矢　正　島村　軍次
天坊　裕彦　田中　茂穂
杉山　昌作　土田国太郎
宮澤　喜一　木暮武太夫
苫米地英俊　青木　一男
木内　四郎　西川甚五郎
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の制定に伴い、特定庁舎等特殊整備計画に基く特定庁舎等の処分取入金等をもつて国有財産特殊整理資金を置き、その経理を明確にするため、国有財産特殊整理資金特別会計を新設しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお、昭和三十二年度特別会計予算に、本特別会計の歳入八億六千百十六万一千円が計上されているが、歳出は計上されず、全額資金として昭和三十三年度以降の歳出財源に持越されることとなつている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会 参議院会議録追録（その二）

審査報告書

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　西川甚五郎
青木　一男　苫米地英俊
杉山　昌作　木暮武太夫
平林　剛　宮澤　喜一
田中　茂穂　土田国太郎
天坊　裕彦　島村　軍次
大矢　正　栗山　良夫
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、皇居内の建物及び工作物並びに京都御所内の建物の修繕又は新築等を行い、これを皇室用財産として取得するために国会の議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本件の予定価格は、皇居仮宮殿改装一千三百七十六万円、皇居仮宮殿前広場舗装九百九十七万一千円、皇居平川橋改修五百七十九万八千円、京都御所内の小御所復元五千百十九万五千九百五十円である。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

下條　康麿　柴田　栄
東　隆　羽生　三七
佐藤清一郎　上林　忠次
仲原　善一　秋山俊一郎
堀本　宜實　青山　正一
小笠原二三男　北條　儁八
千田　正　安部キミ子
北村　暢　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農業災害補償制度を合理化するため、現行農業災害補償法に対して、(一)農作物共済の引受方法及び共済掛金率設定方法を改める(二)農作物共済及び蚕繭共済の共済掛金の農家負担を軽減する(三)農作物共済及び蚕繭共済の共済関係の当然成立を緩和する(四)共済事業実施主体の特例を設ける(五)損害評価の適正を図る(六)行政庁の共済事業及び保険事業に対する監督を強化する等の必要な改正を加えようとするものであつて、妥当な措置と認められ別紙の附帯決議を付して可決した。

二、費用

現行並びに改正後の農業災害補償法を実施するための経費として、昭和三十二年度一般会計予算に百七億二千六百二十九万七千円、農業共済再保険特別会計予算に百七十一億四千四百二万一千円が計上されている。

附帯決議

災害常襲のわが国情において、農業災害補償制度の完璧を期することは喫緊の要務である。

ここにかんがみ、政府は、今回の法律改正に安んずることなく、制度をしてすべての農業者から真に喜ばれるものたらしむべく、これが改善に対し一層の努力を尽すこととし差当り次の措置を講ずること。

一、従来法律の規定が完全に励行されていない憾があるが、今回の改正を契機として、法律の厳正な施行を期することとし、特に、監督規定の強化に即応して、監督に関する機構及び経費の充実整備を図ること。

二、災害の防止が本制度運用に及ぼす影響の極めて大なるものがあるにかんがみ、政府は災害防止のため一段の努力をなすこと。

審査報告書

農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

下條　康麿　柴田　栄
東　隆　羽生　三七
佐藤清一郎　上林　忠次
仲原　善一　秋山俊一郎
堀本　宜實　青山　正一
小笠原二三男　北條　儁八
千田　正　安部キミ子
北村　暢　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、水稲と麦とについて、農家単位に減収石数を算定して共済金を支払う制度（農家単位共済）を五ケ年の期間を限り、試験的に実施するため、昭和二十七年六月制定された農業災害補償法臨時特例法を、その期間満了とともに廃止することとし、これに伴う必要な経過措置を規定したものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

この法律施行のため特に費用を必要としない。

審査報告書

農業災害補償法第百七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

下條　康麿　柴田　栄
東　隆　羽生　三七
佐藤清一郎　上林　忠次
仲原　善一　秋山俊一郎
堀本　宜實　青山　正一
小笠原二三男　北條　儁八
千田　正　安部キミ子
北村　暢　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行農業災害補償法の規定によつて昭和三十二年に行うことになつている水稲及び麦についての共済掛金標準率の改訂を、農業災害補償法の改正と見合つて、一ケ年延期しようとするものであつて、適当と認められる。

二、費用

この法律施行のため特に費用を必要としない。

審査報告書

輸出水産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月十四日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　清澤　俊英
河野　謙三　北村　暢
安部キミ子　千田　正
北條　儁八　小笠原二三男
青山　正一　堀本　宜實
秋山俊一郎　仲原　善一
上林　忠次　柴田　栄
下條　康麿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行法律に対し、(一)輸出水産物の事業場につき一定基準により登録を要することとする(二)輸出水産業組合が行う事業の範囲を拡大する(三)組合のカルテル行為を届出制とする(四)員外者規制命令に関連して事業場の登録を停止することができることとする(五)輸出水産物の共同販売機関の指定並びに指定機関に対する監督の規定を設ける等の改正を加えようとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
昭和三十年度一般会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十年度特別会計予備費使用総調書（その2）
昭和三十年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書
昭和三十年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書
昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その1）
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その1）

右多数をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十四日
参議院議長松野鶴平殿
決算委員長　三浦　義男

多数意見者署名
松岡　平市　中野　文門
平島　敏夫　谷口弥三郎
堀本　宜實　江藤　智
久保　等　阿具根　登
鈴木　一　相澤　重明
奥　むめお　高田なほ子
大竹平八郎　赤松　常子
島　清　後藤　義隆

要領書
委員会の決定の理由
一、昭和三十年度一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間において使用した金額は三十五億七千七百余万円である。
二、昭和三十年度各特別会計予備費の予算総額は六百五十三億二千六百余万円であつて、このうち、昭和三十一年一月十七日から同年三月二十七日までの間において使用した金額は六億千余万円である。
三、昭和三十年度特別会計予算総則第十条に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは二件であつて、その金額は五億五千八百万円である。
四、昭和三十年度特別会計予算総則第十一条に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は十億四千五百余万円である。
五、昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、昭和三十一年四月十九日から同年十二月二十八日までの間において使用した金額は五十六億六千六百余万円である。
六、昭和三十一年度各特別会計予備費の予算総額は七百十六億九千余万円であつて、このうち、昭和三十一年五月三十一日から同年十二月二十八日までの間において使用した金額は二億六千四百余万円である。
以上六件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

審査報告書
昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調書
昭和三十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。
昭和三十二年五月十四日
決算委員長　三浦　義男
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
松岡　平市　中野　文門
平島　敏夫　谷口弥三郎
堀本　宜實　江藤　智
岩間　正男　阿具根　登
久保　等　相澤　重明
鈴木　一　高田なほ子
奥　むめお　赤松　常子
大竹平八郎　島　清
後藤　義隆

審査報告書（法務委員会第一号）
一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第二五〇号　巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放促進に関する請願
第三三七号　群馬県前橋地方法務局沼田支局庁舎新築促進に関する請願
第六〇一号　印鑑法制定等に関する請願（別紙意見書案添付）
第六八七号　岡山地方法務局高梁支局庁舎新築に関する請願
第一三八五号　香川県丸亀拘置支所新築移転反対に関する請願
第一八一九号　司法官等の優遇に関する請願
第二〇五三号、第二〇七一号　恩赦審議会設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十二年五月十四日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿

意見書案
印鑑法制定に関する請願（第六〇一号）
右の請願は、印鑑の証明事務は、各地方の条例により行われる関係上、書式及び手数料等は、不統一である現状であるので、印鑑法制定を求める請願の主旨は妥当と思われる。なお戸籍手数料増額の点については、なお一層慎重に審議する必要があるので本院は、この点を除いて本件を採択するものと議決した。よつて内閣はこれが実現に努力せられたい。
昭和三十二年五月十四日
参議院議長　松野　鶴平
内閣総理大臣岸信介殿

〔第三十六号参照〕
審査報告書
北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十五日
外務委員長　笹森　順造
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
永野　護　津島　壽一
佐藤　尚武　吉田　法晴
鶴見　祐輔　梶原　茂嘉
重宗　雄三　石黒　忠篤
野村吉三郎　杉原　荒太
佐野　廣

要領書
委員会の決定の理由
この条約は、日米加ソの四ケ国が北太平洋のおつとせいについて十分な資料を得るための科学的調査を行うことのほか、調査期間中はおつとせいの商業的海上猟獲を禁止すること、米ソが陸上で猟獲した獣皮の一部をわが国及びカナダに分配する旨等を定めたものである。わが国はこの条約に参加して右の調査を行うことにより、おとつせい資源の実態及びおつとせいとの他の漁業資源との関係を明らかにした上で、おつとせいの適正な猟獲方法を決定し、その保存と活用とを期することができるので本件承認を妥当と認める。
二、費用
わが国が負担する調査費用約二千万円は、昭和三十二年度予算に計上済みである。

審査報告書
有線放送電話に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十五日
逓信委員長　劒木　亨弘
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
手島　栄　新谷寅三郎
横川　信夫　長谷部ひろ
山田　節男　光村　甚助
横川　正市　森中　守義
苫米地義三　中山　壽彦
石坂　豊一　最上　英子
宮田　重文　鈴木　強

要領書
委員会の決定の理由
一、委員会の決定の理由
有線電気通信に関する秩序の確立に資するため、有線放送設備を利用して行う電話の業務の適正な運営を図ろうとするものであつて、適切な措置と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
小型船海運組合法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十六日
運輸委員長　戸叶　武
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
植竹　春彦　江藤　智
平島　敏夫　成田　一郎
三木與吉郎　木島　虎藏
相澤　重明　大倉　精一
柴谷　要　高良　とみ
森田　義衛　松浦　清一
中村　正雄

要領書
委員会の決定の理由
一、委員会の決定の理由
本法律案は、小型船海運業の海上輸送における重要性にかんがみ、その経営の合理化と事業の安定を確保することを目的とし、そのため小型船海運業の組織化を助長促進してカルテル行為を認め、又特定の場合においては国は組合員以外のものに対しても事業活動に関する規制命令をなしうるよう法規制を行うことを主なる内容とするものであつて、委員会は適当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

東北開発促進法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

村上　義一　斎藤　昇
小山邦太郎　西田　信一
大河原一次　内村　清次
稲浦　鹿蔵　田中　一
岩沢　忠恭　小笠原二三男
石井　桂　中野　文門
重盛　壽治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、東北開発審議会を設置し、東北開発促進計画を作成し、且つこれに基く事業の実施、調整、資金の確保等について規定するもので妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のため昭和三十二年度予算においては約四百万円計上されている。

審査報告書

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　一　小笠原二三男
岩沢　忠恭　石井　桂
重盛　壽治　稲浦　鹿蔵
村上　義一　小山邦太郎
西田　信一　大河原一次
中野　文門

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は宅地建物取引業法の施行後の実績にかんがみ、宅地建物取引業者の設置する事務所ごとに、都道府県知事の行う試験に合格した専任の取引主任者の設置、一定額の営業保証金の供宅及び無登録業者に対する取締の強化等を規定し、業者の健全な発達と業務の適正な運営を図ろうとするものであつて妥当なものと認める。

二、費用

本法施行のためには別に費用を要しない。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

千九百五十三年十月一日にロンドンで署名のため開放された国際砂糖協定を改正する議定書の受諾について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

吉田　法晴　杉原　荒太
野村吉三郎　津島　壽一
永野　護　佐藤　尚武
石黒　忠篤　森　元治郎
鶴見　祐輔　佐野　廣
曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、国際砂糖協定の一部を改正するもので、わが国としてはこの改正によつて、輸出国の輸出割当量が増加すること、輸出割当量を調整する価格点が引き下げられること、及び砂糖理事会におけるわが国の投票数が増加したため、わが国の発言力が強化された等の利点が考えられるので、本件承認を妥当と認める。

二、費用

分担金として要する約四百万円は、昭和三十二年度予算に計上済である。

審査報告書

国際原子力機関憲章の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

曾祢　益　吉田　法晴
野村吉三郎　津島　壽一
鶴見　祐輔　佐藤　尚武
佐野　廣　石黒　忠篤
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この憲章によつて設立される国際原子力機関は、加盟国が提供する物質、役務、施設等を機関が仲に立つて援助要請国に供給するといういわば原子力の国際銀行の役目を果すものであつて、わが国はこの機関に参加することによつて、原子力の平和利用の促進という国際協力の分野に積極的に参加することができるとともに、他面同機関から物質その他の援助を仰ぐことによつてわが国自身の原子力関係部門の発展に資することができることになるので、本件承認を妥当と認める。

二、費用

分担金として昭和三十二年度予算に二千万円を計上済である。

審査報告書

特殊核物質の貸貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の第二次協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

曾祢　益　吉田　法晴
野村吉三郎　津島　壽一
鶴見　祐輔　佐野　廣
佐藤　尚武　石黒　忠篤
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、茨城県東海村原子力研究所に設置される重水型研究用原子炉に使用する濃縮ウランを米国原子力委員会から賃借することに関して定めたもので、わが国の原子力開発計画を進展させる見地から、妥当な措置と認める。

二、費用

この協定の実施に要する経費は、協定期間中約二億円を要する見込みであるが、昭和三十二年度予算に千九百万円が計上済である。

審査報告書

特殊核物質の賃貸借に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府を代表して行動する合衆国原子力委員会との間の協定第一条の特例に関する公文の交換について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

曾祢　益　吉田　法晴
野村吉三郎　津島　壽一
鶴見　祐輔　佐野　廣
佐藤　尚武　石黒　忠篤
杉原　荒太

要領書

一、委員会の決定の理由

この交換公文は、協定第一条に定める溶液型研究用原子炉の燃料たる濃縮ウランの規格を前記原子炉のフィッション・チェンバー（中性子の密度を測定する装置）に装塡される微量のウランについては必ずしも適用するものでないことを合意したもので、前記原子炉の運転開始を目しように控えている現在、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

引揚者給付金等支給法案

右全会一致をもつて可決すべものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

片岡　文重　紅露　みつ
藤田藤太郎　藤原　道子
山本　經勝　山下　義信
小西　英雄　榊原　亨
早川　慎一　高野　一夫
勝俣　稔

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して給付金を支給しようとするものであつて妥当と認めるが、委員会は別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する費用として、昭和三十二年度予算に利子相当額十億円が計上されている。

附帯決議

一、本法はその適用範囲を終戦日以降に限られているがその以前に引揚げた者であつても、その実情が

同様の状態であつた者に対しては適正なる措置を講ずべきである。

一、特に終戦直前に閣議決定にもとづいて強制的に引揚げを命ぜられたような立場にある者に対しては、本法が適用されるよう十分考慮すべきである。

審査報告書

生糸製造設備臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政　庸徳　佐藤清一郎
秋山俊一郎　仲原　善一
堀本　宜實　北村　暢
小林　孝平　千田　正
北條　雋八　東　隆
島村　軍次　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄
青山　正一　下條　康麿
雨森　常夫　柴田　栄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、過剰な生糸製造設備の処理を円滑に行うため、設備処理組合及び設備処理規定の設定、過剰設備の処理命令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外並びに法律の有効期間等の措置を規定したものであつて、生糸製造業合理化の促進に資し、生糸の輸出増進に寄与し、妥当なものと認められる。

二、費用

この法律を施行するための費用として、事務費五十五万三千円、製糸設備処理費補助金五千万円、計五千五十五万三千円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

蚕糸業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十六日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

重政　庸徳　佐藤清一郎
秋山俊一郎　仲原　善一
堀本　宜實　北村　暢
小林　孝平　千田　正
北條　雋八　東　隆
島村　軍次　河野　謙三
清澤　俊英　藤野　繁雄
青山　正一　下條　康麿
雨森　常夫　柴田　栄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、蚕糸業の振興に関する重要事項を調査審議するための機関として農林省に蚕糸業振興審議会を設置することとし、その組織及び運営等について規定しようとするものであつて、妥当と認められる。

二、費用

この法律施行のための費用として百十八万九千円が昭和三十二年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書（社会労働委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第五〇号、第七九号、第九四号、第一〇〇号、第一一五九号、第一九〇号、第二四八号、第三〇三号、第三七九号、第四〇二号、第七〇九号、第七二四号、第七二五号、第七二六号、第七二七号、第七五四号、第七六三号、第八〇二号、第八一〇号、第八一一号、第八一二号、第八一三号、第八一六号、第八五八号、第八五九号、第八六〇号、第八七四号、第八七七号、第九〇〇号、第九一五号、第九一七号、第九七六号、第一〇〇〇号、第一〇二三号、第一〇五一号、第一一七九号、第一二一八九号　国立病院、療養所に准看進学コース設置の請願

第二号、第九号、第一〇号、第一一号、第一二号、第一三号、第一四号、第四九号、第七八号、第九五号、第九九号、第一六〇号、第一九一号、第二四九号、第三〇四号、第四四一号、第七二八号、第七七五二号、第八〇二号、第八〇三号、第八〇四号、第八〇五号、第八〇六号、第八〇七号、第八〇八号、第八二五号、第八五六号、第八七六号、第八七七号、第八七八号、第八七九号、第九七四号、第九七五号、第一一九号、第一一八〇号、第一一九〇号、第一二〇号、第一五七六号　国立病院、療養所における看護婦産休のための定員確保の請願

第二二号、第二三号、第二四号、第二五号、第四八号、第六六号、第一六一号、第二二三号、第二四二号、第四八七号、第五二七号、第一一四五号、第一五三〇号、第一五七〇号、第一七〇二号　原爆被害者救援に関する請願

第二六号、第二七号、第四八八号　原水爆被害者救援に関する請願

第五三号　国立愛媛療養所の軽快病床増床復活に関する請願

第五四号　札幌市社会保険診療報酬地域区分の甲地指定替に関する請願

第一四〇号、第一二六二号、第一三七二号、第一七七一号、第一八三七号　失業対策事業就労務者の待遇改善に関する請願

第一七三号　失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願

第一七四号、第九五七号　失業対策事業就労者に寒冷地補給金支給の請願

第一八二号、第一八三号、第一八四号、第二二〇号、第二二八号、第二三六号、第二五五号、第二九二号、第二九六号、第二九七号、第三三三号、第三四八号、第三五九号、第三五八号、第三六五号、第三七五号、第三八九号、第四三五号、第四三八号、第四八五号、第四八六号、第五二四号、第五二五号、第五三五号、第五八一号、第六〇九号、第一〇一号、第一四三〇号　戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願

第一八五号、第一八六号、第二二九号、第二三八号、第二六〇号、第二七六号、第二八五号、第二八六号、第二八七号、第二八八号、第二八九号、第二八九号、第二八九

第五四七号　日雇労働者の賃金値上げに関する請願
第五八〇号　日豊川海軍工しよりの動員学徒戦没者等遺家族援護に関する請願
第六三一号　大阪府高槻市市営家政婦紹介所設立反対に関する請願
第六四二号、第八一七号、第八一八号、第八四五号、第八七二号、第八八七三号、第九一三号、第九一四号、第九六三号、第九八三号、第一一四六号、第一二七八号、第一三四四号、第一八五一号　生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願
第六四三号、第六四四号、第六九五号、第七二九号、第七九六号、第七九七号、第七九八号、第七九九号、第八四七号、第八四〇号、第一〇〇八号、第一一一七号、第一二七六号、第一三一四号、第一三一五号　国立療養所等の賄費増額に関する請願
第六七九号　北海道豊富村兜沼地区の簡易水道工事費国庫補助に関する請願
第六九四号、第七九九号、第八四四号、第九〇二号、第九六二号、第一〇一〇号、第一〇二二号、第一一一八号、第一三一八号、第一九〇三号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第七九八号、第九六五号、第九八七号　結核回復者の就職確保に関する請願
第八二五号、第一二八〇号　国立療養所の看護要員増員に関する請願
第八四三号　東京都世田谷保健所管内に保健所増設の請願
第八四六号　結核後保護施設入園者の処遇に関する請願
第九〇三号　国立療養所施設費増額に関する請願
第九〇四号　結核予防予算増額に関する請願
第九〇五号、第一二七九号、第一〇〇七号、第一二三一六号　国立療養所の軽快作業ベッド内容充実等に関する請願
第九五九号　国立療養所の軽快作業ベッド内容充実に関する請願
第九六〇号　結核医療費全額国庫負担制度の立法化に関する請願
第九六一号、第九八五号　生活保護法による医療扶助のひきしめ反対の請願
第九六四号、第一〇〇六号、第一三二一号　結核後保護施設の拡充等に関する請願
第九〇六号、第九六六号、第九八八号、第一〇〇九号、第一〇二一号、第一三二三号　結核回復者の就職等確保に関する請願
第九七〇号　国立病院、療養所施設改善等に関する請願
第九七一号　国立療養所の完全給食及び完全看護に関する請願
第九七二号　附添看護制度廃止反対に関する請願
第九八四号　生活保護法の療養扶助料引上げに関する請願
第九八六号　国立病院等の軽快作業ベッド内容充実に関する請願
第一〇〇一号、第一三二四号　社会保障費増額に関する請願
第一〇〇二号、第一三一七号　国立病院、療養所の医師増員等に関する請願
第一〇〇三号、第一三二二号　国立療養所の完全看護に関する請願
第一〇〇四号、第一三一九号　結核予防予算増額等に関する請願
第一〇〇五号、第一三二〇号　帰還患者の生活保障に関する請願
第一〇二四号、第一一六四号、第一一六五号、第一一六九号、第一一七〇号、第一二六一号、第一三四二号、第一四二二号、第一四八七号　大工職等の社会保障に関する請願（別紙意見書案添付）
第一〇四六号　インドネシア共和国等所在の遺骨収集に関する請願
第一〇八七号　失業対策事業就労者の賃金引上げ等に関する請願
第一〇九四号、第一四六八号　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願
第一一二三号　日雇労働者健康保険法の一部改正に関する請願
第一一四八号　国立療養所における看護婦産休等のための定員確保の請願
第一二三七号、第一八五〇号　売春防止関係予算に関する請願
第一二九一号　東京都砂川町に簡易水道布設促進の請願
第一二九七号　失業保険法施行規則第四十六条の二及び三改正等に関する請願
第一三二五号　駐留軍基地周辺の病院等が爆音、爆風等により被る被害補償の請願
第一四八一号、第一八二九号、第一八六六号、第一九七五号、第一九八〇号、第一九八一号、第一九九二号、第二〇一七号、第二〇四一号、第二〇五五号、第二〇五六号、第二〇七五号、第二〇七六号、第二〇七七号　養老年金制度に関する請願
第一五三一号　結核後保護施設費等国庫補助増額に関する請願
第一五四七号　失業対策事業費全額国庫負担等に関する請願
第一五七三号、第一七三一号、第一七七五号　動員学徒犠牲者援護に関する請願
第一五七七号　健康保険の赤字対策に関する請願
第一七七〇号　元満州国軍日系軍官戦病没者遺家族の援護に関する請願
第一八二七号　労使法制定に関する請願（別紙意見書案添付）
第一八四九号　角膜移植に関する単独法制定の請願
第一八五七号　結核予防諸対策に関する請願
第一八八五号　国民健康保険保健婦設置費国庫補助率改訂に関する請願
第一八八七号　奄美大島地区死没者の供託死亡給与金の早期支給等に関する請願
第一九〇二号　結核在宅療養者の社会保障に関する請願
第一九三七号　満蒙地区所在の遺骨収集実現に関する請願
第一九四〇号、第二〇七四号　財団法人労働科学研究所助成に関する請願
第一九五六号、第一九五七号、第一九五八号、第一九五九号　駐留軍宿舎要員に労働基準法等適用の請願
第一九六〇号　国立療養所等の生活保護法による重症結核患者の栄養補給費に関する請願
第一〇〇八号　生活保護法の医療扶助費支払促進に関する請願
第二〇三一号　簡易上水道事業の決定促進に関する請願
第二〇七八号　生活保護法の最低生活費級地基準是正に関する請願
第二〇七九号　特殊漁船船員の戦没遺家族援護に関する請願
第二〇九四号　国民健康保険事業の保健婦養成費国庫補助増額に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十六日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

意見書案

元満州開拓民等の処遇改善等に関する請願（第三七八号、第一三〇九号）

右の請願は、元満州開拓民並びに青年義勇隊員については、送出時の特殊事情及びその任務の国家的要請にかんがみ軍属として取り扱い特別の国家補償措置を講じ、かつ遺留の在外資産に対する補償を実現するとともに、現地における死者の遺骨の引取りの実現についてすみやかに万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であるが、送出時の特殊事情及びその任務の国家的要請にかんがみ軍属として取り扱い特別の国家補償措置を講じ、かつ遺留の在外資産に対する補償を実現するという点を除いて本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣を鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十二年五月　日

参議院議長　松野　鶴平

内閣総理大臣岸信介殿

意見書案

労使法定に関する請願（第一八二七号）

右の請願は資本家と労働者がたえずにらみ合つているという現在の労働紛争の根本原因は、利益の公平配分がうまくいつていないためであるから、労使共栄の基本線にたち利益の公平なる配分制度が設けられるなら

ば配分のために心を痛める必要がなくなり、もつぱら能率が増進されますます成果を収めることができるのであるから、(一)株主配当、社内保留、経営者報酬、従業員給与、損失補てん其の他につき各々配分の定率を設定すること、(二)最低賃金制度を設けること、(三)最低賃金の線以上は努力、功績を正しく計算して賃金の公正を期するため人物採点方法についての制度を設けること、(四)最低賃金を支出し得ない経営は不成立事業として主務大臣は母体又は運営内容につき合理化の指示を行うかまたは必要に応じその停止、認可の取消し或は認可しないこと等を骨子とした労使法（仮称）を設定せられたいとの趣旨であるが、(二)最低賃金制度を設けるということ等の点について本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十二年五月　日

参議院議長　松野　鶴平

内閣総理大臣岸信介殿

意見書案

大工職等の社会保障に関する請願（第一〇二四号、第一一六四号、第一一六五号、第一一六九号、第一一七〇号、第一二六一号、第一三四二号、第一四二二号、第一四八七号）

右の請願は、大工、左官等の職業に従事する自由労働者が安心して喜んで職務に励むことができるようにするため、(一)保険料を建築施主の負担として労災保険の制度を確立すること、(二)保険料を本人全額負担として社会（健康）保険制度を確立すること、(三)失業保険の恩典が受けられるよう考慮すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であるが、(一)保険料を本人全額負担として社会（健康）保険制度を確立すると言う点は研究を要するが、本院は本件を採択するものと議決した。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

ここに国会法第八十一条により別冊を送付する。

昭和三十二年五月　日

参議院議長　松野　鶴平

内閣総理大臣岸信介殿

審査報告書（外務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二八号、第二九号、第一六二九号　原水爆実験禁止に関する請願

第三〇号　原水爆禁止に関する請願

第一九八号　移民施策振興に関する請願

第二六〇号　李承晩ラインにおける不法だ捕防止等の請願

第三三一号、第四八九号、第九七三号、第一五八七号　原水爆実験禁止等に関する請願

第六六八号　韓国抑留船員の早期帰還に関する請願

第一〇九二号、第一一〇九号、第一一四〇号、第一一四一号、第一一五六号、第一二一九号、第一二五六号、第一四六七号、第二〇七二号　韓国抑留船員の早期帰還等に関する請願

第一一二七号、第一一八六号　英軍の水爆実験中止に関する請願

第一八六九号　沖縄の施政権回復等に関する請願

第一八八二号　英軍の原水爆実験禁止に関する請願

第一八九八号　原水爆の国際管理実現に関する請願

第一九六九号　沖縄の米軍用地代一括払反対に関する請願

第二〇五〇号　南部沿海州漁場の安全操業に関する請願

第二一二九号　近海漁業暫定協定締結に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十六日

外務委員長　笹森　順造

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（運輸委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第四五号　国鉄宇和島線の機構整備に関する請願

第六三号　国鉄参宮線の列車事故調査等に関する請願

第二六六号　島根県浜田港の重要港湾指定に関する請願

第二六八号　山陰本線上り八三二列車を米子駅まで運行復活する請願

第二七九号、第四一三号、第六四八号　山口県防府市向島黒瀬等に航路標識設置促進の請願

第二八六号　東北地区の航路標識整備促進に関する請願

第三一三号　北陸、山陰各地の航路標識整備促進に関する請願

第四五〇号　東北ドック再開に関する請願

第四七四号　国鉄横浜線相原駅の西口改札所開設に関する請願

第五五八号　国鉄豊肥線ジーゼル化促進に関する請願

第一〇四三号　青森県大畑港、北海道室蘭港間国鉄航送航路開設に関する請願

第一三九八号　石川県小松飛行場整備促進に関する請願

第一六三〇号　鹿児島県十島村に返還された船舶金十丸の損害補償の請願

第一七〇八号　国鉄草津線にジーゼルカー運行等の請願

第一七五一号　国鉄大分、犬飼両駅間ジーゼルカー運行に関する請願

第一八四〇号　熊本県八代港の重要港湾指定に関する請願

第一八四六号　国鉄大石田、芦沢両駅間に鷹巣駅新設の請願

第一八七四号　国鉄上田、豊野両駅間に気動車運行の請願

第一九六五号　第五北川丸遭難犠牲者遺族の国家補償に関する請願

第二〇〇三号　三陸沿岸の航路標識整備等に関する請願

第二〇〇四号　水産物の輸送力増強等に関する請願

第二〇〇五号　国鉄山陽本線の電化促進に関する請願

第二〇〇六号　国鉄殿田、小浜両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第二〇一〇号　ハイヤータクシー営業権返還に関する請願

第二〇二六号　福岡県板付飛行場を国際空港とする等の請願

第二〇九七号　瀬戸内海における海難事故防止のための監督強化等に関する請願

第二一〇五号　国鉄大船渡、釜石両駅間鉄道敷設促進に関する請願

第二一〇六号　西武線中井駅附近踏切に踏切番常置の請願

第二一〇七号　国鉄東北本線白石、北白川両駅間に新駅設置の請願

第二〇三四号　瀬戸内海航行危険水域に航路標識増設の請願

第一九八九号　簡易潜水器使用者の登録制実施に関する請願

第一九九五号　漁業共済制度確立に関する請願

第一九九六号　水産業協同組合法の一部改正に関する請願

第一九九七号　昭和三十年十二月の暴風浪被害復旧資金の償還期限延長に関する請願

第一九九八号　漁業法の一部改正に関する請願

第一九九九号　さめはえなわ漁業を中型かつをまぐろ漁業取締規則から分離するの請願

第二〇〇〇号　中小漁業融資保証保険料逓減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十六日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（農林水産委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一八七二号　水源林造成事業の官行造林切替反対に関する請願

第一八八九号　水産資源保護のため水質汚濁防止に関する法律制定促進に関する請願

第一八九五号　水源林造林事業予算増額に関する請願

第一八九九号　特別第三種漁港の規定追加制定に関する請願

第一九〇〇号　漁港行政機構の強化拡充に関する請願

第一九三八号　太平洋岸十トン未満さけます流網漁業の合理的操業に関する請願

第一九三九号　中型機船底びき網漁業のにしん漁獲禁止に関する請願

第一九五三号　自作農貯蓄組合の法制化に関する請願

第二〇〇一号　水産物価格安定措置に関する請願
第二〇〇二号　沿岸漁船整備促進要綱に基く農林漁業資金借入条件緩和の請願
第二〇三二号　農業改良資金施設資金の利子補給金国庫補助等に関する請願
第二一〇一号　地方競馬制度審議会設置に関する請願
第二一〇九号　桑園等の凍霜害対策に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十六日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
佐藤清一郎　土田国太郎
苫米地英俊　青木　一男
前田　久吉　杉山　昌作
天坊　裕彦　田中　茂穂
宮澤　喜一　江田　三郎
平林　剛　栗山　良夫
大矢　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における酒類の生産及び取引の状況並びに酒類業組合制度の運営の状況にかんがみ、酒類業組合等の行う規制事業の範囲について実情に即するよう改善を加え、酒類業組合に総代会を設けることができることとする等規定の整備を図らうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお別紙の附帯決議を附した。

附帯決議

政府は、本法の施行に当り、次の事項について必要な措置を講ずべきである。

一、酒類業界安定に資するため原料及び生産方針、免許等については、当該組合の意見を徴すること。

一、酒類の種類等の表示方法を消費者が容易且つ明確に識別しうるよう改善強化すること。

一、密造取締りの成果の完璧を期するため、適当な施策を講ずること。

審査報告書

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十七日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

木内　四郎　佐藤清一郎
土田国太郎　苫米地英俊
青木　一男　前田　久吉
杉山　昌作　天坊　裕彦
田中　茂穂　宮澤　喜一
江田　三郎　平林　剛
大矢　正　栗山　良夫
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、中小企業の経理の健全化を図るため、第三次再評価において十分に再評価を行わなかつた中小企業に対し、減価償却資産について、さらに再評価を行う機会を与えようとするもので、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

〔第三十八号参照〕

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

八木　幸吉　植竹　春彦
松村　秀逸　迫水　久常
平島　敏夫　前田佳都男
伊藤　顕道　永岡　光治
田畑　金光　松岡　平市
中野　文門　佐野　廣
大谷藤之助　上原　正吉
秋山　長造　竹下　豐次

別表の改正規定のうち別表第一行政職俸給表(一)五等級の項中「18 15 11,500 18 12,100 18 12,700 18 13,300 18 13,900」を「18 15 14,500 18 15,100 18 15,700」に改め、同表四等級の項中「15 11,500 15 12,100 15 12,700 15 13,300 15 13,900」を「15 14,500 15 15,100 15 15,700」に改める。

二、費用

本法施行のために要する費用は、一般会計所属職員の分約六十億円、特別会計所属職員の分約九億円、合計約六十九億円であり、昭和三十二年度予算に計上されている。

附帯決議

本案の実施に当つては、政府は、左の事項について必要な措置を講ずること。

一、昭和三十五年度以降における暫定手当についてはこれを速かに整理しその本俸繰入れの措置を講ずること。

二、同一市町村における暫定手当の不均衡は速かにこれを是正すること。

三、寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図り速かにこれを実施すること。

四、一般係員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の七等級以上へ格付すること。なお現在五級職で六級職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

五、行政職俸給表(一)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事するものは、行政職俸給表(一)を適用させること。

六、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として行政職俸給表(一)の三等級以上へ格付すること。なお現在五級職で六級一号俸相当額以上の俸給月額を受ける者もこれとの均衡上三等級へ格付することを考慮すること。

七、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、行政職俸給表(一)の四等級に格付すること。なお現在十級の者でもその職務の内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

八、研究職員で、部長、課長、室長等の役職名のない職員についても、その研究業績、職務内容に応じて、研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。その他の研究職員についても教育職、医療職との均衡を考慮して格付すること。

九、医療職俸給表(一)において院長、副院長、科長の役職のない医師についても職務、経験の内容に応じて四等級以上に格付すること。医療職俸給表(二)(三)についても前項に準じて扱うこと。

十、海事職俸給表については、職務の特殊性にもとづいて、船舶区分を考慮して格付すること。

十一、行政職俸給表(一)の八等級から七等級への昇格については、原則として十二ケ月昇給の期間で行うこと。なお、行政職俸給表(二)その他の俸給表についてもこれに準じて取扱うこと。

十二、新たに等級別定数を設定するときは、現在在職する職員の職務の級の実態を十分考慮すること。

十三、調整額の変更にあたつては、

現行調整額を下廻らないよう考慮すること。

十四、前各号の外これらに準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付及び運用上十分考慮すること。

十五、一般職員の給与改訂に伴つて非常勤職員も同様の措置をすること。

十六、看護婦診療エックス線技師及び監察等の業務に従事する職員については、格付上特に考慮すること。

十七、改正旅費法中現行より不利となる部分については十分考慮すること。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

八木　幸吉　植竹　春彦
松村　秀逸　迫水　久常
平島　敏夫　前田佳都男
伊藤　顕道　永岡　光治
田畑　金光　松岡　平市
佐野　廣　中野　文門
上原　正吉　秋山　長造
大谷藤之助　竹下　豐次

附則第一項に次のただし書を加える。

ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

附則第五項中「この法律」の下に「（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）」を加え、「同年同月三十日」を「同年五月三十一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の職員の給与改訂に伴い、東宮大夫、式部長官及び秘書官について給与改訂を行うとともに、大使の俸給表を改め、内閣総理大臣等のうち常勤を要する国家公務員として長期間在職したものについて特別手当を支給することができるよう措置しようとするものであり、その措置は妥当なものと認めるが、委員会においては給与の内払規定に関する期日等所要の修正を行つた。

二、費用

本法施行のため要する費用は、百六十九万円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

八木　幸吉　植竹　春彦
迫水　久常　松村　秀逸
前田佳都男　平島　敏夫
永岡　光治　伊藤　顕道
松岡　平市　田畑　金光
中野　文門　佐野　廣
大谷藤之助　秋山　長造
上原　正吉　竹下　豐次

附則第十一項中「昭和三十二年六月二十九日」を「昭和三十二年七月三十日」に、「同年同月三十日」を「同年同月三十一日」に改める。

附則第十八項中「昭和三十二年五月三十日」を「昭和三十二年四月三十一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職に属する国家公務員の俸給制度の改正に準じて防衛庁職員の俸給制度の改正を行うとともに、防衛庁職員給与法の規定の整備を図ろうとするものであり、その措置は妥当なものと認めるが、委員会においては、給与の内払規定に関する期日等所要の修正を行つた。

二、費用

本法施行のため要する費用は、二十二億四千二百万円である。

審査報告書

国家行政組織法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

松村　秀逸　迫水　久常
佐野　廣　平島　敏夫
前田佳都男　松岡　平市
中野　文門　大谷藤之助
上原　正吉

第八条の改正規定を次のように改める。

第八条に見出しとして「（附属機関その他の機関）」を附する。

附則第六項を次のように改める。

6　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「四部」を「四局」に、「調整部」を「調整局」、「計画部」を「総合計画局」、「開発部」を「総合開発局」に改め、「調査部」を「調査局」に改める。

第六条第十二号中「他部」を「他局」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「調整部」を「調整局」に改め、同条第八号中「他部」を「他局」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「計画部」を「総合計画局」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「開発部」を「総合開発局」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「調査部」を「調査局」に改める。

第十二条中第一項、第二項、第五項及び第六項を削り、第三項及び第四項をそれぞれ第一項及び第二項とし、第七項中「開発部」を「総合開発局」に改め、同項を第三項とし、第八項を第四項とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政制度改革の一環として、大蔵省、農林省及び通商産業省にそれぞれ政務次官一人を増置し、国務大臣を長官とする庁又は委員会には、その所轄の下に、委員会又は庁を置き得るとするほか、府、省の官房又は局中に恒久的に部を設置し得る点等所要の改正を行い、国家行政組織を定める基準法としてその整備を図ろうとするもので、概ね妥当な措置と認めるが、委員会は臨時的な審議会又は協議会等を政令で定め得る規定を削除する等の修正を行つた。

二、費用

本法施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

内閣法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

八木　幸吉　迫水　久常
松村　秀逸　佐野　廣
平島　敏夫　前田佳都男
伊藤　顕道　永岡　光治
田畑　金光　松岡　平市
中野　文門　上原　正吉
大谷藤之助　秋山　長造
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政制度改革の一環として、総理府の長たる内閣総理大臣の補佐者としての内閣官房長官及び内閣官房副長官制を改め、内閣官房長官及び内閣官房副長官は、もつぱら内閣制度の運営についてその政務と事務を見ることとし、総理府には、新たに総務長官及び総務副長官を置き、その政務と事務を見ることとする等の改正を行うほか、国防会議事務局及びふ虞情報局を総理府より内閣及び厚生省にそれぞれ移管する等、内閣官房及び総理府の機構の改正を行おうとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用

本法施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十七日

法務委員長　山本　米治

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

田中　啓一　雨森　常夫
大川　光三　吉野　信次
辻　武壽　赤松　常子
宮城タマヨ　小林　英三
一松　定吉　河合　義一
棚橋　小虎　青山　正一
後藤　文夫

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、一般職の職員の給与改訂に伴い、一部の裁判官の報酬を引き上げる等の措置をとろうとするものであつて、概ね妥当なものであると認めるが、裁判官の給与は、一般職の職員のそれに比し、なお甚だしく均衡を欠く点もあるので、本委員会は裁判官に負荷される司法の使命の重要性にかんがみ、裁判官の待遇の改善向上と恩給年限の是正とを計るため、別紙のごとき附帯決議を行つた。

二、費用
この法律施行のため、報酬月額の切替に伴う増加額として、昭和三十二年度において約三千九百八十余万円を要し、その他の給与の額として、同じく約八百四十余万円を要する見込である。

附帯決議
裁判官に負荷される司法の使命の重要性にかんがみ、政府は、すみやかに次の諸点に留意し、裁判官の待遇を改善是正することに鋭意努力すべきである。
一、法曹一元の理想を推進するため、最高裁判所の裁判官の優遇策を措置し、特に普通恩給年限を国務大臣のそれとの均衡を得るように是正すること。
一、高等裁判所長官、地方並びに家庭各裁判所長官その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官の報酬は、一般職の上位の職員の給与に比し、甚しく均衡を欠くにいたつているので、その報酬を相当程度引上げること。
一、その他下級裁判所の裁判官をして安んじて職務に専念させるため、その待遇策を検討し、実質給与の引上及び報酬体系の是正を計ること。
右決議する。

審査報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十七日
法務委員長　山本　米治
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
雨森　常夫　田中　啓一
大川　光三　吉野　信次
辻　武壽　赤松　常子
宮城タマヨ　小林　英三
一松　定吉　河合　義一
棚橋　小虎　青山　正一
後藤　文夫

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、一般職の職員の給与改訂に伴い、一部の検察官の俸給を引き上げる等の措置をとろうとするものであつて、概ね妥当なものであると認めるが、検察官の給与は、一般職の職員のそれに比し、なお甚だしく均衡を欠く点もあるので、本委員会は検察官の職責の重要性にかんがみ、別紙のごとき附帯決議を行つた。
二、費用
この法律施行のため、俸給月額の切替に伴う増加額として、昭和三十二年度において約三千九百五十万円を要し、その他の給与の額として、同じく約百四十万円を要する見込である。

附帯決議
検事長及び検事正その他経験年数等においてこれらの者に準ずる検察官の給与は、一般職の上位の職員の給与に比し、甚しく均衡を欠くにいたつているので、政府は、これら検察官の職責の重要性にかんがみ、すみやかに、その待遇を是正する措置を講ずべきものである。
右決議する。

審査報告書
公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十七日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
矢嶋　三義　高田なほ子
湯山　勇　松永　忠二
松澤　靖介　安部　清美
常岡　一郎　近藤　鶴代
木村篤太郎　川口爲之助
吉田　萬次　谷口弥三郎
左藤　義詮　林田　正治
有馬　英二

要領書
一、委員会の決定の理由
集団的な住宅の建設により発生する不正常授業を解消するため、公立の小学校の校舎の建築費に対して国が補助を行うことができる坪数の算定の基準日（五月一日）について特例を設けることはこの際妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行に伴う費用として約五千万円が昭和三十二年度予算に計上されている。

附帯決議
政府は、義務教育の重要性と地方財政の実情とにかんがみ、速かに次の措置を講ずべきである。
一、公立義務教育諸学校の施設の整備に必要な経費の二分の一を国の負担とするよう関係法を整理し、もつて義務教育費国庫負担法の趣旨を完全に実現すること。
二、公立義務教育諸学校における校地の購入に要する経費を国庫補助又は起債の対象とすること。
右決議する。

審査報告書
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十七日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
佐藤清一郎　土田国太郎
苫米地英俊　青木　一男
前田　久吉　杉山　昌作
塩見　俊二　天坊　裕彦
田中　茂穂　宮澤　喜一

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、特別とん税の収入及び特別とん譲与税譲与金に関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととするとともに、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税の額の算定の基準となる割合を百分の一引き上げ百分の二十六としようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十七日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
近藤　信一　海野　三朗
相馬　助治　阿具根　登
阿部　竹松　島　清
高橋進太郎　小幡　治和
後藤　義隆　高橋　衛
三浦　義男　小西　英雄
青柳　秀夫　白井　勇
加藤　正人　豊田　雅孝
古池　信三　西川弥平治

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、東北開発の重要性にかんがみ、東北開発に必要な事業を行わせるため、会社の名称を変更し、会社が行うべき事業の範囲を拡大する等のことを内容とするもので、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
二、費用
この法律施行のため、昭和三十二年度において産業投資特別会計から東北開発株式会社に対し五億円を出資することになつている。

附帯決議
政府は本法の施行にあたり、特に左記の諸点に留意すべきである。
一、経営の刷新、人員配置の適正化を期し、特に会社幹部の現地指揮の体制を強化すべきである。
二、企業の合理化を徹底的に行うとともに、東北開発に真に必要なる事業を重点的且つ強力的に実施せしめること。

審査報告書
準備預金制度に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十八日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
横川　信夫　前田　久吉
土田国太郎　青木　一男
苫米地英俊　天坊　裕彦
田中　茂穂　塩見　俊二
宮澤　喜一　平林　剛
栗山　良夫　大矢　正
江田　三郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は、わが国の金融制度の整備を図るため、通貨調節手段としての準備預金制度を創設しようとするものであつて適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
預金等に係る不当契約の取締に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十八日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
土田国太郎　前田　久吉
横川　信夫　苫米地英俊
青木　一男　塩見　俊二
天坊　裕彦　田中　茂穂
宮澤　喜一　平林　剛
大矢　正　栗山　良夫
江田　三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における金融機関の預金等の受入状況にかえりみ、金融機関に預金等をし、又はその媒介をする者が、特別の金銭上の利益を得る等の目的で、当該預金等に関し、当該金融機関を相手方として、特定の第三者に資金を融通すべき旨を約すること等（いわゆる導入預金を禁止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
横川　信夫　前田　久吉
土田国太郎　苫米地英俊
青木　一男　塩見　俊二
天坊　裕彦　田中　茂穂
宮澤　喜一　平林　剛
大矢　正　栗山　良夫
江田　三郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近の経済取引の実情、日本銀行券製造費の増大、日本銀行における通貨発行元準備金充実の必要等にかんがみ、新たに百円の臨時補助貨幣を発行しようとするものであつて、適当な措置と認めた。
なお、別紙の附帯決議を附した。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、最近の経済事情に鑑み、高額紙幣（五千円札、一万円札）の発行については、特に慎重を期すること。

一、百円硬貨の発行に当つては、政府は次の諸点に充分配慮をすべきである。
1　みつまたの政府買上量については、今後昭和三十一年度水準を下廻らないようにすること。
2　各種紙幣の廃棄率を高めること。
3　百円硬貨の銀の含有量を可及的多くするとともに、その大きさについては、十円貨程度とすること。
4　印刷局、造幣局の職員に対して、人員整理させず、その他労働条件の低下、工場閉鎖などなさないよう配慮すること。

審査報告書

トランプ類税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日
大蔵委員長　廣瀬　久忠
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
西川甚五郎　木内　四郎
前田　久吉　青木　一男
横川　信夫　佐藤清一郎
苫米地英俊　宮澤　喜一
天坊　裕彦　栗山　良夫
平林　剛　江田　三郎
大矢　正

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近におけるトランプ類の製造及び取引の現状にかんがみ、その課税の適正を期するため、象げ製及び牛骨製まあじゃん以外のまあじゃんの税率を調整するほか、所要の規定を整備しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日
地方行政委員長　本多　市郎
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
吉江　勝保　小林　武治
伊能繁次郎　大沢　雄一
安井　謙　森　八三一
成田　一郎　小柳　牧衛
白木義一郎　伊能　芳雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を現行の百分の二十五から百分の二十六に引き上げてその総額を増加するとともに、単位費用の改訂、測定単位の数値の補正方法の一部を改める等地方交付税の算定方法を合理化し、その他規定の整備を図つたものであり、その措置は概ね妥当なものと認める。
なお、当委員会においては別紙の通り附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行のために必要な経費は、昭和三十二年度特別会計予算に計上の地方交付税交付金、一千八百六十七億余円の中に含まれている。

附帯決議

政府は、地方財政の現況にかんがみ、左の措置を講ずべきである。

一、昭和三十三年度以降における公債費の処理及び勤務地手当制度の改正に伴い増加する財政需要額に対し、地方交付税率を一・五％引き上げることにより措置すること。

右決議する。

審査報告書

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日
文教委員長　岡　三郎
参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
矢嶋　三義　常岡　一郎
松永　忠二　湯山　勇
下條　康麿　左藤　義詮
高田なほ子　松澤　靖介
安部　清美　関根　久蔵
林屋亀次郎　木村篤太郎
吉田　萬次　川口爲之助
谷口弥三郎　林田　正治
有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国立又は公立の高等学校において農業又は水産に係る産業教育に従事する教員に対し産業教育手当を支給しようとするもので、必要かつ妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用
本法施行に伴う費用として約二十万円を要する。

附帯決議

政府は、産業教育振興法第三条の三の趣旨に則り、産業教育に従事する教員並びに実習助手に対しては、その教科の如何を問わず、同一の取扱がなされるよう措置すべきである。

右決議する。

審査報告書

国立国会図書館の経過に関する報告（昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの経過）

右は、異議がないと決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により、報告する。

昭和三十二年五月十四日
議院運営委員長　石原幹市郎
参議院議長松野鶴平殿

国立国会図書館の経過に関する報告（昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月）

一、組織
四月一日国立国会図書館支部上野図書館組織規程を廃止して、国立国会図書館組織規程中に組入れ、また警察庁及び防衛庁にそれぞれ支部図書館を設置し、支部上野図書館の参考課を廃止して一般考査部の考査書誌課と業務の統合を行つた。七月一日中央気象台が気象庁となつたので支部中央気象台図書館の名称を支部気象庁図書館とした。従つて三月三十一日現在の組織は、一局六部一分館、三十二支部図書館、都局の分課は、調査及び立法考査局の三部の十課及び支部上野図書館の三課を含めて四十四課二室である。

二、人事

(1) 職員の定員

昭和二十四年四月一日上野図書館が当館の支部図書館として発足以来同図書館の定員は、本館の定員から分離し上野図書館組織規程中に規定されていたが、昭和三十一年四月一日組織規程の統合に伴い、その定員も国立国会図書館の定員規程中に統合規定し、雇用人も同様雇用人定員内規に統合した。

七月一日付調査及び立法考査局の業務拡充に伴い調査員十四名が増員になつたので館長以下五八五名になり、その後昭和三十二年三月三十一日まで変更はなかつた。

(2) 現在員数

昭和三十一年四月一日

館長以下　五六三名

昭和三十二年三月三十一日　〃　五六八名

(3) 主要な人事

A 中央館の異動

(一) 五月二十八日付専門調査員小田橋貞寿が退職したので、その後任に山本友太郎を任命した。

(二) 七月一日付国会分館長内田明が退職したので、同日付国会分館図書課長岩淵兵七郎を同分館長に昇任した。

(三) 三月一日付専門調査員菅田清治郎が退職した。

B 行政司法各部門支部図書館長の異動

防衛庁及び警察庁図書館設置による任命の外、本職の異動に伴う更迭が十五件あつた。

C 職員海外出張

館長次室長品田豊治を、図書館状況調査等のため西ドイツ国に出張を命じ、五月八日出発、八月四日帰朝した。

三、国会への奉仕

(1) 調査及び立法考査局の考査件数　三、三二九件（附表6）

同局で刊行した調査資料　五〇件（二五種）（附表5）

(2) 国会分館における図書閲覧状況

貸出を受けた者の数　二六、九五五人

貸出図書数　四六、七七三冊

四、行政司法各部門への奉仕

(1) 図書閲覧・貸出状況

閲覧者数　二二二、一三九人

閲覧図書数　五一九、三一九冊

貸出を受けた者の数　一三八、四三〇人

貸出図書数　一九九、六〇五冊

(2) 考査件数　一二五、二四三件

(3) 目録カード作成数　一八、五四七枚

(4) 中央館及び支部図書館相互間の図書貸借数

延べ　八、二七二冊

(5) 巡回文庫利用状況

中央館からの配置図書数　四五、〇六五冊

利用者数　六一、一九三人

五、一般の図書館及び一般公衆への奉仕

(1) 閲覧状況

A 中央館

閲覧者数　一七一、四五九人

閲覧図書数　二七〇、一二二冊

B 支部図書館

	閲覧者数	閲覧図書数
上野図書館	四六一、五五二人	六二七、四八八冊
静嘉堂文庫	一、九八五人	二四、八六八冊
東洋文庫	二、九六四人	六八、七四一冊
大倉山文化科学図書館	二五、一七五人	六一、九七八冊

(2) 貸出状況

A 個人貸出（中央館）

貸出を受けた者の数　六、七四七人

貸出図書数　八、七二三冊

B 図書館間貸出

a 中央館

利用回数　二、〇六五

貸出図書数　四、五九四冊

b 支部上野図書館

利用回数　八五二

貸出図書数　二、六七二冊

(3) 考査状況

A 中央館（上野図書館を含む）　一九、七九九件

B 支部図書館

静嘉堂文庫　六四件

東洋文庫　一七七件

大倉山文化科学図書館　五〇七件

(4) 刊行資料　一五八件（二四種）

納本週報等　一七、四九〇枚

総合目録編さん状況　一七、六四七枚

カード作成数

繰込数

印刷カード作成

製品数

活版印刷のもの　一、四二九、六六八枚（一五、二一二標目分）

謄写印刷のもの　一〇八、七二三枚（三、三四八標目分）

(5) 写真複製業務

マイクロフィルム

ネガ　一〇八、八六八コマ

プリント　七、一〇一フィート

印画　三五、一四九枚

引伸

(6) 行事

A レコード・コンサート（毎月第三土曜日、第六〇回～七〇回）

B 「明治の民衆と文化」展示会（十一月一日～七日）　一二、四六〇冊

(9) 都道府県議会図書室への資料配布　二一、五一六冊

(10) 専門図書館協議会への資料配布

六、国際交換業務

(1) 国際交換のため外国に送付した資料数

官庁出版物　四一、四九一点

民間出版物　一、三二四点

計　四二、八一五点

印刷カード　一三三、四二三枚

マイクロフィルム　二六、二五五コマ

(2) 国際交換により受理した資料数（附表7）

官庁出版物　三四、〇九四点

民間出版物　一四、九二四点

計　四九、〇一八点

(3) 国際交換あつ旋状況

A 外国からの依頼により国内に配布した図書　五二、六三三包

B 国内からの依頼により外国へ発送した図書　六二、七二四包（一二五、四四八冊）

七、図書館資料の収集及び整理

(1) 中央館（上野図書館を含む）

A 受入状況

イ 図書

登録したもの

和漢書　五九、二〇五冊

洋書　四五、一四二冊

仮登録のもの　一四、〇六三冊

ロ 逐次刊行物（雑誌・新聞通信類）　一一、八〇四冊

九、二八八種（総備付数）

ハ 特殊資料　四、四九九点

ニ マイクロフィルムその他

マイクロフィルム　四二七リール

マイクロプリント　四、一八九枚　三八二ストリップ

マイクロカード　四、六六四枚

B　整理状況

図書（和書　四六、八七六冊　漢書　三六、九三八冊　洋書　九、九三八冊）

(2)　行政司法各部門支部図書館

A　増加図書数　四七、五一八冊

B　整理図書数　六八、一五五冊

八、所管図書数

国立国会図書館の所管図書総数は四、六一二、四〇三冊で、中央館は九九〇、五七二冊である。

審査報告書

昭和三十二年度国立国会図書館予定経費要求書

右の要求書を審査し、国立国会図書館法第二十八条により送付する。

昭和三十二年一月二十九日

議院運営委員長　石原幹市郎

参議院議長松野鶴平殿

昭和三十二年度国立国会図書館予定経費要求書

昭和三十二年度国会所管国立国会図書館の予定経費要求額は七七四、二四一、〇〇〇円であつて、これを前年度予算額五七八、六二〇、〇〇〇に比較すると一九五、六二一、〇〇〇を増加する。

次にその内容を説明する。

（組織）国立国会図書館

（項）国立国会図書館

事項	昭和三十二年度要求		前年度予算	
	要求額（円）	要求人員（人）	予算額（円）	予算定員（人）
国立国会図書館の管理運営に必要な経費	三七四、二四一、〇〇〇	五八五	三四〇、六二〇、〇〇〇	五八五

（説明）「国立国会図書館法」の規定により、国立国会図書館は図書及びその他の図書館資料を集め、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門並びに日本国民に対し図書館奉仕を提供するに要する人件費、事務費及び図書購入費等である。

（項）国立国会図書館施設費

事項	昭和三十二年度要求	前年度予算
国立国会図書館営繕工事に必要な経費	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三八、〇〇〇、〇〇〇

（説明）国立国会図書館の庁舎新営に必要な経費である。

国立国会図書館計	昭和三十二年度要求		前年度予算	
	要求額（円）	要求定員（人）	予算額（円）	予算定員（人）
	七七四、二四一、〇〇〇	五八五	五七八、六二〇、〇〇〇	五八五

上記金額の科目別内訳を示すと下記のとおりである。

項目	昭和三十二年度要求額（円）	備考
国立国会図書館		
2　職員俸給	三七四、二四一、〇〇〇	
3　扶養手当	一五七、二〇七、〇〇〇	
3　勤務地手当	五、三二六、〇〇〇	
3　職員諸手当	三二、五〇六、〇〇〇	
3　職員特別手当	七、六九七、〇〇〇	
4　超過勤務手当	三八、九三七、〇〇〇	
5　常勤労務者給与	一五、八二二、〇〇〇	
5　非常勤職員手当	一六、五三四、〇〇〇	
5　休職者給与	七二八、〇〇〇	
5　公務災害補償費	五九二、〇〇〇	
5　退官退職手当	三一三、〇〇〇	
6　諸謝金	二、五二三、〇〇〇	
8　職員旅費	六八七、〇〇〇	
9　庁費	一、三八五、〇〇〇	
9　自動車交換差金	三六、三二二、〇〇〇	
9　書架等購入費	二、七二〇、〇〇〇	
9　図書購入費	一、九〇九、〇〇〇	
9　立法資料購入費	一九、五五一、〇〇〇	
9　PBレポート複写費	一、九五二、〇〇〇	
9　原子力関係資料等購入費	二、五〇〇、〇〇〇	
9　カード作成費	一〇、四〇〇、〇〇〇	
9　法令等印刷費	二、六八〇、〇〇〇	
9　国際図書交換通信運搬費	八五一、〇〇〇	
9　各所修繕	三、一七〇、〇〇〇	
14　立法資料調査委託費	五、九七六、〇〇〇	
16　国家公務員共済組合負担金	二〇〇、〇〇〇	
17　交際費	六、四五八、〇〇〇	
18　賠償償還及払戻金	二六〇、〇〇〇	
19　保証金	一五、〇〇〇	
国立国会図書館施設費	二〇、〇〇〇	
6　諸謝金	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
8　職員旅費	一二〇、〇〇〇	
9　庁費	六〇九、〇〇〇	
9　国立国会図書館庁舎新営費	三、二七一、〇〇〇	
15　計	三九六、〇〇〇、〇〇〇	
	七七四、二四一、〇〇〇	

審査報告書

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

右は、承認を与えることに決定した。よつて国立国会図書館法第十一条により、報告する。

昭和三十二年三月十四日

議院運営委員長　石原幹市郎

参議院議長松野鶴平殿

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程（案）

国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第一条本文中「三十二支部図書館」を「三十三支部図書館」に改め、同条第二十五号以下を一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　国立国会図書館支部科学技術庁図書館

附則

この規程は、昭和三十二年四月一日から施行する。

理由

科学技術庁図書室を国立国会図書館支部図書館とするため、国立国会図書館組織規程の一部を改正する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一五二号　山形県県道大山酒田線中新川橋の永久橋架替に関する請願

第二七〇号　山形県神町、谷地町間県道の舗装に関する請願

第三六一号　下水道事業費国庫補助に関する請願

第三九九号　滋賀県八日市、三重県四日市両市間道路改良工事促進に関する請願

第六四〇号　都市施設整備街路事業山形県天童温泉線事業認可に関する請願
第一五〇三号　熊本市大江町大江小学校通り十字路開通促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十五日
建設委員長　中山　福蔵
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（建設委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第五五六号　九州横断道路早期実現促進に関する請願
第五五七号　九州中部産業開発道路早期実現促進に関する請願
第六七八号　北海道稚咲内、浜頓別間産業道路新設に関する請願
第一七一一号　国道一六一号線の一級国道編入に関する請願
第一七五二号　二級国道熊本大分線改良工事施行に関する請願
第一八〇〇号　東京都、千葉県成田市間観光道路の舗装工事促進に関する請願
第一八七五号　県道本庄野沢線の国道編入に関する請願
第一八七六号　一級国道十九号線舗装改良工事促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十六日
建設委員長　中山　福蔵
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（建設委員会第三号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第三五号　滋賀県野洲川漏水対策に関する請願
第三六号　山形県野川総合開発木地山ダム建設促進に関する請願
第三七号、第三八号、第三九号、第四〇号、第四一号、第四二号、第五五号、第五六号、第七七号、第七七号、第六〇号、第六一号、第七七号、第九七号、第九八号、第一一五号、第一一六号、第一二〇号、第一六七号、第一六八号、第一九二号、第二一四号、第二四五号、第二四六号、第三二八号、第三四七号、第四〇一号、第五八八号、第一〇四五号　道路財源確立等に関する請願
第四三号、第四四号、第六五号、第一〇二号、第一一九号、第二〇九号、第二六九号、第三二〇九号、第四〇〇号　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基く予算確保の請願
第二一〇号　住宅施策強化に関する請願
第二二四号　福島市防火建築帯造成費国庫補助に関する請願
第三三八号　東京都荒川のしゅんせつに関する請願
第三九三号　河川総合開発事業資金確保に関する請願
第五一二号　住宅施策強化に関する請願
第六七六号　北海道サロベツ川切替工事施行に関する請願
第六七七号　北海道豊富村公営住宅建設費国庫補助に関する請願
第八三七号　都市不燃化促進に関する請願
第九一八号　長野県信濃川水系砂防工事促進に関する請願
第一三〇八号、第一五一七号　積雪寒冷地域における冬期道路交通確保に関する請願
第一四三五号、第一四四七号　自動車道基本政策確立等に関する請願
第一五八一号　茨城県北利根川拡張工事中止等に関する請願（別紙意見書案添付）
第一七〇九号　災害復旧国庫負担金交付促進に関する請願
第一七一〇号　公営住宅対策に関する請願
第一九八四号　九州中部産業開発道路早期実現促進に関する請願
第二〇〇七号　国道一六二号線改良工事施行に関する請願
第二〇三五号　瀬戸内海沿岸地帯の地盤変動対策事業促進に関する請願
第二〇三七号　道路整備十箇年計画実施に伴う財源配分の請願
第二一〇四号　二級国道八戸仙台線中一部改良工事施行に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十七日
建設委員長　中山　福蔵
参議院議長松野鶴平殿

意見書案

茨城県北利根川拡張工事中止等に関する請願（第一五八一号）

右の請願は、茨城県北利根川のしゅんせつによつて常時海水が常陸川に逆流して霞ケ浦に流入するため、この沿岸地方一体は飲料水、かんがい揚水に事欠き魚族は死滅し、その上利根水系によるこう水の被害もじん大であるにかんがみ、北利根川の拡張工事を中止するとともに、(一)逆水こう門の急速設置、(二)昭和水路の完全実現、(三)利根関係のしゅんせつと堤防の強化、(四)利根上流地点にダムの設置、(五)土地の造成と改良の促進等の措置を講ぜられたいとの趣旨であるが、本件審査の結果北利根川の拡張工事を中止されたいと言う点は認め難いので、この点を除いて本院は本件を採択するものと議決した、よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和三十二年五月　日
参議院議長　松野　鶴平
内閣総理大臣岸信介殿

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第七三号、第一二七号、第一三四号、第一五〇号、第三六九号、第四二五号　国土総合開発法による阿武隈山系開発実現の請願
第七四号、第一二八号、第一三五号、第一五八号、第三七〇号、第四二六号　福島県只見特定地域総合開発実施促進に関する請願
第一〇一号　中信地区総合開発促進に関する請願
第一四二号、第四五一号　東北総合開発に関する請願
第一六六号、第六一四号　新潟県黒又川第二発電所建設促進に関する請願
第一七〇号、第三一二号、第三九二号、第四一二号、第五六九号、第一〇九三号　石油資源開発株式会社に対する国家投資の請願
第一七二号　中小企業に対する融資わく拡大に関する請願
第二〇七号　揮発油価格値上げ反対に関する請願
第二六五号　中小企業振興緊急対策に関する請願
第三六二号　公共事業用鋼材の価格安定等に関する請願
第三七一号、第四二七号　電力料金の地域差設定促進に関する請願
第四五二号　仙台火力発電所建設促進に関する請願
第五六八号、第一二一四号　天災による被害中小企業者に対する資金融通に関する立法措置の請願
第五八四号、第一〇八〇号　ココム禁輸撤廃に関する請願
第八三五号　北奥羽調査地域の総合開発促進に関する請願
第八三六号、第九四五号　北奥羽地域を国土総合開発法に基き特定地域に指定するの請願
第九四四号　国土総合開発事業促進に関する請願
第九四六号、第一三六一号、第一七八六号　東北地方開発促進に関する請願
第一五二九号、第一五八〇号　熊本県市房、古田両ダム発電施設県営実施促進に関する請願
第一六七一号、第一七八〇号、第一九五二号　愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願
第一七六二号　日中両国の通商代表部設置に関する請願
第一七六三号　東北地区の電力確保に関する請願
第一八四五号　電力料金値上げ反対に関する請願
第一八五五号　日中両国の通商代表部設置等に関する請願
第一八九一号　日中貿易促進に関する請願

第一九〇七号　宮城県小林市等を南九州総合開発特定地域に指定するの請願
第一九〇九号、第一九一四号、第一九一五号、第一九三〇号、第一九六八号、第二〇一五号、第二〇二〇号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇二四号、第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、第二〇二八号、第二〇二九号、第二〇三一号、第二〇三二号、第二〇三三号、第二〇四四号、第二〇四五号、第二〇四六号、第二〇四七号、第二〇五八号、第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、第二〇八一号、第二〇八四号、第二〇八五号、第二〇八六号、第二一一一号、第二一一二号、第二一一三号、第二一二八号　バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願
第一九一三号　財団法人結核予防会に競輪益金配分の請願
第一九四五号　熊本県市房ダム発電施設県営実施促進に関する請願
第二〇四〇号　競輪業務に従事する臨時従業員の処遇改善に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十七日
商工委員長　松澤　兼人
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（通信委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第九三号、第一一四号　長野県美ケ原にテレビ中継所設置促進の請願
第一四四号　福島郵便局庁舎の改築促進に関する請願
第二八七号　和歌山県白浜町に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
第四三一号　合併町村の郵便集配区変更実現促進に関する請願
第五〇五号　名古屋港開港五十年記念郵便切手発行に関する請願
第五〇六号　高知県夜須町に農村公衆電話架設の請願
第五八七号　高知県大津郵便局管内電話の高知電話局区域編入に関する請願
第九三九号　茨城県日立市入四間町木の根坂に特定郵便局設置の請願
第一一〇七号　簡易郵便局の待遇改善に関する請願
第一一四二号、第一三四〇号　神戸市有馬町に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
第一二一五号　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正に関する請願
第一二五七号　横浜市鶴ケ峰等の地域を神奈川電話局特別加入区域から解除するの請願
第一二五八号　福島県勝常村に郵便局設置の請願
第一四〇四号　北海道小樽市朝里温泉郷に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願
第一四三三号　電気通信臨時作業員の待遇改善に関する請願
第一四三四号　熊本県久木野村に農村公衆電話架設の請願
第一六四四号　北海道旭川市東三条に特定郵便局設置の請願
第一六六六号　北海道苫小牧市北部地区に郵便局設置の請願
第一六六七号　宮城県気仙沼市内之脇地区に無集配特定郵便局設置の請願
第一六九五号　電話加入権の担保制度確立に関する請願
第一七八九号　合併市町村における電信、郵便等の集配区域調整に関する請願
第一八五二号　茨城県東海村に無集配特定郵便局設置の請願
第一八六一号　ラジオ山口のテレビ放送局及びラジオ放送中継局開設に関する請願
第一九〇六号　宮崎県延岡地域の電話線ケーブル化等に関する請願
第一九一五号　福島県会津若松市にテレビ中継放送局設置の請願
第一九二九号　高知県後免町の電話通信機関統合等に関する請願
第一九三五号　身体障害者のラジオ聴取料減免に関する請願
第一九四一号　高知県津大村中半に農村公衆電話架設の請願
第一九四二号　高知県津大村玖木に農村公衆電話架設の請願
第一九四三号　高知県大正町に農村公衆電話架設の請願
第一九四四号　大分県豊後高田郵便局庁舎新築促進に関する請願
第一九五四号　マイクロウエーブ及び電話網の整備促進に関する請願
第一九七六号　高知県中村市常六に公衆電話架設の請願
第二〇五一号　千葉県八千代台町に無集配特定郵便局設置の請願
第二一一七号　兵庫県香住町にラジオ放送中継局設置の請願
第二一三〇号　徳島、松山区間のマイクロウエーブ施設工事促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十七日
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書（地方政行委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一九三号　地方公共団体の財源確保に関する請願
第一九四号　地方公共団体の財源強化に関する請願
第一九六号　地方債の貸出利率引下げに関する請願
第一九七号　法令に基かざる寄附金等の抑制に関する請願
第二三五号　中小都市に対する公募債割当削減等の特別措置の請願
第三五四号　所得税の減税に伴う地方税減収補てんの請願
第五九七号　防衛施設所在市町村交付金に関する法律制定の請願
第五九九号　消防施設整備費国庫補助増額に関する請願
第九五五号　昭和三十二年度地方財政確立に関する請願
第一三三八号、第一三三九号、第一三九九号　昭和三十二年度地方財政施策の修正に関する請願
第一三九二号　地方財政再建促進及び強化に関する請願
第一四三八号　離島振興法の一部改正に関する請願
第一五二三号、第一七〇五号　国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願
第一五八九号、第一七〇四号　新町村建設促進のための財源措置に関する請願
第一五九一号　離島振興計画促進に関する請願
第一五九三号　新町村の育成強化に関する請願
第一五九四号、第一七〇六号　公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願
第一五九五号、第一七〇三号　地方交付税税率改正に関する請願
第一六〇〇号　地方財政確立等に関する請願
第一六五〇号　都道府県保険課勤務職員の身分移管に関する請願
第一七六六号　地方自治体営病院の整備措置に関する請願
第一七九〇号　地方交付税率改正等に関する請願
第二〇二九号　給与改訂に伴う地方公共団体に対する財源措置の請願
第二〇九八号　地方交付税の単位費用適正化等に関する請願
第二〇九九号　新市町村の育成強化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十二年五月十八日
地方行政委員長　本多　市郎
参議院議長松野鶴平殿

審査報告書

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

西川甚五郎　前田　久吉
木内　四郎　苫米地英俊
横川　信夫　佐藤清一郎
青木　一男　塩見　俊二
天坊　裕彦　田中　茂穂
宮澤　喜一　栗山　良夫
江田　三郎　大矢　正
平林　剛　土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、造幣局特別会計制度の合理化に資するため、補助貨幣回収準備資金制度、損益処理等について所要の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

古池　信三　小西　英雄
豊田　雅孝　白井　勇
青柳　秀夫　小幡　治和
後藤　義隆　松澤　兼人
相馬　助治　阿部　竹松
海野　三朗　島　清
高橋　衛　三浦　義男
高橋進太郎　加藤　正人
小林　孝平　西川弥平治

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律は、原子力基本法の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売その他の取扱並びに放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置の使用を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保しようとするもので、放射性同位元素の利用が急速な発展を遂げている今日、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案は、昭和三十三年四月一日から施行することになつているが、放射線取扱主任者にかかる部分及び放射線審議会にかかる部分は、公布の日から施行する予定で、これらのための費用として、昭和三十二年度予算に百二十五万五千円が計上されている。

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

古池　信三　小西　英雄
豊田　雅孝　白井　勇
青柳　秀夫　小幡　治和
後藤　義隆　小林　孝平
西川弥平治　相馬　助治
阿部　竹松　海野　三朗
島　清　松澤　兼人
高橋　衛　三浦　義男
高橋進太郎　加藤　正人

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律は、原子力基本法の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれによる災害を防止して公共の安全を図るため、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転に関して必要な規制を行おうとするもので、わが国の原子力開発の現状並びにその国際的地位からみて、現下適切なる措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

合成ゴム製造事業特別措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

商工委員長　近藤　信一

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

豊田　雅孝　白井　勇
青柳　秀夫　小幡　治和
後藤　義隆　加藤　正人
高橋進太郎　古池　信三
相馬　助治　阿部　竹松
海野　三朗　島　清
高橋　衛　小林　孝平
三浦　義男　小西　英雄
西川弥平治　松澤　兼人

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は原料ゴムの世界的な不足に対処して、その供給を確保する目的で、合成ゴムの国産化を促進するため(一)日本開発銀行は一定の基準に適合すると認められた合成ゴムの製造会社に対して出資できること(二)政府はその設備資金の確保に努めること(三)当該会社の代表取締役の選任等は通商産業大臣の認可制とすること(四)その事業計画等の実施に関しては、通商産業大臣より必要な命令を発し得ること等とするものであり、わが国のゴム関係事業の発展にとり、概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律の施行に関しては直接費用を要しないが、当該合成ゴムの製造会社に対して、差し当り昭和三十二年度において日本開発銀行より十億円を出資することになつている。

審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

議院運営委員長　石原幹市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

寺本　廣作　宮田　重文
小西　英雄　斎藤　昇
佐野　廣　木島　虎藏
田中　茂穂　小酒井義男
小林　孝平　阿部　竹松
柴谷　要　上林　忠次
小幡　治和　大沢　雄一

要領書

一、委員会の決定の理由

従来国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律に規定されている国会議員の秘書の給料に関し、新に法律を制定し併せて一般職の国家公務員の給与の改訂に伴い、国会議員の秘書の給料を引き上げるとともに、滞在手当を滞在雑費に名称を改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う費用は、千二百三十九万円であつて昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

議院運営委員長　石原幹市郎

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

寺本　廣作　宮田　重文
小西　英雄　斎藤　昇
佐野　廣　木島　虎藏
小酒井義男　小林　孝平
阿部　竹松　柴谷　要
小幡　治和　大沢　雄一
田中　茂穂

要領書

一、委員会の決定の理由

国会閉会中各議院の議決で付託された案件につき、委員会が審査を行う場合の委員等の審査雑費を月額に改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い昭和三十二年度において増加する費用は、一億千四十七万五千円であつて、平年度における所要額は一億二千五百四十七万五千円である。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十八日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

前田佳都男　松村　秀逸
平島　敏夫　田畑　金光
迫水　久常　上原　正吉
大谷藤之助　永岡　光治
竹下　豐次

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日米行政協定に基き、合衆国の使用に供せられていた旧豊多摩刑務所の施設が返還されたのに伴い、同所に中野刑務所を新設するほか、豊多摩刑務所の名称を浦和刑務所と改めんとするものであり、その措置は妥当なものと認める。

二、費用
本法施行に伴う費用は、八千七百十万一千円であり、昭和三十二年度予算に計上されている。

審査報告書
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十八日
内閣委員長　藤田　進
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
前田佳都男　松村　秀逸
迫水　久常　平島　敏夫
田畑　金光　大谷藤之助
上原　正吉　永岡　光治
竹下　豐次　八木　幸吉

要領書
一、委員会の決定の理由
科学技術庁の附属機関として、さきに放射線医学総合研究所が新設せられたが、今回、本研究所の設置場所を茨城県那珂郡東海村の国有地にせんとするものであり、妥当な措置と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

〔第三十九号参照〕

審査報告書
自転車競技法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十九日
商工委員長　近藤　信一
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川弥平治　古池　信三
高橋　衛　青柳　秀夫
小幡　治和　小西　英雄
杉山　昌作　白井　勇

高橋進太郎　後藤　義隆
三浦　義男

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正案は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月三十日をもつて失効するに伴い、自転車振興会連合会を解散して新たに特殊法人として日本自転車振興会を設立して、自転車競走の公正かつ円滑な実施及び自転車その他の機械に関する事業の振興に関する業務を行わせることとするとともに、指定市町村の指定及び競輪場等の設置の許可の取消規定を新設し、競輪施行者及び自転車振興会に対する監督を強化し、払戻金の最高限度額を定めることができることとする等自転車競走の健全化を図るため、自転車競走に対する規制を強化したものであつて、本委員会としては自転車競走を実施すること自体に問題があるが、諸般の情勢にかんがみて、やむを得ない措置と認める。
なお別紙の附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本改正法施行にあたり、競輪等の健全化に資するため、次の諸措置を講ずべきである。
一、スポーツ的娯楽としての性格を促進するとともに競技場の環境の明朗化を図ること。
二、収益については癌、結核の対策等の保健衛生、福利厚生又はスポーツ振興等にも直接又は間接にこれを充用するの途を開くこと。
三、選手の素質向上並びに生活の安定を図り、災害補償、退職金等について特段の配慮をすること。
四、競技場従業員特に臨時従業員の身分について検討し、併せてその待遇改善について努力すること。

審査報告書
小型自動車競走法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十九日
商工委員長　近藤　信一
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
西川弥平治　古池　信三
高橋　衛　青柳　秀夫
小幡　治和　小西　英雄
杉山　昌作　白井　勇
高橋進太郎　後藤　義隆
三浦　義男

要領書
一、委員会の決定の理由
本改正案は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律が本年九月三十日をもつて失効するに伴い、小型自動車その他の機械に関する事業の振興のための交付金の受入に関する事務を特殊法人日本自転車振興会に行わせることとするとともに、小型自動車競走場の設置を許可制とし、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会に対する監督を強化し、払戻金の最高限度額を定めることができることとする等小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るため、小型自動車競走に対する規制を強化するものであつて、本委員会としては競輪と同じく小型自動車競走を実施すること自体に問題があるが、諸般の情勢にかんがみ、やむを得ない措置と認める。
二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書
南方同胞援護会法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
山下　義信　山本　經勝
片岡　文重　藤田藤太郎
藤原　道子　早川　慎一
西田　信一　高野　一夫
勝俣　稔　横山　フク
西岡　ハル　紅露　みつ
斎藤　昇　武藤　常介

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、南方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため必要な調査研究及び啓蒙宣伝を行うとともに、同地域に居住する日本国民に対する援護を強化するため、南方同胞援護会を設立しようとするものであつて、妥当と認める。
二、費用
本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書
医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
山下　義信　山本　經勝
片岡　文重　藤田藤太郎
藤原　道子　早川　慎一
高野　一夫　横山　フク
勝俣　稔　西岡　ハル
紅露　みつ　斎藤　昇
武藤　常介　西田　信一

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、終戦前主として満州方面における医師の不足に応ずるため設立された医学の教習を目的とする学校の卒業生、終戦前外地において医業の免許を受けた者及び朝鮮の医師試験第一部試験に合格した者等に対し、昭和三十四年十二月三十一日までを限り医師国家試験予備試験を受験する資格を与え、医師となるみちを開くこととし、かつ、歯科医師試験予備試験の受験資格の特例についても、同様の措置を講じようとするものであつて妥当と認める。
二、費用
本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書
労働福祉事業団法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十二年五月十九日
社会労働委員長　阿具根　登
参議院議長松野鶴平殿
多数意見者署名
早川　慎一　田村　文吉
武藤　常介　西田　信一
榊原　亨　高野　一夫
勝俣　稔　横山　フク
西岡　ハル　紅露　みつ
斎藤　昇

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、労働者災害補償保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行わせるため、労働福祉事業団を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し、所要の規定を設けようとするものであつて、妥当と認めるが、委員会は別紙の如き附帯決議を行つた。
二、費用
本法施行に要する経費として、昭和三十二年度失業保険特別会計予算及び労働者災害保険特別会計予算に二億八千百五十一万六千円が計上されている。

附帯決議
政府は、労働福祉事業団が、その業務として行う保険施設の設置及び運営について、左の事項を実現するより努力しなくてはならない。

一、労働者及び使用者の意見が充分反映されるよう措置すること。
二、地方の実状と特殊性を尊重するよう措置すること。
三、事業団の職員の給与、退職金その他労働条件等について万全の措置を講ずること。
右決議する。

審査報告書

水道法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十九日
社会労働委員長　阿具根　登

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名
山下　義信　片岡　文重
藤田藤太郎　藤原　道子
早川　愼一　田村　文吉
高野　一夫　勝俣　稔
西岡　ハル　紅露　みつ
斎藤　昇　武藤　常介
榊原　亨　西田　信一

要領書
一、委員会の決定の理由
この法律案は、水道の普及と健全な発達を図るため、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道事業を保護育成しようとするものであつて妥当と認める。
二、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書（内閣委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一六二七号　公務員の給与引上げ等に関する請願
第一八〇三号　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案中一部修正等に関する請願
第三八三号、第四八一号、第六二三号、第六六六号、第六八〇号、第一一六七号　人事院勧告国家公務員新俸給中医療職俸給二の修正に関する請願
第一九三二号　国家公務員新俸給案中医療職俸給二の修正に関する請願
第五七号　岡山県倉敷市の地域給に関する請願（別紙意見書案添附）
第一〇八号　茨城県大子町の地域給等に関する請願（別紙意見書案添附）
第一五三号、第一五二六号　福岡県筑後市の地域給に関する請願（別紙意見書案添附）
第三五三号　地域給制度の適正化に関する請願（別紙意見書案添附）
第一四八三号　兵庫県川西市の地域給に関する請願（別紙意見書案添附）
第七五号、第三四二号　福島県葛尾村の寒冷地手当に関する請願
第七六号、第三四三号　福島県浪江町津島地区の寒冷地手当に関する請願
第一〇六号、第四九四号、第五一五号　福島県下郷町の寒冷地手当に関する請願
第一〇七号　福島県会津高田町の寒冷地手当に関する請願
第一三六号、第三四一号　福島県の寒冷地手当に関する請願
第三八七号　福島県湖南村の寒冷地手当に関する請願
第四七〇号　山形県の寒冷地手当等に関する請願
第四七一号、第七三八号　山形県酒田市、飽海郡の寒冷地手当等に関する請願
第四七二号　山形県鶴岡市及び東、西田川郡の寒冷地手当等に関する請願
第五六〇号　新潟県の寒冷地手当に関する請願
第五六一号　新潟県上川村の寒冷地手当に関する請願
第五六二号　新潟県糸魚川市内下早川、西海両地区の寒冷地手当に関する請願
第五六三号　新潟県新井市内水上外二地区の寒冷地手当に関する請願
第五六四号　新潟県小千谷市内片貝地区等の寒冷地手当に関する請願
第五六五号、第一九七八号、第一九八二号、第一九八七号、第二〇一一号、第二〇三八号、第二〇五七号、第二〇八二号、第二一〇二号　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正に関する請願
第五六六号　国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部改正等に関する請願
第五六七号　寒冷地手当等の現行維持に関する請願
第六六四号　新潟県関川村の寒冷地手当に関する請願
第七三六号　新潟県下田村森町地区の寒冷地手当に関する請願
第七三七号　岩手県盛岡市の薪炭手当に関する請願
第八四一号、第八四二号　福島県会津方部の寒冷地手当等に関する請願
第八六一号　滋賀県米原町の寒冷地手当に関する請願
第八六二号　滋賀県伊吹村の寒冷地手当に関する請願
第八六三号　滋賀県浅井町の寒冷地手当に関する請願
第八六四号　滋賀県びわ村の寒冷地手当に関する請願
第八六五号　滋賀県近江町の寒冷地手当に関する請願
第八六六号　滋賀県虎姫町の寒冷地手当に関する請願
第八六七号　滋賀県山東町の寒冷地手当に関する請願
第八六八号、第一〇六一号、第一〇六六号、第一〇九八号、第一一三一号　滋賀県湖東地区の寒冷地手当に関する請願
第八六九号　滋賀県中河内地区の寒冷地手当に関する請願
第八七〇号　滋賀県湖北町の寒冷地手当に関する請願
第八七一号　滋賀県長浜市の寒冷地手当に関する請願
第一〇五九号、第一〇六七号　滋賀県大上郡の寒冷地手当に関する請願
第一〇六〇号、第一〇六八号　滋賀県高島郡の寒冷地手当に関する請願
第一〇六二号、第一〇六五号　滋賀県彦根市の寒冷地手当に関する請願
第一〇八三号　岩手県の薪炭手当に関する請願
第一〇八四号　岩手県の寒冷地手当に関する請願
第一二〇九号、第一二二三号、第一二三三号、第一二六〇号、第一二六八号　兵庫県の寒冷地手当に関する請願
第一六九七号、積雪寒冷地の公務員給与改善に関する請願
第一八七七号　青森県の寒冷地手当等に関する請願
第二一一八号　群馬県嬬恋村等の寒冷地手当に関する請願
第二二五号、第三八一号、第四六九九号、第一一二八号、第一二三四号、第一三三六号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に関する請願
第一七六号、第一七七号、第一七八号、第二一八号、第二二七号、第二三八号、第二五七号、第二八一号、第二九〇号、第二九五号、第三〇〇号、第三一九九号、第三五一号、第三八六号、第三九六号、第四八四号、第五三三号、第五一八号、第五七六号、第六六五号、第七七八号、第八二八号、第八九四号、第一〇一五号、第一一二九号、第一一三八号、第一四三九号、第一四五六号、第一六〇二号、第一八一七号　傷病者の増加恩給等増額に関する請願
第一七九号、第一八〇号、第一八一号、第二一九号、第二二六号、第二三九号、第二四四号、第二八二号、第二九一号、第二九四号、第三五二号、第三九八号、第四五八号、第五一六号、第五三四号、第五七七号、第五七八号、第一〇一六号、第一三八二号、第一四四〇号　増加恩給等を受給する傷病者の家族加給の範囲拡大に関する請願
第三八二号、第四四四号、第四六〇号　戦没者遺族の公務扶助料増額に関する請願
第四五五号、第五三八号、第五九一号、第六三三号、第六六七号、第六八一号、第七三五号、第八九五号、第九四一号、第九九四号、第一〇三七号、第一一八七号、第一一八八号、第一二〇〇号、第一二二一号、第一二二四号、第一二三五号、第一二四八号、第一二四九号、第一二五〇号、第一二五一号、第一二六四号、第一二六五号、第一二三四号、第一二三五号、第一二三七号

号、第一四一五号、第一四一六号、第一四五五号、第一五三七号、第一五五八号、第一五五九号、第一六三三号、第一六三四号、第一六三五号、第一六五五号、第一六五六号、第一六五七号、第一七二二号、第一七三二号、第一七三三号、第一七四一号、第一七四七号、第一七五八号、第一七八二号、第一八四七号、第一八七八号、第一九〇八号、第一九一二号、第二〇八〇号　旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願

第九一〇号　戦傷病者の恩給裁定促進に関する請願

第一〇一四号、第一三〇四号　帰還患者の恩給裁定促進に関する請願

第一三五九号、第一三七八号、第一四七七号、第一七四二号　旧軍人関係の恩給等に関する請願

第二五九号、第二七四号、第四一一号、第六三二号、第一二五三号、第一七二一号、第一七三四号、第一八六五号　旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願

第五三九号、第六八二号、第六八三号、第一一一一号、第一一三二号、第一一三七号、第一一四三号、第一一四四号、第一一五〇号、第一一五七号、第一一五八号、第一一六六号、第一一七六号、第一一七五号、第一一八九号、第一二二六号、第一二五九号、第一二六六号、第一二六七号、第一二九二号、第一二九三号、第一二九四号、第一二九五号、第一二九八号、第一三〇〇号、第一三〇一号、第一三〇二号、第一三〇三号、第一三二九号、第一三三一号、第一三三二号、第一三三三号、第一三五六号、第一三五七号、第一三八一号、第一三八二号、第一四〇〇号、第一四一七号、第一四一八号、第一四一九号、第一四二〇号、第一四二一号、第一四四二号、第一四四三号、第一四五〇号、第一四五一号、第一四五二号、第一四五三号、第一四五四号、第一四六六号、第一四七三号、第一四七四号、第一四七五号、第一四八九号、第一四九三号、第一四九四号、第一五〇四号、第一五〇五号、第一五〇六号、第一五〇七号、第一五一六号、第一五三二号、第一五三三号、第一五三四号、第一五三五号、第一五三六号、第一五三七号、第一五四九号、第一五五〇号、第一五六一号、第一五六二号、第一五六三号、第一五六四号、第一五六五号、第一五六六号、第一五六七号、第一五六八号、第一五六九号、第一六〇三号、第一六〇七号、第一六〇八号、第一六〇九号、第一六一〇号、第一六一一号、第一六一二号、第一六一三号、第一六一四号、第一六一八号、第一六二二号、第一六二三号、第一六二四号、第一六二五号、第一六二六号、第一六三六号、第一六三七号、第一六三八号、第一六三九号、第一六四九号、第一六五三号、第一六五四号、第一六五八号、第一六六〇号、第一六七四号、第一六七五号、第一六八八号、第一六九八号、第一七二三号、第一七二七号、第一七二八号、第一七三九号、第一七四〇号、第一七四八号、第一七四九号、第一七五〇号、第一七五九号、第一七六〇号、第一七六九号、第一七七四号、第一七七九号、第一七九一号、第一七九二号、第一七九九号、第一八一一号、第一八一二号、第一八一八号、第一八一九号、第一八二一号、第一八六四号、第一八八一号、第一八八七号、第一九三一号、第一九七九号、第一九九三号、第二〇一二号、第二〇六九号、第二〇七〇号、第二〇八八号、第二〇八九号　退職公務員の恩給改訂に関する請願

第一〇三号、第一〇四号、第二一一号、第二一六号、第二二二号、第二五五号、第二七二号、第二八〇号、第五一七号、第八三〇号、第九四二号、第九三三号、第一〇三六号、第一一九九号、第一四四四号、第一八六二号、第一八六三号　元満州国日本人官吏等の恩給に関する請願

第一八七九号　元満州国日本人官吏等の処遇に関する請願

第二五八号、第三六三号、第四四五号、第四四七号、第四五九号、第五七一号、第五九〇号、第六一〇号、第一〇五八号、第二二四六号、第一四七六号、第一六七三号、第一七五七号、第一八八〇号、第一八九六号、第一九〇五号、第一九一六号　元満州鉄道の社員に関する恩給法等の特例制定に関する請願

第一五六〇号、第一五八三号、第一五八四号　元南満州鉄道社員等の恩給に関する請願

第一三三七号　元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願

第一九四六号　普通郵便局管理職員の退職処遇改善に関する請願

第六二二号、第一四五七号　国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願

第一五六八号、第一五八五号、第一五八六号　元朝鮮総督府交通局職員等に関する国家公務員共済組合法等の特例制定に関する請願

第四八三号　自動車庁設置に関する請願

第一九〇一号　農林省水産庁漁港課の部昇格に関する請願

第二〇八号　新技術開発推進機関等設置に関する請願

第一四四一号　建設省勤務の常勤労務者等の定員化に関する請願

第一四八四号　国立病院等勤務の常勤労務者の定員化に関する請願

第一四八五号　労働省都道府県労働基準局等勤務の臨時職員の定員化に関する請願

第一八〇二号　総理府恩給局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

第二〇五二号、第二一二一号　旧日本医療団職員の恩給等に関する請願

第二〇九五号　北海道開発局職員の労働過重救済に関する請願

第二一一九号　在外引揚官吏の勤務年数通算に関する請願

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和三十二年五月十九日

内閣委員長　藤田　進

参議院議長松野鶴平殿

意見書案

岡山県倉敷市の地域給に関する請願（第五七号）

茨城県大子町の地域給等に関する請願（第一〇八号）

福岡県筑後市の地域給に関する請願（第一五三号、第一五二六号）

地域給制度の適正化に関する請願（第三五三号）

兵庫県川西市の地域給に関する請願（第一四八三号）

右の請願はいずれも地域給の引き上げを要望するものであるが、今回、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が成立し、地域給が廃止されて、これにかわる暫定手当の支給基準の引き上げを要望するものと解して、今後内閣において検討せられたい。

昭和三十二年五月　日

参議院議長　松野　鶴平

内閣総理大臣岸信介殿

審査報告書

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十九日

文教委員長　秋山　長造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

矢嶋　三義　　湯山　勇

高田なほ子　　松永　忠二

松澤　靖介　　安部　清美

木島　虎蔵　　関根　久蔵

木村禧太郎　　谷口弥三郎

川口爲之助　　加賀山之雄

吉田　萬次　　林屋亀次郎

左藤　義詮　　有馬　英二

林田　正治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は私立学校教職員共済組合の財政の実態にかんがみ、その健全化を図るため組合員の標準給与の引上げを行う等所要の改正を行うもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法の施行に伴う費用は別にこれを要しない。

附帯決議

我が国の学校教育における私立学校の重要性と、その私立学校教職員の福祉厚生事業を行つている共済組合の財政状況にかんがみ、政府管掌健康保険における国庫補助等と同様を趣旨において、私立学校教職員共済組合の短期給付及び福祉事業に対して、政府は速かに国庫補助の途を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年五月十九日

文教委員長　秋山　長造

参議院議長松野鶴平殿

多数意見者署名

矢嶋　三義　湯山　勇
高田なほ子　左藤　義詮
松澤　靖介　松永　忠二
安部　清美　木島　虎蔵
関根　久蔵　木村篤太郎
谷口弥三郎　川口爲之助
加賀山之雄　吉田　萬次
林屋亀次郎　有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旧陸海軍関係諸学校の卒業者のうち、現在一年以上教職にある者を教育職員免許法施行法の適用対象としようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に伴う費用は、別にこれを要しない。

○調査報告書

調査報告書

国家行政組織に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、第二十五回国会中の十二月十二日委員会を開き、行政管理庁山中次長、岡部管理部長及び岡松監察部長の出席を求めて行政管理庁の業務概要について説明を聴取し、特に監察行政の実情について質疑を行う等の調査を行つたが、会期中に調査を結了するに至らず閉会中も引続き調査を行うべく議決があつた。今期閉会中も期間も短かく、国の防衛に関する調査を行つた関係上、本件調査については調査室に命じて資料を収集させたに止まつた。

調査報告書

国の防衛に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、第二十五回国会以来閉会中に至るまで、四回委員会を開き国の防衛に関する調査を行つた。

即ち、去る十一月二十九日、三十日、十二月四日及び十二月十九日の四回にわたり、防衛庁船田長官、増原次長、林防衛局長、北島経理局長並びに調達庁今井長官、眞子総務部長等の出席を求め、防衛庁の業務概要、昭和三十二年度の防衛関係予算、航空自衛隊の訓練状況、国防会議の運営並びに昭和三十二年度調達庁関係予算等の諸問題について説明を聴取し、質疑を行う等調査を進めたが、なお今日調査を終結する段階に至つていない。

調査報告書

国家公務員制度及び恩給に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

内閣委員長　亀田　得治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

内閣委員会は、第二十五回国会中、国家公務員制度及び恩給に関する調査について七回にわたり委員会を開き調査を行つた。

即ち、去る十一月二十二日及び二十七日の委員会には人事院淺井総裁、瀧本給与局長の出席を求め本年七月十六日提出された人事院勧告についての説明を求め、質疑を行い、又十一月二十七日の委員会には衆議院議員大平正芳君より旧軍人等の恩給改正について説明があり、質疑を行つた。

又十一月二十九日には一萬田大蔵大臣、倉石国務大臣に対して、公務員の給与改訂に関して質疑を行い、十一月三十日には人事院慶徳給与局次長の出席を求め、公務員の給与に関する資料についての説明を聴取し、質疑を行つた。

ついで十二月四日及び六日には公務員の給与改善について打合せを行い、左の如き委員会の決議を決定した。

「公務員給与の改善に関する決議

政府は、公務員給与の現状と、人事院勧告の趣旨に鑑み、速かに給与の改善につき措置すべきである。」

更に十二月十一日には、内閣総理大臣官房大山公務員制度調査室長の出席を求め、国家公務員等に対する年末手当の支給に関する閣議決定について説明を聴取し、質疑を行つた。

なお、本調査は未了であり閉会中も引続き調査を行うべく議決があつたが、今期閉会中は期間も短かく、他方国の防衛に関する調査を行つた関係上、本件調査については調査室に命じて資料を収集させたに止まつた。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

地方行政委員長　本多　市郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は、第二十五回国会開会中、議長の承認を得て、地方行政の改革に関する調査として、概要次の如き調査を行つた。即ち

(一) 昭和三十二年度の地方財政計画の公債費、消費的及び投資的経費の問題並びに国税減税による地方財政収入の減等に関して調査を行い、地方財政の確立促進に関する決議（別記）を行つて地方財政の健全化を速かに具体化するよう内閣に申し入れ、

(二) 地方財政再建促進特別措置法の実施状況に関して調査し、

(三) 新市町村建設促進法及び町村合併促進法についてはその実施状況、或は未合併町村等の問題について調査を行い、新市町村建設促進に関する決議（別記）を行つて、新市町村建設に対する促進を強力に推進するよう内閣に申し入れ、

(四) 地方公務員の給与問題に関しては、昇給の延伸、停止等を中心とし、地方財政との関係、或は関係法規との関係、特に愛媛県の具体的実例につき調査し、公務員の給与費確保に関する決議（別記）及び地方公務員に対する期末手当の財源措置に関する決議（別記）を行つて、地方公務員の処遇に対する対策を速かに確立するよう内閣に申し入れ、

(五) 選挙関係としては、選挙の常時啓発の費用の財政措置に関し従来の交付税のほか委託費としても別途支出するよう決議し（別記）内閣に申し入れた。

更に本調査については閉会中においても引続き調査を行うこととし、議院の議決を得たのであるが、今期国会閉会中は期日も短期間であつて、委員会を開き調査を行ういとまがなかつたので、専ら各種資料の収集に努める等次期国会における調査に備えて諸準備を整えるに止まつた次第である。

地方財政の確立促進に関する決議（昭和三十一年十二月六日）

（参議院地方行政委員会）

地方財政は単に均衡の緒につけるに止まり、この際、累増する公債費、不当に圧縮された投資的経費或は人件費等については引続き格段の措置を必要とする。政府は明年度予算により次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、公債費中、国の責任によると認められるものにつき、元利補給する等のほか、今後の分については、利子を引下げ、償還期限を延伸し、公募地方債の合理的消化機関を設置すること。

二、国税につき減税が行われる場合には国民負担の現情と地方財政の現況にかんがみ、地方財政収入については現行制度による必要額の確保を期することと併せて、負担の均衡、中小所得者の負担軽減の趣旨を没却せざること。

三、投資的経費は均衡を得るの目的で不当に圧縮されているから、行政水準の向上を計るため、これを是正すること。

右決議する。

新市町村建設促進に関する決議（昭和三十一年十二月六日）

（参議院地方行政委員会）

新市町村の建設は町村合併窮極の目的であるのみならず、地方自治確立の根本をなすことに鑑み、その実現の促進については万全の措置を必要とする。政府は、この際、次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、新市町村建設のため、補助金、地方債を大幅に増額し、極力、財政上の援助に努めること。

二、国有林の払下げ、公営企業の許可、電話の統合整備等につき積極的な措置を講ずること。

右決議する。

地方公務員の給与費確保に関する決議

（昭和三十一年十二月六日）
（参議院地方行政委員会）

地方公務員の給与は昇給の延伸、停止等国家公務員の場合に比し困難な状態にある。特に期末手当の支給については地方財政の窮乏に禍される場合が多い。よつて政府は、これらの点に万全の措置を講じて地方公務員の給与費の確保に努むべきである。

右決議する。

地方公務員に対する期末手当の財源措置に関する決議

（昭和三十一年十二月六日）
（参議院地方行政委員会）

今回国家公務員に対する期末手当○・一五ヶ月分の増額支給決定に伴い、地方公務員に対しても同様に配慮せらるべきは当然である。よつて政府は窮迫せる地方財政の現状に鑑み、地方公務員の期末手当増額につき、その責任において財源措置を講じて地方公務員の処遇に万遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する決議

（昭和三十一年十二月六日）
（参議院地方行政委員会）

公職選挙法には、都道府県及び市町村の選挙管理委員会の行う選挙に関する常時啓発の費用については、国において財政上必要な措置を講するものと規定している。これに対し、現在一億円を地方交付税中に見込む程度では極めて不満足である。よつて、政府は右経費中当然国の責任と認められるものについて、選挙管理委員会の活動に資するために少くとも一年三億円程度を委託費として支出すべきである。

右決議する。

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

法務委員長　山本　米治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第二十五回国会開会中大阪拘置所移築問題に関する件、恩赦実施方針に関する件、日韓抑留者交換問題に関する件等の諸問題について調査を行つたが閉会後はその期間が極めて短かかつたため大阪拘置所移築問題その他について調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

国際情勢等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

外務委員長　小瀧　彬

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査は、対米、対ソ外交、東欧及び中近東情勢等現下の外交上の重要問題を調査研究し、国際情勢の把握につとめ、わが国外交の円滑なる推進に寄与する目的をもつて、第二十五回国会冒頭議長の承認を得たが、同会期中は重要案件の審査に追われ、調査のいとまがなかつたので、閉会中継続調査をすることに決し、議院の議決を経たが、閉会中も遺憾ながら調査の機会を得られなかつた。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

大蔵委員長　廣瀬　久忠

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に関し第二十五回国会において行つた主な問題は左の如くであるが、閉会中においては、その期間が極めて短かかつたため、調査を行う暇がなく、未だ結論に達するに至らなかつた。

一、関税及び貿易に関する一般協定の譲許の追加に関する件について外務省当局より説明を聴取し、外務、大蔵両省当局に対し質疑を行つた。

二、租税に関する件については、昭和三十一年度の税収につき本年十月末までの実績及び将来の見透し等につき大蔵省当局より説明を聴取、酒税に関し酒造原料米の割当、特殊用途酒類の割当密造対策等につき大蔵省当局よりその方針を聴取し、それぞれ質疑を行つた。

三、通貨に関する件については、一万円紙幣発行問題に関し、一萬田大蔵大臣より、方針を聴取し、質疑を行つた。

四、専売事業に関する件については、販売政策、益金目標、労使紛争の調停、税制調査会との関係等に関し、大蔵省及び日本専売公社当局より説明を聴取し、質疑を行うと共に、労使紛争の調停に関し財政収入及び国民生活に及ぼす影響を考慮し、政府の善処を促すため次の決議を行つた。

決議

年末繁忙期における専売事業の労使の紛争が、財政収入及び国民生活に与える影響は大きいと認められるので、この際昭和三十一年三月三日付調停案第二十九号をもつて、公共企業体等中央調停委員会より、日本専売公社の労使双方へ提示された調停案の趣旨を尊重し、速かに事態の収拾を図るよう、政府においても善処することを要望する。

右決議する。

調査報告書

教育・文化及び学術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

文教委員長　岡　三郎

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第二十五回国会以来、地方教職員の給与問題及び昭和三十二年度文教予算等について、関係当局に質疑を行うとともに資料の収集を行う等鋭意調査を行い、地方教職員の期末手当の増額及び昇給昇格の円滑な実施について関係当局に対する要望書を決定した。

閉会後引きつづき、本問題、新教育委員会の運営状況、短期大学公立大学の実態及び文化財の保護保存の状況等に関し委員派遣を行つて調査に努めたが、短期間のため、結論を出すに至らなかつた。

調査報告書

労働情勢に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査は労働行政の全般にわたつて、政府の施策、労働諸法規の施行状況等を調査し、その実情を把握し労働諸法規の改廃、制定に資することを目的とするもので、既に前回国会より引続き調査を行つてきたが、第二十五回国会は会期が短期間であり、且つ委員会に付託された重要案件の審査に多忙であつたため、全般に渉る調査を行うことができなかつたが、開会中においては千葉新聞社、日華油脂株式会社、九州炭鉱株式会社上添田鉱業所、駐留軍労務者、特需工業労務者の労働問題及び日雇労務者の年末手当に関する調査等を行つた。

又閉会中においては関係資料の収集に努めたのであるが、十分な調査を遂げることができなかつた。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

社会労働委員長　千葉　信

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

第二十五回国会は会期が短期間であつたため、社会保障制度に関する調査全般に渉ることができず、開会中においては本調査の一環として(一)無名戦士の墓に関する件(二)国立療養所の給食に関する件について、それぞれ関係当局より説明を聴取した後質疑を行つた。

又、閉会中においては関係資料の収集に努めたのであるが、十分なる調査を遂げることができなかつた。

調査報告書

農林水産政策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

農林水産委員長　堀　末治

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は第二十五回国会において本調査の一環として主として左の事項について参考資料の収集を行うとともに、農林大臣、政府委員その他政府当局に対し説明を求め、又その対策をただす等鋭意調査に努めたが、本調査はその対象が広汎多岐にわたるため結了するに至らなかつた。

一、日ソ漁業問題に関する件

一、冷害等災害対策に関する件

一、農林水産基本政策に関する件

閉会中はその期間が極めて短期間であつたため、調査を行うに至らなかつた。

調査報告書

経済の自立と発展に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

商工委員長　松澤　兼人

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

当委員会においては、第二十五回国会開会中「経済の自立と発展に関する調査」のため左の事項につき、政府及び政府機関の関係者より説明を聴取するとともに質疑を行い、更に閉会中においても引続き資料の収集、整備等鋭意調査を進めてきたのであるが、この間極めて短期間であつた上、問題が広汎多岐にわたつているため、結論を得るに至らなかつた。

一、百貨店法施行状況に関する件
一、中小企業年末金融に関する件
一、中小企業の組織化に関する件
一、昭和三十二年度通商産業省施策大綱と予算に関する件
一、通商産業省関係財政投融資に関する件
一、産業と税制改正に関する件
一、原子力政策と予算に関する件
一、日ソ貿易に関する件

なお、中小企業年末金融に関しては、当委員会においてその対策を決議するとともに、委員全員をもつて決議案を発議し、これが議院の決議となつた。

調査報告書

運輸事情等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

運輸委員長　戸叶　武

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本件に関しては第二十五回国会開会中において運輸行政全般にわたり調査を行つたのであるが、特に港湾運送事業に関する件、参宮線の事故に関する件、日本国有鉄道の輸送に関する件、国有鉄道及び民営鉄道の運営に関する件等について政府当局より説明を聴取した。

なお自動車燃料の税制に関する件及び日本国有鉄道の輸送に関する件については委員会の決議を行い政府に対しその善処を要望する旨申入れを行つた。

しかしながら本件の対象は広汎多岐にわたつておりこれが会期中の調査を終了するに至らなかつたので、十二月十三日の院議によつて本委員会は閉会中も継続して調査を行うことになつたのであるが、閉会中の期間が短時日であつたため、未だこれが調査を終了するに至らなかつた。

調査報告書

郵政事業の運営に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

通信委員長　劍木　亨弘

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

当委員会においては、第二十五回国会開会中、郵政大臣より郵政事業の概況について説明を聴取し、特に郵政職員の給与問題、特定郵便局制度問題及び簡易保険の保険金引き上げに関する問題等について郵政大臣及び郵政省当局に対し質疑を行い、更に閉会中においても引続き資料の収集、整備等鋭意調査を進めてきたのであるが、その間極めて短期間であつた上、問題が広汎多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

なお、委員会において、郵政事業の円滑なる運営を期するため、郵政事業用庁舎の返還要求に関する決議及び中央調停委員会より郵政省労使双方に提示された調停案の趣旨を尊重し、速かに事態の収拾を図るよう、政府に善処方を要望する決議をそれぞれ行つた。

調査報告書

電気通信並びに電波に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

通信委員長　劍木　亨弘

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

当委員会においては、第二十五回国会開会中電気通信事業及び電波行政の概況について郵政大臣から説明を聴取し、特に電気通信事業の合理化に関する問題、放送法の改正に関する問題及び国際電信電話料金に関する問題等について郵政大臣及び郵政省当局に対して質疑を行い、更に閉会中においても引続き資料の収集、整備等鋭意調査を進めてきたのであるが、この間極めて短期間であつた上、問題が広汎多岐にわたつているため結論を得るに至らなかつた。

なお、委員会において電気通信事業の円滑なる運営を期するため、中央調停委員会より日本電信電話公社労使双方に提示された調停案の趣旨を尊重し、速かに事態の収拾を図るよう、政府に善処方を要望する決議を行つた。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

建設委員長　中山　福蔵

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会は第二十五回国会に引続き表記の調査を行い、実情調査のため委員派遣を行つた。しかしながら閉会期間が極めて短かかつたので、その派遣報告すら聴取し得ず、且つ調査の対照が広汎多岐にわたつているので、未だ結論を得るに至らなかつた。

よつて第二十五回国会を中心として一応の調査の概要を記す。

一、昭和三十一年度発生災害に対する政府の処置及び予算の執行状況を調査した。

二、昭和三十二年度建設省関係予算に関連して、治山治水対策、道路整備十箇年計画、都市計画事業十箇年計画、住宅対策等政府の構想について説明を求め、資料を要求し、検討を加えると共に建設事業推進の見地から建設省関係職員の実態についても調査を行い、準職員及び補助職員の定員化を要請した。

三、特に道路問題については、その整備の遅滞が最近の自動車交通の増大に対処し得ず産業経済の発展を阻害している実情にかんがみ「道路整備の促進に関する決議案」を提案することについて協議を行つた。

四、本閉会中に行つた委員派遣は左の通りである。

班	目的	派遣委員	派遣地
第一班	北上川水系の建設事業調査	西田委員 重盛委員	宮城県 岩手県
第二班	中京、京阪神地区における住宅建設状況並びに名古屋―神戸間の高速度道路の調査	石井委員 内村委員 北委員	愛知県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
第三班	熊野川水系等の建設事業調査	小山委員 坂本委員	奈良県 和歌山県 三重県

調査報告書

昭和三十一年度予算の執行状況に関する調査

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日

予算委員長　苫米地義三

参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本委員会においては、第二十五回国会開会中、昭和三十一年度予算の執行状況を調査するため、十二月五日、六日及び十二日の三回にわたり委員会を開き、災害対策、公務員給与並びに健康保険赤字対策等の諸問題を中心として、鳩山内閣総理大臣、一万田大蔵大臣その他関係閣僚に対し、質疑を行う等調査を行つてきたが、本調査は、その対象が広汎多岐にわたり、且つ予算がまだ執行の中途にあるため、調査を終えることができなかつた。

また、閉会中は委員会を開くに至らなかつた。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終らなかつた。よつて経過の概要を添えて、報告する。

昭和三十一年十二月十九日
決算委員長　三浦　義男
参議院議長松野鶴平殿

経過の概要

本調査に関しては、第二十五回国会中主として昭和二十九年度決算の審査に当つたため、日本国有鉄道の民衆駅の問題について、当局から説明を聴き、簡単な質問と資料の要求を行つた程度にとどまり、調査を終ることができなかつた。

よつて継続調査に付されたのであるが、今期閉会中は期間が極めて短かかつたため、調査を行う暇がなく、未だ調査を終ることができなかつた。

昭和三十一年十二月二十六日
内閣総理大臣　石橋　湛山
参議院議長松野鶴平殿

国会法第八十一条第二項の規定に基き、第二十二回、第二十三回及び第二十四回の国会開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第二十二回
第二十三回国会参議院において採択された請願の処理経過（昭和三十一年十二月十四日調）
第二十四回

第二十二、二十三、二十四回の国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてこれをそれぞれの請願の関係庁に送付し、関係庁からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは左記のとおりで、その他は目下調査中である。

右処理ずみのものの処理要領の要点を集録すれば、大体別紙のとおりである。

記

	内閣受理件数	処理案決定件数
第二十二回国会	九九六件	五六七件
第三十三回国会	三二一件	一八四件
第二十四回国会	七四一件	五七三件

第二十二回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
恩給不均衡是正に関する請願（二十九件）（第一〇、四一、七九、九八、一一二、一二〇、一二三、一三〇、一四四、一六三、一七二、一七四、一九〇、二五三、一六一、二〇二、二二四、二六二、二八三、三二、三三、四二、三六三、四一、四六、七二四、七三一、七六〇、七八一、一九〇三号）	総理府	一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）が制定され、旧軍人等に対する恩給年額が昭和三十年十月分から増額されることとなつたので趣旨は達せられたものと考える。 二、昭和二十八年八月一日以後に給与事由の生じた恩給については、軍人並びに文官にかかわらず「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」の定める率によつて算出されており、旧軍人についてのみ公務扶助料の倍率を修正することは困難である。
旧軍人下級者の公務扶助料是正に関する請願（第七三〇号）	同	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）が制定され、旧軍人等に対する恩給年額が昭和三十年十月分から増額されることとなつたので趣旨は達せられたものと考える。
公職選挙法中一部改正に関する請願（第二二二号）	同	一、恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）の制定により趣意は達せられたものと認める。 二、旧軍人軍属の恩給未裁定者に対する加算に関しては、勤務異動に関する人事記録の整備状況等を調査のうえ、国家財政の現況その他諸般の事情を勘案して慎重に検討すること とした。
恩給法中一部改正に関する請願（二十八件）（第四〇、五八、七八、一一一、一二一、一二二、二、一二七、一四五、一四六、一五三、一六〇、一六六、一七〇、一七一、一七九、一八〇、一九一、二〇一、二二五、二七〇、二八一、三四九、三八二、四一四、四八二、六〇九、七二三、一二一五号）	同	一、若年停止の規定排除は、恩給制度全般の趣旨にてらし困難である。 二、扶助料を死亡した月の翌月から給するよう措置することは、慎重考慮を要するものと考える。
未帰還公務員の恩給に関する請願（六件）（第六三七、九四六、一二一八、一二一九、一三〇〇、一四三九号）	同	恩給法を改正し、頭部傷者についてのみその項症判定の基準を引き上げることは困難であると思われる。
頭部重傷戦者の恩給に関する請願（第六四〇号）	同	諸般の事情を考慮して慎重に検討することとしたい。
元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願（第一九五号）	同	恩給法を改正し、内科的疾患についてのみその項症判定の基準を引き上げることは困難であると思われる。
結核症障害者の恩給に関する請願（第一〇四号）	同	一、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の増額改定については、国家財政の現状その他諸般の事情を考慮して慎重に検討することとしたい。また、仮定俸給額を自動的に改正することは、国家財政の現状から困難である。 二、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給の増額については、その実情を調査のうえ国家財政その他諸般の事情を勘案して情重に検討することとしたい。
恩給改訂に関する請願（二十八件）（第八、五〇、七一、九九、一三七、一四七、一五一、一六一、一六四、一九二、一九七、二三二、二四二、二九五、三一七、三二八、三四一、四〇〇、四二六、四四〇、六三〇、六八〇、八四六、一五九四号）	同	
養護教諭の恩給に関する請願（七件）（第一八三、二九九、三一四、三二七、七一八、一四二〇、一六二六号）	同	「教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律（昭和三十年法律第八十五号）」が制定され、趣旨は達せられたものと考える。
傷病恩給増額に関する請願（第五九号）	同	傷病恩給をいま直ちに増額することは、困難であるが、昭和三十年十月分から、増加恩給に併給される普通恩給が増額されることとなつたので、趣旨は一応達せられたものと考える。
旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に関する請願（第六一一号）	同	昭和三十年十月分から増額改定されることとなつたが、一部のものについてのみ趣旨にあるように更に増額することは、困難である。
傷病恩給適用範囲拡大に関する請願（第一〇三号）	同	要件を満たしている者に対しては、外地発病又は内地発病を問わず所定の恩給を給している。
戦没者遺族の扶助料等に関する請願（第六六〇号）	同	一、戦没者遺族の公務扶助料を文官と同様にすることについては、恩給法の一部を改正

恩給法等一部改正に関する請願（二件）（第四五、七〇、九三号）	同
恩給法中一部改正等に関する請願（一件）（第二〇〇、五一四号）	同
兵庫県元陸軍演習地青野原の米空軍使用反対に関する請願（第一五一四号）	同
長崎県鳥島海域の駐留軍演習地廃止に関する請願（二件）（第一四三六、一六九六号）	同

する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）が制定され、昭和三十年十月分から増額されることとなつた。

二、公務死の範囲を拡大することについては、同法の制定により実現された。

一、旧軍人遺族の公務扶助料算出の基礎となる仮定俸給年額及び扶助料算出倍率の是正については、恩給法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百一部を改正する法律（昭和三十年十月百四十三号）が制定され、昭和三十年十月分から増額されることとなつた。

二、公務死の範囲を拡大することについては、同法の制定により実現された。

三、戦傷病者、戦没者遺族、学徒動員及び国家総動員法等により戦争に協力させられた者にも恩給を給することについては、恩給法の建前並びに国家財政の現状にかんがみて、いま直ちに実施することは困難であると考えられる。

一、旧軍人軍属の恩給基礎在職年について一般公務員と同様に引き続く七年以上の在職年以外の在職年も通算するよう措置することについては、昭和三十年法律第百四十三号で実現をみた。

二、旧軍人軍属の恩給未裁定者に対して、最短恩給年限に達するまでは加算を認めることについては、慎重に検討することとした。

三、旧軍人並びにその遺族の恩給を文官同様にすることについては、昭和三十年法律第百四十三号により昭和三十年十月分から増額されることとなつた。旧軍人遺族の公務扶助料算出の倍率の是正については、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）施行の日（昭和二十八年八月一日）から給与事由の生じた旧軍人、旧準軍人についてのみ適用するこの措置にあるように措置することは困難である。

四、旧軍人、軍属の傷病恩給については、昭和二十八年法律第百五十五号の施行により文官と同様に取扱うことになつている。また、症状等差の逓減率を変更することは、慎重に検討を要する問題と考えられる。

五、昭和二十八年法律第百五十五号附則第二十二条による傷病恩給の請求期間については、おおむねその請求を認めている。

米空軍から青野原演習場を爆撃演習場として使用したいという意向の表明はあつたが、政府としては、立地条件等を検討の結果、これを拒否した。

今直ちにこれを返還させることは困難であると考える。なお、代替適地の検討については、今後とも努力する考えである。

横田飛行場整備のための土地追加買収反対に関する請願（第七六四号）	同
千葉県木更津航空基地拡張反対に関する請願（第七一二号）	同
東京都立川基地拡張反対に関する請願（第一五一六号）	同
兵庫県伊丹飛行場拡張反対に関する請願（第八一六号）	同
東富士演習場地域農民の補償等に関する請願（第一六三二号）	同
山梨県梨ケ原開拓者に駐留軍演習地の一部を返還する請願（第一五〇五号）	同
米軍演習による被害農家等の損害補償の請願（第一四四三号）	同
北富士演習場中一部使用に関する請願（第一四四一号）	同
米軍演習に起因する水害防止対策の請願（第一四四二号）	同
町村合併促進法における公共企業体の協力に関する請願（第九六二三号）	同
長崎県佐世保湾漁業禁止制限に関する請願（二件）（第六三号、第一八二号）	同

拡張地域の提供については、土地所有者及び関係人の同意を得て円満に解決済である。

滑走路の拡張は必要と考える。地元要望の代替案についても日米双方において十分比較検討の上拡張地域を必要最小限度に止めるとともに、実施にあたつては、被害に対する補償等の問題について十分な措置を講ずる考えである。

滑走路の拡張は必要と考え、第一案のとおり実施することに決定した。実施については地元民のこうむる被害に対する補償等は十分な措置を講ずる考えである。なお拡張計画第二案は検討の結果取り止めることとした。

滑走路拡張を決定する場合は、地方民がこうむる影響に周到な考慮を払い、土地所有者その他に対する補償について十分な処置を講ずる考えである。他方拡張の具体的方法については、必要の最小限度に止める方針である。

国有地の離作料及び水源の不法使用の問題については、昭和三十年度に処理済であるが、他の部分については、今後その処理につき十分努力することとしたい。

地元関係者の立入りのための条件緩和も困難であり、また本地区の返還も可能性が少いが、将来状況の変化により返還されることになれば、耕作権については十分尊重し、公正な措置をとる考えである。

直接的損害には補償措置を講じているが、間接的損害は実態を十分調査の上検討したい。

地元民のために、施設及び区域の返還、一時使用等の実現については絶えず努力しているが、本地区については一層努力するとともに、耕作権は、これは十分尊重し、適正な措置をする考えである。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律の適用事案と認められるので、関係地方公共団体から補助金の交付申請があり次第昭和三十一年度に防災工事を実施することとしている。

町村合併に伴う公共企業体の管理区域の変更等については、事情の許す限り逐次適切な措置を講じてゆくこととしたい。

昭和二十七年法律第二百四十三号に基き、毎年度を二期に分けて、それぞれその経過期間内に実際に生じた経営上の損失を算定の上補償しているので、未経過期間の一時補償を行うことは実施困難である。なお、本区域における漁業制限は、昭和三十年六月二十日以降大幅に解除され、かつ、同年十一月二十三

山口県姫小島周辺の国連空軍爆射撃演習による漁業損害補償の請願（第七八八号）	同	日には防潜網も撤去され、被害が著しく緩和されたので、従来どおりの補償方式で処理する方針である。
北富士演習場の騒音による山梨県中野中学校等の損失補償に関する請願（第一四四〇号）	同	昭和三十年十一月下旬補償金を支払済みである。なお、本区域における国連軍の爆撃演習は、昭和二十八年十二月以降廃止されている。
東京都代々木地区駐留軍将兵宿舎に米軍将兵の入舎反対に関する請願（第一三二九号）	同	現在山中小学校において四教室につき試験工事を実施中であるが、この結果、最も効果のあるものを他の教室及び中野中学校に施行する予定である。また、中野東小学校については、目下実状調査中である。なお、保育所については、特別損失補償法の対象事案として処理することは困難である。
青森地方裁判所五所川原支部等庁舎改築に関する請願（第一六五号）	法務省	本宿舎は、いわゆるリロケーション・プログラム（米軍施設を都市中心部から郊外に移す計画）の一環として諸種の事情を勘案して建設したものであり、同施設を更に他へ移転させることは、巨額の費用を要するのみならず、適当な代替地のない現在においては不可能である。
福島地方裁判所等の庁舎建設に関する請願（第四四一号）	同	本庁舎は二年計画で昭和三十年度から新築することに決定し、近く着工するよう準備中である。
福島市の家庭裁判所庁舎建築促進に関する請願（第一六八四号）	同	老朽建物で改築の要は認められるが、昭和二十八年度以来大修繕を実施しているので、新営はいましばらく見合わせるほかはないと考えられる。
巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放等に関する請願（第五三三号）	同	昭和三十一年度において新築することとし、努力中である。
巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放促進に関する請願（第五一〇号）	同	一、条約による正式な勧告、あるいは勧告を裏付けるための各種資料の送付に努める等の施策を講ずるとともに、従来の施策を更に積極的に推進し、もつて戦犯受刑者全員の早期釈放の実現を期する考えである。 二、「恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）」によつて、恩給年限通算の願意は、達せられたものと思われる。
山口県宇部市に山口地方裁判所宇部支部等設置の請願（第一三八七号）	同	裁判所支部の設置は、最高裁判所の権限に属しているので、趣旨を最高裁判所に伝達し、十分の考慮を煩わすこととしたい。
売春等処罰法制定促進に関する請願（二件）（第一二九六、一七一七号）	同	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）が制定された。
売春禁止法制定促進に関する請願（第九四〇号）	同	右に同じ。
売春等処罰法制定に関する請願（第一六四二号）	同	右に同じ。
売春禁止法制定促進に関する請願（第一二六七号）	同	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）はすでに公布され、更生、保護に関する部分については昭和三十二年四月一日から、刑事処分に関する部分は昭和三十三年四月一日から施行されることになつた。今後適切な行政措置と相まつて同法の円滑な施行を期したい。
同（二件）（第一四二九号、第一四五五号）	同	右に同じ。
長野県伊那警察署の不当取調調査に関する請願（第一三九九号）	同	請願人が主張するような、取調に際し、強制拷問、誘導等の行為が行われたという事実は何ら窺うことができない。しかし真犯人であるか否かは現在上告中であるので、最高裁判所の裁判の結果を待つべき事情である。
中国人、ふ虞殉難者の遺骨収集等促進に関する請願（第六二九号）	外務省	日本赤十字社によつて措置したい考えである。
ソ連地域の抑留同胞救出に関する請願（第三〇七号）	同	今後とも即時釈放帰国できるよう努力する考えである。
ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願（第五〇八号）	同	右に同じ。
ソ連抑留同胞の引揚促進に関する請願（二件）（第一六〇九、一六二三号）	同	右に同じ。
ソ連外各地域の抑留同胞救出等に関する請願（三件）（第三三五、三三九、五〇三号）	同	右に同じ。
ソ連、中共地域の抑留同胞救出等に関する請願（第五〇七号）	同	右に同じ。
李承晩ライン撤廃等に関する請願（二件）（第一四三七、一六九七号）	同	一、李ライン問題解決のために、今後とも韓国との漁業協定妥結に努力する考えである。 二、だ捕された漁船及びその乗組員については、今後ともその全面的な早期帰還の実現に努力する考えである。
沖縄の日本復帰促進に関する請願（第九六四号）	同	今後とも引続きその返還の実現に努力する考えである。
東南アジア諸国との善隣関係樹立に関する請願（第一五四四号）	同	本件事業については、国において採りあげるよりは民間が中心となつて遂行することが適当であると考えられる。
原子戦争準備反対に関する請願（第五八五号）	同	請願の趣旨については、十分考慮を払いたい。
韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願（二件）（第九八六、一三二八号）	同	今後ともその実現に努力する考えである。
岩手県に国立たばこ試験場設置の請願（第六二一四号）	大蔵省	東北地方のたばこ耕作面積は、近年急激に増加しているので、同地方に日本専売公社直営のたばこ試験場を設置することについて検討中である。

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願（第六二三号）	同	バーレー種の再乾燥は、収納後栃木県小山再乾燥工場等で実施しているが、現在の耕作面積では、新たに設置する必要はないと考える。
酒税引下げに関する請願（六件）（第一二四、一二八、一三八、一四〇、一四八、一七八号）	同	昭和三十一年度以降の財政事情の見通しからすれば、当分の間は、酒税の税率の大幅な引下げはきわめて困難と考える。
ビール税引下げに関する請願（第一二九号）	同	各酒類に対する酒税の税率は、相互に関連が深く、ビールに対する税率のみをとりあげてこれを軽減することは困難である。また、一般的に酒税を引き下げることは、昭和三十一年度以降における財政事情、酒類の消費状況等の見通しによれば、きわめて困難と考える。
葉たばこ耕作農家救済に関する請願（二件）（第二五六、二六九号）	同	葉たばこ収納価格については、農業パリティ指数及び葉たばこ生産費等を考慮して毎年適正と認められる価格を決定している。なお、助成策については、極力努力したい。
中小企業金融対策に関する請願（第四五三号）	同	一、国庫余裕金の指定預金の引揚げについては、慎重に検討しており、現に四月末引揚げの予定を八月末まで延期した。 二、昭和三十年四、五月の暫定予算の期間中の中小企業金融公庫に対する資金運用部資金の貸付予定額は十八億円であったところ、回収金等が予定額より増加したので公庫に対する貸付は十億円に止まったが、公庫資金に対する需要充足については万全の措置を講じたので、同四、五月の貸付額は三十三億円に達した。 三、商工組合中央金庫に対し出資金の増加を図り、「商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十五号）」で昭和三十年七月十九日に十億円の出資をした。
福島県に国立たばこ試験場設置の請願（第一二九一号）	同	四、商工組合中央金庫に対し直接貸の途を開くことは、直接貸の運用対象を国又は国に準ずるものに限定している資金運用部の建前からも適当でない。なお金融債引受の利率については、今後検討することとしたい。
在外資産補償暫定措置に関する請願（第八一三号）	同	東北地方のたばこ耕作面積は、近年急激に増加しているので、同地方に日本専売公社直営のたばこ試験場を設置することについて検討中である。 在外財産問題審議会（昭和二十九年政令第百八十六号）を設置し、在外財産問題の処理方針を調査審議せしめている。同審議会の答申をまつて在外財産問題の処理を行う方針である。
在外資産補償に関する請願（第八七七号）	同	右に同じ。
海外引揚老齢民間人の留置財産補償に関する請願（第七〇三号）	同	右に同じ。
旧軍港市における旧軍用財産の使用に関する請願（第一九号）	同	昭和三十年度における普通財産の継続貸付料については、諸般の事情を勘案し原則として同二十九年度の貸付料にすえ置く措置をとった。なお、貸付契約内容の改訂については、種々困難な問題があるが、更に検討することとしたい。
労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資の請願（第一六一号）	同	資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）では労働金庫は融資の対象とならず、また郵便貯金の伸びが鈍化している現状からしても労働金庫に対する長期融資は困難である。なお勤労者の厚生福祉については厚生年金還元融資を通じて住宅、病院等に融資してできる限り趣旨にそうように努めている。
税理士法中一部改正に関する請願（第四八八号）	同	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）上、計理士を公認会計士と全く同様に取り扱うことは適当でないと考える。また、計理士の事務経験者に税理士試験免除することに関して適当でないと考えられるが、なお検討したい。
米国在住同胞所有の外貨債有効化に関する請願（第一二五号）	同	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の事務経験者の試験免除とも関連して適当でないと考えられるが、なお検討したい。
昭和三十年度道路予算等に関する請願（第三四五号）	同	不当に邦貨債に借り換えられたものとは認められないので、趣旨にそうことはできないと考えられる。
三級清酒設定反対に関する請願（百五十五件）（第八九三、九三六、九六五、九六六、九六七、九六八、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、一三四、一三五、一三六、一三七、一三八、一三九、一四〇、一四一、一四二、一四三、一四四、一四五、一四六、一四七、一四八、一四九、一五〇、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五、一五六、一五七、一五八、一五九、一六〇、一六一、一六二、一六三、一六四、一六五、一六六、一六七、一六八、一六九、一七〇、一七一、一七二、一七三、一七四、一七五、一七六、一七七、一七八、一七九、一八〇、一八一、一八二、一八三、一八四、一八五、一八六、一八七、一八八、一八九、一九〇、一九一、一九二、一九三、一九四、一九五、一九六、一九七、一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二〇四、二〇五、二〇六、二〇七、二〇八、二〇九、二一〇、二一一、二一二、二一三、二一四、二一五、二一六、二一七、二一八、二一九、二二〇、二二一、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二三〇、二三一、二三二、二三三、二三四、二三五、二三六、二三七、二三八、二三九、二四〇、二四一、二四二、二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五、二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九、二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五、二八六、二八七、二八八、二八九、二九〇、二九一、二九二、二九三、二九四、二九五、二九六、二九七、二九八、二九九、三〇〇、三〇一、三〇二、三〇三、三〇四、三〇五、三〇六、三〇七、三〇八、三〇九、三一〇、三一一、三一二、三一三、三一四、三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四、三二五、三二六、三二七、三二八、三二九、三三〇、三三一、三三二、三三三、三三四、三三五、三三六、三三七、三三八、三三九、三四〇、三四一、三四二、三四三、三四四、三四五、三四六、三四七、三四八、三四九、三五〇、三五一、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六、三五七、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六二、三六三、三六四、三六五、三六六、三六七、三六八、三六九、三七〇、三七一、三七二、三七三、三七四、三七五、三七六、三七七、三七八、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四、三八五、三八六、三八七、三八八、三八九、三九〇、三九一、三九二、三九三、三九四、三九五、三九六、三九七、三九八、三九九、四〇〇、四〇一、四〇二、四〇三、四〇四、四〇五、四〇六、四〇七、四〇八、四〇九、四一〇、四一一、四一二、四一三、四一四、四一五、四一六、四一七、四一八、四一九、四二〇、四二一、四二二、四二三、四二四、四二五、四二六、四二七、四二八、四二九、四三〇、四三一、四三二、四三三、四三四、四三五、四三六、四三七、四三八、四三九、四四〇、四四一、四四二、四四三、四四四、四四五、四四六、四四七、四四八、四四九、四五〇、四五一、四五二、四五三、四五四、四五五、四五六、四五七、四五八、四五九、四六〇、四六一、四六二、四六三、四六四、四六五、四六六、四六七、四六八、四六九、四七〇、四七一、四七二、四七三、四七四、四七五、四七六、四七七、四七八、四七九、四八〇、四八一、四八二、四八三、四八四、四八五、四八六、四八七、四八八、四八九、四九〇、四九一、四九二、四九三、四九四、四九五、四九六、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五、五〇六、五〇七、五〇八、五〇九、五一〇、五一一、五一二、五一三、五一四、五一五、五一六、五一七、五一八、五一九、五二〇、五二一、五二二、五二三、五二四、五二五、五二六、五二七、五二八、五二九、五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五、五五六、五五七、五五八、五五九、五六〇、五六一、五六二、五六三、五六四、五六五、五六六、五六七、五六八、五六九、五七〇、五七一、五七二、五七三、五七四、五七五、五七六、五七七、五七八、五七九、五八〇、五八一、五八二、五八三、五八四、五八五、五八六、五八七、五八八、五八九、五九〇、五九一、五九二、五九三、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九、六〇〇、六〇一、六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇七、六〇八、六〇九、六一〇、六一一、六一二、六一三、六一四、六一五、六一六、六一七、六一八、六一九、六二〇、六二一、六二二、六二三、六二四、六二五、六二六、六二七、六二八、六二九、六三〇、六三一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二、六四三、六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五三、六五四、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四、六七五、六七六、六七七、六七八、六七九、六八〇、六八一、六八二、六八三、六八四、六八五、六八六、六八七、六八八、六八九、六九〇、六九一、六九二、六九三、六九四、六九五、六九六、六九七、六九八、六九九、七〇〇、七〇一、七〇二、七〇三、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八、七〇九、七一〇、七一一、七一二、七一三、七一四、七一五、七一六、七一七、七一八、七一九、七二〇、七二一、七二二、七二三、七二四、七二五、七二六、七二七、七二八、七二九、七三〇、七三一、七三二、七三三、七三四、七三五、七三六、七三七、七三八、七三九、七四〇、七四一、七四二、七四三、七四四、七四五、七四六、七四七、七四八、七四九、七五〇、七五一、七五二、七五三、七五四、七五五、七五六、七五七、七五八、七五九、七六〇、七六一、七六二、七六三、七六四、七六五、七六六、七六七、七六八、七六九、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七四、七七五、七七六、七七七、七七八、七七九、七八〇、七八一、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇、七九一、七九二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八、七九九、八〇〇、八〇一、八〇二、八〇三、八〇四、八〇五、八〇六、八〇七、八〇八、八〇九、八一〇、八一一、八一二、八一三、八一四、八一五、八一六、八一七、八一八、八一九、八二〇、八二一、八二二、八二三、八二四、八二五、八二六、八二七、八二八、八二九、八三〇、八三一、八三二、八三三、八三四、八三五、八三六、八三七、八三八、八三九、八四〇、八四一、八四二、八四三、八四四、八四五、八四六、八四七、八四八、八四九、八五〇、八五一、八五二、八五三、八五四、八五五、八五六、八五七、八五八、八五九、八六〇、八六一、八六二、八六三、八六四、八六五、八六六、八六七、八六八、八六九、八七〇、八七一、八七二、八七三、八七四、八七五、八七六、八七七、八七八、八七九、八八〇、八八一、八八二、八八三、八八四、八八五、八八六、八八七、八八八、八八九、八九〇、八九一、八九二、八九三、八九四、八九五、八九六、八九七、八九八、八九九、九〇〇、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八、九〇九、九一〇、九一一、九一二、九一三、九一四、九一五、九一六、九一七、九一八、九一九、九二〇、九二一、九二二、九二三、九二四、九二五、九二六、九二七、九二八、九二九、九三〇、九三一、九三二、九三三、九三四、九三五、九三六、九三七、九三八、九三九、九四〇、九四一、九四二、九四三、九四四、九四五、九四六、九四七、九四八、九四九、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五四、九五五、九五六、九五七、九五八、九五九、九六〇、九六一、九六二、九六三、九六四、九六五、九六六、九六七、九六八、九六九、九七〇、九七一、九七二、九七三、九七四、九七五、九七六、九七七、九七八、九七九、九八〇、九八一、九八二、九八三、九八四、九八五、九八六、九八七、九八八、九八九、九九〇、九九一、九九二、九九三、九九四、九九五、九九六、九九七、九九八、九九九、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一五、一〇一六、一〇一七、一〇一八、一〇一九、一〇二〇、一〇二一、一〇二二、一〇二三、一〇二四、一〇二五、一〇二六、一〇二七、一〇二八、一〇二九、一〇三〇、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四一、一〇四二、一〇四三、一〇四四、一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇四八、一〇四九、一〇五〇、一〇五一、一〇五二、一〇五三、一〇五四、一〇五五、一〇五六、一〇五七、一〇五八、一〇五九、一〇六〇、一〇六一、一〇六二、一〇六三、一〇六四、一〇六五、一〇六六、一〇六七、一〇六八、一〇六九、一〇七〇、一〇七一、一〇七二、一〇七三、一〇七四、一〇七五、一〇七六、一〇七七、一〇七八、一〇七九、一〇八〇、一〇八一、一〇八二、一〇八三、一〇八四、一〇八五、一〇八六、一〇八七、一〇八八、一〇八九、一〇九〇、一〇九一、一〇九二、一〇九三、一〇九四、一〇九五、一〇九六、一〇九七、一〇九八、一〇九九、一一〇〇、一一〇一、一一〇二、一一〇三、一一〇四、一一〇五、一一〇六、一一〇七、一一〇八、一一〇九、一一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一一五、一一一六、一一一七、一一一八、一一一九、一一二〇、一一二一、一一二二、一一二三、一一二四、一一二五、一一二六、一一二七、一一二八、一一二九、一一三〇、一一三一、一一三二、一一三三、一一三四、一一三五、一一三六、一一三七、一一三八、一一三九、一一四〇、一一四一、一一四二、一一四三、一一四四、一一四五、一一四六、一一四七、一一四八、一一四九、一一五〇、一一五一、一一五二、一一五三、一一五四、一一五五、一一五六、一一五七、一一五八、一一五九、一一六〇、一一六一、一一六二、一一六三、一一六四、一一六五、一一六六、一一六七、一一六八、一一六九、一一七〇、一一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九、一三八〇、一三八一、一三八二、一三八三、一三八四、一三八五、一三八六、一三八七、一三八八、一三八九、一三九〇、一三九一、一三九二、一三九三、一三九四、一三九五、一三九六、一三九七、一三九八、一三九九、一四〇〇、一四〇一、一四〇二、一四〇三、一四〇四、一四〇五、一四〇六、一四〇七、一四〇八、一四〇九、一四一〇、一四一一、一四一二、一四一三、一四一四、一四一五、一四一六、一四一七、一四一八、一四一九、一四二〇、一四二一、一四二二、一四二三、一四二四、一四二五、一四二六、一四二七、一四二八、一四二九、一四三〇、一四三一、一四三二、一四三三、一四三四、一四三五、一四三六、一四三七、一四三八、一四三九、一四四〇、一四四一、一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四、一四五五、一四五六、一四五七、一四五八、一四五九、一四六〇、一四六一、一四六二、一四六三、一四六四、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七五、一四七六、一四七七、一四七八、一四七九、一四八〇、一四八一、一四八二、一四八三、一四八四、一四八五、一四八六、一四八七、一四八八、一四八九、一四九〇、一四九一、一四九二、一四九三、一四九四、一四九五、一四九六、一四九七、一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四、一五〇五、一五〇六、一五〇七、一五〇八、一五〇九、一五一〇、一五一一、一五一二、一五一三、一五一四、一五一五、一五一六、一五一七、一五一八、一五一九、一五二〇、一五二一、一五二二、一五二三、一五二四、一五二五、一五二六、一五二七、一五二八、一五二九、一五三〇、一五三一、一五三二、一五三三、一五三四、一五三五、一五三六、一五三七、一五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四三、一五四四、一五四五、一五四六、一五四七、一五四八、一五四九、一五五〇、一五五一、一五五二、一五五三、一五五四、一五五五、一五五六、一五五七、一五五八、一五五九、一五六〇、一五六一、一五六二、一五六三、一五六四、一五六五、一五六六、一五六七、一五六八、一五六九、一五七〇、一五七一、一五七二、一五七三、一五七四、一五七五、一五七六、一五七七、一五七八、一五七九、一五八〇、一五八一、一五八二、一五八三、一五八四、一五八五、一五八六、一五八七、一五八八、一五八九、一五九〇、一五九一、一五九二、一五九三、一五九四、一五九五、一五九六、一五九七、一五九八、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇四、一六〇五、一六〇六、一六〇七、一六〇八、一六〇九、一六一〇、一六一一、一六一二、一六一三、一六一四、一六一五、一六一六、一六一七、一六一八、一六一九、一六二〇、一六二一、一六二二、一六二三、一六二四、一六二五、一六二六、一六二七、一六二八、一六二九、一六三〇、一六三一、一六三二、一六三三、一六三四、一六三五、一六三六、一六三七、一六三八、一六三九、一六四〇、一六四一、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六一、一六六二、一六六三、一六六四、一六六五、一六六六、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七三、一六七四、一六七五、一六七六、一六七七、一六七八、一六七九、一六八〇、一六八一、一六八二、一六八三、一六八四、一六八五、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九一、一六九二、一六九三、一六九四、一六九五、一六九六、一六九七、一六九八、一六九九、一七〇〇、一七〇一、一七〇二、一七〇三、一七〇四、一七〇五、一七〇六、一七〇七、一七〇八、一七〇九、一七一〇、一七一一、一七一二、一七一三、一七一四、一七一五、一七一六、一七一七、一七一八、一七一九、一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二四、一七二五、一七二六、一七二七、一七二八、一七二九、一七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七三五、一七三六、一七三七、一七三八、一七三九、一七四〇、一七四一、一七四二、一七四三、一七四四、一七四五、一七四六、一七四七、一七四八、一七四九、一七五〇、一七五一、一七五二、一七五三、一七五四、一七五五、一七五六、一七五七、一七五八、一七五九、一七六〇、一七六一、一七六二、一七六三、一七六四、一七六五、一七六六、一七六七、一七六八、一七六九、一七七〇、一七七一、一七七二、一七七三、一七七四、一七七五、一七七六、一七七七、一七七八、一七七九、一七八〇、一七八一、一七八二、一七八三、一七八四、一七八五、一七八六、一七八七、一七八八、一七八九、一七九〇、一七九一、一七九二、一七九三、一七九四、一七九五、一七九六、一七九七、一七九八、一七九九、一八〇〇、一八〇一、一八〇二、一八〇三、一八〇四、一八〇五、一八〇六、一八〇七、一八〇八、一八〇九、一八一〇、一八一一、一八一二、一八一三、一八一四、一八一五、一八一六、一八一七、一八一八、一八一九、一八二〇、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二、一八三三、一八三四、一八三五、一八三六、一八三七、一八三八、一八三九、一八四〇、一八四一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一、一八五二、一八五三、一八五四、一八五五、一八五六、一八五七、一八五八、一八五九、一八六〇、一八六一、一八六二、一八六三、一八六四、一八六五、一八六六、一八六七、一八六八、一八六九、一八七〇、一八七一、一八七二、一八七三、一八七四、一八七五、一八七六、一八七七、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五、一八八六、一八八七、一八八八、一八八九、一八九〇、一八九一、一八九二、一八九三、一八九四、一八九五、一八九六、一八九七、一八九八、一八九九、一九〇〇、一九〇一、一九〇二、一九〇三、一九〇四、一九〇五、一九〇六、一九〇七、一九〇八、一九〇九、一九一〇、一九一一、一九一二、一九一三、一九一四、一九一五、一九一六、一九一七、一九一八、一九一九、一九二〇、一九二一、一九二二、一九二三、一九二四、一九二五、一九二六、一九二七、一九二八、一九二九、一九三〇、一九三一、一九三二、一九三三、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、一九三八、一九三九、一九四〇、一九四一、一九四二、一九四三、一九四四、一九四五、一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九、二〇〇〇、二〇〇一、二〇〇二、二〇〇三、二〇〇四、二〇〇五、二〇〇六、二〇〇七、二〇〇八、二〇〇九、二〇一〇、二〇一一、二〇一二、二〇一三、二〇一四、二〇一五、二〇一六、二〇一七、二〇一八、二〇一九、二〇二〇、二〇二一、二〇二二、二〇二三、二〇二四、二〇二五、二〇二六、二〇二七、二〇二八、二〇二九、二〇三〇、二〇三一、二〇三二、二〇三三、二〇三四、二〇三五、二〇三六、二〇三七、二〇三八、二〇三九、二〇四〇、二〇四一、二〇四二、二〇四三、二〇四四、二〇四五、二〇四六、二〇四七、二〇四八、二〇四九、二〇五〇、二〇五一、二〇五二、二〇五三、二〇五四、二〇五五、二〇五六、二〇五七、二〇五八、二〇五九、二〇六〇、二〇六一、二〇六二、二〇六三、二〇六四、二〇六五、二〇六六、二〇六七、二〇六八、二〇六九、二〇七〇、二〇七一、二〇七二、二〇七三、二〇七四、二〇七五、二〇七六、二〇七七、二〇七八、二〇七九、二〇八〇、二〇八一、二〇八二、二〇八三、二〇八四、二〇八五、二〇八六、二〇八七、二〇八八、二〇八九、二〇九〇、二〇九一、二〇九二、二〇九三、二〇九四、二〇九五、二〇九六、二〇九七、二〇九八、二〇九九、二一〇〇、二一〇一、二一〇二、二一〇三、二一〇四、二一〇五、二一〇六、二一〇七、二一〇八、二一〇九、二一一〇、二一一一、二一一二、二一一三、二一一四、二一一五、二一一六、二一一七、二一一八、二一一九、二一二〇、二一二一、二一二二、二一二三、二一二四、二一二五、二一二六、二一二七、二一二八、二一二九、二一三〇、二一三一、二一三二、二一三三、二一三四、二一三五、二一三六、二一三七、二一三八、二一三九、二一四〇、二一四一、二一四二、二一四三、二一四四、二一四五、二一四六、二一四七、二一四八、二一四九、二一五〇、二一五一、二一五二、二一五三、二一五四、二一五五、二一五六、二一五七、二一五八、二一五九、二一六〇、二一六一、二一六二、二一六三、二一六四、二一六五、二一六六、二一六七、二一六八、二一六九、二一七〇、二一七一、二一七二、二一七三、二一七四、二一七五、二一七六、二一七七、二一七八、二一七九、二一八〇、二一八一、二一八二、二一八三、二一八四、二一八五、二一八六、二一八七、二一八八、二一八九、二一九〇、二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七、二一九八、二一九九、二二〇〇、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇、二三〇一、二三〇二、二三〇三、二三〇四、二三〇五、二三〇六、二三〇七、二三〇八、二三〇九、二三一〇、二三一一、二三一二、二三一三、二三一四、二三一五、二三一六、二三一七、二三一八、二三一九、二三二〇、二三二一、二三二二、二三二三、二三二四、二三二五、二三二六、二三二七、二三二八、二三二九、二三三〇、二三三一、二三三二、二三三三、二三三四、二三三五、二三三六、二三三七、二三三八、二三三九、二三四〇、二三四一、二三四二、二三四三、二三四四、二三四五、二三四六、二三四七、二三四八、二三四九、二三五〇、二三五一、二三五二、二三五三、二三五四、二三五五、二三五六、二三五七、二三五八、二三五九、二三六〇、二三六一、二三六二、二三六三、二三六四、二三六五、二三六六、二三六七、二三六八、二三六九、二三七〇、二三七一、二三七二、二三七三、二三七四、二三七五、二三七六、二三七七、二三七八、二三七九、二三八〇、二三八一、二三八二、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三八八、二三八九、二三九〇、二三九一、二三九二、二三九三、二三九四、二三九五、二三九六、二三九七、二三九八、二三九九、二四〇〇、二四〇一、二四〇二、二四〇三、二四〇四、二四〇五、二四〇六、二四〇七、二四〇八、二四〇九、二四一〇、二四一一、二四一二、二四一三、二四一四、二四一五、二四一六、二四一七、二四一八、二四一九、二四二〇、二四二一、二四二二、二四二三、二四二四、二四二五、二四二六、二四二七、二四二八、二四二九、二四三〇、二四三一、二四三二、二四三三、二四三四、二四三五、二四三六、二四三七、二四三八、二四三九、二四四〇、二四四一、二四四二、二四四三、二四四四、二四四五、二四四六、二四四七、二四四八、二四四九、二四五〇、二四五一、二四五二、二四五三、二四五四、二四五五、二四五六、二四五七、二四五八、二四五九、二四六〇、二四六一、二四六二、二四六三、二四六四、二四六五、二四六六、二四六七、二四六八、二四六九、二四七〇、二四七一、二四七二、二四七三、二四七四、二四七五、二四七六、二四七七、二四七八、二四七九、二四八〇、二四八一、二四八二、二四八三、二四八四、二四八五、二四八六、二四八七、二四八八、二四八九、二四九〇、二四九一、二四九二、二四九三、二四九四、二四九五、二四九六、二四九七、二四九八、二四九九、二五〇〇、二五〇一、二五〇二、二五〇三、二五〇四、二五〇五、二五〇六、二五〇七、二五〇八、二五〇九、二五一〇、二五一一、二五一二、二五一三、二五一四、二五一五、二五一六、二五一七、二五一八、二五一九、二五二〇、二五二一、二五二二、二五二三、二五二四、二五二五、二五二六、二五二七、二五二八、二五二九、二五三〇、二五三一、二五三二、二五三三、二五三四、二五三五、二五三六、二五三七、二五三八、二五三九、二五四〇、二五四一、二五四二、二五四三、二五四四、二五四五、二五四六、二五四七、二五四八、二五四九、二五五〇、二五五一、二五五二、二五五三、二五五四、二五五五、二五五六、二五五七、二五五八、二五五九、二五六〇、二五六一、二五六二、二五六三、二五六四、二五六五、二五六六、二五六七、二五六八、二五六九、二五七〇、二五七一、二五七二、二五七三、二五七四、二五七五、二五七六、二五七七、二五七八、二五七九、二五八〇、二五八一、二五八二、二五八三、二五八四、二五八五、二五八六、二五八七、二五八八、二五八九、二五九〇、二五九一、二五九二、二五九三、二五九四、二五九五、二五九六、二五九七、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六〇一、二六〇二、二六〇三、二六〇四、二六〇五、二六〇六、二六〇七、二六〇八、二六〇九、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三、二六一四、二六一五、二六一六、二六一七、二六一八、二六一九、二六二〇、二六二一、二六二二、二六二三、二六二四、二六二五、二六二六、二六二七、二六二八、二六二九、二六三〇、二六三一、二六三二、二六三三、二六三四、二六三五、二六三六、二六三七、二六三八、二六三九、二六四〇、二六四一、二六四二、二六四三、二六四四、二六四五、二六四六、二六四七、二六四八、二六四九、二六五〇、二六五一、二六五二、二六五三、二六五四、二六五五、二六五六、二六五七、二六五八、二六五九、二六六〇、二六六一、二六六二、二六六三、二六六四、二六六五、二六六六、二六六七、二六六八、二六六九、二六七〇、二六七一、二六七二、二六七三、二六七四、二六七五、二六七六、二六七七、二六七八、二六七九、二六八〇、二六八一、二六八二、二六八三、二六八四、二六八五、二六八六、二六八七、二六八八、二六八九、二六九〇、二六九一、二六九二、二六九三、二六九四、二六九五、二六九六、二六九七、二六九八、二六九九、二七〇〇、二七〇一、二七〇二、二七〇三、二七〇四、二七〇五、二七〇六、二七〇七、二七〇八、二七〇九、二七一〇、二七一一、二七一二、二七一三、二七一四、二七一五、二七一六、二七一七、二七一八、二七一九、二七二〇、二七二一、二七二二、二七二三、二七二四、二七二五、二七二六、二七二七、二七二八、二七二九、二七三〇、二七三一、二七三二、二七三三、二七三四、二七三五、二七三六、二七三七、二七三八、二七三九、二七四〇、二七四一、二七四二、二七四三、二七四四、二七四五、二七四六、二七四七、二七四八、二七四九、二七五〇、二七五一、二七五二、二七五三、二七五四、二七五五、二七五六、二七五七、二七五八、二七五九、二七六〇、二七六一、二七六二、二七六三、二七六四、二七六五、二七六六、二七六七、二七六八、二七六九、二七七〇、二七七一、二七七二、二七七三、二七七四、二七七五、二七七六、二七七七、二七七八、二七七九、二七八〇、二七八一、二七八二、二七八三、二七八四、二七八五、二七八六、二七八七、二七八八、二七八九、二七九〇、二七九一、二七九二、二七九三、二七九四、二七九五、二七九六、二七九七、二七九八、二七九九、二八〇〇、二八〇一、二八〇二、二八〇三、二八〇四、二八〇五、二八〇六、二八〇七、二八〇八、二八〇九、二八一〇、二八一一、二八一二、二八一三、二八一四、二八一五、二八一六、二八一七、二八一八、二八一九、二八二〇、二八二一、二八二二、二八二三、二八二四、二八二五、二八二六、二八二七、二八二八、二八二九、二八三〇、二八三一、二八三二、二八三三、二八三四、二八三五、二八三六、二八三七、二八三八、二八三九、二八四〇、二八四一、二八四二、二八四三、二八四四、二八四五、二八四六、二八四七、二八四八、二八四九、二八五〇、二八五一、二八五二、二八五三、二八五四、二八五五、二八五六、二八五七、二八五八、二八五九、二八六〇、二八六一、二八六二、二八六三、二八六四、二八六五、二八六六、二八六七、二八六八、二八六九、二八七〇、二八七一、二八七二、二八七三、二八七四、二八七五、二八七六、二八七七、二八七八、二八七九、二八八〇、二八八一、二八八二、二八八三、二八八四、二八八五、二八八六、二八八七、二八八八、二八八九、二八九〇、二八九一、二八九二、二八九三、二八九四、二八九五、二八九六、二八九七、二八九八、二八九九、二九〇〇、二九〇一、二九〇二、二九〇三、二九〇四、二九〇五、二九〇六、二九〇七、二九〇八、二九〇九、二九一〇、二九一一、二九一二、二九一三、二九一四、二九一五、二九一六、二九一七、二九一八、二九一九、二九二〇、二九二一、二九二二

一七一、一一七二、一一七三、一一七四、一一七五、一一七六、一一七七、一一七八、一一七九、一一八〇、一一八一、一一八二、一一八三、一一八四、一一八五、一一八六、一一八七、一一八八、一一八九、一一九〇、一一九一、一一九二、一一九三、一一九四、一一九五、一一九六、一一九七、一一九八、一一九九、一二〇〇、一二〇一、一二〇二、一二〇三、一二〇四、一二〇五、一二〇六、一二〇七、一二〇八、一二〇九、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九号）	同
二級清酒の酒税引下げに関する請願（二十件）（第一二〇五、一二一〇、一二一一、一二一二、一二一三、一二一四、一二一五、一二一六、一二一七、一二一八、一二一九、一二二〇、一二二一、一二二二、一二二三、一二二四、一二二五、一二二六、一二二七、一二二八、一二二九、一二三〇、一二三一、一二三二、一二三三、一二三四、一二三五、一二三六、一二三七、一二三八、一二三九、一二四〇、一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五、一二四六、一二四七、一二四八、一二四九、一二五〇、一二五一、一二五二、一二五三、一二五四、一二五五、一二五六、一二五七、一二五八、一二五九、一二六〇、一二六一、一二六二、一二六三、一二六四、一二六五、一二六六、一二六七、一二六八、一二六九、一二七〇、一二七一、一二七二、一二七三、一二七四、一二七五、一二七六、一二七七、一二七八、一二七九、一二八〇、一二八一、一二八二、一二八三、一二八四、一二八五、一二八六、一二八七、一二八八、一二八九、一二九〇、一二九一、一二九二、一二九三、一二九四、一二九五、一二九六、一二九七、一二九八、一二九九、一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七、一三〇八、一三〇九、一三一〇、一三一一、一三一二、一三一三、一三一四、一三一五、一三一六、一三一七、一三一八、一三一九、一三二〇、一三二一、一三二二、一三二三、一三二四、一三二五、一三二六、一三二七、一三二八、一三二九、一三三〇、一三三一、一三三二、一三三三、一三三四、一三三五、一三三六、一三三七、一三三八、一三三九、一三四〇、一三四一、一三四二、一三四三、一三四四、一三四五、一三四六、一三四七、一三四八、一三四九、一三五〇、一三五一、一三五二、一三五三、一三五四、一三五五、一三五六、一三五七、一三五八、一三五九、一三六〇、一三六一、一三六二、一三六三、一三六四、一三六五、一三六六、一三六七、一三六八、一三六九、一三七〇、一三七一、一三七二、一三七三、一三七四、一三七五、一三七六、一三七七、一三七八、一三七九号）	同
中小企業に対する税制改正の請願（第四五二号）	中小企業等協同組合関係 一、中小企業等協同組合の税率を十％軽減することについては、法人税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第三十五号）で改

められたが、企業組合については、適当でないと考える。

二、中小企業等協同組合発行の出資証券に対する印紙税の免除については、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十一号）で改められた。

三、積立金額が出資金の四分の一に達しない中小企業等協同組合の留保した所得金額に対する法人税の免除については、一定の条件を具備するものには課さないこととなっている。

四、企業組合を特別法人と同様に取り扱うことは適当でない。

五、中小企業等協同組合の法定準備金の額が出資総額の四分の一以下の場合の事業税の免除については、配当を行つていない場合には課さないが、配当を行つている場合には、その配当金額を限度として課税することとされている。

六、中小企業等協同組合の共同施設に対する固定資産税の免除については、同税の特質から考えて、当然課税されるべきものと考えられる。

七、中小企業等協同組合がその組合員から現物出資される土地及び家屋の取得に対し、不動産取得税を免除することについては、他の一般法人との均衡上適当でないものと考える。

一般関係

一、事業所得者に給与所得控除と同様の控除を認めることは適当でないと考える。

二、個人の所得税の納期を申告後一カ月とすることについては、必ずしもこれを分離することが適当であるとは考えられない。

三、青色申告者に割増特別控除を認めることは、不適当と考える。また、申告期と納期とを納税者の選択に任せることは、目下のところ適当でないと考える。

四、法人の年所得五百万円以下の部分に対する法人税率を三五％とすることは、困難である。

五、同族会社の留保金については、軽度の特別課税を行うことはやむを得ないものと考える。

六、法人税の徴収猶予された税額の分納については、法人が自由に選択できることとなっている。

七、事業税は、商工業者だけでなく事業を課税客体としており、現行法における非課税事業は極力整備を図るよう検討すべきものと考える。また、基礎控除を十五万円に引き上げることは、困難である。

八、物品税を廃止することは、困難と考える。

九、受取証書に対する印紙税の免税点の引上げは、困難と考える。

十、所得税調査員制度を復活することは、適当でないと考える。

へき地教育振興予算増額に関する請願（第四五四号）	文部省	国家財政上請願どおりの増額は困難であるが、趣旨にそうよう努力している。
奈良県黒滝中学校笠木分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第七三九号）	同	へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）は、直接個々の学校がへき地学校であるかどうかを否定する趣旨ではない。請願の趣旨のような状態にあるならば当該地方団体において趣旨にそうよう助成策が講じられるよう指導を加えてゆきたい。
奈良県黒滝第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第七四〇号）	同	右に同じ。
奈良県田原小学校仙之川分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第七四一号）	同	右に同じ。
奈良県黒滝第四小学校をへき地教育振興法の対象とする請願（二件）（第七四二、一三八三号）	同	右に同じ。
奈良県葛城中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三三九号）	同	右に同じ。
奈良県月瀬小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四〇号）	同	右に同じ。
奈良県北今西中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四一号）	同	右に同じ。
奈良県才谷小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四二号）	同	右に同じ。
奈良県池津川小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四三号）	同	右に同じ。
奈良県千股小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四四号）	同	右に同じ。
奈良県永盛小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四五号）	同	右に同じ。
奈良県下多古小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四六号）	同	右に同じ。
奈良県井光小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四七号）	同	右に同じ。
奈良県川上第三小学校枌尾分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四八号）	同	右に同じ。
奈良県川上第三小学校大迫分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三四九号）	同	右に同じ。
奈良県川上第三小学校伯母谷分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五〇号）	同	右に同じ。
奈良県川上第三小学校上谷分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五一号）	同	右に同じ。
奈良県中龍門小学校小名分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五二号）	同	右に同じ。
奈良県矢野小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五三号）	同	右に同じ。
奈良県高見小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五四号）	同	右に同じ。
奈良県高見小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五五号）	同	右に同じ。
奈良県高見小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五六号）	同	右に同じ。
奈良県高見小学校第三分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五七号）	同	右に同じ。
奈良県立里小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五八号）	同	右に同じ。
奈良県黒滝第一小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三五九号）	同	右に同じ。
奈良県黒滝第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三六〇号）	同	右に同じ。
奈良県伊豆尾小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三六一号）	同	右に同じ。
奈良県今西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三六二号）	同	右に同じ。
奈良県山田小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三六三号）	同	右に同じ。
奈良県阪合部第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一三六四号）	同	右に同じ。

奈良県豊央小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三六五号）	同	右に同じ。	同
奈良県西豊小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三六六号）	同	右に同じ。	同
奈良県高市小学校畑分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三六七号）	同	右に同じ。	同
奈良県葛城小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三六八号）	同	右に同じ。	同
奈良県葛城南小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三六九号）	同	右に同じ。	同
奈良県葛城西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七〇号）	同	右に同じ。	同
奈良県月瀬中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七一号）	同	右に同じ。	同
奈良県大柳生小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七二号）	同	右に同じ。	同
奈良県大柳生小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七三号）	同	右に同じ。	同
奈良県柳生第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七四号）	同	右に同じ。	同
奈良県柳生第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七五号）	同	右に同じ。	同
奈良県檜股小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七六号）	同	右に同じ。	同
奈良県惣谷小学校等をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七七号）	同	右に同じ。	同
奈良県弓手原小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七八号）	同	右に同じ。	同
奈良県黒滝第七小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三七九号）	同	右に同じ。	同
奈良県東里中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八〇号）	同	右に同じ。	同
奈良県上北山中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八一号）	同	右に同じ。	同
奈良県辻堂小学校等をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八二号）	同	右に同じ。	同
奈良県黒滝第八小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八四号）	同	右に同じ。	同
奈良県石打小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八五号）	同	右に同じ。	同
奈良県葛城北小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願（第一二三八六号）	同	右に同じ。	同
分校並びに単級、複式学校教育振興に関する請願（五件）（第五五〇、五七八、七三八、九二三、一二八四号）	同	分校並びに単級、複式学校がすべてへき地学校であるとは限らないが、これらの学校が概してへき地にある点にかんがみ、趣旨にそうより研究したい。	同
女子教育職員の産前産後の休暇期間中補助教員配置に関する請願（十件）（第四二二、四二三、六〇三、六〇五、六九九、七五四、七五五、八二五、八三二、八九六号）	同	女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）が制定され、昭和三十一年四月一日から施行されることになつた。	同
市町村立学校職員給与負担法中一部改正に関する請願（第九七七号）	同	公務員一般の問題として研究されている。	同
小学校教育の充実振興に関する請願（第一二一四号）	同	一、教員の給与体系については、その特殊性に適合するよう研究中である。 二、小学校設置基準については研究中である。 三、教育振興のための諸法律の趣旨が生かされるよう財政的措置については十分努力したい。 四、養護学校の義務制については、教職員の養成、必要な施設の整備をはかつて施行するよう努力している。特殊学級については義務設置は困難であるが、その奨励策を研究中である。 五、不正常授業の解消、老朽危険校舎の改築促進、へき地学校の整備促進については、趣旨にそうよう努力している。 六、教育の自主性及び教育行政の民主化という根本原則については、これを尊重するよう考慮したい。 七、生活困窮者に対する教育扶助の拡充については、実現するよう研究中である。 八、学校の管理下で生じた児童、生徒の病傷害を補償する法律を制定することについては、研究してみたい。 九、養護教諭の昭和十七年以前の在勤年数は	

高等学校定時制教育等の振興に関する請願（第六〇号）	同	通算されることになつた。学校保健法の制定及び児童生徒の年二回結核検診国公費負担については研究してみたい。 一、昭和三十年度は、定時制教育及び通信教育設備費補助金九、八七、九五五千円通信教育運営費補助金九、〇五六千円計九七、〇一一千円が計上された。 二、(1)　定時制教育及び通信教育に従事する職員の定員及び待遇について特別措置においては困難である。 (2)　定時制教育及び通信教育に関する規定を設けることは、現状に施設については、今後「高等学校の二十八年法律第二百三十八号」の附帯決議の線にそつて国庫補助の措置に努力したい。なお、これと関連して法律の一部改正も研究中である。 (3)　「補助」を「負担」と改めることについては目下研究中である。 (4)　公立高等学校定時制教育及び通信教育に従事する職員の給料その他の給与について、政令で定めるものの四割を負担することについては、現状においては困難である。
高等学校定時制教育、通信教育予算増額等に関する請願（第五四九号）	同	右に同じ。
学校保健法の制定に関する請願（第一六八七号）	同	具体的に研究中である。
新潟大学に三年制夜間短期大学設置の請願（第四六号）	同	新潟大学との関係もあり国家財政ともにらみ合わせて、十分研究の上措置したい考えである。
福岡県久留米市に国立工業専修大学設置の請願（五件）（第六六二、九七八、九七九、九八〇、一一五五号）	同	現行法規の改正並びに財政措置の伴うものであり、今後研究する必要があると考える。
岩手県に国立水産大学設置の請願（第二四九号）	同	水産業の将来とにらみ合わせて、今後検討すべき問題であると思う。
静岡県掛川市に国立天文台設置の請願（第一六五二号）	同	反射望遠鏡の設置場所は、純学問的な立場から最も好条件の場所を決定することにしたい。
長野県杖突峠に東京天文台七十四インチ反射望遠鏡設置の請願（二件）（第九一、五五七号）	同	右に同じ。
西蔵大蔵経複製刊行費国庫助成に関する請願（第一五二六号）	同	学術的に重要な意義を有するので、できる限りこの事業の遂行を援助したい。
公民館の災害復旧費国庫補助に関する請願（第一一四三二号）	同	この災害復旧費に対して国庫補助を行うことは、社会教育施設の災害復旧費補助に関する一般法が制定されていないなど、現在の社会教育行政のたてまえの下においては困難なので、地方債の許可その他の方法により別途その復旧を援助する措置を講ずることが望まれる。 相当慎重に考究すべき問題であると考えられる。
学校給食作業員の身分給与等に関する請願（第七九二号）	同	財政上の範囲内において、できるだけ趣旨にそうよう措置する予定である。
学校給食施設費等の国庫補助に関する請願（第一一四二号）	同	一、昭和三十年度において、危険校舎改築費約二十一億七千万円、中学校校舎整備費約十三億三千万円、中学校屋内運動場整備費約四億九千万円、小学校不正常授業解消約三億四千万円、へき地教育施設整備費約一億二千万円を計上している。 二、町村合併に伴う統合等については、適切な措置を講じるよう研究中である。
公立学校校舎整備費等増額に関する請願（第四九〇号）	同	公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法（昭和三十年法律第百四十七号）が制定され、昭和三十年度に三億四千万円が計上されている。
大都市の急増学童収容に関する請願（第一八五号）	同	昭和三十年度に約一千万円（七三九坪分）が計上され、大阪府立養護学校に対して、そのうちの四〇一坪が配分された。 今後更に努力したい。
大阪府立肢体不自由児学校建設に関する請願（第二九三号）	同	今後十分研究したい。
小、中学校屋内体操場建設費国庫補助に関する請願（第九七六号）	同	基準坪数の引上げについては、今後十分研究したい。建築単価については、できるだけ実情に即したものとする考えである。
小、中学校の基準坪数等引上げに関する請願（第一〇八八号）	同	昭和三十年度には危険校舎改築二十一億七千万円、中学校整備十三億三千万円等が計上されており、その各府県別配分が行われている。また校舎の鉄筋化については十分研究したい。
公立学校施設整備改築費国庫補助増額等に関する請願（第一一四〇号）	同	昭和三十年度において、芸能調査研究費として二五〇万円が認められているので近く文化財保護委員会に芸能施設調査研究のための協議会を設けその準備を進める方針である。
国立芸能センター設置に関する請願（二件）（第六二一、七〇四号）	同	右に同じ。
岡山県勝北地区暗きよ排水事業施行に関する請願（第三号）	農林省	右に同じ。
岡山県児島地区暗きよ排水事業施行に関する請願（第四号）	同	右に同じ。
岡山県吉備地区暗きよ排水事業施行に関する請願（第五号）	同	右に同じ。
岡山地区暗きよ排水事業施行に関する請願（第六号）	同	右に同じ。

団体営土地改良事業の振興に関する請願（第二六七号）	同	国家財政の見地から直ちに基準引下げは困難であるが、昭和三十年度においては、小団地開発整備事業費が計上され、五町歩以上の土地改良事業も補助対象となつている。
大阪府古川沿岸農業水利改良事業等施行に関する請願（第四九号）	同	大阪府当局から、昭和三十年度都府県営かんがい排水事業新規採択希望地区として提出されているので、目下慎重に審議中である。
みつばちのアメリカ腐そ病を法定伝染病に指定する請願（二件）（第九二、五六三号）	同	「みつばちについての腐蛆病につき家畜伝染病予防法の規定の一部を準用する政令（昭和三十年政令第六十号）」により、みつばちの腐蛆病の防疫に努めている。
伝貧研究所設置に関する請願（四件）（第二七八、三五四、四三九、六〇六号）	同	国家財政その他の見地から直ちに実現することは困難なので、取りあえず家畜衛生試験場における昭和三十年度の研究費を同二十九年度に比し約一千万円増加し、総合的に研究を推進することとしている。
蚕糸業振興に関する請願（第八〇号）	同	一、繭糸価格安定制度の運用について 昭和三十三年度の最高、最低価格はそれぞれ二十三万円と決定したが、目下生産費及び海外市況の現状にかんがみ、その引上げは困難なので、今後は、特に繭価の下値支持措置を強化するとともに、繭の合理的増産のための諸施策を推進して、生産費の節減による養蚕収入の実質的増加を図り、これを通じて養蚕意欲の高揚に努める方針である。 二、生繭取引に関する蚕糸業法の改正について繭の品位は毎年異なるので、前年の検定成績によつて生繭取引を行うときは、適正繭価の形成を期し難く、繭需要者の採算上不便なのみでなく、養蚕農家自体にとつても不利益を被る虞があるので、目下のところ、法改正の意思はないが、単価の後定を、分割払い等の不利益を可及的に防止するため、繭価協定の早期締結及び検定の迅速化等については、十分指導していきたい。 三、蚕糸金融公庫の設置について 現在購繭資金の融資は、日銀スタンプ手形制度の適用により円滑に実施されているので、特に、蚕糸金融公庫の設置は考えていない。 四、蚕業技術員費の増額について 昭和三十年度は要望の趣旨にはそいかねるが、今後共財政事情の許す範囲で、できる限り、要望の趣旨は考慮したい。
静岡県三方原用水事業着工促進に関する請願（第三二四号）	同	目下直轄で調査を実施中であるが、天竜東三河特定地域総合開発計画の一環として新たに天竜川より用水を取り入れすることとなるので、その取水量については、昭和三十年度中に決定するよう検討中である。なお、全体事業計画の取まとめについては、更に昭和三十一年度詳細な調査を行つた上決定する予定である。

北海道十勝川上流音更川のかんがい用水に関する請願（第四四三号）	同	十勝土地改良区の許可水量確保については、各関係者と協議の上、至急対策を樹立したい。
家畜改良増殖法中一部改正等に関する請願（第一五五八号）	同	一、家畜登録事業は、家畜改良の根幹をなすものであるが、立法化については、慎重に検討したい。 二、種豚登録事業の普及に努めることにより、運営の円滑化を図りたい。
以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお、まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律の適用期間延長に関する請願（第九八七号）	同	昭和三十年七月九日までの間においてこの法律の制定の目的はほぼ達成されたものと認められるので、特に延長のための改正措置を講じなかつた。
岡山市漁業協同組合員の地区内漁業権に関する請願（第一二九九号）	同	漁場計画の樹立にあたつて、県当局及び海区漁業調整委員会の適切な措置により当該地区に生活を依存する全漁民が漁業権を享有し又は入漁できるよう指導したい。
漁村振興に関する請願（第一六二九号）	同	漁村過剰人口の救済、漁業共済制度の調査研究、協同組合の育成強化等に努めるほか、水産金融の円滑化については災害復旧融資を含めその確保に努力するとともに、漁村振興のための総合的助成施策を実行して行きたい。
生乳等価格安定法制定に関する請願（二件）（第九四、五六二号）	同	法的措置について目下慎重に検討中である。
畜産物の価格低落に対する緊急対策の請願（二件）（第一一八、二三一号）	同	一、自治飼料増産のための牧野改良及び飼料作物については、補助金の交付、施設の設置助成等を行つている。 二、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第七条の特別措置の発動は見合わせて、輸入飼料の確保による需給並びに価格の安定に重点を置くこととしたい。
農業委員会職員経費国庫補助に関する請願（第二二九号）	同	補助金の交付はすべてが整備されたものとして算定することとしている。
農機具共同利用施設資金わくの拡充強化に関する請願（第二五八号）	同	早急には要望にそい難いが、なお今後とも事情の許す限り農林漁業資金、更にはその共同利用農機具資金わくの確保に努力したい。
沖縄向け硫安の取扱に関する請願（第九三〇号）	同	価格については、昭和三十肥料年度から国内価格と同等の取扱をすることとし、わくについても内需に準じ、輸出予定量の中から優先的に供給の確保を図つてゆきたい。
農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願（第二五七号）	同	一、人件費については、昭和三十年度においてほぼ三分の二に近い補助ができるものと考える。なお、期末、勤勉手当等は平衡交付金に組入れられて算定されている。その他一般事業費並びに普及事務所の経費等についてはまだ不十分なのでこれを拡充するよう計画している。 二、畜産関係の技術普及については、その強化を図つてゆく方針であつて、普及事業から畜産技術指導を切り離すことは考えていない。

保温折衷苗代補助増額に関する請願（第六二六号）	同	補助金については、新規に保温折衷苗代を設置したものを重点として交付したいと考えている。また、一坪当りの助成額については、坪当り十八円と定められており、この額を超えて助成する考えはない。
林道改良補修費国庫補助に関する請願（第一四号）	同	極力林道開設事業を拡充し要望に応じたい。
木炭公営検査費国庫補助に関する請願（第一六号）	同	財政上の制約もあり、実現は困難と考える。
保安林の国家補償制度等確立に関する請願（第一八号）	同	請願の趣旨にそつて具体策を検討中である。
林道開設費国庫補助に関する請願（第二四号）	同	今後施工総額の増加を図るとともに、山林公共事業の相互関連を密にし、その総合的効果の向上を期している。
山地崩壊予防事業予算措置に関する請願（第二五号）	同	今後とも更に趣旨にそうよう極力努力したい。
山地荒廃復旧事業等の国庫補助増額に関する請願（第二六号）	同	右に同じ。
災害林道復旧事業予算増額に関する請願（第二七号）	同	緊急を要するものを優先施工せしめ、できる限り林産物の効率利用を図つているが、必ずしも十分ではないので極力この早期復旧に努力したい。
森林計画に基く林道開設年次計画実施の請願（第三一号）	同	今後とも国庫補助事業量の増加に努力するとともに、融資、県単独事業の計画的拡充を図り、もつて森林計画の完全遂行を期したい。
保安林改良事業費国庫補助に関する請願（第三二号）	同	樹種の改良、林種の転換については、既に補助治山事業のうちの水源林造成事業として一部実施している。保育事業については、今後実現に向つて努力したい。
災害崩壊地復旧事業促進に関する請願（第五六号）	同	請願の趣旨はもつともと思われるのでこれにそうよう努力したい。
治山事業費全額国庫負担に関する請願（第七五号）	同	補助事業及びその他の事業との関連を考慮の上趣旨にそうよう努力したい。
林政刷新に関する請願（第三五三号）	同	一、税法上の特例については、現行税制の体系より不可能と考えられるが、不合理な点については是正してゆきたい。 二、森林審議会を森林区毎に設置することは困難であると考えられる。 三、造林補助金を増額すること及び立木伐採の届出を二十日前に改めることについては、趣旨にそうよう検討したい。 四、国有林野整備の措置を図ることについては、地元施設の拡充により趣旨にそうよう処置したい。
鳥類保護に関する請願（第三九〇号）	同	霞網による捕獲は昭和三十年は中止する予定である。また、狩猟法令の違反については、狩猟法（大正七年法律第三十二号）の改正を行い、徹底的な取締をするよう準備中である。
高知県安芸漁港築造に関する請願（第三七〇号）	同	必要性は認められるので、漁港整備計画に採択された場合に考慮したい。
岩手県大船渡漁港修築工事施行に関する請願（第三五一号）	同	漁港整備計画にも採択されているので、財政の許す限り早期に実施できるよう努力したい。
長崎県の漁港修築工事着工促進に関する請願（第三九一号）	同	財政の許す限り逐次実施できるよう努力したい。
漁港法改正等に関する請願（二件）（第三四六、四八三号）	同	十分検討の上定めたい。
漁港修築予算増額に関する請願（第八八号）	同	財政の許す限り漁港修築費の増額に努力したい。
漁港修築予算増額等に関する請願（第四四六号）	同	財政の許す限り漁港修築費の増額に努めるとともに、漁港整備計画の改訂についても、できるだけ早期に実現するよう努力したい。
小団地開発整備事業の地帯別適正実施に関する請願（第一五九三号）	同	小団地開発整備要綱により全国後進農山村を対象として関係各地帯別に適正な配分とする方針で、取り進めている。
愛知県中部を集約酪農地域に指定するの請願（第八五九号）	同	第一次指定候補地として選定済みであるが、現在再審査中である。
宮城県蔵王地区を集約酪農振興地域に指定するの請願（第一二二三号）	同	当該地域の建設計画に疑義があるので、第一次指定候補地から除外した。
昭和三十年度林業予算に関する請願（第三四二号）	同	昭和三十年度においては、事業の効率化を図ることに努めるとともに同三十一年度以降についても、趣旨にそつて努力したい。
山林種苗検査制度の確立等に関する請願（第九八五号）	同	母樹制度の確立とその利用の指導によつて優良系統種苗の確保に努め、また、形態検査は手数料制度により、生産者が自主的に実施するよう指導したい。
森林病虫害防除費国庫助成のわく拡大等に関する請願（第一七一四号）	同	既定予算のわく内において重点的に実施するよう検討中である。なお、「すぎたまばえ」駆除費助成については、検討中である。
すぎの害虫すぎたまばえを法定害虫に指定する等の請願（三件）（第一三一四、一五八九、一七一五号）	同	目下検討中である。
採穂林造成費国庫補助に関する請願（第九四五号）	同	国庫補助の必要性は認められるので趣旨にそつて努力したい。
長期造林計画樹立等に関する請願（第九八四号）	同	造林六カ年計画を樹立し、それに伴う優良樹苗生産の円滑化を図り計画造林の遂行を期したい。
母樹林の補償費増額に関する請願（第九八八号）	同	著しく変動した場合には解除して再指定することにしている。年利三分については、慎重に検討したい。
病虫害防除薬剤購入予算に関する請願（第一六二三号）	同	未曾有の異常発生の場合には、農薬購入費補助金を支出する等の考慮をする考えである。なお、今後の病害虫防除事業の推進の方法については、現在検討中である。

農薬による水産関係被害救済の請願（第一五九〇号）	同	損害補償は現行法上困難であるが、適切な対策を講ずるよう善処することとし、魚類に無害な新農薬の探究を推進し、被害防止措置につき今後その万全を期するとともに将来被害発生の際の補償措置については、なお研究することとしたい。
香川県堀鉋、直島両海域の入会漁業許可に関する請願（第一六六八号）	同	岡山、香川両県当局で入会調整の解決に努力中であり、国としても瀬戸内海漁業調整事務局をして指導にあたらしめている。漁業法第百三十六条適用は適当ではない。また、入漁調整に関する漁業法改正は、目下検討中である。
豆類の品種改良等のため北海道の試験研究施設拡大強化に関する請願（第一六九九号）	同	目下検討中である。
内水面漁業助成等に関する請願（第八〇二号）	同	水産資源維持費の増額助成については、今後善処したい。水質保護と産業廃水等との調整に関する法律制定については、目下慎重研究中である。内水面漁業補償の強化については、適正な補償並びに水産資源の積極的開発に努力したい。内水面における保護水面の設定については、目下調査中である。
母樹候補林の指定等に関する請願（第九五〇号）	同	一、林業種苗法の運用により伐採を停止してこれを確保したい。 二、育種技術の進歩と相まつて逐次考慮したい。
積雪寒冷単作地帯臨時措置法の期限延長等に関する請願（第二五九号）	同	一、五カ年延長した。 二、昭和三十年度について、団地二十町歩以下のものについても対象として取り扱うよう措置した。
産米銘柄制度復活に関する請願（第六八六号）	同	極力要望にそうよう善処したい。
昭和三十年産米穀検査規格改訂に関する請願（第一五四一号）	同	目下鋭意研究中である。
伝貧研究所設置に関する請願（四件）（第九三八、九三九、九八九、一一六〇号）	同	直ちに伝染性貧血研究部を独立させることは困難なので、昭和三十年度においては前年度に比し、約一千万円の予算を増加し、研究の推進を図ることとしたが、更にその充実を図り、多角的に研究を進めるように努力中である。
米麦価格の是正等に関する請願（第五二六号）	同	請願の趣旨にそうよう努力している。なお、長期経済計画に基く食糧増産五カ年計画を樹立し、多角的な見地から国内食糧の増産を図るとともに外国食糧の買入については、需給操作に必要な最少限度に止めている。
米穀予約売渡制等に関する請願（第一五四八号）	同	一、米価について (1) 三十年産米の買入価格は、バリテイ方式生産費方式等を勘案して、石当り平均一〇、一六〇円と決定した。 (2) 端境期の時期別石当り価格差は、九月三十日まで一、二〇〇円、十月十五日まで六〇〇円、同三十一日まで三〇〇円と決定した。 (3) 地域別銘柄価格差については、今後とも検討を行うこととしたい。 二、事前売渡申込奨励措置 (1) 期限内に事前売渡申込数量の売渡しをした生産者に対しては石当り一〇〇円を加算することとした。 (2) 売渡しをした事前売渡申込数量については、その価格のうち石当り平均一、四〇〇円を課税所得に算入しないこととした。なお、申込加算石当り一〇〇円は免税としてこの額の中に含まれる。 (3) 前渡金額は石当り二、〇〇〇円とし契約と同時に支払うこととした。 三、銘柄制度を復活して、価格差を設け買入、売却を行うことについては、極力要望にそうよう善処したい。 土地改良計画を勘案して、今後十分に研究したい。
急傾斜地帯の土地改良事業費増額に関する請願（第一六三五号）	同	本法案は第二十二国会において審議未了となつたので、期待にそい得ない。
台風常襲地帯災害防除に関する法律制定の請願（第一二九七号）	同	一、輸入飼料の供給確保について (1) 原料大豆の輸入を大豆油粕の輸入にかえる考えはない。 (2) ふすまを廉価かつ大量に輸入するよう努めるとともに、ふすまと代替可能な飼料の輸入については、今後更に研究したい。 (3) 食糧に横流れをせぬよう麦類売却に当つては、飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の規定に基き、売渡相手方に対し、指定工場における挽砕及びカーボンブラックによる著色の条件を附して、流通の適正を図る措置を講ずることとした。 二、飼料価格対策の確立について (1) 飼料価格の基準としては、畜産物価格のすう勢に応じて算定する一方の方式を定め、この基準を目途として飼料価格の安定を図ることとしたい。 (2) 飼料用麦類の払下価格は、麦類に類似する主要飼料数品目の含有成分（飼料価値）及び価格に見合つた価格とし、食糧相場とは別個の割安の価格としている。 三、払下飼料を実需団体に割当売却することは困難であると考える。 四、飼料需給安定法第五条第二項を改正し、飼料の売渡を随意契約とすることについては、なお研究を要すると考える。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷木村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(261)五三一一～五三九（官報課）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十二年五月十九日

○第二十六回国会 参議院会議録追録（その三）

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
農地開発事業促進に関する請願（第一六六二号）	農林省	昭和三十一年度に農地の拡張改良により増産を行う経費として、国費二四七億、土地改良関係融資九六億を計上している。また外資導入事業については、同三十一年度から新たに一二億七千余万円の国費を支出し、余剰農産物見返資金を六〇億四千万円、世界銀行から融資二八億六千余万円、計一〇一億七千余万円を計上し事業の推進を図つている。現地調査の結果に基いて処理したい。
新潟県清津川総合開発促進に関する請願（二件）（第一五九八、一六七五号）	同	一、有害鳥獣の捕獲は、農林大臣又は都道府県知事の許可を受ければ出来るのであり許可申請の遅延により生じた被害については、補償することが困難である。 二、狩猟法第十二条による有害鳥獣捕獲許可を受けた方が、より有害鹿駆除の目的を適当と思われる。
北海道足寄町の鹿害農作物補償等に関する請願（第一一五七号）	同	各電力会社間の需給均衡の度合、その他を勘案して、その有効適切な利用を図るよう、目下慎重に検討中である。
只見川電力を電源地方に優先確保するの請願（二件）（第四八、一一六、二三三号）	通商産業省	現行法令および閣議申合せの自粛開催制限の範囲内で、きわめて少数の競輪場に限り、かつ、相当厳格な条件を附した上で、これを認めることとしたい。
オリンピック等の派遣費充当のための特別自転車競技開催許可に関する請願（第一六七三号）	同	繊維産業総合対策審議会において、今後具体的に検討することとしたい。
国産麻製品使用に関する請願（第一六四五号）	同	電力会社の経営の合理化、税、金利等の軽減措置につき根本的に検討を進めている。各品目について慎重検討の上、その実現に努力したい。
電気料金引下げに関する請願（第五五号）	同	今後とも協定の実効があがるよう努力したい。
日中貿易促進に関する請願（第六六一号）	同	慎重検討の上、処置することとしたい。
日中貿易協定に関する請願（第一三六号）	同	一、中小企業金融公庫の札幌、名古屋、福岡の三相談室は既に支店に昇格せしめ、仙台、金沢、広島、高松の四相談室も機構の整備を図りつつある。なお、代理貸付を補完するため、昭和三十年十月以降一部直接貸付を実施して融資の円滑化を図ることとした。 二、その機構を充実して融資の円滑化を図ることとしたい。
日中貿易協定締結促進に関する請願（第一六三七号）	同	石油資源開発株式会社法（昭和三十年法律第百五十二号）に基く政府半額以上の出資に係る石油資源開発株式会社が設立された。 一、工事の促進については、可及的すみやかな完成を期することとしたい。 二、(イ)本地域総合開発計画の閣議決定の促進については、目下努力している。(ロ)補助率については、なお九〇%以上の別わく予算措置につい お十分検討することとしたい。(ハ)国鉄只見線の全通及び産業道路の拡充整備について、只見特定地域総合開発計画の決定に関連して研究することとしたい。 三、福島、新潟両県の工業振興と電力確保については、各電力会社間の需給均衡の度合その他を勘案して決定するように慎重に検討したい。
中小企業金融機関の拡充等に関する請願（第二一二三号）	同	右に同じ。
石油資源開発に関する請願（第二七二号）	同	発明助成の経費については、十分配意するとともに、憲法改正の際に工業所有権保護促進の項をそう入することおよび発明の事業化等に対する租税の減免措置については検討することとしたい。
只見川電源開発工事促進等に関する請願（二件）（第六五、二三四号）	同	右に同じ。 今後調査してみたいと思つている。
只見川電源開発工事促進に関する請願（第一四一号）	同	財政上既定計画通り工事を進めることは困難である。
発明振興対策に関する請願（二件）（第一五一五、一六九〇号）	同	目下のところ早急なる着工は困難である。
前谷地、気仙沼両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一三号）	運輸省	宮下、川口間については、昭和三十年度完成の予定であり、川口、只見間については、電源開発株式会社の専用線として免許されている。
会津線宮下、川口間鉄道開通促進等に関する請願（第三九号）	同	財政上既定計画通り工事を進めることは困難である。
白棚鉄道敷設促進に関する請願（第一一四号）	同	財政上既定計画通り工事を進めることは困難であるが、極力努力したい。
能登線鉄道敷設工事継続に関する請願（第三二九号）	同	目下のところ早急なる着工は困難である。
二俣佐久間線鉄道敷設促進に関する請願（第四一六号）	同	右に同じ。
湯前、杉安両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第五六五号）	同	今後調査してみたいと思つている。
鍛冶屋、梁瀬両駅間鉄道敷設に関する請願（第六七六号）	同	財政上既定計画通り工事を進めることは困難である。
大糸線鉄道全通促進に関する請願（第八〇五号）	同	

山田線鉄道ディゼルカー運行促進等に関する請願（第二五〇号）	同	一、旅客列車のディゼル化については、早急の実現は困難と思われる。 二、旅客列車の増発については、研究の上逐次改善したい。 三、貨物輸送については、沿線の出貨の状態を勘案して、輸送に当つてゆくこととしたい。
山形、鶴岡両駅間ディゼルカー運行等に関する請願（第六三三号）	同	目下のところ早急に実現することは困難と考えられるが、今後気動車の増備とあいまつて、逐次ローカル線の輸送の改善を図りたいと考えている。
急行列車阿蘇号に二等寝台車連結の請願（第五八四号）	同	昭和三十年七月一日から二等寝台車を連結することとした。
鉄道駅の出札窓口装置改善に関する請願（第八一二号）	同	旧式のものについては逐次改良することとしたい。
川崎駅庁舎改築に関する請願（第九三二五号）	同	早急に改築することは困難と思われる。
羽前成田、蚕桑両駅間に中間停留所設置の請願（第五一二号）	同	今後ともよく研究することとしたい。
米原、京都両駅間鉄道電化促進等に関する請願（第六七五号）	同	昭和三十一年十一月頃完成の見込である。なお、京都―草津間電車化については、電化工事完成と同時に実施したいと考えている。
甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願（二件）（第八七四、九九四号）	同	目下の財政事情からみて早急実現は困難と思われる。
飯田線の災害防止対策等に関する請願（四件）（第七九九、八二〇、八二一、八三七号）	同	落石防止対策として最も効果のあるよう実施したいと考えている。なお、輸送力の増強については、早急なる実施は困難と思われる。
傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願（第四六五号）	同	昭和三十一年四月一日から実施することとなつている。
県道伊集院鹿児島線中鹿児島市武町宮田通り踏切に人道橋架設の請願（第二七三号）	同	財政上困難であると考えられる。
福岡県下の国鉄電化促進に関する請願（二件）（第一一六二、一五一三号）	同	財政上早急に実施することは困難なので、なおよく調査研究したい。
東海道線電化に伴う終点を岡山駅とするの請願（第一五〇六号）	同	差当り明石、姫路間を計画しているが、姫路以西についても逐次実施できるよう研究している。
京都、米原両駅間鉄道電車化に関する請願（第一六五七号）	同	昭和三十一年十一月頃完成の見込である。なお、電車化については、京都―草津間を差当り考えているが、残余の区間についても十分研究したいと考えている。
白棚鉄道敷設促進に関する請願（第一一六一号）	同	財政上既定計画通り工事を進めることは困難である。
大糸線鉄道等全通促進に関する請願（第一六七六号）	同	大糸線については、財政上既定計画通り工事を進めることは困難である。白新線については、昭和三十年度全通させる予定で工事を進めている。
只見特定地域の小出、野岩両線鉄道整備等に関する請願（第一一六四号）	同	川口、只見間については、諸般の事情から早急実現は困難と思われる。滝原、今市間については、今後更に研究したい。なお、中山峠については昭和三十四年度以降に完成の予定であり、駒止峠については目下のところ計画がない。
京王帝都電鉄線浜田山駅附近の踏切の安全施設に関する請願（第一二二〇号）	同	今後の交通量、列車運行回数等の増加状況等を十分考慮して、趣旨にそうよう指導したい。
左沢、長井両駅間の機動車を荒砥駅まで運行延長するの請願（第五一一号）	同	昭和三十年九月一日に時刻改正を行い、延長運転することとした。
二俣線鉄道の輸送強化に関する請願（第一六五一号）	同	早急実施は困難であるが、今後の車両の増備をまつてよく研究してゆきたい。
小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃団体割引に関する請願（第一六六二号）	同	団体旅客運賃割引の最低人員三十人の線を引き下げることは、財政上影響するところも少くないので困難と考えられる。なお、現在学生団体について、いずれか二校以上連合して行う旅行につい、いては、二校を代表者として申込のある場合は、これを一個の団体として取扱うこととしている。
焼津、藤枝両駅間に新駅設置等の請願（第一一六九号）	同	焼津、藤枝間の駅設置については、実施困難である。また焼津駅北口の設置についても、差当り困難と思われる。
京浜東北線大井町駅東口存置に関する請願（第一四一八号）	同	都市計画との関連もあるので研究したいと考えている。
新潟県六日町駅の地下道構築等に関する請願（第一五九九号）	同	財政上早急なる設置は困難と思われるが、できるだけ早期に設置したい。
塩釜港修築工事促進に関する請願（第六一号）	同	国直轄事業として昭和三十年度においても四千万円を計上し、工事を実施中である。
高知県高知港改修工事促進に関する請願（第八七号）	同	国直轄事業として昭和三十年度においても三千五百万円を計上し、工事を実施中である。なお、補助事業として若松町地区の物揚場を新設中であり、昭和三十年度は一千二十万円を計上し、工事を実施中である。
港湾整備予算増額等に関する請願（第九五号）	同	今後とも努力したい。
避難港整備予算増額に関する請願（第一三三号）	同	昭和三十年度において国直轄事業として十三港二億三千二百万円計上し、その整備を促進した。
新潟市海岸の決壊防止に関する請願（第一二二一号）	同	昭和二十九年度に引き続き同三十年度においても防災工事として一億八千万円（国費七千二百万円）をもつて工事を実施中である。なお、国の補助率を同三十一年度から六割に引き上げることにした。
定点気象観測業務再開に関する請願（第一三三七号）	同	北方定点観測業務については、昭和三十一年度には再開するよう目下努力中である。なお、南方定点観測の通年実施については、十分検討の上趣旨にそうよう努力したい。

滋賀県大津市に測候所設置の請願（第一六二五号）	同	国家財政上直ちに設置することは困難なので、彦根、京都両測候所の気象情報の伝達、周知方法を改善して、災害の防止軽減に寄与したい。
岩手県大船渡市碁石崎に灯台設置等の請願（第三七六号）	同	直ちに設置することは困難であるが、今後とも同方面に航路標識を設置するよう努力したい。
郵便物に国産愛用の字句の消印使用に関する請願（第九号）	郵政省	政府としては、通信日附印利用を特定案件にのみ許可することができないため、この種の利用申請が増加の場合是非の判定はきわめて困難であること又過去において、広告業務の一端として自動押印機刻印による広告業務を行つたが郵便利用者からの非難を受けたことがあり、この事情は今日においても同様であること等のため通信日附印を利用することは適当でないと考える。
青森県百石町郵便局庁舎復旧に関する請願（第一〇五号）	同	町村合併の帰すうが明らかになるのをまつて善処いたしたい。
宮城県東都農地区に電話架設の請願（第四一二号）	同	本件については、飛地加入区域を設定し、都農局に収容するよう計画し、申込者三十名をそれぞれ六共同電話に昭和三十一年八月に収容した。
滋賀県近江八幡郵便局庁舎新築に関する請願（第七一七号）	同	早急に実現することは困難であるが、将来他との振合いをみて考慮いたしたい。
愛知県旭町の電話増設に関する請願（第一六〇一号）	同	本件は、市内線路の増設により、従来の積滞はほとんど救済された。
石川県中島町、輪島市間に電信電話市外ケーブル線架設の請願（第一五六五号）	同	昭和三十一年度においては予算の関係上実現困難であるが、昭和三十二年度において要望に応ずる様考慮したい。
鹿児島県上屋久村に電報電話局設置の請願（第五二一号）	同	電報電話局の設置は現在の規模等より見て困難であるので、尾之間局、宮之浦局の交換機の変更、永田局の交換事務開始等の改善措置を講じた。
茨城県水戸市谷中町に特定郵便局設置の請願（第六七号）	同	本件については、最近局に近く利用予定人口も少ないため設置標準に達せず、現状においては実現困難である。
新潟県西越村に無集配特定郵便局設置の請願（第三五五号）	同	他との振合上現状においては実現困難であるが、簡易郵便局の設置ならば将来考慮したい。
奈良県黒滝村の電話施設改善に関する請願（第六三九号）	同	本件については、所要資金を債券引受の形式で地元に提供してもらうことに話合がつき、昭和三十一年度に交換台を一台増設する予定である。又、これと同時に長瀬、粟飯谷方面への市内ケーブルの延長をする予定である。
鹿児島県薩摩町求名地区に公衆電話を架設するの請願（第七七三号）	同	昭和三十一年度実施は予算の関係上困難であるが、将来考究したい。
鹿児島県薩摩町中津川郵便局に電話交換台設置の請願（第七七四号）	同	交換事務開始は困難であるが、飛地加入区域として救済することを検討中であり、収容局も研究の上決定したい。

長崎県若松村上荒川簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格の請願（第一三三八号）	同	早急に統合を実施することは困難なので、吉原局と三局との間の市外回線の増設により即時通話とする予定であり、できれば現在の局を存置のまま吉原局に区域を合併して相互間の通話をすることとし、目下検討中である。
静岡県鈴川局等の電話を吉原電報電話局に統合するの請願（第一六〇〇号）	同	現状においては実施困難である。
岡山県船穂町中新田外四地区の二号郵便集配復活に関する請願（第一六〇二号）	同	昭和三十一年六月十九日に交換台一台を増設した。
岡山県船穂町の電話増設に関する請願（第一六〇三号）	同	
岡山県新見市の郵便局統合等に関する請願（第一六四七号）	同	町村合併の結果新市域の中心部より遠距離にある局の集配事務を一局に統合することは困難であるが、上市、熊谷及び美甲各局を新見局に統合することは実状調査の上検討したい。又普通局の設置についても検討したい。
鹿児島県竹之浦簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格する等の請願（第一七一六号）	同	本件については、地理的条件又は予算上より早期架設は困難である。なお、竹之浦簡易郵便局を無集配特定局にすることは利用予定戸数が少ないため設置標準に達せず現状においては実現困難である。
四国電力株式会社の人権じゅうりん事件に関する請願（第一六〇七号）	労働省	現在いずれも裁判所に係属中であるので、右判決の確定をまつべきものと考えるが、労働政施策を通じて不当労働行為の発生を防止し、健全にして合理的な労使関係の確立を図るよう努力したい。
同（第一六〇八号）	同	右に同じ。
日雇労働者の生活安定に関する請願（第四三号）	同	昭和三十一年度予算で、失業対策関係事業費は前年より約一〇億円増額した。また、失業対策事業使用の労働者賃金は諸般の資料を検討の上常にその適正な運用を図つている処である。日雇労働失業保険の改正については、現在慎重に検討中である。
失業対策事業に関する請願（第一六五六号）	同	一、昭和三十一年度予算における失対関係事業費は「経済自立五カ年計画」中の一目標たる完全雇用の達成を図るため、その一環として編成され、前年度に比し約一〇〇億円の増額、一日平均吸収人員で約三万人の増加が図られた。 なお、知識層失業対策事業については目下慎重に検討中である。 二、各種事業の施行については、地方公共団体の実情に合うよう財政計画上において財源を考慮する。 一般補助事業については財政状況を勘案して起債を一括配分しており、ひもつき起債は適当でない。 基準額の引上げについては、昭和三十一年

宮崎県串間市に公共職業安定所設置の請願（第一六六九号）	同	度予算で失業対策事業の資材費、事務費単価の引上げを行つた。補助率については、資材費の補助率を二分の一に引上げるとともに、事業主体の財政事情を考慮して一定高率ならしめる措置をした。特別失業対策事業についても事業費単価の引上げを行つた。
日雇労働者の失業保険金増額等の請願（第一一五六号）	同	短期特別融資については、一般財政上、金繰りが困難な場合は財政調整資金の融資をすることができる。
鹿児島県財部町街路を都市計画街路事業実施地区に指定する請願（第一四三二号）	建設省	三、特別失業対策事業は、大都市には当然優先的、重点的に実施されている。
熊本県市房ダム建設促進に関する請願（第五六六号）	同	早急の実現は困難であるので既設の日南公共職業安定所の機能を最大限に活用することにより同地区の失業情勢に対処するとともに、今後の情勢の推移に留意することとしたい。
富山県片貝川砂防工事施行に関する請願（第一一六三号）	同	失業保険の収支は赤字を生じている現状であり、これに待期日数の短縮及び失業保険金日額の増額を行えば、赤字の累増となり、保険料の大幅引き上げを行うこととなるので検討中である。
高知県安芸市の都市計画に関する請願（第三七二号）	同	都市計画法（大正八年法律第三十六号）に基く計画決定をみていないので、この決定をまつて処置したい。
住宅難解決に関する請願（第九七号）	同	昭和三十年度以降四カ年継続工事として施行できる限り趣旨にそうよう努力したい。
		昭和三十年度以降四カ年継続工事として施行中であるが、なお今後とも趣旨にそい、可及的すみやかに全工事を完成するよう努力したい。
		江の川の橋梁の架設は、昭和三十年度において実施できるよう配慮するが、その他は将来実情を調査した上適当な措置を講ずることにしたい。
		一、公営住宅については、災害公営住宅を含め、五万二千四十一戸について目下建設中である。
		二、公庫住宅については、昭和三十年度七万五千戸について融資している。
		三、住宅公社については、日本住宅公団が発足して、昭和三十年度二万戸の住宅建設を行うことになつている。なお、同三十年度以降三カ年間に約三百万坪の宅地造成を行うことになつている。
		四、民間資金の導入については、住宅融資保険法により、昭和三十年度は五十七億を限度として保険することにしている。また、住宅に関する諸税軽減については、租税特別措置法等の一部を改正する法律により免税を図つた。
		五、民間貸家建設促進のための低利資金の貸付については、慎重に研究して行きたいと考えている。
		六、老朽住宅対策については、目下検討中である。
住宅対策に関する請願（第四四五号）	同	一、昭和三十年度の公営住宅の建設戸数については、五万戸を建設することとし、小規模な公営住宅をも建設することとしている。
		二、公営住宅の起債を別わくとすることは、現在困難であるが、起債の充当率について、地方財政の如何にかかわらず応分の起債が認められる見込みである。
		三、公庫住宅に対する融資の一戸当り建坪数及び引上げについては、昭和三十一年度における融資については実現したいと考えている。
住宅施策強化に関する請願（第七六五号）	同	一、公営住宅については、昭和三十一年度からの第二期公営住宅建設三カ年計画に基き十五万五千戸の建設を予定している。住宅の質の向上については、住宅の規模の増大、耐久性の延長、高層化による宅地の有効利用等を図りたいと考える。
		二、日本住宅公団は、地方の実状に応じて東京、名古屋、大阪及び福岡の四カ所に支所を設置し活動している。
		三、住宅金融公庫の融資率については、昭和二十九年度程度に回復するよう努力したいと考えている。
		四、土地対策については、住宅金融公庫では昭和三十年度約三十万坪程度の宅地取得造成事業を実施するため、公庫資金の融資措置を講じており、また日本住宅公団では、約三百万坪程度の宅地造成事業に着手している。
		五、住宅問題に関する調査研究については、基礎資料の整備に常に留意し、また努力を払つている。
地盤変動対策事業促進に関する請願（第一三六号）	同	今後とも予算の増額に努め、なるべく短期間に事業の完成を図りたい。
災害復旧工事完成促進に関する請願（第二七四号）	同	昭和三十年発生災害から三カ年で復旧するよう措置することとなつており、今後とも短期間に事業の完成ができるよう努力したい。
滋賀県百瀬川災害土木助成工事継続に関する請願（第三九八号）	同	今後とも予算の増額を図り、早期に完成するよう努力したい。
熊本県球磨郡の災害復旧事業促進に関する請願（第五六八号）	同	今後とも予算の増額に努め、短期間に復旧事業が完成するように努力したい。
静岡県朝比奈川災害復旧工事促進に関する請願（第一三〇九号）	同	右に同じ。なお、村良下橋については、県当局とも連絡の上現地の状況等の調査結果をまつて措置したい。
災害復旧費国庫補助増額等に関する請願（第一五〇四号）	同	今後とも予算の増額に努め、早期復旧を図る方針である。なお、利子を国費から補給することは、現在のところ困難である。

大分県国東半島を瀬戸内海国立公園に包含するの請願（第五七九号）	厚生省	昭和三十一年五月一日指定告示ずみ。
瀬戸内海国立公園特別地域鷲羽山施設費国庫補助に関する請願（第六四三号）	同	集団施設地区中利用度の高い地区の苑地駐車場等については国が直接に整備を図る方針であり、国庫補助金については別途検討中である。
国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願（第一二四五号）	同	右に同じ。なお、国定公園等に対する施設整備の補助金は困難である。
医師介輔制度の適用期間延長に関する請願（第九八二号）	同	医師介輔制度は適当でないので、その期限延長は認められない。なお、へき地全般の根本的な医療対策を講ずべく目下検討中である。
宮崎県立宮崎病院整備費国庫補助に関する請願（第一一四五号）	同	各事業内容を検討し一定の選定基準により決定することになつて目下検討中であるのでこの基準に合致すれば充分考慮したい。
同和問題国策樹立に関する請願（四件）（第六九八、九一六、一七〇〇、一七〇五号）	同	地区改善事業に努力するとともに厚生省内に地方改善中央連絡協議会を設置し、官民合同による協議会の運営にあたり問題の総合対策に努力している次第である。
市の社会福祉事務所に専任医師を常置する等の請願（第二一七号）	同	国は予算上の措置として半額を補助することとしたが、その経過をみて検討することとしたい。
生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（三件）（第二九七、四六二、六四六号）	同	従来の実績に徴しても、真に保護を必要とする者の増加に伴つて、その経費が増加する場合は補正予算、予備費使用等によつて必要な財政措置をとつてきたところであり、今後においても、全く同様である。
生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（第八七八号）	同	(一)今後も引き続き慎重に検討することとしたい。 (二)昭和二十八年七月一日から改訂基準が実施されているが、今後も充実について検討したい。
身体障害者の更生資金に関する請願（三件）（第六四七、六七八、七六三号）	同	身体障害者のみを対象とした独立の貸付制度を設けることにより世帯更生資金の大幅増額に努力する所存である。

第二十三回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の期限延長に関する請願（第二九〇号）	総理府	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十二号）により昭和三十七年三月三十一日まで延長された。
恩給不均衡是正に関する請願（二件）（第九七、九八、一三四号）	同	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和三十一年法律第百四十九号）が制定された。
軍人恩給の仮定俸給年額に関する請願（第三五七号）	同	旧軍人関係の恩給の増額については、既定方針通り措置されることになつている。
追放解除者の恩給に関する請願（第一〇二号）	同	地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）が制定され、これにその通算に関する規定が織り込まれている。
長崎県鳥島海域の米軍爆撃演習地変更等に関する請願（第一五四号）	同	一、本演習区域の返還については、今直ちにこれを返還させることは困難であると考える。なお、代替適地の検討については、今後とも努力する考えである。 二、漁業最盛期の演習中止については、目下演習中止期間等について県側の要望をとりまとめているので、これを検討して調整が終り次第米軍側と交渉する予定である。
北海道追分町の公共用施設災害復旧事業費起債に関する請願（第一五一号）	同	地方負担額が一定限度以上のものについては、全額起債許可することができるが、単独復旧事業については、事業内容、緊急度合等を考慮して適債事業であるものについて起債許可ができるよう措置したい。
追放解除者の恩給に関する請願	同	地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）が制定され、これにその通算に関する規定が織り込まれている。
鹿児島地方裁判所加治木支部庁舎建設に関する請願（第三三五号）	法務省	裁判所及び検察審査会の庁舎の営繕に関する事項は最高裁判所の権限に属しているので、十分考慮されたい旨伝達したい。
鹿児島県大隅町大隅簡易裁判所庁舎新築に関する請願（第二二二号）	同	裁判所庁舎の営繕に関する事項は最高裁判所の権限に属しているので、十分考慮されたい旨伝達したい。
北海道中頓別簡易裁判所等の庁舎新築に関する請願（第二五三号）	同	右に同じ。
戦犯者の釈放に関する請願（第一二四号）	同	今後更に積極的に司法的手続を進めると共に、出先機関を督励し、外交的政治的見地から広く関係各国の要人に働きかけ、あるいはヴアチカン法王庁その他の宗教団体を通じて人道に訴える等、強力に従来の施策を推進し、全戦犯の早期釈放の実現を期する考えである。
人事擁護事業予算増額に関する請願（一件）（第一一三、一三五号）	同	昭和三十一年度予算においては前年度より増額された。今後とも趣旨にそうよう努力したい。
在外財産の処理促進に関する請願（第六号）	大蔵省	一、在外財産問題審議会委員に引揚者団体代表を加えるか否かについては、目下慎重に検討中である。 二、在外財産問題の処理については、同審議会の答申をまつて、検討する方針である。
岡山県津山市に国民金融公庫支所設置の請願（三件）（第二〇、一六五、二三一号）	同	公庫に対する資金需要、立地条件等種々の観点から慎重に検討を進めて行きたいと考えている。

要生活保護家庭の義務教育学童に教科書無償給与の請願（第三七八号）	文部省	就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）が制定された。
五大市市立定時制高等学校教員の給与に関する請願（第一七二号）	同	五大市についてのみ例外的措置を講ずることは困難である。
五大市市立幼稚園教員の給与に関する請願（第一七一号）	同	幼稚園教員の給与を府県負担とすることは現在考えていない。
公立学校事務職員の身分に関する請願（第九二号）	同	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）を事務職員に適用することは事務職員の職務内容からみて困難である。
産業教育振興費国庫補助増額に関する請願（二件）（第二九、二三二号）	同	産業教育振興法施行令（昭和二十七年政令第四百五号）の一部改正を研究中である。
学校保健法制定に関する請願（二件）（第七、一三三号）	同	学校保健に関する法令の整備については、具体的に研究中である。
学校児童、生徒の傷害補償制度の立法化に関する請願（第三六九号）	同	研究中である。
香川大学に夜間短期大学設置の請願（第一二五号）	同	実現は困難かと考えられる。
福島県老朽学校校舎改築費国庫補助増額に関する請願（第一八二号）	同	昭和二十八年以来毎年約二十億円程度の補助金が計上されているので、ある程度改築が促進されたわけであるが、昭和三十一年度も危険校舎改築促進臨時措置法（昭和二十八年法律第二百四十八号）の規定に基き、義務制学校については十五万四千坪分、十八億円、高等学校については一万五千坪分、二億二千万円が計上されている。
宮崎県下の教育施設災害復旧に関する請願（第二八四号）	同	昭和三十、三十一年度の二か年復旧として四億六百万円が計上されたので、それに基き宮崎県へは約五千四百万円を割当てている。起債については、国庫補助金が決定したのでその地方負担分について措置されることになつている。
危険校舎改築促進臨時措置法の一部改正等に関する請願（第三六八号）	同	危険校舎改築に対する国庫補助率を現在のところ引き上げる考えはない。また、国家財政上法定額通り全部が必ずしも国庫補助の対象とならないこともある。起債については義務教育施設単独事業分のわくが設けられて措置されている。
町村合併による小中学校統合学校施設費助成の請願（第三七〇号）	同	昭和三十一年度は一万七千坪分、三億円が計上されている。
福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願（第一〇三号）	同	目下検討中である。
高山祭及び屋台の調査に関する請願（第二〇一号）	同	無形文化財としての高山祭の調査については、現在実施中の全国的調査と関連して考慮したい。また、屋台の現地調査については、直ちに実施することは困難であるが、今後考慮したい。
北海道上士幌町等所在の国有林野払下げに関する請願（第四五号）	農林省	共用林野部分林その他の地元施設制度の運用により、趣旨にそうよう努めたい。
静岡県網代漁港修築整備工事施行に関する請願（第一三一号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定なので、国家財政の許す限り工事の促進に努力したい。
北海道久遠漁港修築工事施行に関する請願（第五一号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定であり、国家財政の許す限り工事の進ちよくに努めたい。
北海道川汲漁港築設工事促進に関する請願（第一〇八号）	同	漁港整備計画に織り込むよう考慮したい。
北海道宮野漁港修築工事継続施行に関する請願（第四六号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定である。
北海道豊浜、乙部両漁港修築整備工事施行に関する請願（第四七号）	同	豊浜漁港については、昭和三十一年度も継続実施の予定であり、国家財政の許す限り工事の促進を図りたい。乙部漁港については、国家財政の許す場合は、実施できるよう努めたい。
北海道太田漁港拡張工事施行に関する請願（第四八号）	同	漁港整備計画に採択された場合は考慮したい。
北海道落石漁港修築工事施行に関する請願（第四九号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定であり、国家財政の許す限り工事の促進に努めたい。
北海道熊石漁港しゅんせつ等に関する請願（第五〇号）	同	国家財政の許す場合は、実施できるよう努めたい。
北海道長濱漁港修築工事施行に関する請願（第五六号）	同	漁港整備計画に織り込むよう考慮したい。
北海道新瀬漁港整備促進に関する請願（第二三九号）	同	漁港整備計画に採択された場合は考慮したい。
北海道頓別船入まの昇格に関する請願（第二一〇号）	同	頓別漁港の修築事業については、昭和三十年度においては事業費六、〇〇〇千円で工事中である。第三種漁港に昇格については、慎重に検討した上、考慮したい。
北海道涌元漁港完成促進等に関する請願（第一一二号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定であり、国家財政の許す限り早期完成に努めたい。矢越漁港の整備拡張については、漁港整備計画に採択された場合は考慮したい。
北海道尾札部漁港拡張工事促進に関する請願（第一〇九号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定であり、国家財政の許す限り工事の促進に努めたい。
北海道音調津漁港修築工事促進に関する請願（第二五八号）	同	右に同じ。
北海道上浦漁港修築工事施行に関する請願（第五二号）	同	漁港整備計画に採択された場合は考慮したい。漁港整備計画に流通、金融等全般にわたる諸対策を検討中である。
ラミー価格の安定等に関する請願（第二九四号）	同	目下生産並びに流通、金融等全般にわたる諸対策を検討中である。

宮崎県の農林水産被害に対する復興資金の請願（第二八八号）	同	一、低利の経営資金及び事業資金二一〇百万円の融通措置を講じた。 二、自作農維持創設資金（八〇百万円）を特別わくとして割り当て、長期かつ低利の資金を融通することとした。個人の生産施設復旧資金については、農林公庫から融資することとした。その他の生産施設復旧資金についても、同公庫から融資するよう措置した。
農林漁業金融公庫法の一部改正に関する請願（第三七四号）	同	現在農林漁業金融公庫が地方公共団体にも貸出しを行いうるよう同公庫法を改正することは考えていない。
肥料管理の合理化等に関する請願（第三四一号）	同	一、肥料審議会に耕作農民代表を加えること については、耕作農民を含む三名の消費者代表が委員として参加している。 二、審議会を決定機関とし、生産コスト調査権を与えることは不適当であると考える。 三、臨時肥料需給安定法（昭和二十九年法律第百七十二号）は、現在、硫安以外に尿素、塩安、硝安、硫燐安系化成肥料、燐硝安系化成肥料についても適用されており、目下の処それ以外に適用する考えはない。 四、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法（昭和二十九年法律第百三十七号）の改廃は、軽々に行うべきではないと考える。 五、肥料補助金を支出する考えはない。 肥料に関する貿易は、何ら外国の支配を受けていないと考える。肥料産業の合理化を図ることについては、今後十分研究の上善処したいと考えている。
農業共済会の早期概算払に関する請願（第二九一号）	同	昭和三十年度水稲については、宮崎県農業共済組合連合会からは、現在のところ概算払の請求がない。
農業災害補償制度確立に関する請願（第三四二号）	同	一、農作物、家畜共済掛金及び共済団体事務費についての国庫負担の増額並びに麦共済掛金率の改訂、家畜診療所に対する経費補助の継続及び僻地診療所に対する経費補助の実施については、国家財政の許す限り努力したいと考えている。 二、損害評価及び基準収量の適正化に関する措置について、制度改正の一環として検討中である。 三、耕地共済の実施については、早急な実現は困難である。
山形県の干ばつ被害農家救済に関する請願（第一一号）	同	昭和三十年政令第二百九十号を制定し、特に山形県には五〇、五〇〇千円の経営資金を低利で融通するよう措置している。 現地営林局と連絡の上善処したい。
北海道本別町所在の国有林野払下げに関する請願（第五三号）	同	昭和三十一年度に補助事業として三、三九〇万円計上されたので請願の趣旨にそうよう努力したい。
新潟県東頸城郡内の治山砂防工事施行に関する請願（第三一二号）	同	

新潟県林道大栃山線開設工事施行に関する請願（第三六四号）	同	発電ダム建設の関係もあり、これとにらみ合わせながら林道開設の促進に一段と努力したい。 昭和三十一年度から差当り調査費を計上し、調査に当ることとしている。
新潟県東頸城郡内の耕地災害復旧工事施行に関する請願（第三二一号）	同	農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）に基き、いも類及びでん粉等の価格の安定を図るため、買入開始期日を繰り上げ、二月一日から買入れできるよう措置済みである。 なお、市価の推移如何によつては更に価格安定のため万全の方策を講ずる方針である。
でん粉の政府買上げわく拡大等に関する請願（第二九二号）	同	昭和三十年政令第二百九十号に基き再生産のための営農資金として五千万円の融資額の割当が決定された。なお、昭和二十八年、二十九年の両年にわたり災害を受けた被害農家に対しては、同三十一年度において大家畜購入資金、生産設備資金等を貸し付ける予算を計上しているので、この地域が該当地域であれば、これにより開拓者の生産の維持拡充に資するよう努力したい。
宮崎県内開拓地入植者に対する営農資金の特別わく拡大等の請願（第二九三号）	同	
市町村公共事業用地買収に関する請願（第三七七号）	同	法律の改正については、今直ちに行うことは困難であるが、統制の運用に当つては趣旨にそうよう処理することに努めたい。
北海道東天北地区を高度集約酪農地域に指定するの請願（第二一三号）	同	昭和三十一年度の集約酪農地域の指定については、申請の終了をまつて、各地域について、現況及び建設計画書等につき慎重に審議した上で決定する方針である。
蚕糸業振興法制定促進等に関する請願（第二三八号）	同	一、蚕糸業振興法の制定については、慎重に研究したい。 二、蚕業技術指導強化施設の拡充については、現在以上に増員することは困難であるが、補助率の引上げについては、今後ともその実現に努力したい。 三、葉煙草耕作の養蚕及び紛争防止の措置については、目下協議中である。葉煙草耕作の許可権を移管することについては、今後慎重に研究を進めたい。 四、つぎに新規養蚕導入に対する国庫助成については、農林漁業金融公庫から融通している。 五、回転族購入資金の利子補給については、目下のところ考慮している。 六、桑園能率増進施設の拡充については、昭和三十一年度から桑園改植用桑苗代は農業改良基金によらしめることとし、桑樹勢更新に関する仕立法の展示並びに地方増進と病虫害防除に関する展示のための補助金を計上している。 七、団体協約による産繭処理を法制化することは考えていない。基準繭価を中央で決定公表することは、及び無免許釜の整理を行うことは、目下研究中である。

自作農維持創設資金のわく拡大に関する請願（第二八六号）	同	八、生糸の輸出増進対策について (1) 輸出生糸検査手数料の国庫負担は困難である。 (2) 自動繰糸機については、開発銀行から財政資金の貸出が行われているが、乾繭機及び煮繭機については、目下検討中である。 (3) 機械熱風乾燥機及び自動煮繭機以外の製糸の五割償却を認めること及び生糸につき三カ年間法人税を免除にすることについては、直ちに実施することは困難である。 (4) タンブ手形制度が適用されている。購繭資金借入については、日本銀行スタンプ手形制度が適用されている。 九、検定供用繭の第三者抽出は、都府県知事が必要と認めるときは行うことができる。 また、この経費に対する補助については、努力したい。 十、蚕繭共済保険金支払の迅速化については、今後は昭和三十年度に比し一カ月以上短縮できるが、なお一層の研究、検討を行いすみやかに保険金の支払ができるよう努力したい。
北海道勇足地区の造田施設に関する請願（第五四号）	同	宮崎県については災害による被害農家の資金需要を考慮し、一億一千万円を予定している。
北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願（第五五号）	同	種々検討の上、具体的に計画を取り進めたい。
北海道駒ケ岳山ろく火山灰地帯の農業確立に関する請願（第一〇六号）	同	昭和三十一年度新規着工希望団体営かんがい排水地区として提出予定地区であり、現在検討中である。
北海道幌延村開拓実施計画に関する請願（第三一六号）	同	調査結果に基き緊急度、効果等を勘案の上、計画を樹立し、事業の実現を計りたい。 一、地区計画に基く建設工事は、入植に先行して実施するよう考えている。また計画の短期完成及びその予算化の措置を講ずることについては、今後とも努力したい。 二、直轄事業の災害については、復旧事業費一、四六八千円で、そのうち三十年度には六三四千円を割当したが、残額は三十一年度に割当の予定である。 三、救農土木事業については、現在考えていない。
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関する請願（三件）（第一〇、二二、二八七号）	同	四、音類地区開拓計画の変更については、目下北海道開発局において再検討をしているので、その結果をまつて決定したい。
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正に関する請願（第九〇号）	同	急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第三十八号）が制定され、有効期限が五カ年延長された。 右に同じ。
宮崎県開拓地入植者住宅復旧費国庫補助増額に関する請願（第二九八号）	同	五十三地区に対し入植後五年以内二十七戸及び入植後五年以上六十七戸計八十七戸、復旧事業費補助額六、六六七、〇〇〇円を既に交付した。 一、新田地区開発促進については、目下検討中である。 二、中音更地区開発促進については、一部について目下事業実施中である。なお、残地域の未墾地については、委託地区として目下計画中である。 三、中士幌地区国営総合かんがい排水事業の達成については、昭和二十八年度から調査中の地区であり、隠平電源開発との水使用の競合については、協議中である。 四、士幌地区及び上音更地区国営土地改良事業促進については、両地区とも請願内容について検討中である。
北海道士幌村新田地区開拓事業促進等に関する請願（第七四号）	同	
北海道天塩町の開拓事業等に関する請願（第三一八号）	同	一、天塩町の開拓事業については、道内開拓地区中でも重点地区として建設工事を推進している。今後とも入植進度、開墾進度等を勘案の上、事業の効率的推進を期したい。 二、開拓地区計画については、できるだけ早期に計画を樹立するよう努力したい。 三、昭和三十年七月及び八月の直轄事業の災害については、予備金の割当をもつて三十年度に完了した。
北海道の農業指導、試験及び研究機関の拡充強化に関する請願（第三四五号）	同	一、国立北海道農業試験場の整備強化については、昭和二十九年度から施設整備三カ年計画の一環としてその拡充強化を行つている。 二、草地改良試験及び農業機械化の促進については、趣旨にそうよう努力したい。
北海道の風害木処理に伴う自家用材に関する請願（第三四四号）	同	一、従来から最寄りの国有林に供給可能な資材のある場合には要望に応じて売払を行つている。 二、国有林の産物は、法律その他諸規定の定めるところに従つて売払を実施しているが、第一項の減額譲渡は、現在認められていない。なお代金の延納については現在実施している。
米の予約売渡制存続等に関する請願（第一二号）	同	三十一年産米については事前売渡申込制度を持続することとした。 米穀の直接統制方式は、国民食生活の安定に大なる貢献を果してきた実情もあり、この点を充分考慮に入れて検討したい。 右に同じ。
同（三件）（第一六六、一八六、三四九号）	同	
米の統制撤廃反対に関する請願（三件）（第三三、一五七、一三七号）	同	一、食糧管理方式について (一) 昭和三十年産米により採用した事前売
食糧管理制度等に関する請願（第三四六号）	同	

北海道更別村集団湿地帯土地改良工事促進等に関する請願（第三二一七号）　同

農業改良普及員の強化等に関する請願（第九一号）　同

畑作農業の経営安定対策に関する請願（第三四三号）　同

渡申込制は、この趣旨に沿うものと考える。

(二)　政府買入価格決定については、生産費及び所得補償方式を参酌している。消費者価格は、政策上当然に二重価格制とすべきか問題である。米価審議会は、諮問機関として有効に働いていると考えている。生産者代表委員を二分の一以上とすることは適当でない。

(三)　集荷制度を農業協同組合の独占とする方向が最善のものとすることには問題がある。

(四)　農業手形制度を改変する意思はない。前渡金は二割程度でよいと考える。作柄の変化による予約量の補正は、実施しており、円滑に事務が行われるよう現地指導している。

二、寒地水用農業保護政策について

(一)　昭和三十一年度より農業改良資金助成法に基き、水稲健苗育成施設について、資材購入費の一部に資金の貸付を行うこととしている。

(二)　災害発生時における種子の緊急需要対策として麦類、雑穀及び馬鈴薯について、道府県に補助金を交付し、予備貯蔵を実施中であり、種もみについては、政府で必要量の買入保管を実施中である。

一、南更別地区のサッチャルベツ川の改良については、昭和三十一年度から予算の許す限り全体実施設計樹立地区として採択し、事業の促進を図りたい。

二、サラベツ川の改良については、明きょ排水事業として昭和三十年度全事業を完了した。

一、(イ)　国及び地方財政の現状をも考慮しつつ改良普及員の強化及び農協等との連けいの緊密化を図りたい。

(ロ)　普及員を農業協同組合の嘱託とすることについては検討したい。

(ハ)　畜産融資保証法案については検討中である。

二、「台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案」については研究することとしたい。

三、昭和三十一年産米は事前売渡申込制を実施している。

一、農産物価格安定法の一部を改正する法律により措置したい。

二、畑作物については早急な実現は困難である。なお、局地的特殊農作物については、現行法で、都道府県段階での任意共済の途が開かれている。

三、国内生産者の保護の観点と、産業の振興輸出の伸長の見地とを勘案して善処したい。

北海道砂原漁港修築工事施行等に関する請願（第五七号）　同

農業振興対策に関する請願（第一二七号）　同

四、大豆については既に必要な施策を講じているので、小豆、菜豆についても品種の改良生産の助長に努力したい。

一、昭和三十一年度も国家財政の許す限り工事の促進を図りたい。

二、駒ケ岳山麓については、取水方法と土じょう改良について問題があり、北海道開発局と北海道庁合同の下に現地において検討、事業実施計画を策定することになっている。

三、国庫補助金は、道に一括交付しているので、道と十分連絡協議のうえ遺憾なきを期したい。

四、北海道知事申請の入雲集約酪農地域内には砂原村は含まれていないので、趣旨にそいかねる。

一、所要経費の確保に努めるとともに、既存の法令の整備を図るほか、所要の法律の制定についても研究を行う予定である。なお、耕種改善施策については、経営の合理化、コストの低下、品質の向上等の面についても有効適切な施策を講じて行くこととしたい。

二、昭和三十一年度においても統制を継続し、事前売渡申込制度をひきつづき実施する方針で、事前売渡申込制度の改善については検討を重ねている。

三、総合助成事業については、新農山漁村建設総合対策の実施に伴い全国的に実施することとなつた。小団地開発整備事業については、十年計画で実施中である。昭和三十一年度は、苗代に つい ては、昭和三十一年度保温折衷苗代に つい ては、昭和三十一年度より農業改良資金助成法による無利子資金の貸付に切り換えることとした。なお、技術の導入されていない地域については、補助金の交付により技術の導入に遺憾なきを期することとしている。

四、紫雲英については、本年も予算を計上し、四倍体紫雲英、耐寒性紫雲英の普及に努めている。

四、財政投融資については、昭和三十一年度二九〇億円に、そのうち自作農創設維持資金二五億円に予算も拡大された。農業倉庫については、地域的に遅れているものに今後重点をおいて融資する方針である。

五、農業委員会関係昭和三十一年度予算は前年度より減少して九七〇、九六七千円と決定した。この減少は同委員会を町村合併後員の市町村単位に置くものとしたためと、委員会当り一、一人分の職員に補助を行つていたものが三分の二人補助となつたからである。なお、国の補助金の不足分は基準財産足分は基準財産の不足額に算入してこれを賄う方針としてい需要額に算入してこれを賄う方針としているので委員会の活動を行う経費については

福岡地区以西底曳網漁船船員の労働条件改善等に関する請願（第二二三号）	同	心配はないと考える。 農業協同組合については、特に経営不振な組合の振興を図るため昭和三十一年四月一日農業協同組合整備特別措置法が制定施行された。 六、農産物価格安定法により農産物の価格の下落を防止することが適当と思料されるものについては、現在検討中であるが、大豆については同法の一部改正により適用を受けている。
漁業労務加配米増量等に関する請願（第一四〇号）	同	漁船乗組員の労働条件については、船員法改正審議会を設け、審議検討されつつあるので漁業の実態を勘案して実情に即応するよう努力したい。
北海道中川村の水害対策に関する請願（第一四九号）	同	米の労務加配制度は、昭和三十一年十月から廃止され一般配給に限られることになつた。 昭和三十年八月の水害については、北海道の被害農業者等に対し二三四百万円に上る低利経営資金の融通措置を講じた。なお、既住の災害と重複被害農林業者については前記融資との関連において対し六〇百万円の自作農維持創設資金の特別枠を割当した。 また農舎及び畜舎の個人施設復旧資金に関しては、昭和三十年大蔵、農林省告示第四号で主務大臣の指定を行つたほか、農林漁業金融公庫から融通措置を講じた。
北海道砂原漁港修築工事施行等に関する請願（第五七号）	同	一、昭和三十一年度も国家財政の許す限り工事の促進を図りたい。 二、駒ケ岳山麓については、取水方法と土じょう改良について問題があり、北海道開発局と北海道庁合同の下に現地において検討、事業実施計画を策定することになつている。 三、国庫補助金は、道に一括交付しているので、道を十分連絡協議のうえ遺憾なきを期したい。
沖縄貿易振興対策に関する請願（第一六〇号）	通商産業省	今後琉球政府との折衝により善処することとしたい。
中小企業の輸出貿易奨励等に関する請願（第三七三号）	同	中小企業に対する直接の輸出振興助成策としては、昭和三十年度から新規輸出試作品に対し試作経費の一部について補助を行うとともに輸出振興上障害となつている技術上の問題について研究経費の一部を補助している。また、同三十一年度においては、わが国の特産品のうち、輸出に適するものの発見に努め、その海外販路を開拓するための予算を計上する等の措置を講じている。なお今後とも輸出振興措置を拡充強化して行きたい。
北海道十勝川水系糖平電源開発着工等に関する請願（第七五号）	同	芽登第一発電所は、昭和二十九年十二月から工事に着手し、同三十三年末の運転開始を目標として鋭意努力している。また同第二発電所については、既に工事の実施設計が完了し、目下着工準備中であり、北海道地区の電力需給状況を考慮の上、資金の許す限り可及的すみやかに完成を期せしめる考えである。 昭和三十一年度において七億円計上されている。

石油資源開発株式会社に対する融資の請願（二件）（第四三、八二号）	同	一、天北地区の天然ガス開発促進については、石油資源開発株式会社の設立に伴い、この地区の地質調査、試掘を行い、その資源の埋蔵量を把握するとともに、その有効利用あるいはパイプラインによる北海道中央部への輸送計画等についても検討中である。なお、石油資源開発株式会社において掘は、昭和三十年度事業として大曲地区に試掘井一坑を掘さく中であるが、同三十一年度においても基礎的な化石調査、地質調査、試掘を行う予定である。 二、日曹天塩炭鉱は、昭和二十九年十二月会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）による更生手続開始の申立を行つており、月間五〇〇〇—六〇〇〇トンの出炭を続け再建に努力しているので、その再建に協力してゆく考えである。
北海道の天然ガス開発促進等に関する請願（第三二一号）	同	
木造船の中共向輸出解禁に関する請願（第三五〇号）	同	今後とも機会ある毎に関係諸国と折衝し、解除の方向へ努力を続ける方針である。
宝泉寺、隈府両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一四号）	運輸省	諸般の事情から今早急にこの鉄道の実現は困難と思われるが、更に研究したい。
国有鉄道等公社職員の石炭手当に関する請願（第一九〇号）	同	現在研究中である。
釧路、北見相生両駅間等鉄道敷設促進に関する請願（第六一号）	同	本路線は鉄道敷設法予定線に該当しあるも早急な建設は困難と思われるが、今後研究したい。
上川、十勝三股両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第六二号）	同	本路線は鉄道敷設法予定線に該当しあるも、地形上難工事が予定され、多額の工費も要するので充分研究したい。
富内、十勝清水両駅間鉄道敷設工事再開に関する請願（第一五三号）	同	本路線は、右左府以遠で地形が急しゅん且つ複雑で長大トンネルが出来る等工事の困難が予想されるので充分研究したい。
石勝線鉄道新設に関する請願（第一七三号）	同	本線は、地形が急しゅん且つ複雑で、地質不良地帯等があつて工事の困難と多額の工費が予想されるが、北海道の開発の上からも充分研究したい。
広島県加計町、島根県浜田市間鉄道敷設促進に関する請願（第一九五号）	同	再着手については今後充分研究したい。
日勝鉄道海岸線敷設に関する請願（第二六四号）	同	本区間は、鉄道敷設法予定線に、該当しあるも、経過地は概ね太平洋沿岸に沿う海岸線で、工事はやや困難の見込みであるので、建設については、なおよく研究したい。

甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願（二件）（第三四、二四〇号）	同	現在施行中の幹線電化を速かに完成するとともに本区間について努力したい。
赤穂線鉄道電化計画樹立等に関する請願（第一九四号）	同	山陽線岡山までの電化の際研究される問題であるが、現在建設中であり、これが完成をまつて考えてみたい。
常盤線鉄道電化促進に関する請願（第三八三号）	同	柿岡町に地磁気観測所があり、電化により、その機能をそう失するおそれがあるので、目下技術的にこの問題を調査研究中である。この解決をまつて、早い機会に実施したいと考えている。
美作土居、新見両駅間に気動車運行の請願（第一八号）	同	今後気動車の増備をまつて充分研究してゆきたい。
肥薩線に急行列車運行の請願（第九四号）	同	本線の現輸送状態では、急行列車の増発を急速に実現することは困難であるので今後旅客系統、急行列車の利用状況等を充分調査、研究することとしたい。
伯備線鉄道強化に関する請願（第三八四号）	同	目下の車両事情その他からみて早急に実現することは困難である。伯備線九一三列車の伯耆大山駅停車については、この時間に米子駅に四ケ列車が競合するため、同駅はこれ以上の列車を収容することは不可能なための措置であり、今後時刻改正の際検討したい。
北海道花咲港拡張工事促進等に関する請願（第六五号）	同	九二二列車は岡山までの直通列車であり時刻改正は他にも影響あり困難であるが、さらに研究したい。
北海道森港修築工事促進に関する請願（第一一四号）	同	昭和三十一年度においては、前年度に引き続き、西防波堤の閉塞、三米物揚場の築造、埋立及び浚渫工事を実施中である。
鹿児島県和泊港築港促進に関する請願（第一三〇号）	同	昭和三十一年度において東防波堤上部工及び嵩上を実施中である。
北海道苫小牧港築設等に関する請願（第一五二号）	同	昭和三十一年度において臨港道路の整備を実施中である。
青森港に大型船ふ頭築設の請願（二件）（第一六四、二二一号）	同	本港は一大工業港として鋭意工事の促進を期している。本年度は北防波堤の築造を実施中である。
北海道香深港修築工事施行に関する請願（第二一一号）	同	本年度より新規に着工することとなり目下鋭意実施中である。
北海道沓形港修築工事促進に関する請願（第二四二号）	同	昭和三十一年度に南防波堤の築造を実施中である。なお物揚護岸、旧北堤の除去、北防波堤の築造については、昭和三十二年度以降において考慮したい。
北海道鴛泊港修築工事促進等に関する請願（第二四三号）	同	昭和三十一年度においては、前年度に引き続きまま、内浚渫及び新規に四、五米岸壁の築造に着手し目下鋭意実施中である。
		昭和三十一年度に三米物揚場及び防波堤工事を実施中である。

北海道増毛港拡張整備工事施行に関する請願（第二六五号）	同	
十勝沖地震による北海道広尾港港湾施設沈下改修工事促進の請願（第二六六号）	同	
北海道広尾港修築工事施行に関する請願（第二六七号）	同	
北海道天塩港湾築設工事促進に関する請願（第三二五号）	同	
福岡県の港湾整備促進等に関する請願（第三五二号）	同	
北海道留萌港北岸船だまり築造用地収用費国庫負担等に関する請願（第一四一号）	同	
東京都三宅島に無線方位信号所設置の請願（第九五号）	同	
北海道矢越岬に燈台設置等の請願（第一一二号）	同	
宮崎県細島港に海上警備救難署設置の請願（第二九六号）	同	
北海道広尾町に測候所設置の請願（第二六九号）	同	
北海道落石崎燈台に霧笛設置の請願（第六四号）	同	
簡易保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願（四件）（第一九一号、二四七号、三〇七号、三八五号）	郵政省	(一) 北海道庁の工事施行方の申請もあり、国の財政の許す限り昭和三十二年度以降工事の施行を行うよう努力したい。 (二) 本年度内に船揚場一八メートル復旧工事を完成せしめる予定である。 (三) 趣旨に副うよう努力したい。 (四) 札幌管区放送の内容充実により現地に適したサービスを行うのが適当と思う。現下の財政事情から測候所の早期実現は困難と思われる。 (五) 準急又は急行列車を運行する計画はない。 (六) 昭和三十二年度以降なるべく速かに復旧するよう努めたい。

昭和三十二年五月十九日　参議院会議録追録（その三）　第二十二、二十三、二十四回において採択された請願の処理経過

簡易保険診療所の増設等に関する請願（三件）（第一九三号、二四五号、三〇五号）	同	将来簡易保険診療所は各都府県一カ所あて、北海道については四、五カ所計五十カ所程度設置するほか、同所に診療自動車を配置し、県内を逐次巡回し加入者の診療を行う予定である。
簡易保険の保険金最高制限額引上げに関する請願（三件）（第一九二号、二四四号、三〇六号）	同	諸般の事情もあるので、慎重に検討することとしたい。
北海道に簡易保険、郵便年金加入者ホーム設置の請願（三件）（第一八〇号、二四六号、三〇八号）	同	一応全保有契約件数の四〇パーセントを占める。閔西以西を対象として設置する予定である。なお、将来はなるべく全国の加入者が均等に利用できるよう設置したい。希望を持っており、今後拡充の際考慮したい。
岡山県新見市正田郵便局の集配局昇格に関する請願（第一三六号）	同	現地当局からこれが統合措置を要望されている現状であり、統合措置の決定に際して要望の趣旨をも考慮して進める。
宮崎県の失業対策わく拡大に関する請願（第二八五号）	労働省	台風二十二号に伴う県下のり災者のため、事業のわくを昭和三十年度第三・四、四・四半期とも第二・四半期より三七〇名増加し万遺憾ないように措置した。
日雇労働者の就労増加等に関する請願（第二二四号）	同	(一)　昭和三十一年度予算は、失業対策関係事業費を前年度に比し約一〇〇億円増額して月間二十一日就労を確保するとともに一日平均吸収人員を約三万人増加した。 (二)　日日雇用労働者に対し常用形態を前提とする越年手当の支給、有給休暇を認める余地はない。しかし、昭和三〇年の年末において六日分の就労日数の増加あるいは賃金増給の特別の行政措置をとつた処である。 (三)　失業対策事業就労者の賃金は緊急失業対策法の定めるにより、常に地域的特性を考慮して決定している。 (四)　傷病手当金については、今後において極力実現に努めたい。 (五)　生活保護基準額の引上については、要望にそうよう努力したい。
北海道室蘭市に海事官庁合同庁舎建設の請願（第一五〇号）	建設省	昭和三十一年度に一千万円を計上し、基礎及び主体の一部の建設工事に着手する予定である。残工事については、昭和三十二年度に完成するよう努力したい。
福島県伊南川上流に多目的防災ダム築造の請願（第三五八号）	同	今後趣旨に従つて検討したい。
北海道雨龍村の水害対策に関する請願（第二〇二号）	同	今後とも国の財政力の許容する限り早期復旧を図る方針である。なお、石狩川、雨龍川改修についても国家財政とも勘案の上善処したい。
昭和二十八年水害復旧費国庫補助等に関する請願（第三五三号）	同	今後とも国の財政力の許容する限り予算の増額に努め、早期復旧を図る方針である。
岡山県児島市の災害復旧公共事業施行に関する請願（第一六九号）	同	今後とも予算の増額に努め、早期復旧を期す方針である。
北海道伊達町の災害復旧工事促進等に関する請願（第二七二号）	同	今後とも国の財政力の許容する限り早期復旧を図る方針である。
宮崎県下の土木災害復旧工事促進に関する請願（第二九七号）	同	右に同じ。
災害復旧事業の箇所指定実施促進に関する請願（第三七六号）	同	今後とも予算の増額に努め、早期復旧を図る方針である。
県道隠地天応停車場線災害復旧工事等促進に関する請願（第一九七号）	同	昭和三十年度においては、大体四メートル程度幅員分を施行して一車線の交通を確保することとし、残工事は同三十一年度以降引き続いて実施する予定である。
福岡県曲川鉱害復旧工事継続に関する請願（第二五一号）	同	昭和三十一年度をもつて完成せしめる予定である。
北海道森町海岸浸食防除工事施行に関する請願（第一一七号）	同	今後、国の財政力の許容する限り早期に工事を実施する方針である。
北海道天野川砂防工事施行に関する請願（第七八号）	同	北海道当局の調査の結果をまつて善処したい。
新潟県東頸城郡内の地すべり対策事業促進に関する請願（第二五〇号）	同	昭和三十年度において工事費七、八五〇、〇〇〇円をもつて施工したが、なお今後とも請願の趣旨にそい得るよう善処したい。
北海道札内川外二河川砂防工事施行に関する請願（第三三二号）	同	昭和三十年度において緊急砂防工事として札内川については中幌内村に工事費三二、八一八、〇〇〇円をもつて、また戸蔦別川には川西村に一一、三〇〇、〇〇〇円、美生川には芽室村に一六、四七五、〇〇〇円をもつてそれぞれえん堤工を施工中でありその促進を図っている。
北海道戸蔦別川砂防工事施行に関する請願（第三二四号）	同	川西村に昭和三十年度緊急砂防工事として工事費一一、三〇〇、〇〇〇円をもつてえん堤工を施工中でありその促進を図つている。
北海道雨龍川等による水害応急対策に関する請願（第二〇八号）	同	雨龍川については、改修、災害復旧工事とも予算の許す限り施工したい。奔川については、現地を調査して対策を樹立したい。
北海道ペオッベ川を特殊河川として改良工事促進等に関する請願（第二〇九号）	同	昭和二十八年度に一応調査も完了しているので請願の趣旨にそうべく一層努力したい。
北海道小紋別川改修工事施行等に関する請願（第二五四号）	同	現地の実情をよく調査の上措置したい。
高知県国分川改修工事促進に関する請願（第一五号）	同	上、下流の計画流量を検討中であるので、その結果をまつて措置したい。
埼玉県元荒川改修工事施行に関する請願（第一六号）	同	改修計画を立案中であるので成案をまつて国庫の許す限り早期に着工したい。

埼玉県妻沼町地先刀水橋下流堤防復旧工事促進に関する請願（第四〇号）	同	請願地区の堤防増強については充分認識しているので実現のため一層努力したい。
北海道利別川治水工事施行に関する請願（第七三号）	同	目下計画を検討中であるからその成案をまつて措置したい。
北海道知内川治水工事施行等に関する請願（第一二〇号）	同	知内川については昭和二十七年から同二十九年にわたりそれぞれ局部改修工事を施行し、磯部地区は昭和三十一年度に施工する予定で準備を進めている。
北海道長万部川改修工事施行に関する請願（第一四八号）	同	現在計画立案中であるから成案を得た上財政事情等も勘案して早期着工できるよう努力したい。
北海道頓別川治水工事施行に関する請願（第二〇七号）	同	現在改修工事を実施中であり今後も国庫の許す限りの予算を計上して促進につとめたい。
建設業法施行令の一部改正に関する請願（三件）（第四三八、六九一、八三四号）	同	昭和二十四年同令制定の際と現在の物価変動等の事情を勘案し、「五十万円」に改めるよう措置したい。
街路改良工事費国庫補助等に関する請願（第一一号）	同	地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十一号により都市計画税を課することができることになつた。

第二十四回国会参議院において採択された請願の処理経過

件名	主な主管庁	請願に対する処理要領
教職を追放された者の恩給に関する請願（第六九五号）	総理府	地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行によつて請願の趣旨は達せられた。
奄美大島分離期間中の恩給年限通算等に関する請願（第一三六二号）	同	奄美群島の復帰に伴う琉球政府等の職員の恩給等の特別措置に関する政令の施行によつて、恩給法上の公務員になつた場合にはその前後の在職年の通算が認められるようになつたが、県吏員については、県の条例によつて措置すべきものと考える。
旧軍人恩給の加算制復元に関する請願（七件）（第一一三八、二、一四二三、一五一一、一五二四、一五三五、一五三六、一五九六号）	同	旧軍人軍属について人事記録の整備の状況及びその信憑度について目下調査を進めている。
旧海軍特務士官等の恩給改訂に関する請願（第一五〇号）	同	旧海軍の特務士官、準士官についてのみ、仮定俸給年額を引き上げることは、戦前の恩給制度においても認めていなかつたのを、戦後において、新たに認めることとなるから、諸般の事情を勘案して慎重に検討を要すべきものと考える。
同（九件）（第一三八四、一三九四、一五一二、一五二三、一五三七、一五三八、一五三九、一五六三、一五九八号）	同	右に同じ。
未帰還公務員の恩給に関する請願（四件）（第二一三、四五九、五九六、一二〇四号）	同	未帰還公務員の恩給に関する請願は、恩給制度全般の趣旨にてらし困難である。 二、未帰還公務員はその死亡が判明するまで留守家族等援護法の規定により留守家族手当が支給され、普通恩給権を有する者にはその恩給は留守家族に支給されるのであるから請願の如き措置は、これらの取扱をくつがえすことになるので、慎重考慮を要するものと考える。
旧軍人関係公務扶助料の倍率改訂等に関する請願（九件）（第二二八三、一二九三、一五一三、一五二二、一五三二、一五三三、一五三四、一五九七、一六二〇号）	同	一、恩給法第五十八条ノ三の規定により未帰還公務員に給与できないような恩給までも給与するよう措置することは恩給制度全般の趣旨にてらし困難である。 二、未帰還者留守家族等援護法の規定により留守家族手当が支給され、普通恩給権を有する者にはその恩給は留守家族に支給されるのであるから請願の如き措置は、これらの取扱をくつがえすことになるので、慎重考慮を要するものと考える。 一、年額算出の倍率は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）により軍人、文官を問わず、同法規定の率により、算出されているものであり、旧軍人軍属のみ高倍率によることは文官との間均衡を失することになるので慎重に検討すべきである。 二、傷病恩給のみ増額することは、他の普通恩給、扶助料との間の均衡を失するおそれあり、又国家財政その他諸般の事情から慎重に検討中である。 三、現在の国家財政その他諸般の事情から趣旨の如き措置は困難である。
軍人恩給改訂に関する請願（二件）（第七三、一五六四号）	同	恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十三号）の施行によつて昭和三十一年七月分から完全支給になつた。
恩給不均衡是正に関する請願（第六三五号）	同	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の施行により、趣旨は達せられた。
恩給法の一部改正に関する請願（二件）（第二四七、一〇五一号）	同	地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行により趣旨は達せられた。
昭和三十年国勢調査諸経費全額国庫負担に関する請願（第六号）	同	昭和三十年国勢調査は簡易調査であり、国家財政上、市町村が必要とする最少限度の費用の全額を交付したのである。なお北海道庁管下における国庫負担分としては、総額二六、九二七、〇〇〇円（内道経費二、八八九、〇〇〇円、市町村経費二四、〇三八、〇〇〇円）を交付した後、更に市町村経費一、一一二、〇〇〇円を追加交付した。また請願二〇市に交付した委託費総額は九、九四七、四九〇円であり、この経費中には中央集計の建前上集計費は考慮されていない。
地籍調査事業費全額国庫補助に関する請願（二件）（第二九三、七九七号）	同	地籍調査事業に対しては、昭和三十一年度においても国の補助率を従来の三分の一より二分の一に引上げ、地方公共団体の負担を軽減せしむることにより事業の実施を容易ならしめるよう取り計らつたが、昭和三十二年度より本事業の実施を促進せしめるため「地籍調査事業促進対策」として、地籍調査の全国的計画の樹立を計ること。

京都植物園の接収解除促進に関する請願（第一八二号）	同	二、地籍調査の地方公共団体による実施を義務づけること。 三、地籍調査と他事業との調整を図ること。 四、補助率を引上げること。 五、地籍制度の確立を計ること。 等につき国土調査法等に所要の改正を行うべく検討中である。
福岡地方簡易保険局大濠庁舎返還促進に関する請願（第七〇〇号）	同	本地区には多数の米軍家族住宅があり、近畿地区の米駐留軍が減少していないので、早期解除の実現はまことに困難である。 本庁舎は昭和三十一年八月三十一日返還済みである。
長崎県鳥島区域の駐留軍爆撃演習廃止に関する請願（第一三〇六号）	同	米軍としては日本におけるこの種演習場の不足の現状にかんがみ、要求に応じ難い旨正式回答があり困難な状況にあるが、政府としては請願の趣旨に副うようさらに研究中である。
奄美大島知名町に米軍飛行場基地設定反対の請願（第一三五〇号）	同	昭和三十一年三月施設特別委員会を通し、米軍側に対して中止方を申し入れ済みである。 本地区の移転計画については目下検討中である。
名古屋市内駐留軍家族住宅移転促進に関する請願（第三二九号）	同	右に同じ。
名古屋市白川町接収地域の返還に関する請願（第一四一二号）	同	本件については、国側が控訴し、福岡地方高等裁判所において審理中である。したがつて裁判の結果、さらにまた日米合同委員会の決定に基き適切な処理をする。
福岡県板付米極東空軍基地の政府雇用労働者の集団出勤停止等撤回に関する請願（二件）（第二七一、一〇六八号）	同	引揚者に対する在外財産問題の処理については、在外財産問題審議会において審議中であるから、その答申をまつて善処したい。
在外財産処理促進に関する請願（第三二号）	同	右に同じ。
引揚者の在外財産補償に関する請願（第九五七号）	同	右に同じ。
在外財産の補償に関する請願（第一四一六号）	同	右に同じ。
地方債証券公庫創設に関する請願（二件）（第一四三六、一五五三、一五七六号）	同	地方公共団体のための中央金融機関の設置については、地方制度調査会からも答申があり、その具体的対策につき研究中である。
人権擁護事業予算増額に関する請願（第一六号）	法務省	昭和三十年度において僅かの増額はあつたが未だ充分とはいい得ないので、今後要望にそうよう努力したい。
同（第八〇号）	同	右に同じ。
同（第八七号）	同	右に同じ。
同（第九七号）	同	右に同じ。
同（第一〇五号）	同	右に同じ。
同（第一〇六号）	同	右に同じ。

同（第一七七号）	同	右に同じ。
同（第一八三号）	同	右に同じ。
同（第一八四号）	同	右に同じ。
同（第一八九号）	同	右に同じ。
同（第二二七号）	同	右に同じ。
同（第二五七号）	同	右に同じ。
同（第二八〇号）	同	右に同じ。
同（第二八二号）	同	右に同じ。
同（第三五七号）	同	右に同じ。
同（第三六八号）	同	右に同じ。
同（第四六八号）	同	右に同じ。
同（第四七三号）	同	右に同じ。
同（第七八八号）	同	右に同じ。
同（第八四四号）	同	国家財政の現状からみて目下のところ実現することは困難である。
埼玉県皆野町に浦和地方法務局出張所設置の請願（第一四三八号）	同	改製の事務が円滑に進むより十分に研究したい。
戸籍法第百二十八条改正に関する請願（第七六三号）	同	裁判所の支部及び出張所の設置は、最高裁判所の権限に属しているので、その趣旨を最高裁判所に伝達して充分の考慮を煩わすことしたい。
山口県宇部市に地方裁判所支部等設置の請願（第二八一号）	同	右に同じ。
宮城県築館簡易裁判所に家庭裁判所併置の請願（第四八三号）	同	同地区内における事件数が比較的少数であること及び国家財政上の制約があること等のため、早急の設置は困難かと思われるが、なお充分研究したい。
秋田県米内沢町に簡易裁判所等設置の請願（第一〇五二号）	同	茨田地区の地質、土地条件を検討した結果、地質が軟弱で地盤が沈下する虞れがある 二、ことと。 なお工事施工に当つて、盛土整地のため莫大な経費と日子を要すること。 三、排水工事が極めて困難で衛生上の見地からも支障あるものと思料される。 以上の点により折角の誘致請願であるが希望に添い難い。
大阪拘置所の茨田横堤町移転に関する請願（第一三〇四号）	同	大阪拘置所移転候補地たる国有地大阪市北区北錦町所在一一、〇九二坪二一（一四〇、〇六四、四〇〇円）と延原観太郎氏所有の同市都島区友淵町及び善源寺町所在の旧延原製作所敷地一九、一七六坪七二（一一五、〇六〇、三二〇円）及び建物延二、三八六坪四九（二五、八八六、二二五円）とを括弧内評価額で交換した。右の評価は、近畿財務局において
大阪拘置所移転にかかる国有財産不当処分反対の請願（第一〇四五号）	同	

大阪拘置所の都島区内移築反対に関する請願（三件）（第三一六、三二八、四六〇号）	同	土地評価関係者の意見等を参酌し、更に環境その他評価上考慮すべきあらゆる要素を慎重に検討し結論を出したもので、極めて公平且つ適正なるものと認められるので交換を取消す意思はない。 大阪拘置所建設敷地として確保した大阪市都島区内旧延原製作所工場敷地一九、一七六坪七二の一団地は、西方は淀川、北方及び南方は鐘紡、十条の工場、東方は鐘紡野球場であつて一般民家に直接した部分はなく、文教施設があると云うことについては、最も近い地域に都島工業高等学校があるが迂回距離で約八百米あり直接の心理的影響は考えられない。また工場地帯としての計画、道路計画、観光地計画等を阻害すると云うことについては、敷地を含む一帯について市当局その他で現地調査を行つたが必ずしもその計画は具体化したものではない。 以上の諸点を考察するに拘置所建設が都島区内に重大な悪影響を及ぼすものとは考えられない。なお、現大阪市内において本敷地に匹敵する適地を求むることは不可能と考えられる等の理由により拘置所建設計画を廃止することはできない。しかし乍ら区民感情に対しては、充分尊重し、今後の運営に留意したい。
高知地方法務局赤岡支局改築に関する請願（第一七号）	同	予算措置に努力し、地元民の要望に応えたい。
徳島刑務所の移転促進に関する請願（第一二六五号）	同	国家財政の現状においては、早急に実現することは困難である。
千島歯舞諸島返還に関する請願（第五号）	外務省	政府はさきに署名をみた日ソ共同宣言に基き、今後の継続交渉において、趣旨実現に努力したい。
千島列島返還等に関する請願（第九七七号）	同	右に同じ。
日ソ、日中国交回復促進に関する請願（二件）（第六七三、一〇二一号）	同	一、わが国が中華民国政府と国交を結んでいる現在、中共との国交関係は、国連の動向等とともに慎重に検討を要するものと考える。中共が世界大多数の国から承認されず、又大多数のわが国民が復交を要望する意思表示があるまで行い得ない。 二、昭和三十一年十月十九日日ソ共同宣言の署名をみ、十一年十二月十日ソ共同宣言の批准をまつて両国の国交が回復する次第である。
李承晩ラインによる拿捕抑留乗組員釈放等に関する請願（第七九号）	同	李ラインは国際法および国際慣習上根拠なく、わが国としてもこれを認め得ないので屢次にわたり申入れを行い、又漁船の不法だ捕れ、漁船、乗組員の釈放返還を要求してきたのであるが、先方はこれに誠意を示さざる実情にある。わが方は以上の如き韓国側の反対態度にもかかわらず日韓国交の早期妥結の方針のもとに全面的問題の調整について話し合うべく努力中である。又抑留邦人漁民の救出は諸懸案と切離して早急解決に努力中である。 右に同じ。
韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願（二件）（第五〇三、八六一号）	同	昭和三十一年十一月から日、米、加、ソ連四カ国間に新条約締結のための会議が開かれており、わが代表団は、わが国漁業及び関係漁民の立場を十分考慮しつつ交渉を続けており遠からず妥結するものと期待している。
オットセイ保護条約締結促進等に関する請願（第一五五号）	同	政府は、原水爆実験について、衆・参両議院の「実験中止方要望決議」に基き、これを、米・英・ソ各国政府並びに国連に伝達し、日本国民の要望に対し、考慮を払うよう申入れた。
太平洋水域における水爆実験中止の請願（十件）（第九〇二、一〇一九、一〇三九、一〇四〇、一一九、一一三、一一四、一一一三七二号） 一八三、一二二七、一	同	実験禁止に関する国際的措置の実現を見ない現在、今次の実験に関し、実験に伴う危害の防止と損害に対し、十分な補償を行うよう米国側と交渉し、実験実施から生ずる諸問題について遺漏なきを期すべく努力した次第である。今後も世界の与論に訴えて実験中止実現に努力する。
原水爆実験禁止に関する請願（六件）（第九八四、一〇二〇、一一一二、一二二七、一二九〇、一四三九号）	同	右に同じ。
公海における水爆実験禁止の請願（第一三六五号）	同	右に同じ。
太平洋水域における水爆実験中止等の請願（四件）（第一〇一八、一〇四一、一一八一、一一八四号）	同	一、右に同じ。 二、原爆被害の調査及びその対策等については、厚生省にその調査研究連絡協議会を設けて各方面にわたり、今次の原水爆実験に関しては、その影響調査のため閣議決定に基き技術顧問団を設置するとともに、調査船を現地に派遣して、調査を行い、目下その資料を基礎として検討が行われている。なお、広島、長崎の原爆被災者にたいしては精密検査及び研究的治療を行つているが、昭和三十二年度以内においては、この障害者に対し推進と、同地域居住のこれが推進についても希望により対象とすべく努力中である。 三、原子兵器の日本持込は問題となつておらず又原子兵器の目的とする基地拡張も行われていないので特別の立法措置を行う理由はない。
原水爆実験禁止等に関する請願（七件）（第一〇二六、一〇三八、一一三五、一一八二、一〇五三、一〇五四、一三二一号）	同	一、右第一項に同じ。 二、右第二項に同じ。

政府資金の金利引下げに関する請願（第四号）	大蔵省	現在直ちにこれを引き下げることは困難である。
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の運営に関する請願（二件）（第一五三、二八五号）	同	補助金等の交付の決定を早期に行うとともに、予算繰越事務の簡易迅速化を図り、あわせて、前金払、概算払の制度を実情に則するより運営することとしている。
宮城県仙台市附近に国立たばこ試験場設置の請願（二件）（第一三〇、五〇九号）	同	岩手県盛岡市附近に、専売公社直営の試験場を設置し、東北地方におけるたばこ栽培技術の向上を図ることとした。
山形県新庄市日本専売公社出張所を総合出張所に昇格する請願（第一〇四四号）	同	たばこ耕作事業の実態、公社業務の運営の面から検討の上、早急に結論を出すこととした。
山林所得税の軽減等に関する請願（第三四二号）	同	一、山林所得に対する所得税の課税については、山林所得の金額から十五万円を控除し、控除後の金額につい て十五分五乗の課税方式により他の所得と分離して課税するほか山林所得の計算につい て概算経費控除の制度を認め相当大幅な負担の軽減と課税税簡素合理化を図つている。山林の相続税については、立木はその時価に百分の八十五の割合を乗じて評価しているので、特に山林のみ軽減措置を講ずることは妥当でないと考える。 二、農林漁業金融公庫の林業関係融資額は逐年増額されており、貸付事業範囲の拡充と借入手続の簡素化については、目下具体的な問題につき検討中である。 三、短期の林業資金については積極的に融資する方針であるので、受入体制の整つた団体等にあつてはその金融は益々円滑になるものと考えられる。 四、林業金融の実態については、目下調査を行つているので、林業金融体系はこの調査の完了次第検討される予定である。
岩手県盛岡市附近に国立たばこ試験場設置の請願（第一四一七号）	同	東北地方に栽培されるたばこバーレー種の試験、研究を行うため、岩手県盛岡市附近に日本専売公社直営のたばこ試験場を設置することとした。
福島県立たばこ試験場の国立移管に関する請願（第一二八一号）	同	福島県立たばこ試験場の国立移管については、東北地方に栽培される全在来種の品質改善という立場から総合的に検討の上、早急に結論を出すこととしたい。
岩手県大船渡市に設置される東北製塩株式会社に製塩許可促進の請願（第一四一八号）	同	日本専売公社において検討の結果許可することに決定した。
学校教職員の定数増員等に関する請願（第二四九号）	文部省	国および地方の財政事情との関連において検討したい。
国立点字出版所設立等に関する請願（第三七二号）	同	点字の教科用図書については文部省において編集につとめるとともに、民間点字出版所に点字製版機、印刷機を貸与する等の措置を講じているが、一般点字図書の出版を目的とする国立点字出版所の設置については、困難である。盲学校高等部の生徒の就労奨励の補助

理科教育振興法の一部改正に関する請願（第六七五号）	同	
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に関する請願（第九八号）	同	
高等学校の定時制教育及び通信教育の予算に関する請願（第八一号）	同	
定時制教育及び通信教育振興に関する請願（二件）（第一一四二、一一四三号）	同	
高等学校農業教職員の待遇特別措置に関する請願（第三六三号）	同	
岩手県立宮古水産高等学校等の共同実習船建造費国庫補助に関する請願（第一三〇号）	同	
学校保健法制定の請願（二件）（第一二〇、二六四号）	同	
準要保護児童の教育扶助特別措置に関する請願（三件）（第一四四二、一五五一、一五八三号）	同	
文部省管理の共同水産総合練習船建造に関する請願（第四二八号）	同	

については「盲学校、ろう学校及び養護学校への就労奨励に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、教科用図書の購入費が支給されることとなつた。その他の経費についても、小、中学部と同様の取扱をなすべく努力したい。

私立学校について昭和三十一年度予算において一千万円を計上している。理科教育振興法を改正して、私立学校をその補助対象に加えることについては、研究中である。

一、定時制教育に従事する職員の給与の四割を国庫負担することについては今後努力したい。その他の点は更に研究を要する問題である。

二、施設については、今後予算措置に努力したい。

三、補助を負担に改めることは研究したい。

一、昭和三十一年度においては、定時制教育及び通信教育設備費国庫補助八三、七六六千円、通信教育運営費国庫補助九、〇五六千円、計九二、八二二千円を計上した。

二、通信教育教科用図書編集発行費、定時制教育職員現職教育費の補助については、今後予算措置に努力したい。又所要経費の半額補助についても努力したい。

三、関係官庁間において研究したい。

一、施設については、今後予算措置に努力したい。

二、関係官庁間において研究したい。

三、育英資金として定時制学校の生徒に対しては、昭和三十一年度は総数の二％に当る者に貸与する額として一〇、八九九千円が計上されたが、その他の者についても研究したい。

四、関係官庁と密接な連絡を保つて研究したい。

五、昭和三十一年六月二十日法律第一五七号をもつて「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」が制定された。

農業教育その他産業教育に従事する教職員の待遇等について、産業教育振興法の趣旨にのつとり、その特別措置を研究中である。

昭和三十一年度において交付すべく内定している。

学校保健に関する法令の整備については、現在研究中である。

「就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律」「学校給食法の一部を改正する法律」が成立し、施行されている。

本件は多額の予算を伴うものであり、かつ使用目的にあり建造計画と建造後の運営管理の方法等に問題があるので、今後じゆうぶん検討したい。

青年学級運営費国庫補助増額に関する請願（三件）（第七二四、一〇一二、一三一三号）	同	実現のために努力したい。
青年学級運営費補助増額等に関する請願（第五七五号）	同	可能な限りにおいて実現のため努力したい。
児童生徒の増加に伴う不足教室補充財源措置に関する請願（第二二号）	同	昭和三十一年度予算に、公立小学不正常授業解消促進臨時措置法に基き三億八千万円、公立学校施設費臨時措置法に基き中学校分一四億四千万円、小学校戦災復旧三億七千万円、転用小学校分九千万円計上され、五大市についても相当整備される予定である。昭和三十年度末に昭和三十一年度中学校生徒増に対する九億五千万円の特別起債が認められた。
危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願（三件）（第一四四〇、一五六〇、一五八一号）	同	中学校整備については、補助率二分の一、小学校不正常授業解消については三分の一、危険校舎改築については三分の一となつている。補助率は国家財政等の関係上現在引き上げる考えはない。
統合学校施設の国庫補助算定基準に関する請願（三件）（第一四四一、一五五九、一五八二号）	同	「昭和三十一年度公立小中学校統合特別助成費補助金の配分要項」を定め、従来の中学校整備の場合よりも有利な算定基準となつている。
高山祭および屋台の調査に関する請願（第一〇八号）	同	無形文化財としての高山祭の調査は、昭和三十一年四月に実施した。屋台の現地調査は、機会をみて実施したい。
福岡県観世音寺保存施設費国庫補助に関する請願（二件）（第六九九、一〇四八号）	同	保存施設の設置の必要性は認めているが、実施に関しては、地元ともじゆうぶん打合せ目下検討中である。
北海道元地漁港築設に関する請願（第四一六号）	農林省	国家財政の許す限り早期に着工できるよう努力したい。
北海道落部漁港築設工事促進に関する請願（第七四六号）	同	昭和三十一年度も引き続き事業実施中であるが、できるだけ工事の促進を図るよう努力したい。
北海道頓別船入までの昇格に関する請願（第七四七号）	同	目下第一種漁港に指定され修築工事を実施中であるが、第三種漁港への昇格については、漁業状勢、立地条件等を充分調査検討の上処理することとしたい。
北海道熊石漁港しゆんせつ等に関する請願（第七四八号）	同	国家財政の許す限りなるべく早期に実施できるよう努力したい。
岩手県種市漁港修築工事促進に関する請願（第九六五号）	同	昭和三十一年度の漁港整備関係予算を勘案の上考慮したい。
岩手県綾里漁港修築工事促進に関する請願（第一〇六九号）	同	右に同じ。
大阪湾水質浄化促進に関する請願（第一一二二号）	同	ふん尿処理については、投棄海域の変更を研究中であり、下水道及びし尿消化槽による完全処理を補助指導している。また、工場廃水については、目下研究中であり廃水処理実施の推進を図りたい。

原水爆実験による水産業者等の損害補償に関する請願（第一一九五号）	同	原水爆実験については、慎重に研究中である。損害補償については現在検討中である。
日本中央競馬会法第二十七条改正に関する請願（第二六三号）	同	一定率による国庫納付金制度の是非については、現在研究中である。小倉競馬開催日数の増加については、競馬会の経営面をも勘案して検討したい。
伝貧研究所設置に関する請願（五件）（第二三一、二二六〇、三八一、四八一、五〇八号）	同	独立研究機関を設置すべく今後とも検討したい。
米の統制撤廃等反対に関する請願（第一五八号）	同	食糧管理問題については慎重に検討を続けており、三十一年度産米については事前売渡申込制度を持続することとした。
食糧科学研究機関設置に関する請願（第九六三号）	同	大規模な国立食糧科学研究機関の設置は困難であるが、食糧庁の附属機関として食糧研究所が設置されており、活潑に活動している。なお、試験研究機関の一層の充実と効率的な運営を図るため、農林省に農林水産技術会議を設置した。
農産物価格安定法の一部改正に関する請願（三件）（第二九二、四八五、一二五五号）	同	現在必要に応じ随時開催している製造業者及び需要者を含めた需給協議会をより一層活用する等、要望にそうよう一層努力したい。
北海道野田追地区造田事業促進に関する請願（第七五〇号）	同	北海道庁から申請があつた場合には極力要望にそうようしたい。
北海道東鷹栖、鷹栖両村鷹栖地区の道営軌道客土事業施行に関する請願（第一〇一二号）	同	右に同じ。
北海道新川地区排水工事施行に関する請願（第一一五〇号）	同	全体設計の審査結果をまつて処理したい。
北海道千歳川地区漁川ダム建設に関する請願（第一一六二号）	同	昭和三十二年度をもつて調査完了の予定であるので、その完了をまつて計画内容を検討の上善処したい。
静岡県庄内村地先浜名湖干拓工事反対に関する請願（第一一二一号）	同	現在調査を実施中であるが、今後関係者と十分協議して意見調整の上着工することとしたい。
内水面水産増殖事業費国庫補助等に関する請願（第七八号）	同	内水面資源維持補助金が、昭和三十一年度に四〇、〇五五円が計上されれ、現在は都道府県営のみ対照となつているが、民間に対する補助については十分研究したい。障害の排除については、目下大学研究機関で調査研究中であるので、取りあえずの処置として有害農薬の使用方法等について指導を行つている。
岩手県近海のもりかざめはえなわ漁業の許可制度に関する請願（第一三五号）	同	実情を慎重に検討のうえ十分研究することとしたい。

新農薬による内水面魚族死滅の防止対策の請願（第一二一〇号）	同	新農薬の魚族に及ぼす影響については現在大学研究機関等において調査研究中であるが当面の対策として水田の一部使用制限、撒布方法の改善、使用器具の厳重管理等により被害の防止に努めているので、今後一層推進して保護をはかりたい。
北海道遠別漁港築設促進に関する請願（第三九三号）	同	昭和三十一年度も継続実施の予定で、予算の許す限り工事の促進に努力したい。
北海道浜益漁港修築工事促進に関する請願（第一一四七号）	同	国家予算の許す限り工事の促進を図るよう努力したい。
家畜商法の一部改正に関する請願（第一一一八号）	同	家畜取引法（昭和三十一年法律第一二三号）中に家畜商法の一部改正が規定されており、その運用により請願の趣旨を達成するよう努力したい。
北海道福島漁港修築工事継続等に関する請願（第四一一七号）	同	福島漁港は、昭和三十一年度も継続実施の予定であるので予算の許す限り早期完成に努めたい。
水産業協同組合法の一部改正等に関する請願（第八五二号）	同	吉岡漁港は、国家財政の許す限り着手できるよう努力したい。
		一、現行法における河川組合については、実態に即するよう改正措置を検討中である。
		二、水質汚濁防止の法制化については、検討中である。農薬被害については調査研究中でその結果をまつて善処したい。
		三、天災等による魚族の死滅等に対しては、災害発生のつど、対策を講じており、将来も必要な災害復旧対策を推進して行きたい。
		四、魚道の設置については、現行法に一応基本的の規定があるが、魚道規模及び設置の基準等に関してはそのつど指導することとしたい。
		五、内水面漁場管理委員会の予算については、その増額に努めるとともに昭和三十一年度からは経費の配分方式についても十分検討し、この面の是正も研究中である。
漁業被害保険補償制度確立促進に関する請願（第一二一六号）	同	現在調査研究中で、その結果をまつて当該制度の確立につき慎重に研究したい。
農業共済団体事務費国庫負担増額に関する請願（第一三一号）	同	従来程度の国庫負担で経営内容を充実し得るよう指導したい。
秋田県十和田湖姫ます養殖事業復興に関する請願（第七一七号）	同	姫ます資源の調査と増殖事業とを並行的に実施し、本来の機能が発揮できるよう努力したい。姫ますを飼育池において、稚魚から親魚にまで養成して採卵を行うことは、技術的に不可能で、この方式を採用する意図はない。
カムチャッカ災害融資等の融資金返済期限延長に関する請願（第一二一四号）	同	目下のところ当該法律の改正については考慮していない。
三陸沖暴風浪等の漁業被害復旧資金特別長期融資実施促進に関する請願（第一二一五号）	同	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第一三六号）に基き、資金の融通を円滑にする措置を講じている。
三陸沖暴風浪の被害漁業復旧対策等に関する請願（第一八一号）	同	右に同じ。
北海道天の川地区土地改良事業施行に関する請願（第三九一号）	同	未だ申請がないが、申請のあり次第内容検討の上善処したい。
大分県西国東干拓建設事業予算に関する請願（第四五六号）	同	昭和三十一年度は実施済の施設等のき損を防止する程度の工事を実施することとし、三千二百万円を割り当てている。
秋田県平鹿郡地区の土地改良事業施行に関する請願（第一〇五八号）	同	昭和三十一年度をもつて調査完了の予定であるのでその結果をまつて、計画内容を検討の上善処したい。
北海道千歳町の反転客土事業費国庫補助に関する請願（第一二五七号）	同	今後十分内容を検討して請願の趣旨に添うよう努力いたしたい。
宮崎県田原村五カ所開発事業中止に関する請願（第一一一号）	同	目下詳細な調査を進めているので、その成果を待つて計画内容を慎重審議いたしたい。
桑園の凍霜害対策に関する請願（二件）（第三六七、四〇八号）	同	一、速効性肥料購入費助成及び病虫害防除剤購入費の助成については、財政上の都合により特別の措置を講ずることは困難である。
		二、農業共済金の概算払実施については、申請あり次第審査し、異常災害に該当すればその部分について査定し、支払う方針である。
		三、夏秋蚕種の購入助成については、財政上の都合により特別の措置を講ずることは困難である。
		四、営農資金の貸出については、今回の凍霜害の被害農家に対しては、既に低利の営農資金が融通されている。
		五、被害町村に対する交付税交付金の増額については、検討中である。
		六、被害農家に対する所得税の軽減又は免除については、所得標準課税において減額することとし、桑樹等資産の損害等については償却費等につき検討することとしている。
北海道石崎漁港修築工事施行等に関する請願（第三九二号）	同	災害復旧工事は、早期完成に努めたい。汐吹漁港の拡張工事は、昭和三十一年度も継続施行の予定で、石崎漁港の拡張については、整備計画に採択された場合に考慮したい。
岩手県江刺平野等の開墾事業に関する請願（第一五七号）	同	昭和三十一年度より太規模国営開墾事業猿ケ石地区として全体設計樹立のため、目下調査中でその完了後工事に着手したい。
新潟県耕地地すべり地災害防止対策事業費国庫補助に関する請願（第一二六四号）	同	昭和三十一年度から新たに調査費二、二六三千円を計上し、県下一円の地すべりの実態を調査し、特に農地を中心として検討する予定である。
林産物の需給及び価格の適正化に関する請願（第三三七号）	同	一、国有林産物の需給調整による林産物の価格安定については、毎年の樹種別伐採量及

林道網の整備促進に関する請願（第三三二九号）	同	林道の開設については、単に搬出効果のみでなく、多角的効果を発揚させることを十分考慮して施工額の増額について努力したい。また、林道の種類変更については、予算の配分上実開発林の林道開設事業が優先する関係上実績は期待にそえぬものもあると思うが、極力この事業を拡充し要望に応じたい。
森林計画経費国庫補助増額等に関する請願（第三四一号）	同	一、森林計画編成費予算増額については努力したい又森林計画の実行確保と林業技術普及の第一線担当者である林業技術者の設置費補助については、現員現給主義によつて名実ともに二分の一の補助を実現すべく努力中である。 二、昭和三十一年度から林業技術員一本建とし、全国に三一〇五名を設置することになつたが、今後とも増員に努力するとともに、資質の向上に不断の訓練を続ける考えである。 三、間伐材の搬出を安価容易にするため、林道網を整備し、集団取引による間伐材の売却単価を整備し、集団取引を促進するため集取引を促進するとともに森林組合に対する公庫融資等の方法を研究し、森林組合による間伐林道の整備と共同販売とを推進すべく検討中である。
神奈川県相模湖町管内の国有林野払下げに関する請願（第六〇四号）	同	四、林業試験研究設備の整備拡充については、今後とも人的、物的整備に努力したい。 五、森林病害虫については、現在八種類の害虫等を指定しているが、突発的に発生する病害虫については、所要経費の補助を早急に行うことのできるよう予算上の措置について今後とも努力したい。
木炭公営検査の強化の立法措置に関する請願（第一二〇九号）	同	合併町村に対しては、新市町村建設促進法第二五条の規定が適用されるので実地調査の上同法の趣旨に沿つて善処することといたしたい。 公営検査の強化の必要性は認めるが、国庫助成については、国の財政事情の関連もあるので、今後とも慎重な検討を続けたい。
栃木県益子町及び茂木町地内国有林野の宇都宮営林署管轄区域編入に関する請願（二件）（第一三四二、一三四四、一三四八号）	同	営林局の管轄区域の変更は法律改正を伴うもので、その他の問題も含めて検討中である。
農林漁業資金の償還期限延長等に関する請願（第一五四〇号）	同	一、農林漁業資金のうち土地改良資金は、償還期限が十五年以内となつており、一般金融機関の資金に比して長期のものであるから、法律改正を行つてこの限度を延長する考えはないが、災害等真に止むを得ない事情により付償還に支障を来すものについては、貸付条件の変更に償還を猶予して一部の年賦金の償還を猶予する方針である。無理の生じないより措置する考えである。 二、事情をよく調査の上実情にそつた適切な措置を講ずる考えである。 昭和二十九年度において国費をもつて特殊調査した地区であつて、目下県においても引き続き調査中であるので、計画書の提出をまつて処理したい。
宮城県田尻川沿岸地域かんがい排水総合改修事業促進に関する請願（第四六五号）	同	昭和三十一年度新規県営土地改良着工希望地区として計画書の提出のあつた地区であるが、計画再検討の要があるので、目下県において調査中であり、その調査結果をまつて処理したい。
千葉県県営大利根、千潟用排水総合土地改良事業計画認可等に関する請願（第一一五二号）	同	昭和三十一年度新規着工希望地区（団体営）として計画書の提出があつた地区であり、目下審査中である。
北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願（第七四四号）	同	昭和二十二年に代行干拓事業として採択したが、現在第一工区を実施中で、第二工区着工まで七五%を完了している。 昭和三十年度の予定であつたが、治水上の見地から治水及ぼす影響について実態を把握するため、三十年度より基本的な調査を実施中である。そのの結果をまつて本工区については、着工することになるが、全面干拓について潤沼する治水面の役割が究明されないことには着工は困難である。調査の結果、全面干拓可能の裏付ができれば改めて計画を行い、事業を実施に移すきれば不可能ではない。
茨城県旭村涸沼干拓事業促進に関する請願（第一一〇六号）	同	予算的措置については、保護水面、さく河魚類の保護培養、種苗の確保等に補助金等の支出をして水産資源の保護に努めてきたが、財政の許す限り今後とも努力したい。 整備の許す限り今後とも努力したい。省令等の研究、公布については目下必要な資料の調査、収集を行い検討中である。
水産資源保護法の実施上必要な予算措置等に関する請願（第一五七〇号）	同	第一項については、食糧管理法第二条その他政令をもつて定むる食糧即ち食糧管理法施行令第一条の項目に該当がないので政令の改正を必要とするが、人造米の原料である馬れいしよでこんぷの財政負担並びに設備に対する免税措置（五割増原価償却）等現在育成措置を講じているので現行の取扱いで差支えないものと考える。 第二項の合成米の需要の増大については、今後共強力に消費普及面の拡大措置を講ずる考えであるが、未だ種々の問題もあり現在においては時期尚早と思われる。 第三項の学童給食の件については学校給食用に使用することは各学校の希望によるもので、政府として強要することは不可能であるから、業界において開拓に努めることが肝要
強化合成米育成に関する請願（第九六四号）	同	

造林事業費国庫補助増額等に関する請願（第三三四号）	同	であると考える。第四項の件について、余剰農産物は不用なものを特に安価に買い入れたものでなく、通常の買付と同じ方式で輸入しているので、強化合成米のために値引して払い下げる理由がない。また特別価格で売り渡すには、法律改正の要あると考える。第五項については、甘しよでん粉を人造米の原料として使用することについての各種試験は良好な結果が出ており、一応目途がついたので原価計算を行い近く採用する方針であり、従つて甘しよでん粉の払い下げ価格についても請願の線に沿つて別途善処する方針である。 一、造林事業を推進するためには、同事業に対する国庫補助率を高め、予算の増加が最も効果的であると考えられるので十分考慮したい。 二、造林地保育と薪炭林改良補助予算については、林業政策の総合的観点において考慮したい。 三、きゆう果採取事業に対する国庫補助は、昭和三十一年度に復活し、現在実施中である。母樹及び母樹林の補償額の増加については、特に立木価格の低いものについて増額を図つている。 四、採穂用母樹林の設置は極めて重要で挿木造林の盛んな県には補助金を交付して県営の採穂母樹林を設置させることにつき検討を進めている。 五、森林の生産力を高めるため優良品種の育成増殖を図る必要があるので、その第一着手として精英樹の選抜を行う方針のもとに準備を進めている。種苗生産者の登録制については、必要性を検討した上で善処したい。
治山事業費国庫補助増額等に関する請願（第三三五号）	同	一、恒久的治山対策は、財政的に早急な実現は困難であるので、実行可能な昭和三十年度以降実施六箇年計画を樹立し実行中である。 二、治山事業は、その公共性にかんがみ、地方財政の窮乏に対応し、昭和三十一年度から補助率を引き上げることにより山地治山施設については、従来の三分の二から四分の三に引上げるとともに地方財政再建促進特別措置法の適用を受ける府県には二割増率することとなつた。国営事業においては、補助事業同様国庫負担率が引上げられ、府県負担金は長期償還の交付公債をもつて支払のできる措置がとられるようになつた。 三、崩壊予防については、崩壊地復旧事業、荒廃防止事業、地辷防止事業等の中に崩壊予防の性格を有する工事を織り込んで実行するよう指導している。 四、保安林保育事業に対する国庫補助及び国家補償等に関しては、現在研究中で本年中には成案を得て三十二年度より実行したい。
こんにやく価格安定化に対する恒久施策確立の請願（第九二八号）	同	農産物価格安定法の適用対象とすることは検討の要がある。なお、外国産については厳密な輸入調整を行い、また、国内産についても生産費の切下に努力すると共に輸入関税の改訂について検討することも考えている。特産地帯の振興法制定については、さらに検討したい。
森林組合の育成強化に関する請願（第三三六号）	同	一、組合技術員に対しては、事業を通じて間接的に援助を行つている。また共同利用施設については組合の行う林道等の施設に対する補助の道が開かれている。 二、役職員の養成に要する経費の増大は望めないので講習会の継続実施によりその実を上げたいと考えている。 三、組合の育成強化については、実態把握のため調査、常例検査を通ずる指導に重点をおいて推進している。 四、森林組合の合併は、経営の適正規模化を目標として行うよう指導しているが、促進については検討したい。 五、林業関係公共事業は、事業執行体制の強化に応じて国庫補助金運用上遺憾のないよう指導を行つている。 六、預貯金業務は各般の状況から実現は困難である。 六、法人税及び事業税の免除は現在の租税体系上困難と思われる。
めん羊事業振興に関する特別措置法制定の請願（第一五七四号）	同	種めん羊の輸入、種畜牧場の強化、めん羊奨励地域の設定、これに対する施設助成、有畜農家創設事業によるめん羊の導入、技術の浸透等に関する予算措置を強化すること等について、新たに検討したい。 また、めん羊事業振興に関する特別措置法の制定については充分研究したい。
漁港法に特別第三種漁港の規定を追加するに関する請願（第一四五四号）	同	漁港法を改正し、新たに特別重要漁港の種別を設け、特別高率国庫負担により国が工事を施行することは、現在の国の財政事情もあるので、十分研究したい。
水質汚濁防止法制定等に関する請願（第五〇四号）	同	一、「漁場水質汚濁防止法案」については、関係各省において、その内容を検討中である。 二、内水面漁業法並びに協同組合法の単行改正については、更に研究したい。 三、施設費及び放流費の補助金として昭和三十一年度予算に四、二五九万円を計上し、内水面資源の維持培養を図つている。 四、淡水区水産研究所本所の移転は内水面の研究上種々支障あり、今後検討を要すると認められるが、琵琶湖支所の設置については、財政の許す限り実現したい。 国庫補助金の早期全額交付の措置を採り得るよう努力したい。
福岡県内市町村の水害復旧費国費補助に関する請願（第七七三号）	同	

茨城県筑波郡下の開拓適地選定基準厳正運用等に関する請願（第四九二号）	同	一、農地法の規定による買収は、農業経営の維持に支障を来す場合には、必要限度の代替地を与えているが、適当な代地を得られない場合には、その土地は買収から除外するよう考慮している。 二、農地法第七十三条の規定により、土地の処分を制限しており、不法転用等の場合においては、法規に照らし厳重に処理している。なお、増反希望については、増反適格者に限り土地の売渡を行つている。 三、現行の未墾地買収価格は、昭和三十年十二月六日農地買収価格の改訂を行つたものであり適正なものである。なお、買収土地上にある開拓に必要な立竹木の買収も農地法に定める適正時価で行つている。
北海道広島村共栄排水こう改修工事施行に関する請願（第一一六一号）	同	昭和三十二年度直轄明きよ排水全体設計希望地区として計画書が提出されているが、目下内容を検討中である。
北海道浜益村の漁業転換について請願（第一一五一号）	同	「昭和三十一年度漁業転換計画」において転換のための融資をはかつているが、今後もこれを促進することとしたい。
北洋漁業漁獲水域の現状維持に関する請願（第一三〇三号）	同	北洋漁業の操業については、日ソ漁業条約が本年五月モスクワにおいて締結されたが、同条約は日ソ間の平和条約の効力発生の日、または外交関係の回復の日から効力を生ずることとなつているので、来年度以降の操業については、円満、かつ安全に実施できることと、なると考える。
和牛の消費流通に関する請願（第五二二号）	同	一、今後とも役肉用牛の消費促進並びに流通の改善に努力したい。 なお、有畜農家創設事業については、有畜農家創設基準、事業資金融通方法の改善について検討したい。 二、役肉用種牡牛の国有貸付事業については、優秀な種牡牛資源確保のため民間育成組合の整備、強化、繁殖調整団体の設置、計画的な増頭を考慮したい。 三、役肉用牛の生産、肥育について重点的に研究する試験研究として、役肉用牛に関する単価の指導を実施するほか今後とも補助金の増額を考慮したい。 四、家畜改良増殖法の改正は、種畜検査の等級制定の基準に資質、能力、体型を考慮して種畜とするよう検討中であるが、さしあたつて技術的に個々の案件に応じた協議による了解事項とし改良不適種畜は、とりたする方向へ指導して行きたい。 五、家畜取引法の制定に伴う家畜商法の一部改正によつて家畜の円滑公正な流通を図ることになつたが、今後更に趣旨にそつて指導したい。 現在の予算規模から困難であるが、請願の趣旨にそうよう努力中である。
積雪寒冷地域の大規模区画整理事業予算増額等に関する請願（第四九三号）	同	

開拓行政の合理化に関する請願（第三三八号）	同	未墾地の買収は、総合的見地から開拓のための利用が適当と認められる土地を対象として行つている。未満の特殊優良樹林、母樹林又は利用伐期令未満の森林等の買収については、慎重を期したい。 一、開拓の用に供しないことを相当と認める土地は、すみやかに農地法第八〇条の規定に基き、認定事務を取り進め、売払手続を完了するように努めている。 二、現行の未墾地買収価格は、昭和三十年十二月六日改訂を行つたものであり、適正なものと考える。なお、既買収土地上にある開拓に必要な立竹木の買収も農地法に定める適正な時価で行つている。
林業災害補償制度の合理化に関する請願（第三四〇号）	同	一、森林火災保険利率の引下げは、今後の経過を見た上で検討したい。 二、林業災害全般の保険制度は研究中であり、さしあたり森林火災保険事業の運営により或る程度救済措置を講じたいと考え目下具体策を検討中である。
森林雪害救済に関する請願（第一一九八号）	同	一、全般的森林災害補償制度については研究中である。 二、再造林費の全額国庫負担は困難であるが、現行補助制度運営の範囲内で可能な限り高額の補助金を交付するように取り扱い、再造林の実行を容易ならしめるよう考慮したい。 三、森林の現況に著しい変化が生じた場合は、被害の実情に即し、跡地更新の必要の程度に応じて、現行法の運用上特例的に処理したい。 四、森林災害補償制度については、結論をえていないので暫定措置として森林火災国営保険事業の運営により、或る程度の救済方法を講じたいと考え、目下具体策を検討中である。 五、積雪地方の造林単価は、雪起経費を見込んで適正を期している。
只見川電源開発促進等に関する請願（第五五号）	通商産業省	一、昭和三十一年度においては大貯水池点の開発に重点を置いて相当量の資金を計上するとともに、電力需給状況を勘案して工期を短縮して進捗に努め可及的速かなる完成を期している。 二、只見特定地域総合開発計画については昭和三十一年三月六日閣議決定した。補助率九〇％以上の別枠予算措置は国家財政の現状から甚しく困難と思われるがなお充分検討したい。 国鉄只見線の全通については、川口―田子倉間は現在工事中である。田子倉―大白川間の建設については今後調査研究することとしたい。 産業道路の拡充整備については今後調査検討することとなつている。 三、電力会社間の需給均衡の度合その他を勘案して慎重に検討中である。

北海道落部野田追両河川の電源開発に関する請願（第七四五号）	同	五、九〇〇KWの開発計画があるが、この計画によると河川勾配が緩かであるためにコスト高になるので目下計画の再検討をおこなつている。
山形県朝日川地区電源開発事業促進等に関する請願（第八一四号）	同	電源開発調整審議会において昭和三十一年度新規着工地点として山形県による開発を決定し、本年度分一億四千万円の工事を認めた。本地点は昭和三十三年中に完成される予定となつている。
大分県新馬上金山の鉱害による損害補償の請願（第二七八号）	同	一、鉱山は、昭和三十一年五月以降操業を中止しているが、福岡鉱山保安監督部において施設の管理について厳重監督を行つており、今後鉱害を生ずるおそれないものと思われる。 二、本件についてはすでに被害者から大分地方裁判所に調停が申し立てられているので、調停において解決を図るのが妥当と考えられる。
北海道石崎川電源開発に関する請願（第四〇七号）	同	北海道電力株式会社において昭和三十一年度に約二〇〇万円の調査費を計上し、昭和三十二年度の新規着工地点として希望しているが、その実施は、電源開発調整審議会の決定をまつて行われる。
中国向木造船輸出特認に関する請願（第一八号）	同	今後も特認輸出を認めさせるよう努力する方針である。
木造船の中共向輸出禁止解除に関する請願（第一三五九号）	同	今後とも機会ある毎に関係諸国と折衝し、解除の方向へ努力を続ける方針である。
西鹿児島駅の本駅化に関する請願（第一八六号）	運輸省	早急に実施することは、目下のところ困難である。
磐城西郷信号所の普通駅昇格に関する請願（第一八七号）	同	白棚線建設との関係もあるのでよく研究したい。
国鉄奈良線に寺田駅設置の請願（第二三二号）	同	要員その他の関係もあるので、なおよく研究したい。
瀬戸、西大寺両駅間に簡易駅設置等の請願（第三二一七号）	同	停車場設置は輸送力に及ぼす影響も大きく、又要員その他の関係もあり、早急実施は困難である。
同（第三二六号）	同	右に同じ。
国鉄飯田線鳥居駅存置に関する請願（第一三六九号）	同	現在鳥居駅廃止の計画はない。
東北本線増田、岩沼両駅間にディゼルカー停留所設置の請願（第一四〇六号）	同	現在の気動車運行状況、要員の関係から早急の設置は困難である。
京都、福知山両駅間鉄道電化促進等に関する請願（第五一号）	同	本区間には現在急行列車が一往復あり、二等車の増結の早急実現は困難と思われるが、利用状態等について研究したい。又電化は、目下の予算面から見て早急に実現は困難と思われる。
東北本線鉄道の複線化等に関する請願（第一三二号）	同	盛岡までの複線化は継続中であり、それ以北は、信号場の新設等によつて輸送力を増強することとしている。又電化は、予算面の解決次第着工することとなると思われる。目下の予算面から見て早急実現は困難である。
釜石線及び山田線両鉄道電化促進に関する請願（第一三三号）	同	早急実現は困難である。
青梅線鉄道改善促進に関する請願（第五七三号）	同	右に同じ。
同（第一三八号）	同	鉄道電化第二期計画線区の中に含まれているので、これが実現に努力したい。
甲府、長野両駅間鉄道電化促進等に関する請願（第五二〇号）	同	鉄道電化第一期計画線区中に含まれており、予算面の解決次第着工の予定である。
常磐線鉄道電化促進に関する請願（第七一〇号）	同	大宮―宇都宮間の電化工事が完成次第早急に着手したい。
東北本線電化第一期工事区間延長に関する請願（第一一九九号）	同	早急に実現することは困難である。
久大線鉄道に快速列車増発運行の請願（第三四三号）	同	早急に気動化することは困難な状態であるが、今後よく研究したい。
草津、拓植両駅間ディゼルカー運行に関する請願（第八六〇号）	同	現在の国鉄の気動車事情からみて早急に実現することは困難であるがなおよく研究したい。
小樽、岩見沢両駅間にディゼルカー運行の請願（第一二五八号）	同	都市近郊線の気動車化計画の一部としてよく検討したい。
国鉄勝田線にディゼルカー運行の請願（第一三二七号）	同	ただちに改訂を加えることは困難であるが、将来海運との関係等を検討して考慮することとしたい。
青森、函館間航送貨物運賃引下げに関する請願（第三九七号）	同	今後研究することとしたい。
国鉄福島駅構内に食堂設置反対の請願（第一一三号）	同	早急に改築することは困難と思われるが、予算事情が許されるようになるに従つて現状に則した駅に改築して行きたい。
上ノ山駅改築拡張に関する請願（第一五一七号）	同	要員その他の関係から現状で手、小荷物の取扱を開始することは困難である。
山城多賀駅を手荷物等の取扱駅に指定するの請願（第一五二九号）	同	利用実績その他について検討のうえ研究することとしたい。
中新田、岩出山両駅間に新駅設置の請願（第一五八九号）	同	宇津野―浅間間は昭和三十一年度に竣工予定である。又久慈―宮古間の建設は今後研究したい。
小本線鉄道敷設工事継続促進等に関する請願（第一三四号）	同	昭和三十一年度から調査するよう鉄道建設審議会から建議された路線の一つである。
雫石、生保内両駅間鉄道敷設に関する請願（二件）（第一五九、一三七号）	同	建設については今後研究したい。
西唐津駅呼子町間鉄道敷設に関する請願（第二三四号）	同	

鍛冶屋、梁瀬両駅間鉄道敷設に関する請願（第二三三五号）	同	右に同じ。
石巻駅、津山町柳津間鉄道敷設に関する請願（第一二六七号）	同	交通経路上からも充分研究したい。
赤穂線鉄道開通促進に関する請願（二件）（第二七二、四二五号）	同	日生、伊部間は目下引き続き工事中である。なお伊部西大寺間の建設も引き続き計画している。
只見線鉄道未開通区間の開通促進に関する請願（五件）（第二九九、八六九、一〇一五、一〇二七、一〇五九号）	同	当区間の鉄道建設は、電源開発株式会社の専用鉄道として川口、田子倉間の敷設が免許されており、工事は日本国有鉄道に委託されている。なお、田子倉ダムの完成後は日本国有鉄道の営業路線に編入するよう措置することになつている。
直江津、六日町両駅間鉄道敷設に関する請願（三件）（第四四二、五四九、四三七号）	同	本路線は湯沢に結ぶ案もあり、今後よく研究したい。
直江津、越後湯沢両駅間鉄道敷設促進に関する請願（第一一六九号）	同	本路線は六日町に結ぶ案もありよく研究したい。
左沢、荒砥両駅間鉄道敷設に関する請願（第六三二六号）	同	早急に着工することは困難と思われるが、今後なおよく研究したい。
長野原線鉄道延長に関する請願（第一〇四九号）	同	着工について今後研究したい。
飯山、新井両駅間鉄道敷設に関する請願（二件）（第一一八八、一二五九号）	同	建設について今後研究したい。
名羽線鉄道全通に関する請願（第二二四一号）	同	右に同じ。
白棚線鉄道復活工事促進に関する請願（第一二八二号）	同	鉄道建設審議会に諮り決定次第着工の運びとしたい。
多治見、岡崎両駅間鉄道敷設に関する請願（第一二六一号）	同	着工については今後研究したい。
新旭川、石狩沼田両駅間鉄道敷設に関する請願（第一五六六号）	同	工事の困難と多額の工費が予想されるが地方開発上研究したい。
京都市内東海道線の高架式改築に関する請願（第八八四号）	同	現在の財政状態では早急実現は困難である。
生山、道後山両駅間国鉄バス運行促進に関する請願（第五〇号）	同	現在国有鉄道において実施の可否について研究中である。
岩手県久慈市枝成沢町、久慈駅間国鉄バス運行に関する請願（第七六号）	同	現在日本国有鉄道において実施の可否について研究中である。
宮城県塩釜市所在の東北ドック再建に関する請願（第三一号）	同	政府としては、今後とも極力再建の方向に努力したい。
熊本県今津港湾等の局部改修工事施行に関する請願（第三六号）	同	昭和三十一年度局部改良事業としては、県当局と打合せのうえ、牛深、鬼地、姫戸の各港についてはそれぞれ実施中である。又今津、赤崎両港は検討の上今後事業化したいと考えている。
高知港修築工事等施行に関する請願（第三七号）	同	高知港については、昭和三十一年度直轄工事として泊地浚渫、防波堤延長、港口岩礁除却工事を実施するとともに、補助工事として橋梁架設、浚渫工事を実施中である。又地方港湾中奈半利港外五港の改修工事を実施中で、局部改良事業としては以布利港外一港の工事を実施中で、地盤変動対策事業として高知港外一港について工事を実施中である。
熊本県三角、姫戸両港修築工事施行に関する請願（第三八号）	同	三角港の整備については、今後その実現について努力したい。姫戸港については昭和三十一年度に局部改良事業として防波堤築造工事を実施中である。
港湾整備予算増額に関する請願（第五四号）	同	昭和三十一年度に直轄工事として宇野港を、補助事業として岡山港外四港を、局部改良事業として牛窓港外二港を、地盤変動対策事業として宇野港外二港を実施中である。
北海道香深港修築工事施行に関する請願（第三九六号）	同	昭和三十一年度事業費を以て南防波堤の延長工事を実施中である。
北海道広尾港修築工事施行に関する請願（第四一三号）	同	昭和三十一年度事業費を以て船入間北堤、北防波堤、南防波堤嵩上及び附帯工事を実施中である。
北海道花咲港拡張工事促進に関する請願（第四一四号）	同	花咲港については、昭和三十一年度事業費を以て西防波堤三米物揚場、埋立、浚渫工事を実施中である。
東北地方の港湾修築工事費国庫負担率増額等に関する請願（第六七四号）	同	国庫負担率引上げについては、目下関係機関において検討折衝中である。
長崎県比田勝港を避難港に指定する請願（第八五〇号）	同	検討中である。
港湾運送事業法の遵守徹底に関する請願（第九八六号）	同	慎重に研究中である。
兵庫県家島港の避難港指定に関する請願（第一三四五号）	同	台風時における機帆船の避難の実情等を考慮して今後の対策を検討中である。
離島航路の改善整備に関する請願（第一一〇七号）	同	離島航路に就航する船舶及び改造資金は離島航路整備法に基く利子補給の外開銀融資の途を開く他償還期限金利等の融資条件の緩和方についても開銀当局と鋭意折衝中であり、建造資金の補助制度については困難と考えられる。
海運貨物の鑑定、検量及び検数事業確立に関する請願（第一二八三号）	同	慎重に研究中である。
長野県松本市に長野陸運事務所出張所設置の請願（二件）（第一四七、一七四号）	同	設置については、要員の合理的な運用のうえから困難があるので、今後の業務量の増加と要員の増加とを勘案し、係官の出張回数の増加等適宜の措置を講ずるよう便宜をはかりたい。

自動車損害賠償保障法の一部改正に関する請願（二件）（第六三七、六七一号）	同	相互保険制度については、附帯決議の趣旨に沿つて引き続き研究中であるが、今後実績を充分検討して本問題を解決したいと考えている。
同（第六七一号）	同	右に同じ。
通運事業法改正に関する請願（第一二四〇号）	同	目下通運事業法の改正について検討しているので、充分研究したい。
自動車にどろ除備付けの請願（二件）（第一一八七、一二六〇号）	同	泥除装置で十分な機能を有するものがないので、その取付けについて強制する段階でないと考える。
国際観光基幹ルートの整備促進に関する請願（第四六六号）	同	長崎―東京ルート並びに関係国際観光地帯については、観光事業審議会の建議、勧告にもとりあげられているので、政府は充分これを尊重して計画を進めている。九州横断路線の整備は漸く実現の段階にあり、島原―三角を結ぶ航路の船舶増備計画も進められている。又大型外航客船の寄港も将来実現の見込もあり関係港湾整備の促進に今後も努力したい。なお、宿泊施設等の整備については国庫補助によるべく努力中である。
北海道旭川市に中継飛行場開設の請願（第三九五号）	同	国内航空路網拡充計画の一環として整備すべく実現に努力中である。
新潟飛行場整備事業施行に関する請願（第七〇二号）	同	早急に実現するよう努力中である。
北海道利尻島に空港設置の請願（第一〇一三号）	同	国内航空路網拡充計画の一環として整備すべく実現に努力中である。
北海道広尾町に測候所設置の請願（第四一二号）	同	昭和三十二年度において設置するよう努力中である。
南北両定点の通年観測復活等に関する請願（第八一二号）	同	定点観測業務の必要性は十分認めているが早期実現は困難である。
福岡市に上高層観測点設置の請願（第八一三号）	同	観測業務の経費が昭和三十一年度予算で成立したので、できるだけすみやかに処理する考えである。
新潟県長岡市に測候所設置の請願（第九一〇号）	同	昭和三十一年度予算により長岡地方に雨量通報所を設置するので、それにより新潟地方気象台との通信連絡を確立し、測候所設置と大差のない実効をあげたい。
気象観測飛行機等完全設置に関する請願（第九七九号）	同	早急実現は困難であるが、将来において米軍観測が打切られることも考慮し、政府としてわが国独自の航空機観測について今後とも慎重考究したい。
北方定点気象観測業務再開に関する請願（第一三六〇号）	同	なお、気象用機器の整備については今後とも十分検討し実現に努力する。
桜島噴火予知観測施設設置促進に関する請願（第一四〇七号）	同	定点観測業務の必要性は十分認めているが、早期実現は困難である。
同（二件）（第一四五〇、一五一六号）	同	昭和三十二年度において実現するよう努力する。
東北海域救難用飛行機、ヘリコプター常備等に関する請願（第六七二号）	同	右に同じ。
福島県小名浜海上保安部に大型巡視船配置の請願（第一〇三一号）	同	(一) 本年九月函館航空基地の勢力をヘリコプター二機とし東北海域に発生する諸海難に対処させている。 (二) 大型巡視船の増置及び消防艇の常備の早急な実現は困難であるが、将来とも極力これが実現に努力する。 (三) 現通信所に方向探知機の設置を計画することは必ずしも適当と思われないので、出来るかぎり多くの巡視船艇に方向探知機を装備し、一段とこれが活用を図つている。 (四) 無線方位通信所の送受信施設の改良は、昭和三十三年度以降において逐次実施する予定である。 (五) 浮標の維持管理が困難且つ不経済なため設置出来ないので、当海域の沿岸に霧信号所を設置するよう研究中である。 (六) 御箱崎燈台設置については、可及的速かに実現するよう計画している。 (七) 昭和三十一年度における三陸沿岸海象観測はその成果をその他の都度航路告示その他の方法で一般に速報し、要望にそうよう努力している。
一般失業対策事業等に関する請願（第六九三号）	労働省	昭和三十一年度予算は、前年度に比し、諸般の状勢から現段階での増置は困難であるが、極力増置するよう努力し、さしあたり隣接海上保安部署の巡視船の機動的運用により海難救助態勢に遺憾なきを期している。 (一) 失業対策関係事業費を約百億円増額して月間二十一日の就労を確保し、一日平均吸収人員を約三万人増加し、二十五万人とした。 (二) 失業対策事業に使用する労働者の賃金は、緊急失業対策法の定めるところにより決定することとなつているので、諸般の資料を検討の上常にその適正な運用を図つている。 (三) 特別失業対策事業就労者の賃金は、昭和三十一年度において全般的に賃金水準の上昇を図つている。
失業対策事業費の全額国庫負担に関する請願（第一〇一二号）	同	昭和三十一年度予算において、事業主体の財政事情を考慮し、一定要件に該当する事業主体については国庫補助率を高率ならしめる措置を講じた。 (一) 昭和三十一年度予算は、失業対策関係事業費を前年度に比し、約百億円増額し、一日平均吸収人員を約三万人増加することとした外、一定要件に該当する事業主体については、国庫補助率を高率ならしめる措置を講じた。 (二) 失業対策については総合的失業対策の一環として検討中である。 (三) 昭和三十一年度においては、特別失業対策事業を設け、技術労働者又は労働能力の高い失業者の吸収を図ることとしている。
失業対策事業に関する請願（第八号）	同	

失業対策事業事務費国庫補助増額等に関する請願（第一六一九号）	同	四　石炭合理化法の実施に伴う離職者対策については経済企画庁を中心に関係各省間においても協議し、その再就職の促進を図るとともに公共事業、失業対策事業の実施により雇用吸収を円滑ならしめる措置を講じている。 昭和三十一年度予算において単価を三十八銭引き上げ、事業運営の円滑化を期したところである。 臨時就労、特別失業両対策事業は、失業対策のため設けられたもので、一般失業対策事業と別枠とすることは考えていない。 結核回復者の職業あつ旋については、職業適性の発見、職業指導、職業補導等により雇用促進を図つてきたが、今後も、これらの措置を強力に推進したい。強制雇用の法制化については、慎重に検討中である。 住宅については、低所得階層の住宅問題の解決に努力する所存である。
結核回復者の職業保障に関する請願（二件）（第六四七、六四八号）	同	右に同じ。
駐留軍撤退に伴う労務者対策の請願（第三三三号）	同	駐留軍撤退等に伴う離職者対策については、〔特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について〕（昭和三十一年二月三日閣議了解）をもつて基本方針として推進に努めている。職業のあつ旋については、一般民間への紹介の強化、軍労務者の補充には、離職者を優先紹介するとともに、職業指導、職業補導等に特に意を用いている。なお、右によつても就業し得ない者には失業対策事業、公共事業等に吸収することとしている。離職者に対する更生資金の融通については、これを潤弁ならしめるよう鋭意努力している。 退職手当増額支給については、駐留軍当局の同意を得ることが困難な実情にある。
日雇労働者等に夏期手当支給等の請願（第一六一三号）	同	一、昭和三十一年度予算において、失業対策関係事業費を約百億円増額して月間二十一日の就労を確保するとともに、一日平均吸収人員を二十五万人としている。 二、失業対策事業に使用の労働者の賃金は、緊急失業対策法の定めるところにより決定することとなつているので、諸般の資料を検討の上、常にその適正な運営を図つている。 三、日日雇用の労働者に対して常用形態を前提とする夏期手当を支給し、又有給休暇を認める余地はない。しかし、手取賃金の増加を図るため三日分の就労日数の増加、賃金増給等特別の行政措置を講じている。 四、日雇労働者の失業保険金の増額は、検討中である。 五、日雇健康保険において、傷病手当金制度を設けることは、今後極力実現に努めたい。 六、生活保護基準額の引上については、要望にそうよう努力したい。 七、生活保護者に対する期末手当の支給については、要望にそうよう努力したい。 八、被生活保護者の日雇労働者の夏季、年末等の就労日数増加ある日の賃金増給による収入増加分の差引については、特別優先が困難であるので勤労収入（被傭）を得ている者のうち、特殊な化学工業の勤務者、失業の勤務者、作業衣購入の必要事実等を確認の上、年間一、五〇〇円の範囲内で必要最低限度の額を定め、これを収入から控除して差支えないこととした。
日雇労働者に夏季手当支給の請願（第一五四五号）	同	一、日日雇用の労働者に対して常用形態を前提とする夏季手当を支給する余地はない。しかし、手取賃金増加を図るため三日の就労日数増加又は賃金増給等特別の行政措置を講じている。 二、生活保護費から手当金を差し引くことについては特別措置が困難であるので勤労収入（被傭）を得ている者のうち、特殊な化学工業の勤務者、失業対策事業就労者、坑内夫等で作業衣の消耗度の高い者については、個々について作業衣購入の必要事実等を確認の上、年間一、五〇〇円の範囲内で必要最低限度の額を定め、これを収入から控除して差支えないこととした。
職業性難聴に対する補償基準確立の請願（第一一〇三号）	同	職業性難聴専門委員会において、現在検討中で、その結果をまつて、処理することとしたい。
けい肺問題に関する請願（第三一四号）	同	一、法第十条の転換給付の増額については、目下けい肺審議会において検討中で、結論を待つて措置したい。 二、法第三十八条の就労施設設置のための予算措置については、昭和三十一年度予算において若干の措置をしているが、施設の規模、内容その他について、けい肺審議会において検討中で結論を待つて善処したい。 三、法第十二条の平均賃金のスライド制については、労働基準法、労働者災害補償保険法等全般にわたる問題で慎重に検討したい。 四、けい肺の予防問題の措置については、通産省及びその他の関係者を含めて粉じん対策協議会を設け、その検討を待つて逐次必要な措置を講ずることとしたい。 五、療養期間中けい肺患者を解雇しないことに ついては、本法の給付が労働基準法の災害補償を終つた後に更に附加された特別の給付である点からみて困難であると考える。

事業附属寄宿舎規程の一部改正に関する請願（第一二八六号）	同	六、けい肺の休業補償費を平均賃金の八〇％とすることについては、他の業務上の災害及び疾病との均衡上困難である。 七、けい肺第一症度から第三症度までのけい肺については、障害補償を行うことは困難である。 八、粉じん職場の肺結核を業務上とすること は、医学的確証を摑み難い。 九、けい肺対策委員会については、事業場において自主的に処置されるべきものと思料する。
国立熊本労災病院にけい肺病とう増設の請願（第一二六九号）	同	昭和三十年三月規程の一部を改正施行したが、なお臨時労働基準法調査会の答申ともにらみ合せて慎重に検討を行つた上、中央労働基準審議会にも諮つて善処したい。現在その方向で検討中である。
岡山県吉井川下流改修工事施行に関する請願（第三五号）	建設省	国家財政の許す限りにおいて予算の増額をはかり、要望に沿うよう努力したい。
直轄河川大淀川改修事業中、上流部工事の五箇年計画実施に関する請願（第六一号）	同	国家予算に制約され、未だ充分の成果をみるに至つていないが、今後とも努力したい。
徳島県吉野川改修工事促進に関する請願（第一九四号）	同	国家財政の許す限り予算の増額をはかり、工事の促進につとめたい。
青森県鶴田町大巻地内岩木川堤防決壊対策に関する請願（第二一〇八号）	同	昭和三十一年度より予算を計上し、工事施行中である。
栃木県小貝、五行両河川改修工事施行に関する請願（第二一〇号）	同	国家財政の許す限り予算を増額して工事の促進をはかりたい。
兵庫県菅川改修工事施行に関する請願（第二二六号）	同	兵庫県当局の実情調査を俟つて善処したい。
新潟県中魚沼郡地内信濃川改修工事費増額に関する請願（第二二八号）	同	国家財政の許す限りにおいて予算を増額し、工事の促進をはかるよう努力したい。
北海道石崎川の一部防災工事施行に関する請願（第四〇〇号）	同	目下鋭意工事施行中であり、昭和三十一年度をもつて工事完了の予定である。
北海道天の川改修工事施行等に関する請願（第四〇一号）	同	北海道当局の現地調査の結果を俟つて善処したい。
北海道傾別川治水工事に関する請願（第七二九号）	同	国家財政の制約もあるので、極力要望にこたえるよう努力したい。
北海道準用河川見日川外二河川護岸工事施行に関する請願（第七三九号）	同	北海道当局の実情調査の結果を俟つて善処したい。
北海道落部、野田追両河川改修工事施行に関する請願（第七七六号）	同	落部川について昭和三十年度より河川局部改修工事として施行中であり、野田追川については国家財政の許す範囲において要望に沿うよう努力したい。
埼玉県児玉町山岳地帯の治水行政に関する請願（第八三八号）	同	当地帯の治水行政について、調査の上、根本対策を確立したい。
岡山県吉井川下流八日市地先堤防補強工事促進に関する請願（第九二〇号）	同	昭和三十一年度より、工事に着工し、工事の促進に努力している。
北海道知津狩川改修工事施行に関する請願（第一〇九一号）	同	国家財政の許す限りにおいて要望に沿うよう努力したい。
広島県準用河川有地川改修工事施行に関する請願（第一一四六号）	同	広島県当局の実情調査の結果を俟つて善処したい。
北海道千歳川治水工事施行に関する請願（第一一六五号）	同	要望に沿うよう努力したい。
茨城県境町一の谷沼干拓地を利根川床引下げ土砂捨場に指定する請願（第一三七五号）	同	現地調査の結果を俟つて措置したい。
茨城県久慈川改修工事施行に関する請願（第一五一八号）	同	国家財政の許す限りにおいて予算の増額をはかり、要望に沿うよう努力したい。
茨城県横利根川正門開放に関する請願（第一五九〇号）	同	扉開閉の機構及び内外の水位差による流速と舟航との関係等を勘案し、出来る限り開放の時間が得られるよう考慮したい。
建設業法施行令の一部改正に関する請願（三件）（第四三八、六九一、八三四号）	同	昭和二十四年同令制定の際と現在の物価変動等の事情を勘案し、「五十万円」に改めるよう措置したい。
街路改良工事費国庫補助等に関する請願（第一一号）	同	地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十一号）により都市計画事業の財源として都市計画税を課することができることになつた。
一級国道三号線中久留米・八女両市間舗装工事施行に関する請願（第一四三二号）	同	区間中の軌道撤去が仄聞されているが、これを俟つて舗装を実施したく目下考慮中である。なお改良工事は、交通状況等を調査の上、勘案したい。
一級国道旭川稚内線中士別市内市街地舗装工事施行等に関する請願（第七四〇号）	同	昭和三十一年度において士別市内舗装新設工事を実施することとなつている。観月橋の架替については、道路整備五カ年計画に基いて計画中で、早急に実現するよう努力したい。なお、朝日滝ノ上線は、本年度より着工することになつており、天塩川については、昨年の災害に鑑み、特に重点的に予算を配賦し、工事を施工中である。
北海道知内村小谷石海岸災害復旧工事施行等に関する請願（第四〇三号）	同	一、小谷石海岸の災害復旧については、昭和三十一年に工事着手予定であり、涌元海岸とともにできる限り早期復旧に努力する。 二、知内川治水工事は、昭和二十七年度、二十九年度に改修を行い、一応打つたが、なお経済効果を調査の上善処したい。 三、二級国道函館松前江差線知内橋については、財政の許す限り早期着工に努力する。 四、小谷石海岸道路並びに字元町及び涌元間

災害復旧工事費国庫負担金交付促進に関する請願（第四一八号）	同	の道路拡張工事については、国の財政の許す限り後年度において着工するよう努力する。
愛知県渥美半島太平洋岸護岸に関する請願（第八三二号）	同	昭和三十一年四月末までに仕越工事分の約八〇％の事業に対しては、既に国庫負担金を交付済であり、残余についても、早期交付に努力する。
京都府宇治川天ケ瀬崩壊地早期復旧に関する請願（第一二五五号）	同	海岸浸蝕については、現在計画等について検討中で、国の財政の許す限り早期着工に努力する。
東海地震等による地盤変動対策事業促進の請願（二件）（第四七八、六八三号）	同	国の受託事業として建設省近畿地方建設局が担当し、目下復旧工事を実施中である。
昭和二十八年水害復旧対策に関する請願（第六〇号）	同	一、予算の増額に努力し、促進を図る方針である。 二、追加要望箇所に対しては、目下再調査を実施中である。 三、海岸法は昭和三十一年五月十二日公布せられた。
宮城県広瀬川筋仙台市評定河原橋災害復旧工事費国庫補助金早期交付等に関する請願（第一五九五号）	同	国の財政の許す限り予算の増額に努め、早期復旧を図る方針である。
昭和三十一年度道路予算等に関する請願（第二六六号）	同	一、昭和三十一年度に金額を交付し、同年度内に工事の完成をはかるべく、近く工事に着手の予定である。 二、国の直轄工事として促進に努力しているが、今後とも財政を勘案の上善処したい。 三、財政の許す限り早期着工するよう努力する。
兵庫県香住町訓谷、竹野村浜須井間道路工事促進に関する請願（第一六五号）	同	昭和三十一年度予算は、既に実施中であるが、道路の近代化のための財源の問題については、目下鋭意調査研究中である。
府県道宇都宮茂木線道路改良工事施行に関する請願（第二一一号）	同	道路整備五箇年計画でその実施について計画中であるが、全国的な整備計画と予算を勘案の上早急に実現に努力したい。
二級国道一八〇号線改良工事促進に関する請願（二件）（第三四四、五四三号）	同	昭和三十一年度より臨時就労対策事業として、延長八〇〇米について着工する予定である。
一級国道九号線中鳥取県内道路改良工事促進に関する請願（第三四五号）	同	昭和三十一年度より国庫負担道路改良事業として新規に工事を実施する予定であるが、本年は根雨町より明智峠に向つて着工する予定である。
地方費道厚沢部上磯線改良工事施行等に関する請願（第四一九号）	同	本区間中天神橋は昭和三十年に引き続き国直轄事業として完成する予定であり、米子市泊村間については国庫負担道路改良事業として実施する予定である。 道道厚沢部上磯線及び町道森、大丁岱線は、道路整備五箇年計画に包含し早期に実現するより計画中であるが開拓道路については、維持に留意したい。

北海道浜頓別町内町村道改良工事施行に関する請願（第七三一号）	同	北海道八雲熊石線改良工事施行に関する請願（第七三四号）
国道二十九号線改良工事促進に関する請願（第八〇七号）	同	国道二十九号線改良工事施行に関する請願（第八三一号）
兵庫県地方重要道路県道龍野佐用線中一部改良工事施行に関する請願（第八三二号）	同	国道九号線中兵庫県熊次村大野峠、村岡町間改良工事施行に関する請願（第一〇九〇号）
一級国道二十号線改良工事施行に関する請願（二件）（第一一七九、一二六二号）	同	一級国道八号線中一部改良工事施行に関する請願（第一三七〇号）
利根川昭和橋架替に関する請願（第六二号）	同	二級国道松前江差線中天の川橋の長大永久橋架替等に関する請願（第四〇二号）
山形県赤川の両田川橋を永久橋に架替するの請願（第四八六号）	同	北海道利別川利別橋の永久橋架替に関する請願（第七三六号）
北海道熊石村冷水橋外二橋の永久橋架替に関する請願（第七三八号）	同	北海道頓別川浜頓別橋外三橋に関する請願（第七四三号）
宮崎県都農、高岡両町間の和田橋を永久橋に架替するの請願（第八五五号）	同	山形県道比子観音寺線中昭和橋架替に関する請願（第一三九八号）

町道浜頓別仁達内間については、予算を勘案し早期にその実現に努力したい。その他の路線については充分調査研究したい。

道路整備五箇年計画に包含しているので、予算等を勘案の上早期実現に努力したい。

昭和三十年度に引き続き国直轄工事として兵庫県宍粟郡奥谷村地内を実施する予定である。

全国的な道路整備の緊急度と予算を勘案し、十分調査の上、早急に実現に努力したい。

道路整備五箇年計画との関係もあるので、後年度において考慮すべく努力したい。

昭和三十一年度は下諏訪町、ちの町を施行する予定であるが、富士見町県境より上諏訪武津間は道路整備五箇年計画との関係もあるので、調査研究したい。

本区間は地形が複雑であり、国家財政等の都合もあるので、十分調査の上研究したい。

道路整備五箇年計画との関連もあり、予算を勘案し、十分調査研究の上、早急に実現するよう努力したい。

天の川橋は、昭和三十一年度から国直轄工事として北海道開発局が着工する予定である。

本年国庫負担橋梁架換新規工事として着工することとなつている。

十分調査の上、予算を勘案し、早期実現に努力したい。

道路整備五箇年計画に含めて、計画しているので、早期実現に努力したい。

二級国道網走稚内線中、浜頓別橋、頓別橋は、道路整備五箇年計画を含め、永久橋架換工事として実施する予定であるが、主要道道浜頓別常盤線中の二橋は全体的な道路整備計画又は国家財政を勘案の上実現に努力したい。

昭和三十一年度において完成の予定である。

目下調査研究中であるが、早急に実現に努力したい。

鹿児島市道路舗装工事施行に関する請願（第一六六号）	同	道路整備五箇年計画に包含しているもので、予算と全国的な緊急度を勘案の上、早期実現に努力したい。
国道一号線舗装工事促進に関する請願（第一七六号）	同	舗装工事の進捗については、最も重視しており、水口町、石部間を国直轄工事として事業を実施中である。
宮城県仙台市、岩手県一の関市間国道舗装工事施行促進に関する請願（第五七八号）	同	道路整備五箇年計画をもつて道路舗装の普及を図つているが、本年は宮城県黒川郡大和町地内において、国庫負担舗装事業を実施する予定である。
一級国道三十六号線の一部等舗装工事促進に関する請願（第一一三七号）	同	幹線道路として早急な整備を計るよう努力中であり、昭和三十一年度においても全線にわたり整備事業を推進している。なお、町道については実現に努力したい。
一級国道十二号線完全舗装に関する請願（第一一六五号）	同	本件は実現に努力中であり、昭和三十一年度は、北海道開発局が国直轄事業として、改良、舗装新設事業を早期完成に努力中である。
北海道福島町白神道路開さく等に関する請願（第四〇四号）	同	町道吉岡大沢線、福島岩部線を各々全額国庫負担をもつて工事を実施することになつている。
埼玉県秩父市、長野県川上村間道路開さくに関する請願（第七一八号）	同	十分調査の上実現に努力したい。
北海道落部、厚沢部両村間道路開さく工事促進に関する請願（第七三二号）	同	昭和三十一年度において全額国庫負担をもつて、改良工事を実施することになつている。
国道四号線中一部切替等に関する請願（第一七九号）	同	目下調査研究中のものであるが、予算を勘案の上、早期実現に努力したい。
北海道遠別原野二十四号、二十六号間道路切替等に関する請願（第四〇五号）	同	道路整備五箇年計画に包含しているので予算を勘案の上、早期実現に努力したい。
県道柏崎高浜堀之内線道路改良工事継続に関する請願（第一六二号）	同	昭和二十七年から道路改良事業として着工しているが、昭和三十一年度においても国庫補助事業として継続施行している。
宮崎県認定道路大川原西岳村馬渡線財部町産業道路指定地区工事促進等に関する請願（第七六三号）	同	道路整備五箇年計画に基いて実施する予定であるが、予算等を勘案の上、速かに実現を図るよう努力したい。なお村道等については早急実現は困難である。
二級国道札幌留萌線の一部改良工事施行に関する請願（第一一四八号）	同	昭和二十七年度より道路改良事業として着工しているが、昭和三十一年度においても継続施行している。
二級国道大町糸魚川線中大正橋架替に関する請願（第六二六号）	同	昭和三十一年度国庫負担橋梁架換新規工事として着工することとなつている。
社会保障予算に関する請願（第二九八号）	厚生省	生活保護費の予算については、昭和三十一年度予算においては、昭和三十年度予算に比し、実質的に八億円の増加計上となつている。保育所の設置及び児童措置費については、そ

福岡県内市町村の簡易水道布設に関する請願（第七七四号）	同	の充実整備とその費用の増額につき今後とも努力いたしたい。
北海道浜頓別町の上水道施設に関する請願（第七二八号）	同	保育所の費用の徴収基準については、昭和三十年八月に改訂を行つたので、今ただちに改訂する必要性を認め難いが、なお研究いたしたい。
愛媛県西条市神戸山の下部落に上水道敷設の請願（第二七号）	同	養護施設児童福祉施設の食費については、昭和三十一年度予算において増額されているが、今後、なお十年度予算に比し増額されたい。
保険婦等の養成所建設費国庫補助に関する請願（第二二二号）	同	十分検討いたしたい。
あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第五条改正に関する請願（十二件）（第五九、五七〇、五七一、六二三、六七七、六九八、七二三、八六五、九七三、一二二五、一二三六、一三八〇号）	同	国民健康保険の実施を市町村に義務づけることについては、現在慎重に検討を進めているが疾病保険に加入していない階層に関する問題の解決という見地から、できるだけすみやかに具体策を得る様努力いたしたい。
国立療養所の看護員増員等に関する請願（第一五六九号）	同	政府管掌健康保険の医療給付費一部国庫負担については、第二十五国会に健康保険法の一部を改正する法律案を提出しその実現を期している。
国立愛媛療養所の看護員増員等に関する請願（第一五六九号）	同	充分検討し、善処いたしたい。
国立療養所の医師、看護婦及び現業職員の増員等に関する請願（第八一〇号）	同	本件の認可については、委任水道として北海道知事により布設を認可されているものであるが、起債に関しては善処いたしたい。
国立療養所下志津病院の看護不備による重症患者救済の請願（第七九九号）	同	本件は厚生省には未だ申請はないが、計画給水人口が一万人未満である場合の認可は、県知事委任事項であるので、よく実情を調査の上検討いたしたい。
		昭和三十一年度予算においては、保険婦助産婦看護婦及び准看護婦養成所計十カ所分の建設補助金（一八、〇〇〇、〇〇〇円）が計上され目下実施計画中である。
		法改正は適当でない。
		看護職員のみによる看護制度は円滑に実施されており、特に附添婦制度を認める必要はない状態であると思われる。
		右に同じ。
		詳細に各療養所の実態を調査し、実状に適するように職員を配置するよう努力する。又医師等の待遇改善については、結核療養所に勤務する医師とともにその改善について研究中である。
		実地指導により看護内容の改善に努力した結果、看護及びサービスは向上した。

国立らい療養所の作業不能者に対する慰安金額増額に関する請願（第一〇六二号）	同	増額の実現に努力いたしたい。
民生委員の定員増員等に関する請願（第一三〇二号）	同	請願の趣旨を十分尊重し慎重に検討を行いその改善に努めたい。
要保護貧困世帯の更生対策に関する請願（第二〇五号）	同	国庫補助の増額、国庫補助率の引上等十分な資金の確保につとめたい。
世帯更生資金貸付事業費国庫補助増額に関する請願（第一三五七号）	同	右に同じ。
高齢者に寿しようを贈与する等の請願（第八五三号）	同	老人福祉の向上については、十分研究のうえ将来綜合的な施策を樹立いたしたい。
社会保障費増額に関する請願（二件）（第六四二、六四三号）	同	昭和三十一年度の生活保護の予算は、最近一年間の保護実施の実績に基いたものであり、特別の事情の発生しない限りこの予算で措置できる見込である。健康保険における患者一部負担、標準報酬の枠の拡大等については、第二十五回国会に健康保険法等の一部改正案を提出し、その制度の建て直しを期している。結核予防法による医療費公費負担の予算は、昭和三十年度に比し減少しているが、これは薬価の値下りによるものであつて、公費負担の対象件数は約三万ほど増加しており公費負担の予算は充実して来ている。国立療養所については、老朽建物の早期改築に努力するとともに経営費の効率的使用により医療内容の向上に努力いたしたい。社会保障関係費については、その予算内容の充実に今後とも極力努力いたしたい。
社会福祉事業施設の措置に関する請願（四件）（第一三三三、一三四三、一三四七、一三六七号）	同	請願の趣旨を十分尊重し、社会福祉事業施設の充実をはかりたい。
老人福祉法制定等に関する請願（第一四二七号）	同	老人福祉対策の一環として老人ホーム等について、社会福祉審議会に諮る等その対策を検討し老人福祉の向上に努力したい。
社会福祉事務所設置市の生活保護法による負担金を全額国庫負担とするの請願（第三三〇号）	同	この制度は国民の生存権を保障する目的を有していることから、単に国ばかりでなく、地方公共団体もその管内の住民保護についても責任を有しており、これに要する費用も分担すべきであるという立場から規定されたものであり、現在の社会情勢からみて妥当であると思う。なお、地方公共団体の負担金については、地方交付税交付金により財源措置がなされ、財政上の調整が行われている。
日雇労務者の期末追給金等に対する生活保護法の特別措置の請願（第二七四号）	同	勤労取入（被傭）を得ている者のうち、特殊な化学工場に勤務している者、失業対策事業就労者、坑内夫等で、作業衣の消耗度が著しく高い者については、年間一、五〇〇円の範囲内において、その必要な最低限度の額を定め、これを収入から控除して差し支えないこととした。現在のところ特別の事情の発生しない限り昭和三十一年度生活保護費予算で措置できる見込である。
生活保護予算増額に関する請願（第六四四号）	同	(一)については現在のところ、格別不足は生じない見込である。 (二)及び(三)については、諸般の事情を考慮し、できるだけ要望に副うよう努力したい。
生活保護費国庫補助増額に関する請願（第六二九号）	同	(一)及び(四)については、諸般の事情を考慮し、できるだけ要望に副うよう努力したい。 (二)　生活保護法の基本理念にかんがみ、これらのみを収入とみなさないことはできない。
生活保護法の一部改正に関する請願（第六八六号）	同	(三)については、廃止することはできない。 (四)　生活保護法は個々の世帯の実態に応じて運用する建前であり、そのようなことはないと思うが、趣旨に副うよう努力したい。 諸般の事情を考慮して、できるだけ要望に副うよう努力したい。
生活保護法による最低基準額引上げに関する請願（六件）（第六〇八、六二八、六四五、六六〇、八六二、一二九三号）	同	右に同じ。
生活保護費増額等に関する請願（第六六四号）	同	精神薄弱者のうち、生活困難な要保護者に対しては、生活保護法による救護施設の整備、拡充により、収容保護の徹底を期することとし、その他の者に対する福祉施設の設置については、研究したい。
精神薄弱者救護施設設置に関する請願（二件）（第九五五、一一六六号）	同	社会保険制度の適正運営については、今後とも、法律改正面、行政面において慎重に処理していきたい。
社会保険制度の運営に関する請願（第一三五八号）	同	健康保険の適用事業範囲の拡大とともに国民健康保険の強制実施を行つていきたい。
五人未満の事業所に健康保険を強制適用するの請願（第七一一号）	同	昭和三十五年度を目途として国民皆保険の実施を期しているが、今直ちに医療給付費の二割国庫負担を実現することは困難と思われるので、昭和三十二年度においては、少くとも、定額国庫負担の実現を図りたい。新医療費体系に基く新点数案については、目下、中央社会保険医療協議会において慎重審議中であるから、これが審議状況をも勘案し検討したい。
新医療費体系案修正に関する請願（三件）（第一一九一、九五一、一二二五号）	同	南方諸地域は既に引揚が完了し、在外公館が設けられて日本人の保護に当つており、これらの者は、現在常時内地に帰還しうる状態にあるので、未帰還者留守家族援護法の適用地域よりの除外した。ただし、同地域における状況不明の旧軍人については、未復員者としての身分を有しているので、未帰還者留守家族等援護法が適用されている。
南方関係元軍人等の処遇に関する請願（第五三〇号）	同	

戦傷病者の再発診療費全額国庫負担に関する請願（第七五二号）	同	終戦までに退院帰郷した戦傷病者の入院、通院治療は、その原因が未復員中の自己の責に帰することのできない事由による場合は、旧未復員者給与法によつて行つてきた。現在まで同法等の療養の給付を受けていない者は、すでに時効の規定により療養の給付を受ける権利を失つているものと思われる。 昭和三十二年度において疎開住宅建設の予算措置を行うよう努力している。
茨城県所在の引揚者寮補修費全額国庫負担に関する請願（第八五四号）	同	これらの地域に残留する者のうち強制的に残された者等については、未復員者としての身分を有しているので、これらの者については、未復員者留守家族等援護法が適用されるが、その他の事情で残留した者については同法を適用することは考えていない。
北部ヴィエトナム地区引揚者等の援護に関する請願（第九五四号）	同	国と直接的な使用従属関係になかつたし、また勤務の実態も、軍人や有給軍属とは異つていたので、一般戦争犠牲者に対する処遇や国家財政の上から遺族年金を支給する措置をとることは適当でない。
千島戦没軍属の遺家族援護に関する請願（第一一五九号）	同	遺骨の取扱の規定に従い、現在、もとの陸軍関係は福岡に、もとの海軍関係については呉に、それぞれ安置し、慰霊の行事を行う等、日本人と同様の取り扱いをしている。
朝鮮出身軍人軍属等の遺骨調査等に関する請願（第一〇七六号）	同	(一)　戦傷病者戦没者遺族等援護法の立法趣旨その他を考え合せ、一応妥当と思われる引き上げることは困難である。 (二)　直ちに法的措置を講ずることは、我が国の雇用及び産業の情勢、他の社会福祉対策との均衡等と併せ考え、慎重に検討したい。 (三)　一般身体障害者の処遇や国家財政の現状より国鉄無賃乗車の措置をとることは困難である。
戦傷病給員の処遇に関する請願（第五七七号）	同	(一)　(1)　内地等で負傷、疾病にかかり死亡した者で公務上の死亡でない者に対する処遇については、旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律が第二十四国会に提出され、現在継続審査となつている。 (2)　内地等で戦時災害により死亡した有給軍属の遺族に対しては、旧令による共済組合等の年金受給者のための特別措置法により、所定の要件をそなえている者には年金が支給されている。 (3)　(1)以外の地で死亡した者については、その勤務の内容、その者の死因及び国家財政の現状等より遺族年金の支給措置は困難である。
戦没者遺族の処遇改善に関する請願（第一〇六一号）	同	

山口県元岩国海軍航空隊被爆戦死者遺骨収集等に関する請願（第一一四四号）	同	(一)　戦傷病者戦没者遺族等援護法は社会通念上援護を要すると考えられる者に限り給付を行うことになつており、生活能力を有するかぎり除外されている者に対しては、援護の対象子、十八才以上の子、孫等については、特別の事情のない限り、遺族年金を支給することは適当でない。 (二)　戦没者と戸籍が同一であるか否かは遺族の範囲を定める場合に要件としていない。 (三)　旧国家総動員法等によつて軍の服務に服した者は、国との身分関係も軍人軍属とは異つており、一般戦争犠牲者の処遇や国家財政の上からも遺族年金の支給は困難である。 (四)　宗教団体については、憲法の規定により、国または地方公共団体がこれを管理することはできない。
台湾出身戦没者の遺骨送還等に関する請願（二件）（第九一五、九五八号）	同	昭和二十年八月九日に戦死した約三十余名（請願書には百六名）は空襲直後航空隊隊員により十四・五体を発掘収容し、その後呉地方復員部と岩国市との協同により更に十五柱を収容したが、残余は発掘至難のため、地元その了解を得て発掘作業を終了したが、さらにその後、市当局と米軍との間で、残余の遺体五、六柱を収容した。 陸奥の遺骨については、さきに二回にわたり搭載物件の引揚の際収容した残余は、水深、潮流、沈船の構造及び潜水技術の面よりほとんど不可能である。 なお陸軍燃料廠岩国支所跡の遺体は各遺族に引渡し済のものである。 (一)　中華民国政府との協定により台湾出身戦没者三〇六柱の遺骨は昭和三十年五月台湾に送還したが、中華民国政府より遺族に伝達することになつており、この方法が最も確実な伝達の方法であると考えている。 (二)　(1)　埋葬費は日本人同様に取り扱う趣意により処理しており、未復員者給与法による給与を供託している。 (2)　弔慰金は、日本国籍を有する遺族のみに限り支給することとしている。 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺骨送還については、連合軍総司令部の指令により実施しており、同司令部と、中華民国使節団との間の外交交渉は不明である。 (三)　終戦後より平和条約発効までの台湾向け送還については、平和条約発効後はじめて実施したもので、遺族への伝達につき昭和三十年十月四日付で中華民国政府より受領すべき回答があり、この回答にもとづき実施した。 (四)　戦没者名簿の一般公表は、面白からぬ事象があつたため従来から公表していない

元満鉄社員の処遇に関する請願（第四三三号）　同

が、遺族等の照会に対してはその都度死亡状況等を通知している。

(一) 閉鎖機関令の規定に基いて、本邦内にある財産の清算が行われているが、現在における清算状況は国内資産僅少のため従業員に対する退職、金債務について九四%の弁済資金しかなく、そのうち財団法人満鉄会に信託されている分は同会より支払われることになつており、また、残額は特殊清算事務所で支払済であるのであるこれをもつて清算が終了するものと思う。なお、外地従業員の未払給料、身元保証金、社員貯金等は将来在外財産の返還が行われる場合に考慮する外はないものと思う。

(二) 抑留中の元満鉄社員等の早期帰国については、他の未帰還者と同様引揚促進を行つている。

(三) 元満鉄社員は恩給法上の公務員でないので、これらの者の在職年数を恩給の基礎職年に算入することは出来ず、また満州、在中国、その他外地に存在していた類似団体の職員についても考慮しなければならないので困難である。

今後とも更に国家財政の許す範囲においてできるだけ努力したい。

清掃事業に伴う財源拡充強化の請願（三件）（第一四四七、一五四七、一五八四号）　同

未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願（六件）（第九四、二〇三、四六一、五二八、六〇六、一二〇六号）　同

(一) 未帰還者留守家族等援護法の立法の建前を改めて、あえて国家補償の明文をおく必要はないと考える。

(二) 現行の支給条件を緩和することは妥当でないと考えられる。

(三) 第二十四回国会で法第十三条が改正され、支給期間が三年間延長された。

(四) 中葬祭料については目下増額について検討中である。

(五) 未復員者については、未帰還者留守家族等援護法又は特別未帰還者給与法により処遇を行つている必要はないがその他の一般邦人には支給を行つていないと考える。

(六) 旧特別未帰還者給与法第一条及び戦傷病者戦没者遺族等援護法第三十四条の規定に該当しない者は公務上死亡した場合と同視すべき事情があつたとは思われないので、遺族に弔慰金を支給しない。

(七) ソ連、中共地域等において国事犯として拘禁され、当該拘禁中に死亡した者については、事情を調査究明した上で検討すべきであると考える。

国立只見資源公園設定に関する請願（第三二五号）　同

只見川の水源地区一帯は、既に日光国立公園として指定されており、右以外に同公園を拡張して只見川一帯を区域に編入することについては、目下のところその考えはない。

国立公園施設整備費補助復活等に関する請願（第四六二号）　同

国庫補助により施設を整備することについては、目下充分に検討中である。

旧豊川海軍工廠殉職者等の処遇に関する請願（第一一四五号）　同

旧令による共済組合令等からの年金受給者のための特別措置法の対象範囲にある遺族に対してかさねて戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象範囲に加えることは適当でないと考える。

また、女子挺身隊、動員学徒等については、就業中爆撃等により死亡した場合には遺族等援護法の規定により、三万円の弔慰金が支給されることとなつており、これらの者に年金を支給することは、一般戦争犠牲者との均衡、国家財政の現状から適当でないと考える。

戦傷病者戦没者遺族援護法の一部改正に関する請願（第一二五一号）　同

徴用工、学徒報国隊員等は、使用従属関係勤務の実態からして軍人軍属の場合とは異つていた。従つてこれらの者が傷い者となり、又死亡した場合の処遇は、軍人軍属と異る取扱をせざるを得ないものと考えられ、その傷病が、原子爆弾による攻撃兵器によるものとを区別できないと考えられる等の諸点にかんがみ、更に一般の戦争犠牲者の処遇や国家財政の現状から右の者に対する処遇として弔慰金の額を引き上げ、年金を支給する措置をとることは適当でないと考える。

濠北地域等所在の遺骨収集に関する請願（第四五〇号）　同

西部ニューギニア及び英領北ボルネオについては、昭和三十一年六月二十日から八月二十三日の間にわたり政府派遣団を当該地域に送り、遺骨の収集を実施した。インドネシア地域については、同国の同意が得られなかつたので、将来何等かの方法によつて同地域の遺骨も送還することができるよう考究したい。

元満州開拓民等の処遇に関する請願（八件）（第九九五、二一〇四、三七三、四六九、五二九、六〇五、八一八、一二〇五号）　同

満州開拓団員等の身分は一般邦人であり、軍人軍属とは性格を異にしていること及び現下の財政事情等にかんがみ、この者を軍人軍属と同様に処遇することは困難であると考えている。また、その者がもとの陸海軍の要請に基く戦闘に参加し、当該傷病に基く戦闘に遭遇したり死亡した場合等においては、遺族等援護法により三万円の弔慰金を支給し、又満州開拓青少年義勇隊員については、同法の一部改正法（第二十二回国会で成立）により、その者が昭和二十年八月九日以後業務上又は自己の貢献に帰することのできない事由で生じた傷病により死亡した場合は、三万円の弔慰金を支給している。

満州に遺留された在外財産については、在外財産問題審議会において、総理大臣からの諮問に応じて、処理の方針を審議中であるので、その答申をまつて、慎重に方針を決定したい考えである。

満州において死亡した戦没者の遺骨引取りについては、今後の問題として充分考慮することとしたい。

厚生省未帰還調査部の定員増員に関する請願（第一二〇七号）　同

未帰還者留守家族等援護法の改正（第二十四回国会で成立）の趣旨に合致するよう行政機関職員定員法に検討を加えたいと考えている。

国民健康保険の完全実施に関する請願（十三件）（第一四四六、一五四九、一五八七、七五三、八〇五、一〇八九、一〇九八、一〇九六、一〇七、一〇九八、一〇九、一一〇〇、一一〇一、一一九六号）	同	国民健康保険の全市町村における完全実施については慎重に検討を進めているが、同事業の完全実施に伴う国庫補助制度に関してもあわせて研究することとしたい。
健康保険保養所奥多摩荘再建に関する請願（第四四三号）	同	健康保険の収支が不均衡を生じている現状では、予算の計上が困難なため、当分の間、その設置の見透しがつかない。
疾病保険の統合に関する請願（第一一〇二号）	同	医療保険制度の拡充調整については、医療保障委員会で審議中である。
母子福祉資金及び世帯更正資金全額国庫負担に関する請願（第一二七八号）	同	国の都道府県に対する貸付率及び補助率については、極力引上げるよう努力したい。
教護院の国立移管に関する請願（二十二件）（第一八五、一九一、二一五、二五六、四四〇、四六三、五〇〇、五〇一、五五三、八四九、一四〇二、一五二〇、一五二一、一五七一、一五九三、一五九四、一五九九、一六〇〇、一六〇一、一六〇二、一六〇三、一六〇九号）	同	現在の地方教護院を直ちにそのまま国立とすることは、現在の入所児童の質、その他について若干検討、研究の余地がある。又国立の施設は対象児童と比較し不足であるから目下設置すべく努力中である。
合併実施都市の保育所措置費及び保護者負担額の級地是正等に関する請願（三件）（第一四四五、一五五〇、一五八五号）	同	保育所措置費中事務費の限度額及び保育所の徴収基準の地域差の是正については十分検討したい。なお、徴収基準の改訂及び同一市内に二以上の保育所がある場合、事務費の徴収方式の改訂については、改訂の必要は認め難いが、今後検討したい。
後保護施設費増額に関する請願（第六四六号）	同	アフターケア施設については、設置費及び運営費の補助を行つており、昭和三十一年度末までは十二カ所の施設が完成する予定であり、今後も増設を検討中である。
結核回復者の後保護施設設置に関する請願（五件）（第一二四四、一三七四、一四四四、一五四八、一五八六号）	同	アフターケア施設は、昭和三十一年度末までに十二カ所完成の予定であり、今後も増設に努力したい。なお国庫補助の増額、立法化の問題等に関しても充分検討し、措置したい。
国立療養所の賄費増額に関する請願（二件）（第六〇九、九二一号）	同	国立病院、療養所の給食については、給食予算の活用により、内容は著しく向上しており、給食費の増額についても実現に努力したい。
国立病院等の看護婦定員確保に関する請願（二件）（第九五三、一三一八号）	同	職員定員はそれぞれの施設の実情に応じて適時適切に配置調整するようにしている。産前産後の休暇の代替要員についてはその都度職員を傭上げる等の措置を考慮中である。
国立療養所の看護婦定員増員に関する請願（第一三五六号）	同	右に同じ。
附添看護制度廃止に伴う対策樹立に関する請願（第一〇六四号）	同	看護体制については、既に実施されたが、今後とも改善に努力したい。
水道金融公庫設置に関する請願（二件）（第一一九〇、一二五〇号）	同	趣旨にそうよう今後努力したい。
原爆被害者援助に関する請願（第四七七号）	同	医療費の負担については、昭和二十九年以来広島、長崎両県に在住する者について研究治療を行つてきたが、今後更にその範囲の拡大実現に努力中である。
原水爆被災者の生活保障等に関する請願（三件）（第一〇三七、一〇六〇、一〇九四号）	同	健康管理の国庫負担については、昭和二十九年度より広島、長崎両県に居住する者について研究治療を行つてきたが、今後更にその範囲の拡大に努力中である。
保健所費補助増額に関する請願（第二二三号）	同	期末及び勤勉の二手当は、昭和三十一年度予算において負担対象となつたが、その他の諸手当を負担対象とし、負担率の引き上げは今後考慮したい。

参議院会議録中正誤

頁	段	行	誤	正
			○第三十五号	
六五七	三	三―四	土地台帳が、	土地台帳を
			○第三十六号	
六八五	三	八	訪問した	訪問したい
六九四	二	末	含ませて	含まれて
			○第三十七号	
七三六	一	終りから五	随意	随時
七四七	三	五	多交	外交
			○第三十八号	
八一七	一	一七	かすがみ、	かんがみ、
八四五	五	末	国産化を	国産化

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

所行　東京都新宿区市谷本村町一五
発行　大蔵省印刷局
電話九段（代表）二一五一番　官報課